

45~390cmまでと大きく開きがある。大人の遺体を伸展で取めるには明らかに長さが不足するものが多くあり、子供用若しくは改葬用など、通常とはやや異なる目的が考えられている。実際に、石原稲荷山古墳の前底部へ副次的に構築された小石櫛(長さ120cm)からは、中年女性の改葬骨が出土した。その境となる具体的な数字は判断としないが、130cm前後にある開きを捉え、これより小さいもの、即ち東町古墳1号石室(表1、No14)の126cm以下を小型として分類する。

小型に分類される49例は、昭和村から太田市まで広く分布し、構築時期も5世紀後半から7世紀までと偏りがない。このうち30例は無墳丘墓、若しくはその可能性がある。ほかに、上横伏遺跡M-4 b号墳のように所属する古墳の副次的な埋葬施設であるもの、墳丘があっても五日牛10号墳(4m)のように非常に小型のものや、空沢42号墳のような無墳丘墓にあったろう土饅頭を石で表現したようなものなどが含まれることは、階層的に下位の被葬者であることを強く印象づける。

では、大型のものはどうか。何をもって大型とするかは難しいが、身長が200cmを越える人は少ないであろうこと、205cmまでは分布が集中し、これ以上は希薄となることから石原東1号墳(表1、No16)の210cm以上を大型として分類する。全部で19例と少ないものの、小型同様に分布や時期が広い範囲で認められる。古墳の規模も、ごく僅かな墳丘であったと想定される行幸田畑中B遺跡1号墳から丸塚山古墳の主たる埋葬施設である3号石棺まであり、特定の強い性格はないようである。

大型の中で階層的上位の被葬者を想定する時、墳形や規模から丸塚山古墳や達磨山古墳がその例として挙げられる。副次的な埋葬施設ながら大型円墳に構築されている剣崎長瀬西古墳第2主体部なども、主たる埋葬施設の被葬者と強い関係を想定できることから問題ないであろう。副葬品に大刀や剣をもつ半田南原26号や南原128番地などもそれなりの階層的な位置にあると考えたい。このように想定できるものは13例あり、大型のもつ一定の性格を表現しているといつてよいだろう。残りの6例、川額南原2号・4号集石、石原東1号墳、行幸田畑中1号墳、轟山B号墳北石室、上植木光仙房10号墳については、これらを一括できる説明を用意できていない。

大型と小型の中間にある大部分のものは、時期や分布は勿論、小石櫛の規模と階層性においても明確な方向性はない。赤堀村300号墳のように径18mと比較的大型ながら小石櫛の長さは140cmであるものもあれば、上西根1号墳は無墳丘ながら180cmである。小石櫛が遺体の大きさに合わせて構築されているということのほかに、階層表現が古墳総体として成されているということだろう。

以上のことから、長辺の規模は総じて階層性を表す属性であり、特に小型のものにその傾向が強い。但し、単

純に規模の大小が古墳の規模や外表施設の有無、副葬品の質・量に結びつかないことは上に見たとおりである。**壁体構成** 壁体は、I：底面から蓋石まで1石で構成されるものと、II：2石以上で構成されるもの、に大別できる。空沢47号墳や赤堀285号墳下部石櫛(図6)などのように、壁体上端に蓋石を載せるための造作として、凹凸を無くす目的で薄い石あるいは小さい石を補助的に載せるものがある。これについては、石ノ塔古墳や三筆2号墳など同じ目的で粘土を使う例があり、II類のように壁体を積上げる意識に乏しいと判断してI類に含めた。

I類は用石の形状により2細別できる。なお、加工の有無や石材の種類を問わない。A：扁平・板状の礫を用いる。平な面を生かす結果、平積状になる。B：扁平でない礫を用いる。平な面を小石櫛の内面側に用いることにより、石が廻り方側に張り出すものが多い。

まず長壁について検討する。I類とする100例中、IA類は81例と殆どを占める。1石で構成される壁体は扁平・板状の礫を用いることと強い関係が見られる。小石櫛の内面のみでなく外面も平坦であることを求めたためと考えられ、箱状の施設を意識している。長軸を水平方向にするもの他に、安定が悪い垂直方向にするものがあるが、必要な高さを得るための工夫であろう³⁾。

B類は内面のみを平坦にしたものである。石材の入手に難があったことに加え、A類よりも箱状施設の意識が薄いことが窺われる。A類は各地域に見られ、分布的な偏りはない。B類は数が少なく安易な分析はできないものの、北毛と赤城南麓のみの分布であり、川原石のように扁平な形状が少い山石の入手が容易であることと関係しよう。構築時期のわかるものは多くないが、ある程度押さえられるもの53例(A類40例、B類13例)の内、A類は31例が5世紀中頃から、6世紀初頭に降下したFA前であり、5世紀後半に中心がある。達磨山古墳や丸塚山古墳といった大型円墳を含んでいることは重要であ

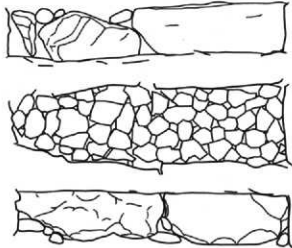


図6 赤堀村285号墳下部石櫛

る。B類はFA前の5世紀後半が7例、6世紀以降6例でありA類と比べて偏差が大きい。この点に箱状施設への意識が退化していることを想定したい。

II類は礎の積み上げ方により3細別できる。A：最下段が上段の石より大きく、根石として壁体の基礎となるもの。最上段に小口積が多い他は、一つの小石櫛において特に積み方に規則はなく、乱石積状である。B：根石が大きくなり、比較的均質なものを。A類同様乱石積状が多い。C：小口積を主体とするもの。基本的に扁平・円柱状の川原石を用いる。II類には積石塚と、これと関係の深い方墳が多く含まれる。積石塚の墳丘は礎の積上げによるものであり、II類に多いのは小石櫛の構築が墳丘と一体であり、技術的に似通っているためであろう²³⁾。ここでは積石塚と方墳を一旦除外して検討する。

II類で時期が判明するものは29例（A類19例、B類7

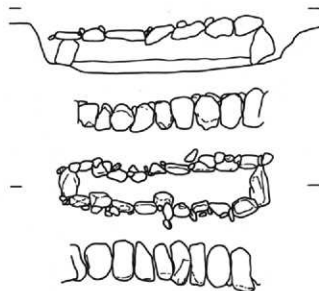


図7 上植木4号墳小石櫛(長壁IA類)

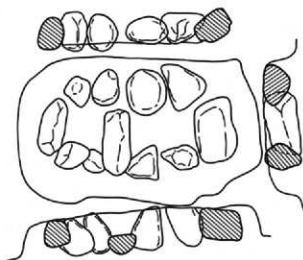


図8 下瀬名明神石櫛墓(長壁IB類)

例、C類3例)である。5割以上を占めるA類について分布上の偏りはない。古墳の規模などでも、無壇丘基から径20mで直刀や鏡を出土した赤堀村16号墳までと、階層との関わりもない。時期的にはFA前の5世紀後半から6世紀末以降まで広がるが、5世紀後半5例、6世紀前半に12例が集中する。6世紀後半以降が少ないのは小

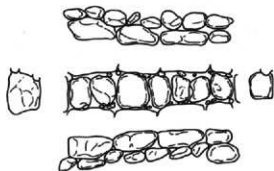


図9 白藤古墳群P-4号墳小石櫛(長壁IIA類)

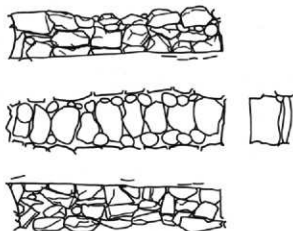


図10 赤堀村286号墳石櫛(長壁IIB類)

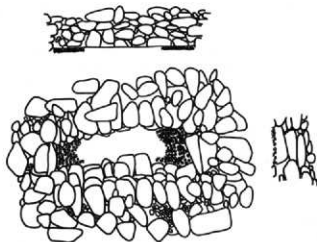


図11 正円寺古墳小石櫛(長壁IIC類)

石構全体の動向である。II A類の壁体はI類の壁体の上部に礫を積上げたものと推測でき、この時期的特徴はI類からの漸移的な変遷を示すものといえる²⁴⁾。

地蔵山古墳群や岸山古墳群など、小石塚の乱石積状の壁体が古墳群中の横穴式石室の壁体と似ており、技術的基盤を共有する可能性は十分ある。しかし5世紀後半の例は、その成立にあたって6世紀初頭の横穴式石室導入が契機とならないことを示している。

B類はA類同様に階層性は窺えないが、赤城南麓に多い傾向がある。この点は上述した横穴式石室の技術的影響があらう。時期は、FAに埋没する空沢48号墳と、副葬品から5世紀第4四半期が想定される少林山台22号墳を除いて、6世紀前半から前半であり、A類と共通する。A類と違って大きい根石をもたないことは、箱状の意識が退化するA類からB類への流れを想定するものだが、現段階では情報が乏しいこともあり、そうした状況を抽出するまでには至らない。予見として提示しておきたい。

C類は、小石塚の内外面ともに平面を成さない点で、これまでの構造とは異質である。C類の可能性のあるものを含めて14例中12例が赤城南麓に集中する。またおおよその時期の押さえられるもの9例中8例が6世紀以降であり、前葉から前半が多い。下野地域で同様の構造をもつ小石室は、横穴式石室の影響が指摘されている。

上野では初期横穴式石室の正円寺古墳に副次的に構築されたもの(図11)がある。正円寺古墳の横穴式石室(図14)は、具体的にどの様な積み方かは不明な点もあるが川原石を用いた多石構造であり、特に羨道部の構造が小

石塚と似る。被葬者間の関係同様に、埋葬施設構築の技術的關係も推察される。分布や時期の特性も、この関係を補強するようにみえる。

確かに上野の初期横穴式石室には川原石を用い、小口積を主体とするものが多い。梁瀬二子塚古墳の羨道部や若田大塚古墳、王山古墳などがそれであり、利根川以西にみられる。しかし赤城南麓では正円寺古墳と羽黒2号墳のみで、前二子古墳(図15)や洞山古墳、権現山2号古墳など山石の乱石積が主体であり、II B類に近い。このような状況を考えて、C類全てを周辺の初期横穴式石室に求めるのはやや無理がある。また、その初現についても断断のある可能性がある。白藤F-1号墳(円、約18m、図12)は周壁にFAの2次堆積と思われる層があり、周壁底面出土とされる土器(図13)もFA前のものとしてよからう。つまりC類は一部に横穴式石室の技術的影響が認められるものの、系譜自体は別である可能性が高い。

続いて短壁を検討する。短壁は長壁と異なって、横幅を1石で賄うという共通性がある。例外は少林山台22号墳東壁など数例であり、1石で足らなかった幅に対して補助的に用いる。但し五目牛南組356号遺構北壁、焼山北古墳は例外的に規模の似た礫を用いる。

壁体構成を長壁との関係で見ると、長壁I A類に対してはほぼI A類が対応する。異なるのは83例中12例であり、そのうち7例が片側のみである。空沢54号墳と南原108番地古墳がそれぞれII B、II A類と対応するが、二つとも6世紀代であり、長壁でみた年代観から外れない。

長壁I B類にはI類が対応する。片側または両側がI A類のものは6例あるが、II類はない。I類の長壁には

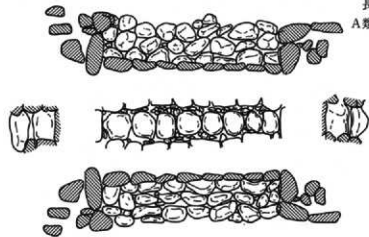


図12 白藤古墳群F-1号墳小石塚



図14 正円寺古墳石室側壁(羨道部中心)

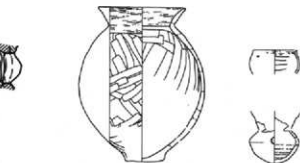


図13 白藤古墳群F-1号墳周壁出土土器(1/8)



図15 前二子古墳石室側壁(羨道部中心)

同じ構造の短壁が対応するのが基本であり、小石塚の各壁を1石で構築しようとする意識が高い。

長壁ⅡA類に対応する短壁は、Ⅰ類が2/3を占める。このことはⅡA類がⅠ類から漸移的に移行することと関係があると思われ、幅が狭い短壁は十分な大きさをもつ1石を用意しやすい。これは長壁ⅡB類の傾向を見るとよりはっきりする。積石塚と方墳を除いた長壁ⅡB類10例中で短壁がⅠ類なのは1例しかない。長壁ⅡA類よりも割合が減り、壁体を積上げる意識が高いと言える。長壁Ⅱ類を細分する一つの根拠となろう。

長壁ⅡC類には様々な短壁が対応し、特定の傾向は見いだせない。ここにも他のタイプにはない異質さを感じる。ただ短壁までⅡCとするものは五目牛南組365号遺構の頭位割しかなく、基本的に長壁に用いられる手法である。

以上のことから、長壁の壁体構成は時期差を強く表す属性とすることができる。その細分により細かな時期差を想定し、短壁の分析からこのことを補完した。また、積石塚や方墳がⅡ類に集中することを指摘した。次に初期群集墳の中でのあり方を具体的にみてみよう。

峯岸山古墳群は粕川の支流、蔵沢川沿いにある赤城南麓の複数の小丘陵上に形成される³⁰⁾。竪穴系の埋葬施設をもつ古墳は無墳丘墓を入れて14基であり、確認できるものは全て小石塚である。全長24mの帆立貝式古墳である赤堀村285号墳を中心に、20m級、10m級、5m級の円墳が展開する。古墳群中には6～7世紀にかけての横穴式石室をもつ古墳も築造されている。初期のタイプの横穴式石室も多く、6世紀前半頃を境に小石塚が築かれな

くなり横穴式石室墳へ徐々に移行すると考えられる。

もっとも古い小石塚はFA前の5世紀後半であり、赤堀村299号・300号墳がそれにあたる。どちらも20m級の円墳で、周囲の形態により299号→300号墳の順が想定できる。299号墳は墳頂部に2基の小石塚が並ぶもので、主たる埋葬施設である1号石塚は破壊されていたが、残る2号石塚と300号墳の小石塚は長壁・短壁共にⅠAである。他の古墳は小石塚の掘り方がFAを切断していること、横穴式石室墳との関係などから6世紀前半の築造である。赤堀村285号墳は主たる埋葬施設である下部石塚と、これに遅れて副次的に構築された上部石塚がどちらもⅠBである。残りはⅡA 6基、ⅡB 1基、ⅡC 3基であり、ⅡAには径4mから14mのものまでを含み、ⅡCも11mと無墳丘墓からなる。

地蔵山古墳群は、峯岸山古墳群から粕川を6km程下った小丘陵上に形成される³⁰⁾。5世紀中葉に大型円墳である連磨山古墳、蔵手塚古墳が築造され、その後この2基の周囲に7世紀までの群集墳が展開する。竪穴系の埋葬施設が想定されるものは15基であり、埋葬施設が確認できるものは全て小石塚である。6世紀第1四半期には初期横穴式石室墳が出現し、6世紀前半頃を境に小石塚から横穴式石室へと移行する様子は峯岸山古墳群と同様である。

連磨山古墳には3基の埋葬施設がある。壁体全てⅠAのA号石室とB号石室は墳頂部中央に平行して位置し、粘土槨は主軸を違えてやや外れた位置にあることから副次的なものと考えられる。蔵手塚古墳の主たる埋葬施設は槨であり、B構造・C構造はこれに後出する。どれ

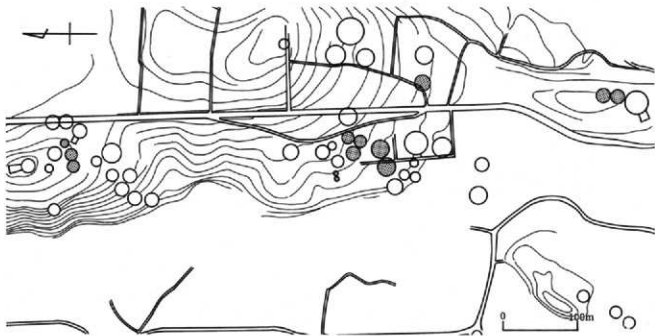


図16 峯岸山古墳群全体図(網掛けは小石塚墳)

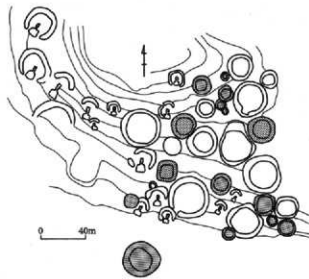


図17 地蔵山古墳群全体図(網掛けは小石塚)

ほどの時期差があるのかは判然としませんが、C構造がI Aとなる。

FAと墳丘の関係から5世紀後半に比定できる五日牛17号・24号墳はどちらも8m程の小規模墳で、壁体は全てI Aである。同じく5世紀後半の赤堀村8号墳は径20.5mと群中では大型の部類に属し、壁体は全てI Aである。残りは小石塚の掘り方がFAを切断しており、6世紀前葉に比定できる。内訳はI A 1基、I B 1基、II A 6基、II B 3基となる。I Aは径4mの小規模墳で、I Bは12mと中規模のものにみられ、II A・II Bは7~25mと幅が広い。

この二つの事例は、壁体構築が時期によって変遷し、古墳の規模など階層とは無関係であることがわかる好例である¹⁷⁾。

長壁と短壁の接点 長壁と短壁の接点の組み合わせ方にはいくつかの方法があり、先行研究でも地域差や時期差を示す指標とされた。設定されるタイプは様々であるが、本稿では清家章の分析²⁸⁾に倣い、H型、II型、ロ型を用いてそのありかたを見た。H型は短壁が両長壁に挟まれ、短壁の厚さ分程度内側に位置するものとする。逆に短壁が両長壁の外側に位置するものはII型とする。これ以外は全てロ型である。よってロ型は様々な形状を含み、箱形を指向している点を共通点とする。壁体II型については最下段から判断した。

H型は僅かに2例である。正観寺遺跡群G区石塚は両端が該当するが、若宮15号墳B号石塚は幅の短い足位側のみであり、単に目的の長さに合わせてだけの観がある。このことはII型により強く表れている。II型は先の若宮15号墳B号石塚を除くと全部で45例である。両端をII型とするものは石ノ塔古墳、万福寺6号墳など5例にすぎず、II型のものが全てII型を強く指向したわけではない。

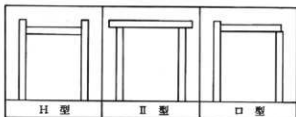


図18 長壁短壁接点模式図

残りのもので、もう一方の短壁が残存するものは全てロ型であり、31例ある。両短壁におけるII型とロ型の位置関係を見ると、少神山台22号墳や古海松塚9号墳など4例以外は全て幅の広い頭位側がロ型となる。これは、長壁間の幅が広ければ短壁の石の幅に近くなってロ型となり、反対に狭ければ短壁の石の幅が余ってII型となることを意味する。目的とする空間を確保することのみを考えた結果と言える。少神山例は頭位側の横幅に1石では足りずに2石とした結果、II型となったもので、古海例も頭位側に大きい礎を、足位側に小さい礎を用いた結果である。ロ型とII型の位置が逆であっても、用石の都合であってII型を指向したのではない。よって、長壁と短壁の接点の関係は上野に於いては考慮する属性ではない。

底面 底面の造作法から4分類する。底面の造作は何層かに分かれるものもあるが、最終的に視認できる最上層に基づく。I：扁平な礎を並べるもの。1石で横幅を踏える大ききの礎を使って主軸方向に1列で並べるものと、これより小さな礎を用いて床面全体に組敷くものがある。II：小さな礎を用いて玉砂利状に敷き詰めるもの。円礎が多いが、「砂利」などと報告されているものも含めた。III：粘土を貼るもの。IV：1枚または2枚の板状石で底面全体を踏うもの。加工した凝灰岩を用い、切り欠きを施すなどして端部に壁体を載せるものが多い。V：土を敷くもの、または掘り方底面を使用するもの。

IV類は重田古墳(図19)、台所山古墳、恵下古墳の3例のみである。粕川中流域の半径1km程に分布し、石材II B類で精緻な加工が目立つなどの共通点がある。これら3基は埋葬施設以外のデータが少ないが、重田古墳が6世紀前半で径12m程の円墳、恵下古墳が同じく6世紀前半で豊富な副葬品を伴い、径27m程の円墳であることから、時期はまとまる傾向があるが階層との強い関わりはみられない。

その他の4類はそれぞれ上野全体に分布しているものの、各群集ごとに一定の傾向を示すようである。空沢古墳群ではI類が5例、II類が1例、V類が3例で、I類が多い。この中には、FA前の31号墳やFP以後の52号墳があり、時期を問わない。同様に墳形や規模、積石塚か否かとも関わりがないことを指摘できる。但しV類に

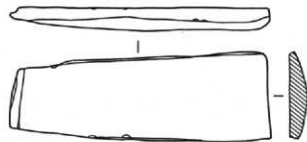


図19 重田古墳底石（断面D類）

については、無墳丘墓の47号・54号墳などにみられ、低階層の傾向がある。

上ノ山遺跡、大胡町5号・6号墳を含む茂木古墳群ではI類1例、II類10例、III類1例であり、II類に集中する。いずれも5世紀第4四半期前後のものと考えられる。時期差については検討が難しいが、最大規模の大胡町6号墳（17.5m）と最小の上ノ山漏3号墳（径4.1m）でII類が採用されている。また、空沢古墳群で多用されたI類が、無墳丘墓で小型の上ノ山遺跡1号竪穴式石椁に採用されている。

白藤古墳群ではI類12例、II類3例、V類10例である。I類は最大規模のF-1号墳（径約18m）から無墳丘墓のV-6号石椁まであり、階層とは関係がない。時期的にはあまり開きがないが、FA前のP-3号墳から6世紀第1四半期頃のA-1号墳までの期間が押さえられる。V類は全て無墳丘墓であり、低階層のものである。ただ無墳丘墓が全てV類ではなく、I類や茂木古墳群で多用されるII類の存在は重要である。

このように、各類は上野全体を見回した時、階層差や時期差に明確な関連はない。低階層への採用が多いV類であっても、大型の石石椁で墳径30m程の大鷲山古墳などにもみられることから、階層性のみをもって性格づけるのは難しい。各古墳群に特徴的なものがあり、それが空沢古墳群と白藤古墳群のように地域を越えていることから、底面の造作は集団差を表す属性としてよい。古墳群内で最も多い造作は集団を象徴するものであり、これを採用しない古墳は何らかの理由から大きく考えられる。底面が普遍的に集団差を表すとしてよければ、そこに出自の差を想定することも可能であろう。

裏込め・被覆 裏込めの詳細な状態が報告されているものはいずれも多くないが、用いる材質から大きくみて、I：礫のみまたは礫主体のもの、積石塚を除く。II：土（粘土を含む）と礫を併用するもの。III：土のみまたは土主体のもの、の3タイプがある。それぞれ上野全域で認められ、地域性はない。また階層性も認められない。

茂木古墳群では、同時期で最大規模の大胡町5号・6号墳（図20）で前者が3基ともI類⁹⁰、後者が3基ともIII類と、はっきり分かれる。続く規模の上ノ山漏1号墳で

はI類の可能性があり、同じ規模の2号墳では2基がII類となる。古墳群中の各古墳ごとに分かれる傾向がある。白藤古墳群ではFA前の盛土墳には3タイプ全てみられ、その他の属性と合わせても特定の傾向をもたない。無墳丘墓についても同様である。峯岸山古墳群では、時期差があることが報告されている⁹⁰。FA前の赤堀村299号・300号墳では粘土と礫を用いず、FA後のものは全て粘土と礫を交互に積み固めるとした。一古墳群や複数の埋葬施設をもつ古墳といった局地的なケースで、何らかの傾向を示す可能性があるかもしれない。

掘り方内で壁体上端付近の周辺に、礫を並べたり粘土を貼ったりするものがある。裏込め上面付近に相当し、裏込めが被覆して整えることや、裏込めの作業区に分あたることが考えられる。若宮F号竪穴式石椁（図21）は、掘り方上端の位置に蓋石と同じ向きで細長い川原石を並べ、蓋石との隙間には小振りな礫を充填する。更にその周囲にも礫が敷き詰められている。上植木光仙房遺跡2号・3号墳は、壁体上端のレベルで蓋石の周囲に礫を敷き詰める。裏込めは土が主体であり、裏込め上面に意図的に礫を用いたものである。特に2号墳（図22）は全体が比較的精美な長方形を呈し、視覚的效果を意図している。上綱引7号墳はやや粗雑ながら蓋石と同レベルで礫を敷き並べる。これと至近の距離にある上綱引M-2号墳（図24）は壁体上端付近に礫が並べられる。断面図において裏込めの分層ラインと一致することから、ここで作業が一旦中断され、埋葬等の行為が成されたと推測する。こうした例は塚廻り4号墳第2主体部などいくつかあるものの、検討できる資料が少量のみであり、特定の傾向を見いだすまでには至っていない。

蓋石を設置した後は、礫や粘土で目地を施すのが通例である。これとは別に、蓋石上に礫を並べたり、蓋石全体、時には裏込めまでを粘土で厚く被覆するものがある。半田南原26号・27号墳は、通常は蓋石の上にこれと同様の形状の礫を置き、2段になっている（図23）。無墳丘墓の白藤P-1号石椁でも5石の蓋石の上に更に同規模・同形状の礫を7石載せている。

また蓋石やその被覆が終わった後、通常は土で埋め戻されるが、いずれもFA後の6世紀前半から前半が想定される円墳である赤堀286号墳（径19.0～20.0m）や五目牛12号墳（6.7m）、南原108番地古墳（約8m）では掘り方上端まで礫を充填する。この3基を以て赤城南麓の6世紀前半の傾向を読みとることも可能かもしれないが、蓋石以上を失っている例が多く、これ以上の検討ができない。

粘土で蓋石を厚く覆うものは、FA前の五目牛24号墳（円、8.0m）、同じ時期の下瀬名塚越8号墳（円、約8m）、6世紀前半の塚廻り4号墳第2主体部（帆立貝式、22.5m）などに認められる。これも裏込めやその被覆と

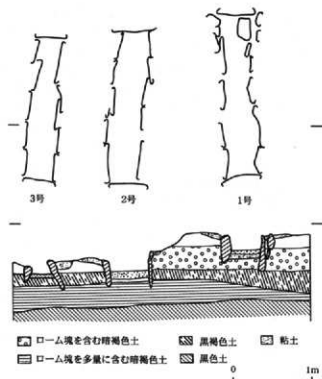


図20 大胡町6号墳小石塚断面図

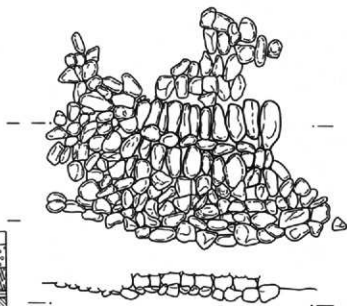


図21 若宮F号竪穴式石塚蓋石と被覆

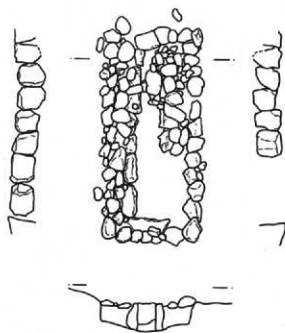


図22 上植木光仙房2号墳小石塚

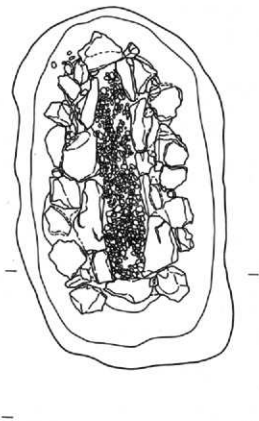


図23 半田南原26号墳小石塚断面図

図24 上綱引M-2号墳小石塚

同様、特定の傾向が認められず、意味のある分類を成すまでには至っていない。構築技法の一つとして状況を記述するにとどめた。

赤色塗彩 小石塚の内壁や蓋石の内側を赤色塗彩するものが19例ある。少山山古墳22号墳や西長岡南11号墳など、高崎から太田にかけて広く分布し、その内14例が赤城南麓である。特に、崖山山古墳群など粕川流域に多い。無墳丘墓で赤色塗彩を報告するものは無い⁴¹⁾が、5世紀後半の大型帆立貝式古墳である丸塚山古墳、5世紀第4四半期頃で20mクラスの大胡町5号・6号墳、6世紀前葉頃で10mクラスの崖山山3号墳と、時期や階層に関わりなく採用されている。

埋葬施設内部を赤色塗彩する行為は古墳時代の初めには既に行われており、いわば伝統的行為である。赤城南麓では6世紀前半から半ばを中心とした横穴式石室にも赤色塗彩が目立ち、共通の観念を異なる埋葬施設に適用していたことは興味深い⁴²⁾。こうしたことから、赤色塗彩は地域性を示す属性としてよいだろう。

4. 画期の設定

これまでの検討により、各属性に時期差・階層差・地域差・集団差を表すものがあることを明らかにした。小石塚が構築された時期を構造から細分する時、壁体構成を用いるのが有効である。以下では、主にこれに基づいて時期区分を提示したい。

1-1期 上野地域でもっとも古い小石塚は、連磨山古墳・兼手塚古墳の例から5世紀中頃と考えられる。どちらとも初期群集墳の形成直前に築造された大型円墳であり、小石塚は墳頂部に構築される。特に連磨山古墳A号石室は大型で、豊富な副葬品をもち、階層的上位とするにふさわしい。壁体は兼手塚古墳B構造を除いてIAである⁴³⁾。

1-2期 5世紀後半の段階である。空沢古墳群・白藤古墳群・崖山山古墳群など初期群集墳が各地に形成されはじめ、埋葬施設として小石塚が採用される。帆立貝式古墳や中小円墳、無墳丘墓には採用されるが、前方後円墳には採用されない。また、西毛とそれ以外の地域では採用する古墳の階層的な位置に差がある。壁体はI類、中でもIA類が中心である。この期の終わりまでにはIB・IIA・IIB類が出現し、次期へと続く。IIC類もこの頃に出現した可能性が高い。

2期 6世紀前半の段階である。引き続き群集墳の埋葬施設として採用される。初期の横穴式石室が出現して、この期の終わりまでには小石塚から移行する。壁体はII類、特にIIA類が中心であり、一部に横穴式石室との技術の共有が窺える。1-2期までに多くみられたI類は客体的となる。

3期 6世紀後半以降の段階である。横穴式石室が広く

普及し、小石塚は大きく減少すると共に階層的な位置を下げる。この時期に比定されるもので盛土の墳丘を有するのは西長岡東山14号墳(円、10m)のみである。他は7世紀代の横石塚である川瀬原古墳群や、無墳丘墓の空沢54号墳、前底部を埋め戻す際に構築された石原稲荷山古墳や周堀底面に構築された蟹沼東2号墳B標など古墳に付設された埋葬施設であることは、この時期における小石塚の階層的な位置を如実に表している。

5. 墓制への位置づけ

地域的動向 小石塚が採用され始めたのは5世紀中頃であり、明確にこれ以前に逆のぼる例はない。この時期の上野における政治状況を概観すると、まず5世紀第2四半期に、東毛の太田天神山古墳を頂点とした地域支配構造ができあがる。典型的な長持形石棺を有しており、大和王権との強い関係を窺わせるものである。これよりやや小型の長持形石棺が伊勢崎市お富士山古墳にみられる。この古墳は5世紀に入って赤城南麓に出現した最初の大形首長墳であり、小石塚を採用する丸塚山古墳はこれに続くものである。

5世紀後半になると、東毛に大型古墳は目立たなくなり、代わって西毛の榛名山東南麓で前方後円墳の造営が活発となる。5世紀中頃から第3四半期の岩黒二子山古墳、不動山古墳、第3四半期の上並榎稲荷山古墳、第4四半期の平塚古墳、5世紀後半に連続して築造された保渡田古墳群(井出二子山古墳、保渡田八幡塚古墳、保渡田葉塚古墳)などである。この時期の西毛の首長墓には埋葬施設として凝灰岩製の舟形石棺をもつという共通性がある⁴⁴⁾。上記の前方後円墳の他に、帆立貝式の若宮八幡北古墳や、高崎市地山古墳、甘奈町大山塚古墳など大型の円墳まで採用されている。前方後円墳は規模が似ており、太田天神山古墳のように際立った存在のものはない。舟形石棺に表象される政治的紐帯が存在したと考えられる。

この時期は古墳の動向以外にも大きな動きがある。電の普及、馬匹の生産、軟質土器・馬具・装身具などの半島系遺物の流入、山麓経営⁴⁵⁾、埴輪群像の成立などが挙げられ、人々の生活や社会のあり方などを一変させるようなものが多い。また、この動きが西毛地域のみ、または西毛地域から始まることは、西毛地域が5世紀後半の上野における主導的役割を果たしていたことを示している。

同時期の赤城南麓では、前方後円墳の今井神社古墳や豪族居館とされる荒砥荒子遺跡の存在などから、お富士山古墳以降の首長の活動が、順調に継続していることが窺える。小石塚を伴う初期群集墳の展開もこのことを裏付けるものだろう。ただ、その活動は赤城南麓別個のものではなく、西毛地域との関わりが考えられる。このこ

とを示すのが石製模造品と舟形石棺である。

石製模造品⁴⁶⁾は前期末頃から西毛で製作が開始され、5世紀前半を中心に6世紀前半頃まで古墳に副葬される。その中心は西毛にあるが、赤城南麓でも御富士山古墳をはじめ、上畑井稲荷山古墳(円墳)などで認められ、伊勢崎市八寸大道上遺跡では製作工房が確認されている。東毛では太田市鶴山古墳のみであり、西毛地域の赤城南麓とのつながりと、東毛地域との関係の希薄さを見ることが出来る。

舟形石棺は、広瀬川以東の赤城南麓では地藏山古墳群中の赤郷村16号墳⁴⁷⁾と台所山古墳⁴⁸⁾の2基がある。また、本稿で取り上げた重田古墳底面の石材が断面三角形を呈すことや、同じく恵下古墳の底面の石材が窪められていることに舟形石棺の影響が指摘されている⁴⁹⁾。東毛地域には全く存在せず、石製模造品と同様の地域関係を眺みとることができよう⁵⁰⁾。

小石塚の階層的な位置 このような状況の中で、西毛と中毛地域に小石塚が濃く分布し、東毛に希薄なことは単なる偶然ではない。西毛では帆立貝式古墳や大型円墳まで首長墓の棺制である舟形石棺が認められており、これより下位の群集墳などに小石塚が採用される。赤城南麓以東では舟形石棺に示される紐帯からは外れており、基本的に舟形石棺を用いることはできない。前方後円墳の今井神社古墳(71m)や大型の帆立貝式古墳である舞台1号墳(42m)の埋葬施設は不明であるが、小石塚が群集墳中の小型円墳だけでなく大型円墳や帆立貝式古墳など前方後円墳に次ぐクラスにも採用されている。

5世紀後半は地域開発が大きく伸展し、新しい勢力が

力を伸ばしたことによって古墳自体の数が増加した。さらに従来古墳を造れなかった階層までが古墳を造るようになった。初期群集墳の成立背景もこの点にある⁵¹⁾。小石塚はこうした階層が造墓するにあたって、首長墓と棺制を区別するために導入されたものであり、榛名山東麓の首長の支配地域と、これと強い関係をもつ地域に導入されたと考えられる⁵²⁾。

西毛で小石塚が採用されるものの中には、積石塚や方墳が含まれる。高崎市剣崎長瀬西遺跡では初期群集墳として円墳、方墳、積石塚、無壇丘墓が調査され、埋葬施設が確認できるものは全て小石塚であった。古墳群の一面に集中して分布する方墳と積石塚は、副葬品や隣接する集落から出土する軟質土器、初現的な甎の存在などから、渡来(系)人のものであり、方墳や積石塚は彼らの出自を表現するものと指摘されている⁵³⁾。同様の構造をもつ古墳は、規模の大小はあれ、下芝谷古墳、坂下町古墳群、東町古墳、空沢古墳群など榛名山麓に広く認められる。こうした出自表現は、盛土円墳との差を表現するものであり、方形であることや積石による低壇丘が直接的に韓半島の墓制と結びつくわけではない⁵⁴⁾。

小石塚は一定の階層以下の棺制として上野地域に広く導入されたものであり、それは在地の墓制論理に基づくものであって、渡来(系)人の墓にも等しく用いられているのである。

系譜 2章で、小石塚と同様の形状の埋葬施設について、竪穴式石室との関係を論じた研究を紹介した。上野では前期の埋葬施設は主に粘土塚であり、5世紀前半以前に遡る小石塚の確実な例も無いことから、当地域における

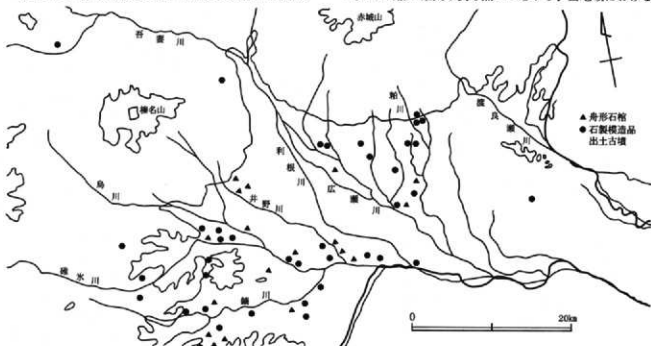


図25 舟形石棺・石製模造品出土古墳分布(註46右島・榎田文獻より)

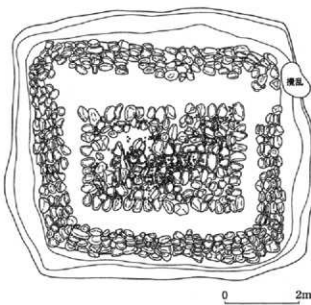


図26 剣崎長瀬西5号墳

関係は考えられない。

小石塚は石室ではなく棺の機能を果たしていることを思えば、プロトタイプとしては木棺が相応しい。上野でも弥生時代の渋川市有馬遺跡から箱状の木棺の存在が想定されており⁸³⁾、また古墳時代前期でも子持村田尻遺跡⁸⁴⁾などで箱形木棺が確認されている。調査例も少なく、依存状態も悪いために形状を細部まで復元できないが、古墳時代の墓制の中で伝統的に続いていると考えてよいだろう。

小石塚の壁体構成として古いタイプのⅠA類は、底面から蓋石までが1石であることと壁体の薄さに特徴があり、箱状の埋葬施設を意識している。板材を用いた箱形木棺に形態が極めて近い。前代まで周溝墓や直葬の土坑墓に用いられた木棺が、礎を用いた小石塚に変化した事を窺わせる⁸⁵⁾。このことは、従来木棺に葬られていた人々の社会変化に伴う階層の上昇が原因であり、小石塚の導入期に首長墓の棺が木から石へ変わったことが影響していると考えられる。下位階層の墓制が上位階層の墓制を指向する現象⁸⁶⁾として理解したい。

6. おわりに

以上のように、不十分ではあるが上野の小石塚を総合的に分析することにより、この遺構のもつ様々な性格が明らかになった。また、社会の大きな変革期における小石塚の存在する意義をかみま見ることができたのではないかと考える。

本稿では上野地域に限って小石塚のあり方を論じた。同様の埋葬施設が全国に分布していることは古くから指摘されている通りであり、他地域との関係が当然問題に

なってくる。5世紀後半の時代の流れは広く列島に共通するものであり、小石塚の導入が上野地域内での墓制として行われたとはいえ、全く他地域と無関係であったとは考えにくい。こうした点は今後の課題としたい。

本稿をまとめるにあたり、助言や協力をいただいた石村崇史、梅澤克典、大澤 務、薩見和広、戸神晴美、徳江秀夫、南雲繁子、福田貫之、右島和夫の各氏に謝意を申し上げます。

註

- 1) 箱式棺状内部主体、壱穴式小石室、箱式棺状石塚など様々な呼称があるが、本稿では壱穴式小石塚と表記。
- 2) 尾崎喜左雄 1970 『棺塚』『考古学講座』新刊 原史文化 下 雄山閣
- 3) 尾崎喜左雄 1971 『壱穴式古墳の編年』『前橋市史』1 前橋市史編さん委員会 本稿では『箱式棺状内部主体』と表記。
- 4) 尾崎喜左雄 1962 『古墳の話』世界社
- 5) 梅沢克典 1996 『第四章第一節 平野の開発と古墳の出現』『太田市史』通史編 原始古代 太田市
- 6) 板塚一寿 1988 『群馬県における壱穴式小石室の諸相』『群馬の考古学』群馬県埋蔵文化財調査事業団 本稿では『壱穴式小石室』と表記。註7)も同じ。
- 7) 板塚一寿 1990 『壱穴式石室』『群馬県史』通史編 群馬県史編さん委員会 の中には、現在の知見で無袖型壱穴式石室とされるものを含む。
- 8) 荒木勇次 1997 『1. 石原東1号墳の壱穴式石塚について』『石原東古墳群』渋川市教育委員会 本書では『壱穴式石塚』と表記。
- 9) 松村一昭 1977 『IV 編年の考察』『赤瀬村事跡山の古墳』2 赤瀬村教育委員会 本書では『壱穴式石塚』と表記。
- 10) 飯塚 誠 1988 『1. 古墳のまとめ』『上植木光仙所遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団 本書では『箱式棺状壱穴式石室』と表記。
- 11) 飯塚 誠 1991 『芳賀西部団地遺跡の古墳について』『芳賀西部団地遺跡』前橋市教育委員会 本稿では『壱穴式小石塚』と表記。
- 12) 鳥居竜蔵 1891 『磐島近傍の石棺』『人類学雑誌』63(複製) 東京人類学会
- 13) 後藤守一 1934 『箱式石棺』『世界歴史大系』2 平凡社
- 14) 小野真一 1960 『組合式箱形石棺の考案—駿河湾地方を中心として』『考古学雑誌』46-1
- 15) 松岡文一 1960 『川之江市史』1 川之江市教育委員会
- 16) 三木文夫 1962 『第二編 利包及び内谷組合式石棺の研究』石井 徳島県教育委員会
- 17) 茂木雅博 1971 『二、箱式石棺について』『常陸大生古墳群』大塚 曾根 雄山閣
- 18) 上野恵司・安永真一 1989 『下野・箱式石棺考』『前橋県考古学会誌』11
- 19) 上野恵司 1993 『総における古墳時代後期の埋葬施設の研究—箱式石棺—』『立正考古』32
- 20) 常川勇夫 1972 『鏡田富士山古墳群』栃木県教育委員会
- 21) 沢沢 謙 1974 『栃木県内出土の箱式石棺について』『下野古代文化』創刊号
- 22) 秋元陽光 1990 『所謂「小石室」についての意見書き』『前橋県考古学会誌』12
- 23) 註3)と同じ。
- 24) 山中英彦 1974 『東京ノ古墳群』東京ノ古墳群発掘調査団
- 25) 上野志志 1974 『七夕池遺跡群発掘調査概報』志免町教育委員会
- 26) 小田豊文 1976 『野田東郡7号墳主体部について』『柳原野道跡』柳原野道跡調査団
- 27) 中間研志 1966 『壱穴式石室・石棺系壱穴式石室』『甘木市所在樹

- 原古墳群の調査」II 福岡県教育委員会 など。
- 23) 名本二六雄 1983 「整穴式石室A型小石塚」『遺跡』23
- 24) 福永伸也 1992 「4 近畿地方の小型穴式石室—長法寺南原古墳前方部小石塚の意義をめぐって—」『長法寺南原古墳の研究』大阪大学南原古墳調査団
- 25) 清家 章 2001 「畿内周辺における箱形石塚の型式と集団」『古代学研究』152
- 26) 遺体を直埋納めたという確実な証拠はないが、小石塚の規模や、釘など物の存在を想定させる遺物が無いことによる。特に幅が広いことや高さが高いことが特徴的であり、棺を納めるだけのスペースはない。但し、破壊等により構築時の高さは不明なものも多く、本稿の事例収集ではその場合幅を参考にした。また、「塚」という用語についての論争や問題点は承認しているが、新たな造語によって誤に誤を招くことを避けるため、このままだ。
- 27) 基本的に、報告書等で図面が公表されており、情報量から検討に適するものを集めた。小石塚の可能性が報告されていない破壊の著しいもの理由で載せていないものもある。従って実際にはこの著より多くの数が調査・報告されている。なお、棺をもたないという特徴から墳輪は除外した。
- 28) 古墳築築前に地山を整形するための浅い掘削や、小石塚の積石設置のための地盤は日類から除く。正円古墳や楕圓形285号墳上部石塚のように前次的に盛土内に構築されたものは1期から除く。
- 29) 上野地域の積石塚については、橋本博文による集録(1999「上野の積石塚再論」『東国の積石塚古墳』山梨県考古学協会)や大塚昌彦による論考(1999, 2003「群馬の積石塚」、『群馬考古学』9, 13)などがあるが、現状では研究者間で共通の定義が成されるまでに至っていないと認識している。本稿では墳丘を機のみで構築するものを積石塚とした。
- 30) 文獻83に同じ。
- 31) 船島勝男 1988 「V 主体部の石材について」『三峯古墳群』埴町教育委員会
- 32) 扁平・板状の礫を壁体とするには、礫を安定させる造作が必要となる。掘り方断面の壁体の位置を断面図に示すため、中央部分を一段低くしたりして礫を捉えやすくしているものがある。また「差込み」などの表現で報告されているものもこの一種である。掘り方断面に礫の形状に合った穴が見られるものがこれに当たると。ただし、あらかじめ設けたものが、打ち込んだ結果のみは判然としない。I A類に伴うものが殆どであるが、I B類やII A類にも見られること、この造作の有無が報告されていないものや断面図のみは判然としないものも多いことから、壁体分類にかかわらず、広く壁体を安定させるための工夫と考える。ただ、II A類のものは石室E-1号石塚のように2段積の上段が細断的とも見せるものもあることや、短壁も差込みと考えられることからI A類の可能性もある。後述するように小石塚の掘形を本稿に求める場合、差し込んでいるのか否かは本稿の構造と関わる可能性も考えられる。小石塚の構築法を明らかにする点からも、この造作については今後検討を要する。
- 33) 坂下町1・2号墳は方墳で、2号墳は積石塚と思われるが、I A類である。1号墳は旧地表下に掘り方を設けて壁体を構築しており、扁平・板状石を用いやすいことが関係しよう。
- 34) 1期・II類とも内面が箱状で遺体の大きさを基本に構築される点、直埋納めを収めると考えられる点は共通している。加えて1期からII類への流れを想定できることは、2章でみたように上野以外の地域では分けて考えられることもある両者を、本稿では小石塚として一つに論じた所以である。
- 35) 文獻62に同じ。
- 36) 文獻76に同じ。
- 37) このほか、轟山F号墳は一つの古墳の中で壁体の時期的変遷が顕著。旧地表下と墳丘内に2基の小石塚が構築され、下部埋葬施設が上部埋葬施設に先行する。壁体は前者がI A、後者がII Bとなる。
- 38) 註25に同じ。清家はロ字形タイプについて「形制壁が長脚壁のものとも配置されるという特徴」を重視し、「石塚をロ字形であることを示している」とした。
- 39) 1号・3号に後出する2号では、断面図に石と共に半円形の面積を粘土が占めているように見え、B類の可能性もある。
- 40) 松村一昭 1977 「IV 編年の考察」『赤堀村岸山古墳』2 赤堀村教育委員会 注。FA 前の例に挙げた赤堀村299号墳2号石塚は、溝底に礫を主体とする1号石塚に後出すると考えられる。このほか、岸山5・6号墳は遺構の事実記載では礫を用いることが記述されるが、土を併用することには触れていない。この点は図面や写真等でも確認できない。事実記載で粘土(土)を礫を交互に積むことが記述されているのは全小石塚中の半分である。
- 41) 本稿の事例からは外したが、5世紀後半の倉賀野万福寺SK47墳輪棺で、小石塚状の掘いに入れられる礫に赤色塗彩されていることが報告されている。
- 42) 上綱引遺跡Z-1号石塚墓では、側面位の掘り方埋め土より「ベンガラと思われる直径5cm程度の朱色の塊」の出土が報告されている。塊ながら掘り方写真が掲載されていたため断定はできないが、筆者は構築時あるいは埋葬時に行われた祭祀に関わる遺物と想定している。本事業団で平成15年度に発掘調査した、和川流域に所在する伊勢崎市本間町古墳群の小石塚掘り方からも同様の塊物が出てしまっている。今後整理作業が行われる予定であり、報告書の内容を待って検討したい。
- 43) これまでにも示したように、豪華塚古墳の3基の埋葬施設は時期差がある。小石塚のB・C構造は主たる埋葬施設であるA構造に遅れることから、5世紀半以降の可能性がある。B構造とC構造にも壁体には差がある。前者はII B、後者はI Aである。これによって更なる時期差を想定することも可能である。
- 44) 柳沢昭宏 1981 「解説」『群馬県史』資料編3 群馬県史編纂委員会
石島和夫 1990 「古墳からみた5、6世紀の上野地域」『古代文化』42-7
徳江秀夫 1992 「上野地域の角形石塚」『古代学研究』127
45) 若狭 徹 2002 「古墳時代の地域経営—上毛野クマラ地域の3〜5世紀—」『考古学』49-2
46) 女屋和志雄 1988 「群馬県における古墳時代の玉作り」『群馬の考古学』群馬県埋蔵文化財調査事業団
石島和夫・徳田誠志 1998 「東国における石製模造品出土古墳」『高崎学術研究』9
深沢敦仁 2001 「群馬県の石製品・石製模造品製作地について」『考古学』群馬県史編纂委員会論文集
47) 本古墳は小石塚を主たる埋葬施設とする。旧地を少し掘り留めて複数の地盤を用い、旧地表と同レベルで小石塚を構築している。角形石塚は耕作による破壊が進行する中で発見されたもので、小石塚に後出する両穴の埋葬施設である。
- 48) 福島 晋 1924 「問の山古墳(台所山)と其の發掘品」『上毛及び上毛人』102
本古墳は本稿集約の台所山古墳と同一名称であるが、別の古墳である。本古墳は上記文献によれば径20-30mの円墳で墳頂下1.5m層に石が設置されていたという。乳文鏡、大刀、直刀、馬具など多くの遺物が出土し、東京国立博物館に収蔵されている。
- 49) 註44徳江文献。徳江は赤堀村16号墳と台所山古墳の角形石塚を大別して同一形式とし、東田・西下両古墳はこの形式の影響があるとした。
- 50) 6世紀前期の初期穴式石室の導入は、西毛と赤城郡麓がほぼ期を一にしており、両地域の強い関係を示す。上野の各地域間の関係は、石島和夫 2002 「古墳時代上野地域における東と西」『群馬県立歴史博物館紀要』23を参照した。
- 51) 石島和夫 1993 「上野における群集墳の成立」『関西大学考古学研究室新設の周年記念考古学論叢』
52) 西毛との関係の希薄さから小石塚が客体的な方角を示す東毛では礫礫などが関係する。そのような中で、5世紀第3四半期の轟山古墳が小石塚に似た構造の埋葬施設を有する。詳細は不明であることや、釘の出土から木棺の存在も考えられることから本稿の検討からは外したが、石製模造品が出土していることは示唆的である。
- 53) 黒田 晃 2003 「鉾崎長壽寺遺跡と覆土A」『高崎学術研究』12
土生田雄 2000 「群馬県における積石塚古墳の諸相」『古墳時代東国における渡来系文化の受容と展開』専修大学文学部
文獻23-24

- 54) 土生田純之 2003 「朝崎長瀬西道跡1区における方墳の性格」文獻24
- 55) 「有馬道跡」II 1999 群馬県埋蔵文化財調査事業団 有馬道跡では葬儀の遺存状態から底版が無い構造だった可能性が高い。また掘り方石状から側板を差し込んだと想定できるものがある。
- 56) 石井彰之 1999 「旧民道跡」『群馬県道跡大辞典』群馬県埋蔵文化財調査事業団

- 57) 小石塚の長壁と短壁の接点の形状は口型が多いことから、これと同様の木箱の構造を推測する。底版と側板との関係については註32でみた通りである。
- 58) 註53土生田文献。前期における割竹形木棺と粘土土器の導入、後期における横穴式石室の導入と普及等、大和と上野あるいは上野の内部など様々な関係においてこの種の現象をみる事ができる。

表1 型穴式小石塚一覧

№	遺 跡 名	墳形・規模	時 期	副葬品	構造	石材	加工	規模(長×幅×高)	長壁	短壁	長短壁	底版	溝込み	彩色彫刻	文献
1	丸墳遺跡	無残瓦葺	?	管玉?	?	?	?	170×43~31×32~25	1A	1A	II, 欠	I		1	
2	石ノ原古墳	円, 16m	5c3/3	直刀1, 刀子2, 鏃2, 斧1	II	I		180×48~32×42~32	1A	1A	II	II	I	2	
3	川原原2号墓石	方, 横石塚 6.0×5.3	7c		II	I		228×60	II?	I B				3, 4	
4	4号墓石	方, 横石塚 4.4×2.8m	7c		II	I		220×40×20	1B?	I B	II, 欠	I		#	
5	5号墓石	方, 横石塚 3.9×2.4m	7c		II	I		60×16×24	1B?	I A, B	II, 欠	II		#	
6	6号墓石	方, 横石塚 2.7×2.4m	7c		I			100×36~22×22	II?					#	
7	鎌石古墳	円, 横石塚, 7m	5c4/4	無し	I	I		185×60~50×50	1B	1B?				5	
8	八山古墳	円, 横石塚	6c1/3	鉄剣3, 鏃1	II	I		165×55~35~25	1A	1A	II, V	I		6	
9	松下町1号墳	方, 2.5×2.4m	5c3/3	無し	II	I		175×45~20×20	1A	1A	II	I		7, 8	
10	2号墳	方, 横石塚 3.0×2.5m	5c3/3					202×51~36	1A	1A	I			#	
11	3号墳	方, 横石塚 3.0×2.2m	5c3/3					158×38~25						#	
12	4号墳	方, 横石塚 3.0×2.0m	5c3/3					138×38~12						#	
13	6号墳	方, 横石塚, 4.9m	5c3/3	白玉2	I?	I		184×46~25×25						#	
14	藤原古墳1号石室(北)	方, 横石塚, 5.5m	5c3/3	刀子1, 鉄剣2, 鏃1, 鉄鏃1	I?	I		126×24~17×30	II A	I B, II A	II, 欠	II		8, 9	
15	古墳2号石室(北)		5c3/3	無し?	I?	I		207×25~18×30	II A	I B	II	II		10	
16	石原東1号墳	円, 5m	6c後半	鉄剣1	II	I		210×50-68-48×42	1A	1A	II	II		11	
17	空沼渡部2号墳	円, 12m	5c3/4		I?	I		685A, 磁かやぶ						12	
18	31号墳	円, 横石塚 4.3×2.8m	5c後半		I	I		185×49~39×39	II B	II B	II, I			13	
19	34号墳	方, 4.5m			I	I								14	
20	36号墳	円, 横石塚, 2m	5c後半	無し	I	I		74×15×13	I B	I B	II, V			#	
21	42号墳	横石塚?	5c後半		II	I		80×26×20	II A	II A, II B	II			15	
22	46号墳	長方形?, 0.7m	5c後半	玉環136	II	I		170×25~20,	II A	II A	II, I	II		16	
23	47号墳	無残瓦葺	5c後半	無し	II	I		30×20×20	I B	I A, I B	II, V			#	
24	48号墳	円, 5m	5c後半		II	I			II B			II		17	
25	52号墳	円, 横石塚, 5m	6c後半~		II	I		180×40~30	II B	I A	II, I	II		18	
26	53号墳	方, 2.2m, 横石塚	6c後半	無し	I	I		75×30×25	II B	I B	II, V			#	
27	54号墳	無残瓦葺	6c後半~		II	I		50×30×30	1A	II B	II, V	II		#	
28	行幸田中島道跡1号墳	横石塚?	5c後半	無し?	II	I		228×42~37×40~25	II B	II A	II, V			19	
29	平田岡原26号墳	円, 18.4m	5c3/3	直刀1, 鉄剣1, 鉄鏃2	I	I		225×40~20×28~24	II A	I B	II, I	I		20	
30	27号墳	円, 8m	5c3/3	無し?	I	I		149×30~24×22~14	II A	I A, II A	II, I	I		#	
31	伝道東1号墳1号石室	円, 10m	5c後半	無し?	II	I		88×35×28	1A	1A	II	II		21	
32	2号石室	円, 10m	5c後半	刀子3	II	I		90×32×37	1A	1A	II	II		22	
33	伝道東2号墳	円, 9m	5c後半	無し?	II	I		90×32×37	1A	1A?	II	I		23	
34	下志谷古墳	方, 上段横石塚, 5.5m	5c後半	多珠	I	I		220×60?70?~50×50	II B?	II B, II C	II			24	
35	少林寺山道跡22号墳	無残瓦葺	5c4/4	大刀1, 鏃1, 斧1	II	I		191×56~37×35	II B	II B	II, II	II	有	25	
36	朝崎長瀬西道跡2主体部	円(横穴), 25.3m	5c3/3		I	I		215×60	II?	II?	II	II		26	
37	朝崎長瀬西道跡3号墳	方, 4m	5c3/3	大刀1	I	I		230×50	II?	II?	II			27	
38	正興寺遺跡G区石塚	無残瓦葺	5c後半		II	II A	有	80×20×15	1A	I A	II, V			28, 29	
39	石塚岡南古墳	円, 30m	6c後半~	無し	I	I		120×58~49×50?	II A	II B	II			30	
40	舟橋道跡1区1号石塚	無残瓦葺			II	I		175×25~25×15	1A	I A, II, 欠	I			31	
41	下野道跡1地区B区1号石塚	無残瓦葺			II	I		170×25×18	1A	I B	II, V			32	
42	D区1号石塚	無残瓦葺			II	I		135×30×23	1A	I A	II, V			33	
43	寺本地区1号石塚	無残瓦葺			II	I		110×30×20	1B	I A	II			34	
44	倉賀野万福寺2号墳	方, 7m	5c後半	刀子1	II	I		180×40~35	II C	I B	II, I	I		35	
45	6号墳	円?	5c後半	鉄剣1, 刀子1, 白5, 28	II	I		67×22~16×16	II B	I B	II, II	II	有	36	
46	倉賀野万福寺日 SK25	無残瓦葺			II	I		54×35	1A	1A	II	II		37	
47	SK48	無残瓦葺			II	I		65×22~10	1A	1A	II, II	II		38	
48	SK49	無残瓦葺			II	I		140×30	I B					39	
49	SK44	無残瓦葺	7c?		II	I		67×31	II A	I B	II, II	I		40	
50	乙武中道跡	無残瓦葺		片瓦2	II	I		152×35×32	II A	I A	II	I		41	
51	石宮A号古墳頭下小石室	無し			II	I		77×22~21×15	1A	I A	II	II		42, 43	
52	石宮B号古墳A号石塚	円, 18m	5c後半	鉄剣2, 刀子1	I	I		168×35~22×15	1A	I A	II, I	I		44	
53	B号石塚	5c後半			I	I		169×26~21×12	1A	I A, II	II, I	I		45	
54	石宮古墳群下号石塚	無残瓦葺	5c後半	大刀1, 鉄剣9	I	I		175×34~25×21	1A	I A	II, I	I		46	

No.	遺 蹟 名	形状・規模	時 期	副葬品	構造	石材	加工	規模(長×幅×高)	位置	埋蔵	発掘時期	調査	調査の 所在地	文献	
35	若宮古墳群M号石塚	無墳石塚	5 c 後半	芥、鉄鍬など	II	I		147×38×33	IA	IA	II	II		#	
36	下城遺跡 S230	無墳石塚			II	I		229×70×20×15	I		V			36	
37	# S231	無墳石塚			II	I		180×25×15	I		I	I		#	
58	玉村万号墳下式石塚	無し			II	I		48×35×22	IA	IA	II	II		37, 38	
59	オノ原古墳	無墳石塚			II	I		185×35-21×45-35	IA	IA	II	II		39	
60	青葉原古墳M-2号墳	無墳石塚	耳塚		II	I		170×60-30×30	IA	IB?	II	I		40	
61	# M-1号墳	円、9m	5 c 2/3~		II	I		190×45-30×30	IA	IB	II	I		#	
62	# M-30号墳	無墳石塚			II	I		173×30×30	IIA	IB	II	V	II	#	
63	小瓶子山古墳上段石塚	無墳石塚			II	I		92×35-20×30	II	IA、 IB	II	I		#	
64	正四角古墳	前方後円墳	6 c 初期	無し	II	I		160×45-25×44	II	IB	II	II		42, 43	
65	西小崎遺跡5号墳	無墳石塚?			II	I		134×60-54×50	IA	IIA	II	II		44	
66	大畑5号墳1号石塚	円、17.8m	5 c 4/4	碧玉3、鉄鍬1	II	I		197×40-31×30	IA	IB	II	II	I	45, 46, 47	
67	# 2号石塚		5 c 4/4	勾玉1	II	I		191×35-27×25	IA	IA	II	II	I	#	
68	# 3号石塚		5 c 4/4	鉄鍬1、銅小鏡1	II	I		194×43-33×20	IA	IA	II	II	I	暫	
69	大畑6号墳1号石塚	円、17.8m	5 c 4/4	無し?	II	I		197×40-31×30	IA	IA	II	II	I	47, 48, 49	
70	# 2号石塚		5 c 4/4	鉄鍬1、刀子1、 玉など	II	I		188×32-31×35	IA	IA	II	II	I	#	
71	# 3号石塚		5 c 4/4	無し	II	I		173×24-20×20	IA	IA	II	II	I	#	
72	上山山1号墳(上山山古墳)	円、14m	5 c 4/4	鏡片1	II?	I?		193×50-33×25	IA	IA	II	II?	I	47, 50	
73	上山山2号墳1号石塚	円、13.6m	5 c 4/4		II	I		180×70-40-7×30	IA?	IA	II	II		50	
74	# 2号石塚		5 c 4/4	無し	II	I		186×46×20-22	IA	IA	II	II		#	
75	# 3号石塚		5 c 4/4	無し	II	I		178×40-37×20	IA	IA	II	II		#	
76	上山山3号墳	円、4m	5 c 後半	鏡片1、鉄鍬1	II	I		192×40-35×23	IA	IA	II	II		#	
77	上山山遺跡1号聖穴式石塚	無墳石塚	5 c 4/4~	無し?	II	I		83×26-21×16	IA	IA	II	II		#	
78	# 2号聖穴式石塚	無墳石塚	5 c 4/4~	無し?	II	I		125×24-22×16.7	IA	IA	II	II		#	
79	観音塚古墳	円?、18m?	6 c		II	I		178×48-35×31	IB	IB	II	II	I	暫	
80	京田遺跡群1 京田遺跡2号墳	円墳、11m	6 c ?		II	I			II					52	
81	# 11号墳	円、10.5m	6 c ?		II	I		170×45×30	II	IA	II	II		53	
82	観音塚古墳	6 c 後半~			II	I	有?	185×51-47×32×42	II	IB	II	II	I	有	54, 55
83	横濱遺跡群 上横濱遺跡 M-2号墳	無墳石塚?	6 c 後半~		II	I		149×31-25	II		II			56	
84	# M-4号墳	円墳内	6 c 後半~		II	I		55×20	IA	IA				#	
85	# M-1号墳	円?			II	I		173×47×50	IA	IB	II	II		#	
86	# M-14号墳	無墳石塚?			II	I		100×(30)	II?					#	
87	西大塚遺跡群 大塚遺跡 Z-1号石塚	円、12m	無し		II	I		180×43-20×20	IA	IA、 IB	II	II	I	53	
88	西大塚遺跡群 上段遺跡群7号墳	円、15m	鉄鍬3		II	I		180×24-26×24-19	IA	IA	II	II	I	57	
89	内海遺跡群 上層引込跡 Z-1号石塚	無墳石塚	5 c 3/3~	無し	II	I		170×30×25	IB	IB	II	II	II	58	
90	# M-2号墳	円、8.5m	5 c 3/3	無し	II	I		194×24-17×24-13	IB	IA、 IB	II	II	II	57	
91	Z-2号石塚	無墳石塚			II	I		90×30×20+	IA	IB	II	II		#	
92	貞原古墳群 A-1号墳1号石塚	円、13~14m	6 c 1/4	碧玉3、碧玉4 スズ8粒	II	I		188×42×14	IB	IB	II	II		58	
93	A-1号墳2号石塚		6 c 1/4	碧玉2、ガラス玉1 など	II	I		185×38×35	IB		I			#	
94	# A-2号墳	円、17m	6 c 1/3		II	I			II?					#	
95	# D-3号墳	円、22m	6 c 1/4?		II	I			II?					#	
96	# E-1号石塚	無墳石塚			II	I		110×23×31	IIA	IA	II	I	II	#	
97	# E-2号石塚	無墳石塚			II	I		100×23×14+	II?	IA	II	I	II	#	
98	# E-3号石塚	無墳石塚			II	I		80×20×25	II?	IB	II	II	II	#	
99	# F-1号古墳	円、18m	5 c 4/4?	鏡片1	II	I		187×30×50	II	IIA	II	II	II	#	
100	# F-1号石塚	無墳石塚			II	I		161×35×24	II	IA	II	I	I	#	
101	# F-2号石塚		5 c 後半		II	I		187×25-18×20	II?	IA	II	I	I	#	
102	# F-2号墳	円、11m	5 c 後半	無し	II	I		184×34×20	IIA	IA	II	II	II	#	
103	# F-3号墳	円、14m	5 c 後半	無し	II	I		176×33×24	IB	IA	II	I	II	#	
104	# F-4号墳	円、13m	5 c 後半	無し	II	I		176×37×31	IIA	IA	II	I	II	#	
105	# F-1号石塚	無墳石塚	5 c 後半~		II	I		60×22×14	IA	IA	II	I	II	#	
106	# V-1号古墳	円、14m	無し	碧玉1、鉄鍬1	II	I		171×35×32	II	IA	II	I	I	#	
107	# V-1号石塚	無墳石塚			II	I		78×28×20	IA	IA	II	II	I	#	
108	# V-2号石塚	無墳石塚			II	I		195×31×28	IA	IA	II	V	I	#	
109	# V-3号石塚	無墳石塚			II	I		135×23×23	IA	IA	II	V	I	#	
110	# V-4号石塚	無墳石塚			II	I		86×35×25	IA	IA	II	V	I	#	
111	# V-5号石塚	無墳石塚			II	I		63×24×23	IA	IA	II	V	I	#	
112	# V-6号石塚	無墳石塚			II	I		180×4×35×18	IA	IA	II	V	I	#	
113	# V-7号石塚	無墳石塚			II	I		70×23×24	IA	IA	II	V	II	#	
114	# V-8号石塚	無墳石塚			II	I		193×28×18	IA	IB	II	V	II	#	
115	# V-10号石塚	無墳石塚	5 c 後半		II	I		62×21×24	IA	IA	II	V	II	#	
116	# V-11号石塚	無墳石塚	無し		II	I		50×20-10×20	IA	IA	II	V	II	#	
117	# Y-2号古墳	円、14m	5 c 後半		II	I		約200×30	IA?	IA?	II	II		#	
118	# Y-1号石塚	無墳石塚			II	I		61×30×30	IB	IA	II	V	II	#	
119	# Y-1-1号石塚	無墳石塚			II	I		146×29×25	IA	IA	II	V	II	#	
120	# Y-1-2号石塚	無墳石塚			II	I		151×40×30	IA	IA	II	V	II	#	
121	東山遺跡1号石塚	無墳石塚			II	I		76×28×25+	IA	IA	II	V	II	59	
122	# 2号石塚	無墳石塚			II	I		120×55×約20	IA	IA	II	II	II	#	

No.	遺構名	墳形・規模	時期	副葬品	壙壁形状	石材	加工	規模(長×幅×高)	具表	短表	長短比	位置	墓石の存在	文献
182	下野名塚跡8号墳	円、8m	5c4/4	刀子1	II	II B		117×38×28×17	I A	I A	□	田	田	66
183	# 神神石塚墓	楕圓形		無し	II	I		70×20×20	I B	I B	□	V	田	89
184	狭山古墳跡下遺跡13号墳	円、10.5m	6c前半		I? I	I		100×37×44	II C	II A	□	II	田	90
185	上野古墳跡4号墳	円、5m	6c1/4		II	I		100×32×20×22	I A	I B	□	II	田	89
186	# 8号墳	円、11.5m			II	I		150×28×20×9	I A		□	V	田	#
187	西兵衛原11号墳	帆立、22m	6c前半?	大刀、刀子、弓筒具、玉など	II	I		231×83×62×82	II A	II A	□	II	田	#
188	# 14号墳	楕圓形			II	I		147×36×35×22	II A	II A	□	II	田	#
189	# 15号墳	楕圓形			II	I		113×28×23×27	II A	I A	□	II	田	#
190	西長岡東山14号墳 1号主体部	円、10m	6c後半~		II			75×(23)						91
191	# 2号主体部		6c後半~		II	II B		90×26×28	I A	I A	□	II	田	#
192	大塚岡山古墳	円、30m、h3.5m	6c		II			219×70×50	I	I	□	V	田	92
193	横山北古墳	円(軌立)、34m	6c前半	玉籠大刀1、刀子、鉄鏃など	I	II B		287×139×50×45	II	I A	□	III	田	93
194	麻原9号墳跡1主体部	帆立、22.5m	6c1/3		I			220×50					田	94
195	# 第2主体部		6c1/3~		II	II B	有	180×30×25×20×15	I A	I A	□	II	田	#
196	古畑原9号墳	円、6m	6c前半	無し	II	I		160×60×25×15	I A	I B	□	II	田	97

※遺構名は基本的に文献に拠る。#号墳の規模は概数である。#号石塚の規模は、筆者が遺構から計測したものを示す。幅は、前後間一位置である。()は測定値、+は存存である。
※壙壁は短辺側で表されるものは「短表側、短表」を示す。単独のものには長表側を示す。※空墳は不確定であることを示す。

整穴式小石塚一覧表文献(掲載した遺構等の採掘は以下の文献より一部加筆・削除して再トレスした。なお縮率は不同である。)

- 尾崎喜左衛門 1971 岩島村の古墳—西戸古墳群及び机古墳発掘調査報告書「岩島村誌」岩島村誌編纂委員会
- 松本浩一 1981 「石ノ塔古墳」『群馬県史』資料編3 群馬県史編さん委員会
- 川原軍原1号墳跡 昭和村教育委員会 1996
- 大塚昌彦 1999 「群馬の横石塚(1)—利根郡の横石塚—」『群馬考古学手帳』9
- 「横石古墳発掘調査報告書」群馬県教育委員会 1974
- 「丸山古墳発掘調査報告書」渋川市教育委員会 1978
- 尾崎喜左衛門 1967 「群馬県渋川市坂下古墳群」『年報』15 日本考古学協会
- 尾崎喜左衛門 1971 「北部の古墳」『北群馬・渋川の歴史』北群馬・渋川の歴史編纂委員会
- 山本貞良 「東町古墳」『群馬県史』資料編3
- 「石原東古墳群」渋川市教育委員会 1997
- 「渋川市内遺跡」Ⅷ 渋川市教育委員会 2000
- 大塚昌彦 「群馬の横石塚(2) 渋川地域5世紀末の横石塚」『群馬考古学手帳』13
- 「空沢遺跡」第5次 渋川市教育委員会 1985
- 「空沢遺跡」第6次 渋川市教育委員会 1986
- 「空沢遺跡」第9次 渋川市教育委員会 1990
- 「空沢遺跡」第10次 渋川市教育委員会 1991
- 「渋川市内遺跡」Ⅵ 渋川市教育委員会 1993
- 「行幸田畑中B遺跡」渋川市教育委員会 1995
- 「半田原遺跡」渋川市教育委員会 1994
- 相沢貞雄 石島和夫 「街道古墳」『群馬県史』資料編3
- 田口一郎 「13 群馬県下芝・谷ヶ古墳」『年報』39 日本考古学協会
- 「少林山台遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団 1993
- 「駒崎長壽西遺跡」1 高崎市教育委員会 2001
- 「駒崎長壽西遺跡5・27・35号墳」専修大学文学部考古学研究室 2003
- 「正観寺遺跡(II)」高崎市教育委員会 1980
- 五十嵐信 「31 正観寺古墳群」『新編 高崎市史』資料編1 高崎市史編さん委員会 1999
- 「石原高古墳」高崎市教育委員会 1981
- 「舟橋遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団 1989
- 「佐野遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団 1989
- 「倉賀野万福寺遺跡」高崎市倉賀野万福寺遺跡調査会 1983
- 「倉賀野万福寺日遺跡発掘調査報告書」高崎市遺跡調査会 1994
- 「高崎市内遺跡埋蔵文化財緊急発掘調査報告書」高崎市教育委員会 1991

- 尾崎喜左衛門 1971 「群馬県高崎市八幡原古A号墳」『年報』19 日本考古学協会
- 細野雅男 「若宮A号古墳墳丘下小石室」『群馬県史』資料編3
- 南宮芳昭 「若宮古墳群」『新編 高崎市史』資料編1
- 「下野」群馬県教育委員会 1980
- 尾崎喜左衛門 1971 「玉村町第37号古墳」『年報』19 日本考古学協会
- 石川正之助 「地蔵」洞玉村37号墳」『群馬県史』資料編3
- 相沢貞雄 「オブ原古墳」『群馬県史』資料編3
- 註11文献
- 「小坂子油田1・II遺跡」前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1997
- 尾崎喜左衛門 1963 「群馬県前橋市正穴古墳」『年報』10 日本考古学協会
- 松本浩一 「正穴古墳」『群馬県史』資料編3
- 「西小路遺跡」大胡町教育委員会 1994
- 尾崎喜左衛門 「群馬県勢多郡大胡町第5号墳」『年報』10 日本考古学協会
- 松本浩一 「地蔵」大胡町五号古墳」『群馬県史』資料編3
- 「中川原遺跡 上ノ山遺跡」大胡町教育委員会 1992
- 尾崎喜左衛門 「群馬県勢多郡大胡町第6号墳」『年報』11 日本考古学協会
- 松本浩一 「地蔵」大胡町六号古墳」『群馬県史』資料編3
- 松本浩一 「上ノ山古墳」『群馬県史』資料編3
- 相沢貞雄 「龍登塚古墳」『群馬県史』資料編3
- 富田道雄群 西大室遺跡群 清風南遺跡群 前橋市教育委員会 1980
- 「富田道雄群 西大室遺跡群」前橋市教育委員会 1982
- 尾崎喜左衛門 1968 「群馬県前橋市朝倉田3号古墳」『年報』16 日本考古学協会
- 尾崎喜左衛門 1971 「朝倉田古墳」『前橋市史』1 前橋市史編さん委員会
- 「橋伏遺跡群」Ⅳ 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1992
- 「西大室遺跡群」Ⅱ 前橋市教育委員会 1981
- 「内堀遺跡群」前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1990
- 「内堀遺跡群」Ⅴ 前橋市教育委員会 1993
- 「白藤古墳群」船川村教育委員会 1989
- 「赤澤遺跡」新里村教育委員会 1985
- 「赤澤村栗山山の古墳」1「同」2 赤澤村教育委員会 1976、1977
- 「津津地区遺跡群」船川村教育委員会 1987
- 尾崎喜左衛門 1958 「群馬県佐波郡轟山B号墳」『年報』7 日本考古学協会
- 尾崎喜左衛門 1958 「群馬県佐波郡轟山C号墳」同上
- 尾崎喜左衛門 1959 「群馬県佐波郡轟山F号墳」『年報』8 日本考古学協会

古学協会

67. 松村一昭 1966 「赤堀村大字南原古墳発掘調査報告」『群馬文化』
86
68. 松村一昭 「南原B号古墳」『群馬県史』資料編3
69. 松村一昭 「南原108番地古墳」『群馬県史』資料編3
70. 「五百牛南遺跡群」群馬県埋蔵文化財調査事業団 1992
71. 註10文献
72. 松嶋一寿 1976 「伊勢崎市重田古墳発掘調査報告」『群馬文化』171
73. 尾崎喜左雄 「進磨山古墳」『群馬県史』資料編3
74. 尾崎喜左雄 1957 「群馬県佐波郡藤手塚古墳」『年報』5 日本考古学協会
75. 尾崎喜左雄 「藤手塚古墳」『群馬県史』資料編3
76. 「赤堀村地蔵山の古墳」1 [同] 2 赤堀村教育委員会 1978、1979
77. 「五百牛南遺跡群及び赤堀村8号墳発掘調査概報」赤堀村教育委員会 1980
78. 横沢克明 1975 「関ノ山出土の箱式棺状石棺について」『まゑあし』
17
79. 横沢克明 1987 「台所山古墳」『伊勢崎市史』通史編1 伊勢崎市
80. 「蟹沼古墳群 宮貝戸下遺跡」伊勢崎市教育委員会 1978
81. 「上西根遺跡」伊勢崎市教育委員会 1985
82. 松本浩一 「丸屋山古墳」『群馬県史』資料編3
83. 小野山郎、本村豪章 「上毛野伊勢崎市恵下古墳出土のガラス玉と須恵器と馬具」『MUSEUM』357
84. 梅沢重昭 「恵下古墳」『群馬県史』資料編3
85. 「笠懸村天神山古墳群発掘調査報告」笠懸村教育委員会 1978
86. 井上唯雄 1983 「第2章 10 笠懸天神山古墳群」『笠懸村誌』別
巻1 資料編 自然篇・原始古代篇 笠懸村
87. 註31文献
88. 「下瀧名塚遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団 1991
89. 「明神遺跡発掘調査報告書」埴町教育委員会 1975
90. 「渡良田源跡下遺跡」尾島町教育委員会 1998
91. 「上野井古墳群・揚原遺跡・中江田A遺跡」新田町教育委員会 2001
92. 「西長岡南遺跡Ⅱ・Ⅲ」群馬県埋蔵文化財調査事業団 1997
93. 島田享雄 「西長岡東山古墳群」『太田市史』通史編 原始古代 太
田市 1996
94. 石塚久則 「上瀧戸古墳群」『太田市史』通史編 原始古代
95. 梅沢重昭 「焼山北古墳」『太田市史』通史編 原始古代
96. 「塚廻り古墳群」群馬県教育委員会 1980
97. 「古瀬松塚古墳群」大泉町教育委員会 2002

馬生贄祭祀遺構と「捏造」問題

坂井 隆

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. はじめに | 4. 雨乞いと馬生贄に関する民俗学研究史 |
| 2. 西長岡宿遺跡検出の馬生贄祭祀遺構群 | 5. 前・中期旧石器問題の捏造の枠組み |
| 3. 出土ウマ歯骨をめぐる考古学研究史 | 6. 結語—牛馬遺存体検出遺構の理解 |

— 論文要旨 —

西長岡宿遺跡（太田市）では、古墳時代後期の住居・8世紀の溝・古墳時代後期～中世の石敷・18世紀の湧水遺構から、それぞれウマ歯骨が出土した。これらは比較的近距离に位置するが、異なった時代の別の遺構であり、この遺跡において長期間に馬生贄祭祀が行われていた可能性が考えられる。

この事実についての現地説明会での発表準備中に、「捏造につながる」との批判があった。その論拠は不明確であるが、考古資料としての牛馬遺存体の研究と前・中期旧石器問題で拡がった「ねつそう」イメージの関係について、検討を行なった。

牛馬遺存体の研究史は比較的最近始まっているが、遺跡からの出土はかなり普遍的に見られる。松井 章や久保和土によって90年代に進展した研究では、古墳時代中期からの殉葬馬、後期からの漢神信仰や雨乞い祭祀に関係する生贄、古代から中世の頭骨による井戸庵絶祭祀の存在が整理された。一方、上野地方でも日高遺跡の報告以来、少なくとも23遺跡で祭祀に伴う牛馬遺存体の出土が報告されている。特に上野では北武蔵と共に、西日本では稀な竪穴住居での出土が顕著に確認できる。

考古資料の減る近世になると、民俗資料がさまざまに記録されている。特に雨乞いに関する儀礼は、地域によっては近代まで行なわれていたことが知られる。

さて前・中期旧石器捏造問題の長い歳続は、藤村進一人にのみ起因するのではなく、周辺にいた閉鎖的集団における調査研究のあり方に大きな原因があった。そこでは仮説の提示とその検証作業という基礎的な流れが欠け、資料と批判の場が公開されていなかった。

牛馬遺存体は、人工遺物とは異なって伝える情報には限りがある。特に生贄祭祀の目的や具体的なかんは、他分野の研究成果を積極的に利用しなければ分からないことが多い。その反面、行政発掘調査は公開が原則であり、現地説明会によって一般国民への還元が本来的な責務である。牛馬遺存体の場合、そこで歴史資料としての意味の説明が、調査者によりなされる必要がある。それは公開討論の場の提供であり、そのことによってこそ「ねつそう」イメージの払拭が可能になると考えられる。

キーワード

対象時代 古墳～近世

対象地域 群馬、埼玉

研究対象 牛馬遺存体、馬生贄祭祀、「ねつそう」イメージ

1. はじめに

本論執筆の経緯と論究目的を以下に述べる。

1-1 西長岡宿遺跡検出遺構群についての「捏造」問題発言

西長岡宿遺跡(図3-24)は群馬県東部の太田市北西部に位置する、縄文時代から近世の複合遺跡である。北関東自動車道建設に関わり2001年より本論執筆時(2003年11月)まで発掘調査が続いているが、筆者は2003年2月から7月までその調査に参加した。

たまたま筆者の担当した調査地点では、異なった時代の離れた4遺構から別々にウマの歯骨が出土した。そのような出土状態はかなり特異なことと考えられたため、同年7月に開催した現地説明会においても公開を図った。この説明会は、縄文時代後期の大規模な配石遺構群の説明が主体だったが、併せて別の調査地点で発見したウマ歯骨にかかわる遺構群についても紹介を試みた。

そのため次のような報道発表を、筆者は用意した。

「西長岡宿遺跡での新たな発見

江戸後期の湧き水跡から、馬の骨が出てきた。これは頭と胴体を別々に埋めており、天明の浅間山大噴火の前頃に起きた大干ばつの際に行われた雨乞いに関係する可能性がある。本遺跡では、これまでに古墳時代後期(6世紀初頭)の住居跡、同じ頃の石敷き、そして奈良時代の水路跡から、合計4頭の馬骨・歯が出土している。いずれも水辺の位置で、普通の埋葬とは考えられず、江戸後期の馬骨と同様の儀礼が想定できる。同じ地点で長期間(6世紀~18世紀)に渡って馬に関わる祭りを行っていたことが、全国的に始めて確認できたことになる。」

この一文に対して、ある埋文関係者から「捏造につながる」という指摘を受けた。近世以外のウマ歯骨の意味は良く分からない、という意味の付け足しが前後にあった以外、具体的にどの部分がどのように「捏造」とつながる(見なされる?)かについて、何ら説明はなかった。

言うまでもなく、「捏造」という言葉は、藤村進一による前・中期旧石器問題によって一気に広がった言葉である。この事件により文化財調査あるいは考古学全体が、社会的にかなり否定的に捉えられることになったことは多言を要しない。筆者は日本考古学協会に設置された前・中期旧石器問題調査研究特別委員会の委員を委嘱されており、考古学研究を行なう者としてこの問題に対して真剣に向き合うことを努力している。

そのために「捏造につながる」という言葉について、筆者はその人物に発言真意の説明ならびに撤回を求めたが、何ら積極的な対応がない状態がいまだ続いている。

1-2 本論の論究目的

ここで明らかにしたいのは、調査が終了していない西長岡宿遺跡で発見した馬生贄祭祀遺構群の具体的な内容についてではない。示したいのは、ウマ歯骨出土遺構の理解についての問題である。

遺跡での動物遺存体であるウマ歯骨の検出について、どのような姿勢で望むべきなのかを明らかにしたい。そこでウマ歯骨(ウシを含む)に対する全国及び上野における研究史を見る中で、この問題を検討してみよう。特に調査する側がそれをどのように理解し、また一般公開にあたってどのように紹介すべきなのか、という点も考えてみることにする。

さらに前・中期旧石器問題を解明する中で明らかになった、「捏造」という言葉の持つ影響についてみてみよう。果たして、ウマ歯骨の出土について明らかにすることが、どのように「捏造」に関係しうのかという問題も、もちろん検討してみたい。

以上を通じて、考古学研究における動物遺存体に対する考え方、そして埋蔵文化財発掘調査の公開の中で、どのようにそれを扱うべきなのか、という問題の枠組み提示を目的とする。

2. 西長岡宿遺跡検出の馬生贄祭祀遺構群

この遺跡で検出されたウマ歯骨は、古墳時代から近世までの4個所の遺構である。上記2003年7月の現地説明会で発表した内容は、次のとおりである。

2-1 近世の湧き水跡からのウマ骨

18世紀中葉頃まで使われていた湧き水跡(Ⅶ区8号溝)で、特徴ある出土が見られた。

湧き水を溜めていた石敷きの池状部分で、下顎骨と歯2本が出土した。さらにこの池状部分に隣接して埋められた桶の中から、肢骨が寛永通宝1枚と共に発見された。池状部分からは、他の部分の骨はなかった。また桶の径は1mほどで、解体しない限り馬遺体の埋納は難しい。

それぞれの骨は同じ1頭の遺体の一部と考えられるため、頭と胴体を切断して別々に埋納した状況が明らかである。

この遺構は18世紀初頭から生活用水として使われていたが、同後半の浅間山大噴火までには人為的に廃棄されて、すぐ脇で別の水源からの流れに付け替えられている。つまり水源の枯渇によって埋められたが、その直前に馬の骨が埋納されていたことになる。

そのため、干ばつに関わる雨乞い儀礼によって馬が犠牲とされた可能性が考えられる。記録では明和8(1771)年に、周辺の新田郡全域で大干ばつがあったことが記されている¹⁾。

2-2 古墳時代及び古代のウマ歯骨

古墳時代後期まで、6世紀初頭の堅穴住居(Ⅵ区1号

住)から上顎骨と下顎骨が出土している。出土位置は中央の床面直上であり、同じ埋土層中に須恵器高坏などが検出された。

この住居は火災で消失しており、その直後に須恵器高坏などと共にウマ頭骨が埋められたことになる。

同じ時代と考えられる石敷き跡 (V区1~3号集石)からは、11本の歯と2本の中手骨が発見された。石の下からバラバラの状態に出てきており、単純な埋葬でないことは明らかである。

この石敷き跡は、縄文時代以来の旧流路に近接する河原の中で人為的になされたもので、特定の形状を示しているわけではない。しかしそれらの歯骨は、長さ20mの範囲で、石の下から散らばって出土した。

(追記:この石敷き跡資料について、中手骨に人為的な傷が確認できれば解体場所という可能性も検討しようが、未鑑定の調査時点では、バラバラに出てきたことに特徴が感じられた。)

さらに奈良時代の流路 (VI区1号溝)からも、流れた石と共に底から歯が1本出ている。この溝は、上記古墳時代の住居から20m程度の位置にあるが、時代の隔たりは確かである。

(追記:同じく未鑑定の段階では、住居出土のものには歯列がはっきり残っており、その一部が住居外に流れ出たとは考えにくい。)

2-3 西長岡宿跡でのウマ遺存体の特徴

以上の各例は、160mの距離の間で散っているが、いずれも旧河川の河原に立地するか、そこへ流れる溝であって、共に水辺という共通点がある。

さらに興味深く感じられたのは、古墳時代後期から近世中葉までの長い時間幅の中で、馬生養と考えられる遺構が継続してあったらしいという問題である。後述のように、時代的連続性は上野においても決して珍しいことではなかった。しかし古墳時代から近世までの範囲でそれを確認できた例はまだ他にはない。

少なくとも4件の異なった時代のウマ遺存体出土が確認できたことは偶然とは考えられず、遺跡の性格を考える上で重要な要素と考えることは不自然ではないだろう。ましてこのように長期的な連続性は他の遺跡では指摘されるのは稀であり、説明会で報告することは決しておかしなことと思えなかった。

なおこれらの共通性は、水の乏しい大開々扇状地に接する渡良瀬川旧河道という、立地の問題と関係する可能性が考えられる³⁾。

また上記石敷き跡は、古墳時代後期の土器が石の間にいくつか混じっていたため、説明会時にはその時代と考えた。しかし石の上面では船載鏡と思われる銅鏡も1枚検出されたため、古墳後期~中世の年代と訂正したい。

3. 出土ウマ歯骨をめぐる考古学研究史

近年の全国的な調査研究を時代別に分け、発表順に見てみたい。

3-1 古墳時代及び古代の出土ウマ歯骨

A 古墳時代の遺跡からウマ歯骨が出土することの意味について近年最初に触れたものでは、奈良県布留遺跡の調査成果に言及した置田雅昭の報告 (置田 1988) がまわっている。

この遺跡では、「石上溝」と推定される人工の溝や、布留河右岸の自然流路から1,133本のウマ歯骨が検出された。これらの歯の部位決定から、馬の総数は64頭分と計算されている。そして未発掘地点の状況も含めて、6世紀代に数百頭の馬がここにいたと置田は推定した。

「なぜこの時期に多数の馬が遺棄されたものか、疑問である」としながらも、後述の9世紀の記録をもとに、水神への犠牲の可能性を示唆した。

B 古墳から出土するウマやウシの骨について、桃崎祐輔が最初に本格的な検討を行なった (桃崎 1993)。

そこでは韓半島や中国東北地方までの広範囲な視点に立って、出土骨から判明する祭祀の類型化を詳細に試みている。そしてそのような祭祀は、「殉死」「犠牲・生養」「食物供献」「呪物」の各性格があり、それらは「殉葬」と「追葬・合葬」に分かれるが、「複数の性格を共有する中間的様相を示すものも多い」と想定した。また「被葬者が乗用に用いていた愛馬を冥界への案内者とするため馬具を取り外して墓前にて殺し、その血を大地に捧げるべく地面にまき、その後解体して調理した肉を参列者が共食し、一部を墓に供え、さらに頭蓋骨を辞葬物として安置したような場合も想定し得る」と具体的に示した。

一般論としての殉葬の視点から、極めて細かな検討となった。また日本での馬を殉葬した古墳52例の地名を紹介し、そこに特定の地域に偏する傾向を指摘した⁴⁾。さらに少なくとも日本で見られる馬殉葬は、韓半島南部と密接な関係があることも述べている。

C 続けて、古墳時代に関する松井章らの論考 (松井・神谷 1994) も、同様な視点に立っての考考であった。

そこではまず、従来の縄文や弥生の遺構からの出土ウマが時代誤認であることを指摘し、各地の遺跡でウマ骨が「足並みを揃えて出土するようになるのは、5世紀になってからで、さらにその普及はその後半になってから」であることを、骨そのものの研究成果を根拠に述べている。

次に重要な点だが、遺跡からのウマの出土例について、犠牲馬と斃馬に区分することが可能とした。前者は「目的をもって殉殺した」馬で、古墳の周溝や周辺での埋葬や集落内の土坑への馬頭の埋葬例をあげている。後者は、「死馬を投機した」もので、前者以外の出土例になるものが考えられるが、明確に両者が識別できるわけではな

いとも述べた。つまり、ここでの指摘の意味は、通常に死亡した鹿馬以外に犠牲馬が存在するというのである。

そして馬の殉殺の目的として、次の3要素をあげている。

- 1 水神に捧げる
- 2 葬送の道連れに殉葬する
- 3 土木工事や戦いに際して神に捧げる

1については、皇極紀7年7月の条にある「戊寅、群臣、相語りて曰く、村々の祝部の所教のままに、或いは牛馬を殺して諸の社の神を祭る、或いは頻に市に移す。或いは河伯に禱る。既に所交無し。」との記事を引用して、7世紀例として存在していたことを述べている。また出土例としては古代に含めるかは疑問もあるが、山口県の延形条里遺跡での12世紀水田畔道におけるウマ頭骨埋納土坑をあげている。

続けて2はこの論文が主として論究した対象で、7世紀の大化の薄葬令をきっかけに日本で姿を消したものとした。3については、日本での考古資料を示していない。

殉殺馬の検出例については、かなり詳細に報告されている。まず韓半島での事例として、新羅・伽耶の古墳での8例を紹介した。そして日本の場合を上げる前に、千葉県大作31号墳での出土状態を示している。ここではウマ歯と馬具の出土状態から、「古墳の周溝に隣接した土坑のそばで盛装させた馬を斬首し、胴体を土坑に落とし込んだ後に、首を胴部付近に埋めた」という葬送儀礼の復元を示した(図1-1)⁹⁾。

さらに部分骨のみが納められた例を肉食の残存の可能性があると排除した中で、古墳周溝及びその周辺土坑での出土ウマ19例¹⁰⁾を葬送儀礼のための殉殺馬であることが明らかであると述べている。これらは5世紀後半から7・8世紀においてなされたものとした。また中国吉林省老河深遺跡や河南省孝民屯遺跡での鮮卑系墓でのウマ骨の出土状態もふまえる中で、「葬送儀礼の一環としての馬の殉殺は、恐らく5世紀始め頃に、東北アジア諸民族から高句麗を経て新羅・伽耶諸国に伝わり、さらに5世紀末から6世紀にかけて日本列島に拡がったと考えられる」と結論づけた。

このようにこの論文の主な論究課題は葬送儀礼としての殉殺馬の検討であり、それは8世紀までにはなくなったとしている。ただ末尾に「水神への犠牲として、あるいは軍事的目的から馬を犠牲にする習俗は後世まで残存し続けた」と、示唆的な文言が記された。

なお松井は翌年、古代・中世の動物祭祀に関する論考(松井1995)を発表した。これについては後述の中近世の項目で見るが、そこで古墳時代の葬送儀礼に伴う馬の殉殺を、考古学的に確実な動物祭祀としている点は、この論文の再確認である。

D 松井に引き続いて久保和土は95年、古墳での殉葬馬についての詳細な報告を行なった(久保1999所収)。

大阪市長原南口古墳で出土したウマ遺体に関する報告がそれである。ここでは周溝の中から、下層よりウマの生体の前肢骨と後肢骨が、上層では白歯22本が出土した。後者は直径40cmの範囲でバラバラの状態で見られ、周辺には埋納片が同一レベルで多く発見された。

これらのウマ骨歯は同一個体と考えても矛盾がない特徴があったため、そこから久保は、次のような状態を想定した。

即ち、「前方面の周溝に一頭分の四肢が墳丘に向かって生体での位置関係のまま据えられ、前方面墳丘の埋納列の付近に切断された頭骨が置かれたと復元できた。そして残存する骨に解体痕は見られなかったものの、胴骨が出土していないことから、このウマは古墳完成時に解体されて運ばれたことを考えた。

さらにそのようなことから馬を用いた葬送儀礼を推定復元した。

- 1 前方面正面の周溝中で墳丘に向かって馬を殺す。
- 2 解体する。
- 3 切断された頭部を前方面正面の墳丘に置く。
- 4 切断された四肢を周溝底に残しておく。
- 5 胴骨や上肢部の肉を供献したり食べる。

これは桃崎が想定した馬の殉葬のあり方を、さらに具体的に綿密な出土状態の検討から行なったもので、大きな説得力を持っている。

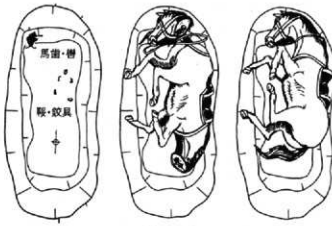
E 続いて関東で、殉殺馬とは考えられない古墳時代のウマ歯骨の出土が報告された。埼玉県深谷市城北遺跡の竪穴住居(図2-3)からの出土例である(宮崎1995)。

古墳時代後期の竪穴住居4軒の埋土中から、歯と肢骨が混在した状態で出土した。S J 9では、ウマ歯21点と頭骨が出土した(推定年齢5~6歳)。S J 11からは、ウマ歯7点と骨数10点が見られた(推定年齢5~6歳)。S J 13では、2個体分のウマ歯26点以上と顎骨があった(共に推定年齢7歳前後)。S J 124からはウシの歯9点が出ている(推定年齢9歳)。またS J 155ではウマの歯3点と下顎骨・肩甲骨など20点が見られた(推定年齢2歳前後)。

S J 13からは2個体が見られたが、重要なことは「馬骨が住居跡内に散在して」おり「馬歯も部分的に歯列をなすことはあっても、同様の状況」で、さらに「牛歯・牛骨もこれに似た状況」を示していた点である。住居跡からの出土を考えると、これは「他所で白骨化したものが二次的に持ち込まれた」ことが想定された。

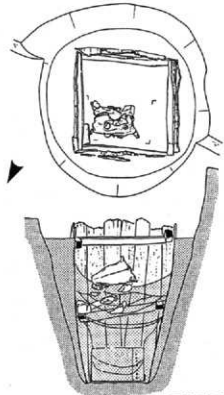
またS J 9での白玉と共伴した例について、「他の目的で利用した後には不要となったものを投棄した」が「残存の投棄にあたっては祭祀遺物を添えた」と考えられた。

この遺跡の同時期の竪穴住居には、4軒で人骨が発見

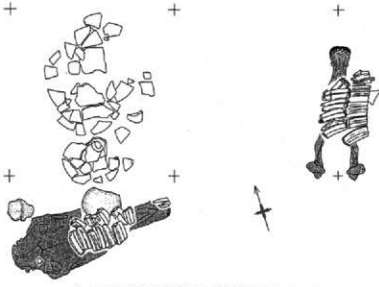


松井・岩永案 桃崎案

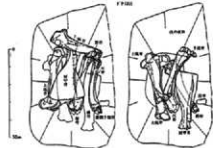
1 千葉県大作31号墳1号土坑 (桃崎 1993)



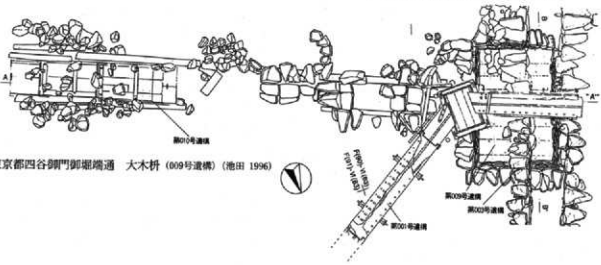
3 周防国府跡 SE3700 (松井 1995)



2 山梨県塩部遺跡 SY 3 方形周溝墓 (村石 1988)



4 大阪市長原遺跡 SP6001 (久保 1999)



5 東京都四谷御門御堀端通 大木橋 (009号遺構) (池田 1996)

図1 各地の牛馬生贄祭祀遺構

されており、これは埋葬と考えられた。またその中の1軒ではカマド前面の灰層中から散乱した状態でウシの生骨が出土している。

白玉類の住居への投棄はたまに確認される⁶⁾が、ウマ歯骨の投棄は、決して一般的な事例ではなく、もちろん埋葬ではない。そのため髑髏の普通の処理とは考えられない。なお、ここで検出された5体の馬はいずれも若い個体だった。またこの遺跡は、旧河川跡に接しており、良好な祭祀跡も発見されている。

ここで宮崎は重要な指摘をした。即ち、埼玉と近畿の出土例(埼玉1・長野5・群馬9遺跡)から見ると、「老齢馬は僅少で、牡馬馬それ10歳以下が多いのである。そのため「古代においては、ウマが天寿を全うすることはほとんどなかった」と考えられるようになった。ただその理由については、今後の課題とされた。

なおこの遺跡の調査報告を行なった山川守男は、後述のようにその後も北武蔵のウマ歯骨出土例の研究を継続した。F 96年になると、人為的な痕跡の残る遺体が、久保によって報告された(久保 1999所収)。大阪市の森の宮遺跡出土資料である。

縄文から近代に至る複合遺跡であるここからは、各時代の動物遺体が大量に出土したが、ウマ歯骨は7世紀以降各時代で総数226点も見られた。その中で同時期の動物遺体資料の3分の2に相当する108点の資料が出た7世紀の場合、人為的な痕跡のある骨が少なくなかった。

特にSD701から出土した頭蓋骨は、前頭骨と頭頂骨に大きな欠損があり、周囲には刃物による打撃痕が観察された。また他の部分にも刀子による条痕が確認されている。前者は脳を取り出す目的であり、後者は解体や皮剥ぎの痕跡と久保は推定した。脳を取り出すのも皮革加工を企図したものとしている。

中型馬が多いこの時期の資料には、上記以外に25点に刀子及び鉞による傷が確認されている。

この遺跡は7世紀には難波宮及び周辺官衙が近接しており、それらで死んだ牛馬を運んで解体し、皮や肉・脳を取り外してから廃棄したのが、この遺跡であったと推定された。

なお中世のウマ遺体資料は82点で、この時期の動物遺体の4割強に当たる。中型馬が主体のそれらのうち7点には、同様に刀子と鉞による傷が見られた。

詳細な観察は、馬の死亡理由や骨の再利用への研究に繋がった。

G 松井が指摘した殉殺馬の最古の例が、山梨県で発見された。4世紀第3四半期という日本最古のウマ資料でもあるこれらは、甲府市の塩部遺跡(図1-2)及び東八代郡中道町の東山北遺跡の方形周溝墓から出土した(村石 1998)。

前者では周溝コーナー部で、高坏や円鏝を伴ってウマ歯骨が出土した。これを前記松井の考えに基づいて、若く大きな個体であることもあって、殉殺=生費馬と考えられた。後者では周溝の底から3個所に分かれてウマ歯骨が出土した。この個体は、4世紀後半から5世紀初頭とされるこの周溝墓が築造されてから近い時期に埋葬されたとされている。

ここで村石真澄は、4・5世紀のウマ出土の37例を上げている⁷⁾が、そのうち古墳や周溝墓と関係ないものは、大阪府四條畷市奈良井遺跡の溝状遺構あるいは土坑出土例、和歌山市田屋遺跡の溝状出土例、そして長野県更埴市生仁遺跡の祭祀遺構出土例の3例に過ぎない。

H やがて出土ウマに関する総合的な論考が、1999年には久保によってまとめられるようになった(久保 1999)。

ここでは大阪市の長原遺跡で出土したウシ骨納入土坑(図1-4)についての詳細な検討を踏まえて、牛馬祭祀の変遷を考察している。

即ち、この遺跡でのウシ骨納入土坑(SP6001)が「漢神信仰にあたり、これ以降に見られる水田域での牛馬遺体出土例が雨乞いなどの農耕儀礼として継続した民間祭祀を反映している」とした。さらに「漢神信仰を5~6世紀前半の馬を用いた祭祀とは別系統の、6世紀後半から7世紀でもごく初期のうちに新たに大體よりもたらされた思想」と考え、「同じころかやや遅れて普及し始める」雨乞い農耕儀礼に影響を与えたと推定した。

つまり、古墳などへの馬の殉葬祭祀と、漢神信仰や雨乞い農耕儀礼は時間的に、また思想的に異なるものだと整理した。特に古墳時代中期の水田域からウマ遺体が発見されることは希有であるため、「古墳時代中期の馬祭祀と、6世紀後半以降の農耕儀礼における馬祭祀とは、馬と水の関わりでの認識での思想的つながり」が一部にあるが、「導入時期や系譜を異にする外来の思想」だと考えた。

I また久保と松井の研究は、総合的にによってまとめられた(久保・松井 1999)⁸⁾。ここでは出土ウマの判別について、新たな考え方が提示されている。

まず出土状態により、A自然死・事故死、B屠殺、C犠牲に分けることができるとされる。ただしウマ・ウシが解体されずに埋葬されることは非常に少なく、加工用資源として再利用されるため、自然死・事故死と屠殺の区別は難しいと述べられている。また屠殺に関連する皮洗いや作業には、水の流れがある広い空間が必要で、自然河川や溝の周辺が適当であるとしている。

犠牲については、さらに1古墳に伴う馬、2水田における農耕祭祀、祈禱・祈雨祭祀、3建物に係る祭祀、4祭祀のための骨備蓄一井戸を埋める際の祭祀、に分けている。

1は古墳への殉葬で、前述の千葉県佐倉市の大作32号

墳や大阪市の長原南口古墳の例が示されている。2は古代のもので、大阪府の池島・福万寺遺跡や下関市の延行条里遺跡の例が上げられている。3は6世紀後半から7世紀前半の集落の柱穴土坑からウシ骨が発見された大阪市長原遺跡(図1-4)が好例とされる。4はすでに死亡していたウシの頭蓋骨を備蓄して井戸庵祭りに用いたもので、10世紀後半の周防国府跡(図1-3)や13世紀初頭の岡山市鹿田遺跡の例が紹介されている。

さらに資源としての牛馬が示され、食肉利用以外のあり方として、皮なめしや骨製品製作が言及されている。前者は8世紀後半の大阪府八尾市の城山遺跡、そして後者は中世前期の鎌倉や近世初期の大阪市住友御吹所跡が上げられた。

このように本論は、両者によってなされてきた出土ウマ・ウシ骨に関係する研究の集大成的な位置を占めている。

J 新たな調査例として馬の生贄祭祀と絵馬の関係を具体的に示す成果が、大阪府寝屋川市の讀良郡条里遺跡で発見された(文化庁編 2003)。

奈良時代末から平安時代初期の河川跡から、ウマの頭骨・下顎骨・肢骨が出土したが、併せて2枚の絵馬と人形・墨書人面土器などの祭祀遺物が検出された。

1枚の絵馬には白馬が描かれ、もう1枚には「神馬」との墨書が記されていた。従来、生贄馬の替わりとして土馬や人形が古墳時代には使われたことは、例えば大阪府四條畷市の奈良井遺跡などで知られていた(千賀 2003)。しかし後の時代まで続く絵馬の出土が、本当の生贄馬であったことが初めて確認されたことになる。中世以降の祭祀を考える上でも重要な発見である。

K 埼玉の城北遺跡を調査した山川守男は、その後も主に古墳時代のウマ歯骨の北武蔵における出土を詳しく追いかけて、最新の検討成果を明らかにした(山川 2003)。

ここで山川は、現在の埼玉県に相当する北武蔵地域でのウマ・ウシ歯骨出土のあり方が、北端の大里・見玉郡地域に集中していることを指摘した。さらに竪穴住居からの出土に限ってみると、城北遺跡(図3-32)を含む利根川支流の福川流域(現大里郡地域)にかなり限定されることも示している。

即ち、深谷市上敷免遺跡(5世紀後半 図3-30)・同部町砂田前遺跡(6世紀中葉 図3-29)・深谷市城北遺跡(同前5軒)・熊谷市一本木前遺跡(同前3軒以上 図3-33)・大里町下田町遺跡(同前 図3-37)である。この中で最古の上敷免の場合は、小鍛冶炉を持つ住居のカマド内からの出土だった。また一本木前の1軒の例は、土器を据え置いた中からウマ歯と剣形石製模造品が検出されている。

さらに見玉郡に属する上里町中堀遺跡(図3-26)で、9~10世紀の竪穴住居7軒などからウマ歯骨が出土した

ことも、山川は述べている。

後述のように、竪穴住居での出土が見られるのは東日本での特異な現象である。松井・久保らの打ち立てた出土ウマ歯骨に見られる生贄祭祀の中では言及されなかった問題と言える。その意味について山川はまだ仮説を述べてはいるが、重要な問題提示と考えることができる。

なお本論の出発となった西長岡宿遺跡(図3-24)は、利根川本流をはさんで約15km離れるが、福川流域と相対する位置にある。

3-2 中近世の出土ウマ歯骨

A 最も早い出土例報告の一つとして、東京の葛西城址の調査がある(宇田川 1975)。

9号井戸址を埋めた下層のヘドロ層の上部から、下顎を欠いたウマの頭骨が出土した。ほぼ中央で横になった検出状態である。共存して曲げ物・ヘラ状漆器・古瀬戸灰釉小皿・美濃緑釉印皿などが見られたため、中世後期の遺構であることは確かである。

ここでは特に他に祭祀的な遺物は発見されていないが、ウマの骨が頭骨だけであった点が、注目される。

B やや似た例として、埼玉県行田市の忍城跡(図3-38)でのウマの頭骨の出土が89年に報告された(塚田 1989)。

15世紀後半に築造されたこの城の堀に架けられた橋(15世紀末~16世紀初頭)の橋脚によって、右傾後部が打ち抜かれた状態でウマ頭骨(8~9歳の健康なオス)が発見された。この状態は、偶然に橋脚着工の際にそれ以前に何らかの理由で埋没していたウマ頭骨を壊してしまったとは、考えにくい。架橋時の祭祀としてウマ頭骨が据えられたとすべきであろう。

C その後しばらくして、松井 章は、古代・中世の動物祭祀を整理した(松井 1995)。これは前述の古墳時代の論考に引き続くもので、古代に確立されたウマとウシに関わる祭祀が中世まで引き続いてきたことを、次のような6出土例を中心にまとめている。

ア 延行条里遺跡(山口県下関市 平安期) 水田畔 交点の土坑中 ウマの頭骨

イ 周防国府跡(山口県防府市 10世紀後半 図1-3) 井戸 ウシの頭骨

ウ 池島・福万寺遺跡(大阪府八尾市 13世紀) 水田水路底の土坑 ウシの頭骨

エ 鹿田遺跡(岡山市 13世紀初頭) 井戸 ウシの頭骨

オ 草戸千軒町遺跡(広島県福山市 中世) 池 頭部欠損のウシ

カ マミヤク遺跡(千葉県君津市 近世) 土坑 ウマの四肢・胴部・下顎骨

ア~エは、下顎を欠く頭骨で、白骨化したものが使われた可能性が大きい。イとエは明らかに置いた状態であり、カは四肢を縛った状態であった。そのため、これら

は、昨や井戸に頭骨を入れた祭祀跡、また祭祀用に頭骨を除去した後の埋葬跡になる。

またそれに関連して、単独で歯が井戸や溝から出土する例については、祭祀と関係があるかは不明である、と松井は記している。そのことに対する人間の意思が不明だからである。そして考古学的に動物犠牲祭祀として判断できるものを、水田の畦畔・水路に穴を掘り頭蓋骨・その他を埋納する例と集落内の井戸の機能喪失時に牛の頭蓋骨を埋納する例に限定している。

また本来牛馬をその場所で殺して神に捧げる祭祀が、中世以降は形骸化して骨のみをシンボルとして使う方法も存在したと述べている。

D 加工用原料としてのウマ骨について、久保が98年に大阪市の住友鋼吹所跡の資料から検討を行なった(久保1999所収)。

この遺跡で銅の精錬所が操業する以前の1594~1622年の時期に、389点の加工痕のあるウマ・ウシ骨が出土した。それらについて久保は、加工痕を6種類に分け、加工痕の位置によって形態を7種類に類別している。そして最終完成品に近い形態のもの、それ以外の種類の大きさから、ここでは専門的に櫛弘が製作されていたと結論づけている。

さらに各種類の残存程度から、製品の理想的な生産量と実際の生産量を推定した。そこで導き出された8割強という生産効率から、櫛弘製作の専門的な職人の手によることを想定している。また加工痕の観察から職人数を考慮、遺跡の環境から職業上の立地規制を述べた。そして原材料の強い選択性と多量加工から製品需要の増加、職人の技術的要求、牛馬の解体処理・骨の流通・加工システムの存在にまで言及した。

このように、加工痕のあるウマ・ウシ骨¹⁰⁾から、久保は都市部近世社会の多彩なあり方を見事に検討した。

E 近世のウマ骨の出土は、江戸でも発見されるようになった。四谷御門外御堀端通・町屋跡遺跡(図1-5)の大木橋の底で、頭骨が発見された(池田1996)。

この遺構(009号遺構)は江戸城の外堀に給水するための水路施設の一部を構成するもので、大型(内法3.6×2.5×0.9m)である。1636年の外堀築造以降に作られたと考えられるこの遺構の埋土砂中から、ウマ頭骨が出土した。また1,085枚の銅銭とキセル45点が共伴している。重複する遺構の存在から、1656年以前に廃絶したことが明らかである。

このようなウマ頭骨の出土状態は規模がことなるもの、井戸跡祭祀と似たようなあり方と見ることができ

3-3 上野内の出土ウマ・ウシ骨

ここでは、これまで旧上野である群馬県内で出土した何らかの祭祀・供献が想定される代表的なウマ・ウシ骨

の報告例を、年代順に見てみたい(図3参照)。

A 最も古い報告例としては、日高遺跡(高崎市)がある(大江1982)。

9世紀後半に埋没した154号溝から、ウマ歯がまとまって出土した。この溝からは2個所で計ウマ歯17点・ウシ歯1点と4点のウマ骨が検出された。集中度の高い北側ではウマ7個体(老齢馬2=日高馬A平安・牡馬4・幼齢馬か若い牡馬1=日高馬B平安)、南側ではウマ3個体(いずれも牡馬馬)が同定されている。ウシ歯については年齢推定ができない。

他に平安時代の水田からウマ歯1点(老齢馬)が出土している。さらに中世と推定される地点からウマ歯1点(幼齢馬)・ウシ歯3点(牡牛2・老齢に近い牡牛1)が見られた。

これらの出土について、同一地点ながら歯を中心として個体数が多いことと共に、自然死とは考えにくい牡馬馬が目立っている。そのため生贖目であったことを発掘調査者は想定し、鑑定した大江も「専門職のような人が抜歯して馬歯を貯え、(中略)、呪術ひいては宗教的な目的のために使用した」と考えた。

B 有馬糸里遺跡(茨川市)では、奈良・平安時代の水田と住居から9点のウマ歯と1本のウシ歯が出土している(金子1983)。

これらの歯はそれぞれ離れて出土しており、ウマ歯については少なくとも数個体かそれ以上が推定されている。ただし、出土状態についてはあまり詳細な報告がなされておらず、死亡年齢についても記載がない。

この報告からあまり多くを知ることはできないが、日高で確認された古代水田での出土例が並ったことになる。

C 古代水田での出土例は、次にとても珍しい報告が引き続いた。柳久保水田址遺跡(前橋市)で、平安時代中後期の水田水口でウマの歯が、墨土器(図2-2)やイノシシ類焼骨と共に出土したことが報告されたのである(宮崎1985)。

水田に水を供給する水路近くで、5枚重ねの墨土土器器坏とブタの焼骨そしてウマ歯が見られた。ウマ歯は若年馬の大白歯1本である。またイノシシ類焼骨はすでに家畜化が進んだブタと呼べるものだった。

興味深いのは、墨土土器の中に明らかに騎馬人物と思われる絵が描かれていたことである。動物遺存体としては単体のウマ歯だが、この場合は祭祀行為に用いられたことはほぼ確かであろう。

D 大久保A遺跡(吉岡町)では4個体のウマが出土した(宮崎1986)。

1区48号住居(10世紀前半)の埋土中からは、7カ月前後の幼齢馬の乳白歯など11本が出土し、1区39号住居(10世紀中葉)の埋土中からは、10歳前後のウマ白歯1

本が出土した。II区34号土坑(11世紀)上部からは、11歳前後のメスウマ1体分の歯と四肢骨が発見され、II区3号溝(12世紀)では、15歳前後のメスの可能性が大きいウマ歯19本以上が出土した。

以上の中で、II区34号土坑上部のものは、明らかな埋葬あるいは自然死の放置である。またI区48号住居については、「このような幼齢馬がなぜ死に至ったのか興味もたれるが、手掛かりは得られていない」と宮崎は記している。

E 古墳時代後期の豪族居館である三ツ寺I遺跡(群馬町)では、北澤から最大3個体分のウマ歯・骨が発見された(宮崎 1988)。

推定年齢は7歳前後のウマ歯が2個体分、高齢のウマ歯・肢骨が1個体分出土している。また同じ位置から地層による切り込み痕のあるウシ頸骨が確認された。

7歳前後のウマについては自然死する年齢ではなく、特に1頭は立派な体高であるため、生贖馬と考えられている。他にも解体痕のあるシカやイノシシ骨が西澤から出土している。

出土位置の違いから、シカ・イノシシの祭祀が居館内の祭祀跡で使われ、その後北澤でウマ・ウシによる祭祀がなされた可能性が報告されている。

F 下東西遺跡(前橋市・群馬町)では古代と中世のウマ歯・骨とウシ骨・シカ歯が出土している(大江 1987)。

奈良時代前期の「祭祀的な土器廃棄が行われた」大溝SD59の埋土上位から、ウシ頭骨が出ている(老齢、牛A奈良)。同じ頃の住居SJ51からは、「極めて祭祀的な」一括廃棄土器群の中からシカ歯が出土した(推定年齢8~10歳)。また奈良時代末から平安時代前期の住居SJ104の床面近くから、ウマ歯が発見された(推定年齢20歳以上)。

平安前期のSK237土坑からは、ウマ歯8点が見られた(推定年齢6~9歳、馬A平安)。出土状態から、これは左頬を下にして埋納された1個体の頭部と考えられている。この土坑は、古代聚落を区分する「浄所」とされる溝SD100を切っており、「宗教性をおよびた埋納」と考えられている。またこのSD100の底からは、別のウマ歯が出土している(推定年齢18.5歳)。

15世紀の井戸SE09からは、埋土上位より礫群に挟まった状態で、1個体分のウマ歯・骨が出土している(推定年齢10.5歳、馬B室町)。同じ頃のG区テラス状遺構からは1個体分のウマ歯が見られた(推定年齢10~13歳)。さらに同時期の溝SD20の埋土上位から、礫に混じってウマ歯3点が検出された(推定年齢6歳1個体・9~10歳2個体)。別の溝SD23の埋土下層からウマ歯2点が出土している(推定年齢3.5~4歳・6~7歳)。

以上のようにこの遺跡では、奈良時代前期から中世後期まで、最大個体数10ウシ・1シカ1の歯骨が確

認された。多くは溝や井戸などからの出土であり、また一括廃棄土器中のものもある点は、興味深い。

G 田端遺跡(高崎市)では、奈良時代から中世に至る各遺構でウマ歯52点・骨1点、ウシ歯11点・骨22点が出土している(大江 1988)。

8・9世紀のB区54号土坑からは5個体以上のウシ歯・四肢骨が出土した(牡齢牛4=田端牛A奈良平安、不明1)。四肢骨はヤグラ状に組まれた状態だった。同時期のE区3号溝からはウマ歯1点(幼齢馬)、B区130号住居からはウマ歯7点(牡齢馬1、不明6)が確認された。

9・10世紀のA区1号溝からはウマ歯4点と上顎骨(幼齢馬1)が出土し、同時期のB区89号住居からはウマ歯1点(年齢不明)が見られた。

10世紀のB区107号住居からはウシ歯2点(年齢不明)が、同時期のB区3号住居からは3点のウシ歯と小骨片(牡齢牛1、老齢牛1、不明2)が出土した。10・11世紀のB区66-69号住居からは4点のウマ歯(老齢馬1、不明3)が、同時期のB区125号住居からはウマ歯1点(牡齢馬)、B区68号住居からはウマ歯1点(牡齢馬)が確認された。

さらに中世のD区2号方形竪穴からは5個体32点のウマ歯(牡齢馬1、老齢馬1、不明3個体)が、C区5号溝からはウシ骨1点(年齢不明)が出土した。その他、時期不明の寺東5号溝からはウマ骨1点(牡齢馬)が出ている。

以上のようにここでは、まず大量のウシ骨が出土していることが注目された。特に肢骨が多いが頭骨がないことの意味を頭骨と肢骨について別の目的での使用と考え、さらに「何らかの目的による牛の頭骨の破壊、或いは牛首による農耕儀礼等が行われた」と想定している。

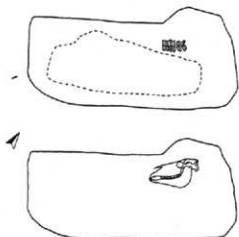
また中世のD区2号方形竪穴での5個体の馬は、馬歯の配列状態より「頭蓋骨は頸を上にして正座の形で床面上に置かれ」ており、それは「頭骨を頭から切り離した場合のみ起こりうる」とした。そして「これらの馬の遺体は何らかの目的のために解体後遺構内に集積された」と述べられている。

この2点は、極めて興味深い事実と考えられる。

H 体系的にウシを含む歯骨出土を報告したものは、広大な園分僧寺・尼寺中間地域遺跡(前橋市・群馬町)の多くの事例を詳細に検討した大江正直らの報告(大江他1990A)である。ここでの検出資料は膨大で、ウマ歯401点・骨218点、ウシ歯120点・骨42点にも達する。

その中で「祭祀行為」として区分されたものは、出土状態ごとの特徴が上げられている。

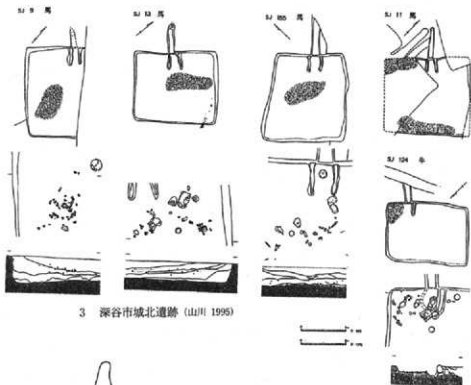
井戸・井戸から出土したウマ・ウシの歯の骨に対する比率が全体平均よりもかなり大きいことを理由として、人為的な歯の投入が指摘されている。そしてそれは平安



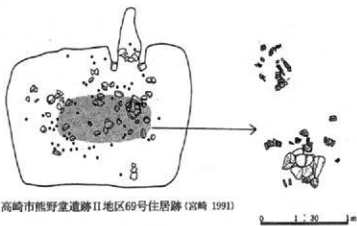
1 富岡市一ノ宮本宿・郷土遺跡Ⅱ77号土坑(楠崎 2001A)



2 前橋市那久保水田址土器墨画(宮崎 1985)



3 深谷市城北遺跡(山川 1996)



4 高崎市熊野堂遺跡Ⅱ地区69号住居跡(宮崎 1991)

図2 上野と北武蔵の馬生贄祭祀遺構

期を中心とし、中世には減少したと述べている。

まとまって出土したのは、次の遺構である。

I区9号井戸 人為埋土中層からウシ下顎など多量
9世紀(牛D平安)

I区4号井戸 人為埋土最下層からウマ歯43点 10世紀
前半(馬B平安)

F区1号井戸 ウシ歯・肢骨15点 10世紀(牛C平安)

A区1号井戸 人為埋土中より幼齡ウマ下顎 14世紀
後半

溝:井戸と同様な歯・骨の全体平均との差から、「中世においてもなお溝についての祭祀が盛んに行われ、(中略)直接馬・牛の肢肉や肢骨が用いられた」としている。特徴的なのは、次の遺構である。

B区4号溝 底面近くからウマ歯2点出土 7世紀

B区1号溝 壁面上位から切られた状態のウマ左後肢骨
14世紀後半～16世紀前半(馬C中世)

住居:同様に出土歯・骨の比の特異性から、古墳時代にはウシ歯が、平安時代にはウマ歯が人為的に投入されたと述べている。注目されるのは、次の遺構である。

A区137号住居 埋土中層からウシ頭骨・腕骨 7世紀
後半(牛A・B古墳)

A区29号住居 ウマ歯11 10世紀前半(馬A平安)

その他:以上に含まれないものとして、次の遺構がある。

Y区1号祭祀 確認面で切断されたウマ上顎 6世紀

F区26号土坑 ウマ下顎の埋納 近世(馬D近世)

膨大な出土ウマ・ウシの歯・骨の中で、遺体全体の埋納が明らかでない状態の資料は全て祭祀の結果であるとされている。その内容は、1陸田・用水路の祭祀、2陸田・野菜畑での祭祀、3井戸の祭祀が上げられており、この遺跡で古墳時代から中世まで連続と牛馬の祭祀が行われていたと述べている。

I 上記国分寺中間地域遺跡に隣接する国分境遺跡(群馬町)も、ウマ歯・ウシ歯の出土が報告されている(大江1990B)。

A区旧河道(7～10世紀)から発見されたのは、4～5歳のウマ白歯1本と2～2.5歳のウシ歯の一部である。この旧河道は国分尼寺に近接した河川敷にあたる。

J 上野国府比定地に接する元総社明神遺跡(前橋市)では、旧河道から重要な発見がなされた(宮崎1990)。

27トレンチの平安前期包含層から、3個体のウマが出土した。6～7歳の頭蓋骨(1号馬)、3～4歳の下顎骨(2号馬)、牡馬馬の下顎骨(3号馬)である。その他に遊離した歯と四肢骨が見られた。また同一個体の可能性が高い、6歳ほどのウシ下顎骨・白歯・中足骨も出土した。この層からは、木製の人形(ひとがた)が発見されている。

北に離れたZトレンチの平安前期の包含層からも、同

じく3個体のウマが見られた。7～8歳の白歯3本(1号馬)、4～5歳の白歯3本(2号馬)そして11～12歳?の白歯1本(3号馬)である。

他にも若年のシカ・イノシシの歯骨の出土があったため、「どの種類も比較的若く、自然死する年齢にはまだ達していないなどのことから、犠牲獣とする見方もできる」と宮崎は述べている。

K 熊野堂遺跡II地区(高崎市)では、9世紀前半の遺構から多くのウマ歯が出土した(宮崎1991)。

69号住居(9世紀前半)からは最大9個体のウマ歯が見られた(図2-4)。年齢は、3～4歳2個体・6～7歳前後1個体・7歳前後4個体・9～10歳1個体・不明1個体となり、老齢のものはない。出土状態は全て頭部だけで、また「上顎骨と下顎骨は別々に切り離されて、そのどちらかが持ち込まれ、しかも下顎骨の場合は、さらに左・右が切り離され、その片方だけが、持ち込まれ」とことを示していた。住居の廃絶前後にこれらの馬頭が運ばれたことになる。

この住居の近くの3号堅穴遺構(9世紀か)からは、7～8歳のウマ歯3本が見られた。同じく近接する192号土坑(9世紀か)では、9～10歳のウシ下顎骨が発見されている¹¹⁾。また36号住居(9世紀か)では若齢のウマ白歯細片が、50号住居(9世紀第2四半期)では2～3歳のウマ白歯などが出土した。

69号住居のあり方に象徴されるように、廃絶前後の住居などに馬頭を持ち込む行為がかなりなされていたことが分かる。

L 三ッ寺I遺跡に北接する三ッ寺II遺跡(群馬町)では、古墳時代から中世のウマ・ウシ歯が出土した(大江1991)。

出土例の大半は、三ッ寺I遺跡に接する1区からのもので、特徴ある出土例は次のとおりである。

6世紀前半の1区15号住居・同17号住居・同22号住居から出土したのは、それぞれ11～13歳のウマ下顎骨・ウマ肋骨片・4歳のウマ白歯である。15号住居からは石製模造品が共存している。古墳時代以降の1区10号土坑からは、2個体の牡馬のウシ白歯24本・頬歯2であった。

平安時代～中世の1区5号溝の覆土からは、6～7歳のウマ歯8本と老齢のウマ歯3本そして年齢不明のウマ白歯1本が出土した。北に離れた平安時代～中世の4区B6号溝からは、2.5歳のウマ歯27本が出土した。出土状態から同一個体のウマ頭骨が溝内に埋納されたと考えられている。

ここで大江は、国分寺中間・日高・田端・下東西の平安時代出土馬の年齢について考察している。そして「中間地域のように国中枢機関の所在地であって公の力の強かった地域においては馬の平均死亡年齢は若年死であり、(中略)民の力の強かったと思われる日高遺跡及び田

竪穴遺跡においては平均死亡年齢は壮齢を示している」と分析した。そして「階層社会における上級の人々が居住していたと思われる下東西遺跡及び三ツ寺Ⅱ遺跡においては老年死亡が50%を示している」と指摘した。

その原因について大江は、国分寺中間地域の報告の中で、「戦国その他公用のため徴発した壯馬以上の馬がいなくなった」ことを最大の理由としている（大江 1990A）。M 元総社寺田遺跡（前橋市）では、旧河川跡から多くのウマ・ウシの歯骨が出土した（宮崎 1993）。

その中で特徴あるものには、次のとおりである。

IV区2面（古墳末～平安）からは、6歳のウマ歯4本（1号馬）、また3歳のウマ歯1本が出土した。ここで2面の蹄花双鳥系八稜鏡が発見されていることは興味深い。また前述の人形が出土した元総社明神遺跡Ⅶの27トレンチは、ここに近接している。V区2面8号溝（古墳末～平安）からは、2個体分以上のウマ歯骨が出土した。歯は5～7歳の臼歯3本で、他に四肢骨5点がある。そのうち右脛骨には「中央部に鉋で抉り取ったような痕」が残っていた。

IV区1面3号溝（中近世）では、4歳ほどのウマ歯2本と共に、「鍵を切断した」可能性のあるウマ中足骨?が出土した。同時期のV区1面4号溝からは3.5歳ほどのウマ歯4本（2号馬）、そして別に臼歯5本が発見された。さらにウシ歯1本も見られた。またV区1面5号溝からは同臼歯1本、V区1面6号溝からは4歳の切歯と臼歯計2本そして中足骨が出ている。

このように本遺跡の出土状態はやや錯綜しているが、八稜鏡や人形出土地点の近くからウマ歯が出たこと、解体痕のある四肢骨が見られたことが興味深い。なおこの旧河川の現在名「牛池川」は、牛馬生贄祭祀の名残り地名の可能性が考えられる。

N 古墳時代後期の馬放牧地とされる白井仁位屋遺跡（子持村）では、古墳時代後期から古代の多くの竪穴住居でウマ及びウシ歯骨が出土した（宮崎 1994）。

7世紀後半の40号住居では、ウマ歯（5～7歳）と骨小片を検出した。8世紀前半の52号住居ではウマ前肢骨片、8世紀代と推定される53号住居では成獣ウマ大腿骨片、8世紀後半の45号住居ではウマ右上腕骨片が出土している。さらに9世紀後半の4号住居ではウマ歯（5～7歳）とウシ歯（5歳程度）、9世紀末～10世紀初頭の58号住居ではウマ中手骨片、10世紀後半の65号住居ではウマ莖節骨片などが出土した。また時期不明の44号住居ではウマ脛骨片など、同55号住居ではウマまたはウシ肋骨片とウマ指骨片を検出した。

この遺跡では上記52・65号住居を含めて多くの住居から他にシカ・イノシシなどの獣骨がかなり出土している。また53号住居のウマ大腿骨片について宮崎は「骨髄食の可能性」を指摘している。なお確認された放牧地

は6世紀前半のもので、これらの歯骨とは直接関係ない。

以上の竪穴住居出土の骨は、廃棄行為によるものを含んでいるが、歯については年齢から別の理由を考える必要がある。

O 山名土倉遺跡（高崎市）では、6世紀後半の横穴式石室古墳の堀底近くからウマ下顎歯が発見された（緒貫 1995）。

推定年齢は比較的若年で、6本の歯が並んで出土した。掘り込みは確認されていないため、古墳築造後の早い段階で馬頭のみが埋納された可能性が考えられている。

なお隣接する同時期の古墳墓石覆土中からもウシ歯・四肢骨が出土しているが、これは平安以降の遺物とされている。

P 剣崎長海西遺跡（高崎市）では、5世紀後半の古墳に近接する13号土坑からウマの歯列が発見された（黒田 2000, 2001）。

土坑の大きさ（長1.6m幅0.6m深さ0.8m）や門歯と臼歯の間に嚙が残っていたこと、そしてそれらの出土位置が土坑の端で底より30cmほど高く、嚙に大腿骨らしい骨の一部が付着していたことから、「南向きに立ったままの状態で頭を足の間に入れ込むようにして埋葬されていた」と考えられている。推定年齢は14～15歳の老年である。

また5世紀代の韓式系土器が出土した住居114号住居の内部に野塚穴と推定される円形土坑（径0.85m深さ0.95m）があり、その底からウマ頭骨・大腿骨・髌骨が発見された。推定年齢1歳前後で、解体して埋納されたと考えられている。

13号土坑の老年馬は、馬具を装着したまま埋納されていたことから、生贄馬とされた。114号住居の幼年馬については解釈が難しい。この住居は後期古墳44号墳の直下であり、隣接して同42・43号墳が東側にある。いずれかの古墳に伴う13号土坑と同様の殉葬馬埋納土坑と考える方が、妥当性があるかもしれない。

Q ノ宮本宿・郷土遺跡（富岡市）では、後期古墳に近接する6世紀前半の住居中央に位置する77号土坑（図2-1）から、ウマ歯が出土している（橋崎 2001A）。

大白歯上24本が確認されたため、鼻面を南西に向け右側を下にして埋納されたことが復元された。土坑は東西に延びる長方形を示し、歯の出土位置は東側の底近くであった。

以上により、全体が納入された可能性が高いが、首は折られていたことになる。推定年齢は3.5～4歳であるため、古墳に伴う殉葬であったと考えられている。

R 元総社西川遺跡（前橋市）では、中世後期の1号溝と古代～近世の8号溝から、それぞれウマ歯が発見された（橋崎 2001B）。

1号溝では1本のみ（推定年齢11歳）の出土だが、8

号溝からは3個所に分かれて2個体分の7本(推定年齢7~8歳と7歳)が出てきた。

溝からの出土ということ以外には、明確な祭祀状況は見られない。

S 西横手遺跡群(高崎市)では、近世の井戸・溝からウマ歯骨が出土した(橋崎 2001C)。

A区4号井戸からイヌ・ネコと共にウマ歯骨が出土している。ウマは2~3個体分の歯と前腕骨及び頸椎である(推定年齢成獣・7カ月~1歳)。前腕骨には、解体痕と考えられる傷が見られた。A区6号井戸からはウマ歯1本が出土した(推定年齢7歳)。

A区10号溝からはウマ歯1本が出土した(推定年齢5歳)。歯周病の痕跡があり家畜と考えられている。E区13号溝からは同一個体のウマ歯と脊椎・肋骨が出土した(推定年齢13歳)。上例と同様に歯周病痕が見られた。E区14号溝からは同一個体のウマ歯が出土した(推定年齢10歳)。

これらの例は、井戸・溝からの出土ということ以外には祭祀を直接伺わせる証拠はない。A区4号井戸の場合解体痕が見られるため、斃死馬の単純な埋納ではない。イヌ・ネコ骨と共存しているため、廃棄物処理の可能性が高い。

T 小八木志志貝戸遺跡(高崎市)では、7世紀の湧水遺構及び特殊井戸から多数のウシ・ウマ歯が出土した(宮崎 2001)。

自然の湧水遺構である0-001号遺構(不定形4.7×3.9m)の中央では、12点以上のウシ歯、そして外側では2点のウマ歯が見られた。出土状態からウシ歯は、3~6個体の若い成牛・成牛・老牛のもので、ウマ歯は8~13歳及び6~8歳の牡馬のものと考えられた。これらの歯に混ざって須恵器瓶類も出土した。

この遺構の近くで検出された同時期の灌漑用特殊井戸0-002号遺構からは、井戸部の前でウシ歯が発見された。1~3個体分の成牛(1頭は4~6歳)のものである。ここからも須恵器壺類・瓶類などがまともて出土した。

近くの古代の流路0-005号遺構からは1~2個体の成牛の歯が、同0-006号遺構からは若い成牛の歯が、同0-008号遺構からは若い成牛の歯がそれぞれ出土した。いずれも共存する遺物は8世紀のものである。

これら80mほどの距離に広がる各遺構で検出された歯は、ウシ歯が主体を占めることに特徴がある。また離れた中世の溝2-092号遺構からは、2個体のウマ歯(成馬・7~9歳の牡馬)が埋土上位で発見された。

宮崎は、特に小八木志志貝戸遺跡の特殊井戸・湧水周辺の出土資料にウシが多いこと、そしてウシ・ウマ共に若い個体が多く自然死が考えにくいことを指摘している。

U 鶴光路遺構(前橋市)では、奈良平安時代のB

41号溝及び中近世のB6号井戸とB27-B45-B72号溝からウマ・ウシ歯が出土している(橋崎 2002)。

B41号溝からは、ウマ歯・骨が5~7個体分とウシ歯が1個体分計10点分かれて出土した(推定年齢ウマ11~13歳・10歳・6~9歳、ウシ3歳以上)。B6号井戸からは、同一個体のウマ歯が2点見られ(同4歳以上)、またB27-B45-B72号溝ではウシ下顎が確認された(同3歳半以上)。

井戸・溝からの出土ということ以外には、いずれも他に祭祀状況を示す資料はない。

V 菅谷石塚遺跡(群馬町)では、3ヶ所で中世以降のウマ歯が出土した(宮崎 2001及び橋崎 2003A)。

1区2の2号道路の側溝外側で5歳馬の下顎白歯4本が出土した。4区2号溝からはウマ歯1本が出ている(年齢不明)。

7区2号井戸からは、同一個体の12本のウマ歯が出土した(推定年齢18カ月)。この場合、年齢が若く他の部位がないため、祭祀犠牲の可能性が考えやすい。

W 稲荷塚道東遺跡(前橋市)では、古墳時代から近世の6個所の遺構からウマ歯・骨が出土した(橋崎 2003B)。

古墳時代~平安時代の2号溝より、同一個体と推定されるウマ歯が見られた(推定年齢6歳)。9世紀の39号住居からは、ウマ歯小片が出土した。9世紀後半~10世紀前半の1号井戸からは、同一個体と考えられるウマ歯・骨が出てきた(推定年齢8歳)。

平安時代~中世前半とされる7号土坑からは、ウマ歯小片が出土した。同じく11号土坑からは、ウマ歯小片が出土した。中世~近世と考えられる3号溝からは、ウマ歯小片が出土した。

これらについては、出土遺構以外に直接祭祀と関係する証拠は確認できない。しかし遺構の位置関係を見ると、39号住居・1号井戸・7号土坑11号土坑は、いずれも2号溝に近接している点は注意を要する。1号井戸以外は、2号溝に埋納されていた可能性も考えられるかもしれない。

3-4 小結

以上のような研究史を振り返ると、全国的には90年代に本格化した出土ウマ歯骨についての研究は、基本的に松井章と久保和士の二人の精力的な活動によって進展したことが分かる。

古墳時代の馬殉葬については、すでに桃崎祐輔によってその概略がかなり明確に指摘されていた。桃崎は北東アジア全体の豊富な資料を提示しながら、騎馬文化そのものに馬殉葬の習俗があることをはっきりと指摘した。

その後大きく展開した松井・久保の研究は、古墳時代研究とは切り離して動物考古学の視点で出土ウマ歯骨を検討したのである。古代から近世にまで及ぶ、広汎な出

土ウマ歯骨資料を基礎とした。

彼らの到達した点を再度まとめるなら、次のように見ることができる。

- 1 まず古墳時代の馬の渡来と同時に、殉葬馬の儀礼が伝わる。これは古墳と直接関係する遺構で見られる。
- 2 やがて「漢神」信仰に関わる牛馬生費を用いた祭祀が、6世紀後半頃に伝わる。
- 3 さらに農耕に関わる雨乞い祭祀が6世紀後半から7世紀初に伝わる。
- 4 また同じ頃に建造物に係わる祭祀にも牛馬が利用される。
- 5 そして10世紀以降、すでに死亡した牛馬の頭骨を用いての、井戸鹿祭祭祀が中世まで継続された。

1～3は韓半島経由で伝来したもののだが、4は不明で、5は日本で発達したものとされる。1の段階では水田での祭祀はなく、牛が使われるのは2以降のこととなる。

また出土状態より、自然死・事故死及び屠殺と生費を区別することができるが、一般に解体されないで埋葬されることは非常に少ないことを指摘した。皮なめしや骨製品製作の痕跡は、すでに8世紀前半から確認されている。

中世から近世にかけても、上記ウマ・ウシ頭骨の井戸鹿祭やまた建物築造に関係すると思われる架橋祭祀の報告が継続されており、今後も増える可能性は高い。特に頭部欠損の四肢骨のみの発見も少なからずあるため、頭骨のみの祭祀を裏付けるものとなっている。

1995年に松井は重要な指摘として、単独で井戸や溝から発見される歯については、「人間の意思が不明」なため、動物生費祭祀の証拠とは切り離すことを提起した。その理由に納得させられる部分もあるが、白骨化した顎骨からの人為的な歯の取り出しは比較的容易であること、自然に単独の歯のみが遊離する可能性を考えた時、簡単には決まらないことも想定できる。

以上のような全国的な調査研究状況を踏まえて、上野でのあり方をまとめてみたい。

まず祭祀との関係が考えられるウマ・ウシ歯骨の出土例は、予想以上に多い。報告遺跡と遺構数を整理するなら、次頁表のようにまとめられる。

全体としては報告例だけで23遺跡に達している。そしてその所在地は、圧倒的に群馬郡が多い。これはもちろん大規模開発が旧群馬郡地域を中心になされてきたという、調査頻度の影響もある。しかし、他の旧郡では僅かに北群馬が3遺跡ある程度で、北部の吾妻・利根そして東部の佐位・新田・山田・邑楽では、新田郡にあたる西長岡遺跡を除けば管見では全く報告されていない。また遺構数を見ると、古代が最も多いことから、古代權力の中心である国府が群馬郡の前橋市元総社地域に置か

れていたことと関係があるだろう¹³⁾。元総社明神の場合、人形と共伴しており、畿内の律令政権中枢の祭祀行為と共通する点が指摘できる。

これらの状況から、同一遺跡での継続性が強いことが上げられる。特定時代の遺構でしか発見されなかったのは、5割に達していない。古代から近世までの各遺構で出土があったものも、2遺跡見られるのである。

また遺構の種類では溝や旧河道と関係するものが多いが、全国的なものとは比べて顕著なのは竪穴住居で発見される例が4割ほどの9遺跡と少なくないことである。前述した松井の指摘のように、確かに単独の歯のみが竪穴住居で出土した場合、それがどのように祭祀行為と結びつくのかは簡単には判断しがたい。しかし北武蔵の城北遺跡など福川流域で見られたような石製模造骨を共伴する例が、三ツ寺II遺跡にもある。少なくとも古墳時代の上野・北武蔵の住居にはウマ歯または頭を埋納する祭祀があったことは確かだろう。そしてそのような住居祭祀が、古代まで継続していた可能性も考えられる¹⁴⁾。さらに多数の馬の頭部が置かれていた熊野堂遺跡II69号住居や田端遺跡の方形竪穴のような例もあり、古代・中世の竪穴住居については、そのような祭祀用頭骨の保管場所であったことも想定できる。

次に調査研究史をたどって見るなら、80年代の大江正直、80年代中葉から90年代中葉の宮崎重雄、そして2000年代の橋崎修一郎の各研究が継続的に進展している。

大江のものは膨大な国分寺中間地域の報告に集約されているが、基本的には馬の改良史の視点を基本としている。そのため歯・骨から想定される各時代馬の推定骨格を比較することに、力点がおかれている。従って祭祀に関わる生費について、集中してなされた研究の展開はない。ただ死亡年齢の比較を行っており、古代の資料については元総社の古代権力中心地域とそれ以外では、死亡年齢に大きな差があることを指摘している。その理由について軍馬利用などを想定している点は論拠が示されず疑問があるが、事実の指摘は卓見であると言えるだろう。また田端遺跡での多数の馬頭を収納した中世方形竪穴の指摘は、全国的にも珍しい事例の一つと見ることができる。

次に宮崎重雄の研究は、純粋にヒトを含める動物遺存全体がどのように遺跡の中から見いだされるか、という点が基本的な視点だった。そのためウマとウシだけを取り出すのは必ずしもその研究の全体像を理解することにはならないが、扱った資料の多くがウマとウシの歯骨であったことは確かである。特に三ツ寺Iや剣崎長壽西のような古墳時代の調査は、専ら宮崎が手がけている。そして前述のように、古墳時代・古代における東国の馬の死亡年齢は、10歳以下のものが多いという極めて興味深い事実の指摘を行なった。

表 上野の牛馬遺存体出土遺構 (除西長岡宿遺跡)

No	旧郡	遺跡	古墳遺構	古代遺構	中世遺構	近世遺構	備考
1	甘楽	一ノ宮本宿・郷土	1	0	0	0	古墳近接土坑
2	北群馬	白井二位屋	1	6	0	0	住居
3	北群馬	有馬桑里	0	2	0	0	水田・住居
4	北群馬	大久保A	0	3	0	0	住居・溝
5	群馬	稲荷塚道東	0	3	2	1	住居・溝・井戸・土坑
6	群馬	熊野堂II	0	4	0	0	住居・竪穴・土坑
7	群馬	剣崎長瀬西	2	0	0	0	馬具出土 古墳近接土坑
8	群馬	小八木志志貝戸	2	3	1	0	ウシ多 湧水・特殊井戸・溝・流路
9	群馬	園分境	0	1	0	0	旧河道
10	群馬	園分寺中間	0	7	2	1	住居・溝・井戸・土坑
11	群馬	三ッ寺I	1	0	0	0	塚
12	群馬	三ッ寺II	4	0	2	0	石製模造品出土 住居・溝・土坑
13	群馬	下東西	0	4	4	0	住居・溝・土坑・井戸・テラス
14	群馬	菅谷石塚	0	0	3	0	道路側溝・溝・井戸
15	群馬	西横手	0	0	0	4	溝・井戸
16	群馬	日高	0	2	1	0	溝・水田
17	群馬	元総社寺田	0	2	0	4	八稜鏡出土 旧河道・溝
18	群馬	元総社西川	0	0	1	1	溝
19	群馬	元総社明神	0	2	0	0	人形出土 旧河道
20	勢多	柳久保水田址	0	1	0	0	水田
21	勢多	山名土合	1	0	0	0	古墳堀
22	那波	鶴光路榎橋	0	1	0	2	溝・井戸
23	緑	田端	0	10	2	0	ウシ多 住居・方形竪穴・溝・土坑
		計	12	51	18	13	

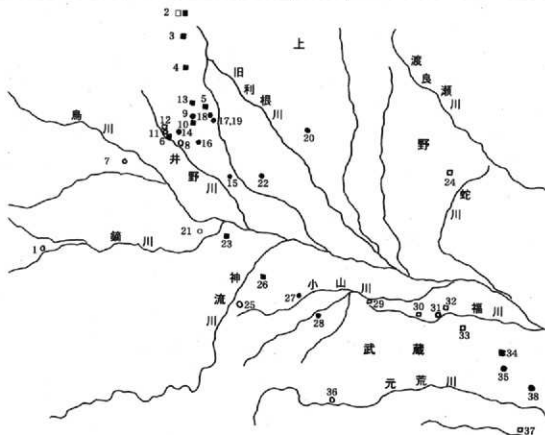


図3 上野・北武蔵の牛馬遺存体出土遺跡

- 24 西長岡宿遺跡 25 青柳古墳群 26 中堰遺跡 27 今井川越田遺跡 28 南十条遺跡
 29 砂田前遺跡 30 上敷免遺跡 31 上増田古墳群 32 城北遺跡 33 一本木前遺跡
 34 北島遺跡 35 諏訪木遺跡 36 小前田古墳群 37 下町遺跡 38 忍城跡

□ 竪穴住居 (古墳時代) 遺跡 ○ その他の遺跡 (古墳時代)
 ■ 竪穴住居 (古代) 遺跡 ● その他の遺跡 (古代以降)

また最近急速に調査研究を手がけている檜崎修一郎の場合は、動物考古学的な調査方法が最も顕著である。特に一ノ宮本宿・郷土の古墳時代の例は、逆向きの頭部が検出された明らかな殉葬馬の埋葬と考えられ、その指摘は興味深い。また各報告では容易に理解できる基本骨格図を提示して、出土資料が具体的にどの部位であるかが示してある点は、今後の調査研究の発展に大きな助けになるだろう。動物遺存体が考古資料として十分な地位を獲得するには、このような基本的な研究姿勢が広く求められる。

3人の上野と周辺における代表的研究を概観したが、松井が95年に提起した「単独の歯出土例はすぐに祭祀とは結びつけない」という問題には、いずれも対応していない。これは少なくとも上野と周辺では単独の歯出土例がかなりあること、自然に歯の菌が遊離することの難しきという状況を踏まえたことが理由かもしれない。

以上を総括すれば、上野と周辺では古く古墳時代から祭祀的な馬牛の出土が見られ、その全体的な傾向は畿内など他地域と類似する点が多い。しかし特徴的なこととしては、堅穴住居で検出される例が少なくない状況が見られるのである。そして時代を越えて祭祀馬牛が発見される遺跡が多々あることも、大きな特徴の一つと考えられる。

4. 雨乞いと馬生贄に関する民俗学研究史

雨乞いと馬生贄の問題については、これまでの研究はむしろ民俗学的なアプローチがもともと中心だった。柳田国男の『山鳥民譚集』(1914年)以来、河童が馬を水中に引き込むという伝説は注意をもって扱われるようになった。そして石田英一郎は、汎ユーラシアの騎馬文化の中に同様の伝説があることを『河童動引考—比較民族学的研究—』(1947年)で明らかにした。

今、ここで膨大な民俗学の研究史を網羅することはできないが、直接考古資料と関係するような研究について簡単に紹介したい。

4-1 馬と水・馬の首に関わる研究

馬を焦点とした最近の民俗学研究では、小島環麿のものがまとまっている(小島 1991)。

そこには、次のような事例が紹介されている。

栃木県大中寺(下都賀郡大平町山田)の馬の首井戸 この寺の七不思議の一つとして、晁石(てるいし)太郎の乗り物とする馬の首が出てくるという井戸がある。「井戸に馬の形代を納める信仰の転化」とするが、実際によく行われた頭骨の井戸への埋納が記憶されていたことかもしれない。

馬の首を祭る習慣も実際に存在した。

静岡県泉谷村(安倍郡駒子宿近傍)の熊谷家では、魔よけとして名馬磨屋の骨と称する頭骨を家の柱に下げた

いた。これは『駿国雜誌』巻25に絵が記録されている。岩手県土淵村(現遠野市)では、死んだ馬の首を杭の先につるして、家の前に立てる習慣があった。明治中ごろでも、村の半分近くの家にそのようなものがあったとされる。

このような馬の首を魔よけとする習慣について、「馬が狩猟獣であった時代にさかのぼる」記憶ではないかとしている。その当否は不明だが、前述のように日本では、馬の渡来とほぼ同時に馬の首を古墳に殉葬する儀礼があった。そのため、日本では「狩猟獣」とは考えにくいのではないかと。

農耕儀礼との関係では、次のような指摘をしている。記紀に記されたスサノアの悪行とされるものに、田の畦を壊すことなどと並んで、馬の皮の生き剥ぎがある。それは、広義の稲作儀礼の中に死んだ馬の皮を頭から剥ぐ行為があったのではないかと推測している。

上野ではどのような馬に関わる伝承があるだろうか。水との関係では、雨乞いは不明だが温泉の変化に関わるものがいくつか残っている(都丸 1974)。

温泉が馬の骨を投入することによって冷泉化する(勢多郡富士見村原之郷、吾妻郡中之条町大塚、桐生市忍山温泉)

馬の骨の投入により温泉の消滅する(吾妻郡吾妻町泉沢、利根郡水上町栗沢)。

これらは、馬骨と聖なる水=湯の裏返った繋がりを示している。温泉の多い群馬で地域的な馬と水の関係を示しているのだから。

4-2 雨乞い祭祀の記録

前述の松井1995と小島1991によれば、直接雨乞いと関係あることについては、次のような記録がある。

早魃に際しての雨乞いとして牛馬を捧げることは前述のように『日本書紀』皇極紀に記されている。

7世紀段階でこのような牛馬を犠牲にした雨乞いが存在したことを示している。その対象は川の神「河伯」や「瀆神」と呼ばれる神であった。この雨乞いは盛んであったようで、698年には吉野水分神社と諸社に生きた馬を献納した最初の記録がある。雨乞い生贄の隆盛のために、生贄祭祀に対する禁令が、741年と791年さらに801年に出されている。

さらに中世のものとしては、次の1501年の『政基公旅引付』記事がある。

「今日より滝宮社頭において請雨の儀あり……其後なほ降らずんば件の滝壺に於いて不浄の物を入れる。<鹿の骨或は頭風情の物と云々。>必ず降らざる事無し……」

この場合は鹿であるが、頭骨などを特に強い雨乞い時に水神に捧げたことを記している。

近世以降における例としては、高谷重夫の雨乞いに関

する研究成果(高谷 1982)から、動物骨と関係あるものを松井は次のように示した。

「嘉永6(1853)年の大旱にこの地方は水不足に苦しみ(中略)牧野荘と菅野郷より入用銀を2つ割で出して、馬を買い箕面山上に退いて上り、高い丘の上で首をはね、胴体ばかり菅野郷の山谷に隠し、首を雄滝に漬けたという」(『箕面市史』資料編6より)

この馬を引き連れて生贖祭を行なったのは、「かわた」と呼ばれた被差別部落民だった。この資料は、部落史研究の立場からも注目されている(寺木 1999)。

近代においても、関西では馬を殺しての雨乞いが行われていた。松井の紹介する事例に、次のものがある。

「明治16年、伊勢から買ってきた白馬を殺し、血を一洒残らず桶に取り、首を鉄箱に入れ、昆陽寺に詣って読経を頼み、(中略)生瀧のコーライ岩で馬の首を取り出して岩の上に置き、白衣の者が経を読む。終わると首をミソ滝の淵に入れる。担いできた桶の血は岩一面に塗り付ける。本来はここまで白馬を曳いてきて白装束の者が首を切り落とす式があったという。』(『伊丹市史』6より)

「1939年8月30日豊中市の屠殺場より取り寄せた牛の生首と生血をブリキ缶に入れ「雨請 川面村」と書いた幟ばんを立て、半鐘・太鼓を打ち鳴らし、貝を吹く山伏も加わって約二百人が馬淵に行って雨乞いをしたという。さらに明治の初年頃までには牛三頭を現場まで連れて行ってそこで首を切ったという」(『大阪朝日新聞』1939年8月31日)

このような例は、関西だけにとどまらないかもしれない。いずれにしても馬を生贖にしての雨乞いの信仰は、相当に根強いものであったことは確かだろう。

5. 前・中期旧石器問題の捏造の枠組み

ここで論点を変えて、日本考古学界のみならず社会全体に大きな衝撃を与えた藤村進一の引き起こしたこの事件について、その構造を概観し、「捏造」という言葉の意味を考えてみたい。

5-1 捏造行為とその構造的継続性

2000年11月に発覚したこの問題については、すでに多大な指摘がなされてきた。そして筆者も末席を汚した日本考古学協会の前・中期旧石器問題調査研究特別委員会により、その実態はほぼ明らかになった。

その2年間の検証結果報告(同委員会 2003)によれば、藤村進一前東北旧石器文化研究所副理事長の起こした事件の全容は次のようなものであった。

同委員会の春成秀爾副委員長は、「藤村進一が『発見』あるいは関与した『遺跡』約186カ所は、「前・中期旧石器」にかぎらず、後期旧石器・縄文にいたるまで彼によ

る捏造であり、学術資料としては無効であるという結論に達した。国史跡にまでなった「座敷乱木遺跡」は指定を解除された。藤村は1973年、石器を探し歩くようになったほとんど当初から遺跡の捏造を始め、それを繰り返していたのである。」と総括の冒頭で述べた。

そして「事件発覚以来、問われているのは、なぜ専門家を含めて考古学界のほとんどの人が四半世紀もの長期にわたって捏造に気づけなかった、という点である」と指摘した。

さらに捏造を生んだ内的要因として調査関係者の問題・調査団の解釈の問題を上げ、捏造を可能にした外的要因としては旧石器考古学自体の問題・批判精神の問題を指摘し、最後にこれからの課題として研究者の自己責任と議論の環境作りを提唱している。

調査関係者の問題とは、「[列島最古の石器]」の記録を次々と更新していくという「成果」を追及する共同研究者と彼らの指導者の姿勢は、自らの客観的な判断力を奪っていた。研究者たちの期待と、それに合わせて名譽を得ようとする藤村の人間性が一致した結果、捏造はつづいた。研究の体裁はとっていただけれども、その後には、世間的に評価される「大発見」をつづけ、たえず注目を浴びたいという集団の心理があったようにみえる。」ということであった。

調査団の解釈の問題としては、「自然科学関係の研究者も参加しており、相互に検証しあう条件は整っていたのに、内部のどこからも矛盾の指摘がなかった。今回の捏造事件は、現場で捏造に直接手を出した1人だけの問題ではなく、調査団全体で「石器の発見」→「前・中期旧石器の証明」という一つの目標だけをもって突き進んでいったところに問題があった。このことが、四半世紀にわたる捏造に自ら気づかず、その発覚を新聞社の隠し撮りに依存しなければならなかった決定的な要因であった」ということが指摘された。

まとめとして春成は研究者の自己責任を、「調査と研究は自己の責任においておこなうという当たり前のことを強調するほかはない」と述べる。さらに議論の環境作りとして「考古学の全分野においてさまざまなまぢがいを明らかにできる観察力とそれにもとづく検証能力を養成すること、その結果を発表できる場を広く用意し、学問的議論に慣れた環境づくりに取り組むことが必要であろう」とした。

また同委員会小林達雄委員長は、同じ総括の末尾に課題として、次のような点を指摘している。

「前・中期旧石器問題は、だれ一人として予想もしなかった、あるいは出来なかった異常な事態である。いまだに学問の領域が否定され、蹂躙されたほどの重大な意味をもつ。これを単なる一個人のなせる憎むべき所業と断ずるのは容易ではあるが、それでは済まない。充分

熟慮して今後の新しい展望につなげていく覚悟が必要である。」とした。そこでは、張本人の責任・第一次関係者・第二次関係者・対局者・行政関係の課題を個別に提示した。

そして「日本考古学界における未曾有の不祥事を学界の強い閉鎖性との関連性由来すると考える向きもある。しかし、とくに考古学界に固有の性質ではなく、学問する個人間の特殊性あるいは一回性の事情が絡んだケースとして理解される場合も少なくない。たとえそうした傾向が若干みられるとしても、すでに今日の学界全体の空気は大幅に開放的であることは確かな事実であり、そうした弊害は急速に解消されてゆくであろう」と述べた。

以上で明らかのように、前・中期旧石器器造問題とは、藤村進一人の行為のみで継続されたのではなく、批判精神を欠いた周辺者の存在が大きかったことが指摘できる。さらに非開放的な研究体制も、それを助長させたことになる。それは単にこの領域の専門家にとどまらず、関連する諸科学や考古学界全体にまで何らかの形で及ぶものだった。

5-2 社会に与えた影響と「ねつぞう」の語感

この問題が社会に与えた影響は、極めて大きい。同報告書は、一項を設けて具体的に次のようにまとめた(同前 549～554頁)。

まず事件発覚後、「座敷乱木にはじまる一連の調査は、当初から批判意見を黙殺してきたとされている。しかし、何か怪しいという声は絶えていたわけではなく、新発見のたびに波紋を広げたといえる。スタッフもその延長にあった。それだけに、疑問を学問的に徹底して追及しなかった責任を問う声は、新発見の成果に関わった者のみならず、考古学関係者すべてにむけられている」ことが明示された。

さらに具体的に見られた影響は、次の各要素が報告された。

考古学関係者：「考古学全般にわたって、事件により学問としての信頼を失墜したとされ、その回復のための今後の対応に注目が集まっている。」

周辺学問研究者：「捏造遺跡をサポートする形で参加していた周辺学問の研究者に、科学的な研究の意味が改めて問われた。」

行政関係者：「文化庁による捏造関連遺跡の関係調査が行なわれた。捏造該当遺跡に関する史跡認定解除などをめぐり検証が行われた。」

大学関係：「考古学関係学部への受験者が減少した。放送大学では考古学専門科目が中止された。」

出版界：「関連した記述を行なっている書籍の自主的な是正が進められ、改訂版の刊行、絶版などの措置が取られた。」

教科書：この問題は大きく、特に一項が当てられている。特に高校日本史への影響は極めて深く、「すべての高校日本史Bは、捏造事件に関連した遺跡をとりあげていた」ため、「2002年度使用教科書では、藤村が関係した前期・中期旧石器時代遺跡のすべてが、最終的に教科書から削除されることになった。」

このように、この問題の影響は単に旧石器関係の研究者のみに及んだのではなく、考古学界全体から広く歴史に関心のある全ての人々に強い衝撃と疑念をもたらした。

特に、長年、原因者負担制度により続けられてきた行政発掘に対しても、原因者側からの潜在的疑念を大きく増幅させることになった。それは単に事件と直接関係ある地域だけではなく、日本中全体に及んだと言える。そしてそれを最も感じさせることが、「ねつぞう」という言葉の普及である。この事件以前、漢字での筆記どころか、単語としてさえ、この言葉はどれほど使われていたのだろうか。

それが3年を経た今日に至っても、「ねつぞう」と言えば、かなり多くの人々がこの事件をすぐにイメージし、さらに連想として考古学が浮かんでくることは否定できない。とくに発掘調査に対して、一般の認識の中にどこか「ねつぞう」の語がまだ直感的に残っていることは確かである。

6. 結語—牛馬遺存体検出遺構の理解

以上これまで述べてきたことを、考古資料としての牛馬遺存体の考え方、そしてその一般公開の問題について、まとめてみたい。

6-1 牛馬遺存体の考え方

考古資料としての牛馬遺存体の調査研究は、比較的最近から始まった。特に90年代以降、松井章や久保和士らによって、動物考古学という視点での研究が進んだ。それは資料の扱いを単純に自然科学者に分析依頼するのではなく、考古学研究者の眼で自然遺物をどのように見るか、ということになる。つまり、方法論の問題であると同時に、立体的な歴史像を描く上で視点をいかに広げられるかという考古学の枠組み設定の問題でもある。

それは、古墳時代中期の馬馬蹄、後期から始まり古代に盛行する漢神信仰や雨乞い祭祀による馬の生贄、そして古代以降に多く広まるウマ頭骨を用いたの簡易型祭祀に大別できることが判明した。しかし東国では竈穴住居廃絶祭祀に関わるウマ・ウシ歯骨の埋納が早くから見られ、中世までその傾向が続いていた。

上野と周辺でも、そのような傾向はほぼ類似して確認されてきた。ウマ・ウシ歯骨の出土例が一般に認識されるよりはるかに多いことはまず間違いないが、考古資料として扱う視点について、遺憾ながらまだ考古研究者の

側からの積極的な研究姿勢は生まれていない。しかし調査例の拡大は続き、特に古墳時代の例は他地域より恐らく多く、また古代には権力の拠点を中心に偏在することが明らかになりつつある。さらに同一遺跡における、時代を越えた牛馬生贅祭祀の連続も確認できた。ただ堅穴住居出土も含めて、興味深い考古学的現象が明らかであったにも関わらず、考古主体の研究発展は乏しかった。筆者自身、出土例の調査報告経験を持っていたが、これまで積極的にこの問題には関わってこなかったことは、大いに自省すべきことと考えている。

民俗例としての馬と水の関係は、上野でも特に温泉に関わるものとして記憶され続けてきた。また雨乞いと関係する馬生贅の慣行は、近代においても関西では記録されてきた点は、注意を要する。

以上のような研究の経緯を踏まえる時、考古資料としての牛馬遺存体に対する考え方は、次のように整理することができる。

ウ・ウシ歯骨の出土例は決して少ないものではなく、深く歴史を考える上での基本的な資料要素である。ただそれ自体が人工品ではないため、人間の生活との関係が簡単には分かりにくい特徴がある。

そのため、長くこの資料の研究を行ってきた松井章は、次のように考古資料としての考え方に言及している(松井 1995) 点は注意を要する。

即ち、牛馬遺存体がどのような性格を持つかということとの関わりの中で、「考古資料は、考古学研究者の、あくまで仮説とその検証という目的のもとで初めて口を開くのである。「口が重い」のは牛馬遺存体ではなく、問いを発する考古学研究者の側であることを肝に銘じるべき」と述べている。

つまり、どのように牛馬遺存体が人間の生活と関係があるのかについて、考古学研究者は主体的に仮説の提示と検証の努力をする必要があるというのである。単純に一瞥しただけで用途や時代がかなり特定できる、人工遺物との大きな違いがそこにある。

さらに具体的に、次のように考古資料の扱い方を述べた。

「動物遺存体の出土例が、祭祀遺構と結びついて出土した場合、どのように解釈すべきであろうか。……どんなに遺構、遺物を詳しく検討しても、それが死に絶えた過去の人々の行為の限られた結果でしかないの、考古学そのものの研究から、行為の意義を考えることは不可能である。厳密な考古学事象を記録し、資料提示した上で、関連する分野の研究結果を照らし併せて、その背後に窺える過去の人々の行為を復元すべきである。」

祭祀行為そのものの完全な復元をもちろん、その目的としたことについては、考古資料だけでは解明するこ

とはできない。特に動物遺存体の意味については、関連諸学の研究を合わせなければ解明が難しいということである。

前述のように上野と周辺の研究状況だけを見ても、単純な埋葬ではない牛馬遺存体の報告例は、決して少なくない。経験的に見ても、極めて稀な出土ということではない。実際、筆者自身が調査した小八木志志貝戸遺跡の場合でも、集中状況はやや気になったものの、たまに出るものだという印象を持った覚えがある。

ここでまづ問題なのは、それを考古資料として認識するか否か、ということである。そしてさらにそれが何らかの人間行為(多くが祭祀か)の痕跡であると考えられた場合、報告となったわけである。しかしその行為の内容については、多くが不明確のままである。そのため松井が指摘したような、調査報告を行なった研究者が行なった出土牛馬遺存体に対する仮説と検証作業は、決して十分とは言えない。

少なくとも牛馬遺存体の出土は報告すべきことであり、仮説と検証作業により考古学研究者はその存在する意味を考える必要があることは間違いない。

また前述のように上野においても、同一遺跡で異なった時代の牛馬遺存体が出土することは、決して珍しくない。古墳へ中世とか古代へ近世のような出土例も少なからず発見された。恐らくそれは、牛馬に関わる祭祀が水と関係あるものが多く、大きな地形的変化が生じない限り、同一地点で異なった時代でも祭祀は継続されるからだろう。

さすがに西長岡宿遺跡のように古墳へ近世という例は他にはなかったが、当初考えたほど稀有というものではないと思われる。むしろ同じ場所が続いたことにこの祭祀の特徴があるとも考えられる。

いずれにしても、牛馬遺存体が発見された場合、丁寧に出土状況を検討すべきであり、またその意味を関連諸学の成果を合わせながら考えるべきであることは間違いないと言える。

6-2 牛馬遺存体の解釈と一般公開

最後に以上のような牛馬遺存体に関して、行政調査と現地説明会の意義そして捏造問題との関係を整理してみたい。

現在の日本で盛行している行政調査は、言うまでもなく原因者負担制度で成り立っている。原因者は民間企業の場合もあるが、群馬県ではほとんどが公共機関である。公共機関の場合、もちろん費用は税金が基本的な出所である。

そして発見された埋蔵文化財が、基本的に国民共有の財産であることは間違いない。調査者や原因者の所有に帰すものではない。そのため調査整理費用を負担する原因者が民間企業の場合だとしても、調査成果を排他的に

独占することはできない。

つまり、どのような場合であっても少なくとも行政調査の成果は、納税者であり本質的に共有権を持つ国民に、いち早く公開する義務がある。そしてそれは、国民の理解を得られるような説明あるいは解釈の提供が必要である。なぜなら、調査で発見された原資料は多くの場合、一般国民が簡単に内容を理解できるものではないからである。それがどのように過去の先祖たちの生活を表す証拠であるのかを、分かりやすく説明・解釈することが調査報告者に求められている。

そこに発掘調査遺跡の現地説明会の必要性がある。発掘調査が再現性のない行為であり、とりわけ遺物がどのような遺構から出土したのか、そのことによって何が分かったのか、という基本的な問題は、現地説明会の場でなければ一般国民の理解を求めることは極めて困難である。

まして前述のようにそれだけではどのような役割を果たしたのか分かりえない牛馬遺存体の場合、他分野の研究成果を合わせてより理解を得やすくする必要があると同時に、実際の出土状態の公開説明こそが何よりの一般理解に繋がる。もともと調査報告書の片隅に事実記載のみが掲載されるだけでは、全ての読者にその意味を理解させることは難しく、まして難解な報告書を眼にする機会ほとんどない一般国民にとって、それはほとんど意味ある歴史の証言とはなりえないことは間違いない。

換言すれば、牛馬遺存体を重要な歴史資料として扱うなら、とりわけ行政調査で発見された場合、現地説明会の場で分かりやすく紹介することは大きな必要性があるのである。

そのような中で、前・中期旧石器問題の引き起こした「ねつぞう」イメージとの関係をまとめてみよう。

前述のように、いまだに発掘調査そのものに対して、一般国民の「ねつぞう」イメージは確かに残っている。調査そのものが再現性のない行為である以上、調査過程を全て公開したとしても、万人がそれに参加できるわけではない。藤村が行なった狡猾な方法を取るなら、確かに小さな遺物の出土については疑念をもたれる可能性を消し去ることは難しい。単独のウシ・ウマ歯のようなものなら、理論的にはその出土について疑念をもたれることはありうる。

しかしそれは、はっきりした出土状態の写真を公開し、出土遺構の性格を説明することによって、ある程度払拭することができる。他の小さい遺物の出土の証明と、ほとんど同じ程度のことである。だが前・中期旧石器問題の経緯を見るなら、それだけで100%の信頼性を得ることは難しい。これも、他の遺物とそれほど変わらない。

つまり、「ねつぞう」イメージを完全に払いのける形で、誰もが実際の出土を疑いえない大きめの遺物以外には、

小さめの遺物の出土事実を理解させることは簡単ではないのである。では大ききから可能性として出土事実を万人に100%納得されない遺物、あるいは遺構は、公開できないのだからか。

それは極論すれば、古墳そのものは公開できるが、玉類のような細かな出土遺物はできないことになり、居館跡は見せられるが出土陶磁片などは疑念をもたれる要素が残ることになってしまう。

それでは遺跡の性格とそこから考えられる歴史の復元を、現地説明会ではできないことになる。出土遺物の公開という、事実報告そのものすら不可能なことになってしまう。その結果、共有の財産である埋蔵文化財を一般国民に還元する最大場である現地説明会そのものが、実施できないことになるのである。

それは明らかにおかしい。春成が述べたように、調査者である研究者が自己の責任を自覚して事実と歴史的解釈という仮説の発表を行い、それが検証されるような場を提供することが、逆に「ねつぞう」イメージを取り払うために必要である。つまり十分に疑問や批判の機会を多数に用意できる場とは、やはり現地説明会でしかない。

そこにおいてなされる公開とは、見学者たちに出土事実を疑わせないような出土状態確認の材料を広く準備せねばならない。そしてそのことが示す意味についての説明を行なわねばならない。説明会の時点であらゆる関係資料が調査者に全て揃っていることは難しいため、その説明とはやはり仮説である。調査した研究者の自己責任で可能な限り資料を集め、あらゆる可能性を検討せねばならないことは言うまでもない。しかしそこで考えられた仮説を第三者から検証する最大の機会も、現地説明会という公開の場であることは確かである。

6-3 まとめ

牛馬遺存体は、全国的にも、また群馬県内においても、多くの調査研究史を持つ、重要な考古資料である。牛馬は日本に伝来された古墳時代から近代に至るまで、乗用や農耕用などの実用に供され、またその遺物が資源として再利用されたばかりでなく、さまざまな祭儀の場で生贄として使われてきた。

考古資料としての牛馬遺存体の中でかなりの部分は、祭儀行為の結果を示している。それは我々の先祖たちが行なってきた重要な精神生活を示すものであり、貴重な歴史の証言を行なう可能性のあるものでもある。

ただしそれは、他の人工遺物と異なって、それだけで全てを物語ってくれるものではない。十分な検討の上でそれだけのよう行為であったかの仮説を提示して、妥当性を検証すべきものである。であればこそ、現地説明会という場で公開し、その仮説についての是非を図る必要がある。

恐れることは、「ねつぞう」イメージではなく、研究史の理解に至らない行政調査の「処理」態度であり、出土事実の隠蔽である。そのような態度をはっきりと除去することによって、祖先達の歩んだ歴史像を深く再現することができるだろう。

註

- 1) 『太田市史 通史編』による。
 - 2) 後述のように近世の馬屠殺祭の実行は、被差別部落民が行っていた可能性が高い。しかし中世以前についてはそれを証明することはできず、まして古代や古墳時代については直接関係がない。馬生養祭の継続する例は多く、それはむしろ古代権力中心地との関係が強い。西長岡道遺跡から南西約2kmの距離にある、太田市寺井から新田町北東部地域は8世紀の官衙遺跡の集中発見地であることに留意する必要がある。
 - 3) 九州27例・畿内7例・甲信18例と偏在している。
 - 4) 大穴31号墳の例については、焼跡の復元図は報告者と異なっている(磯崎 1993)。
 - 5) 九州14例・中国1例・中部1例・関東2例・東北1例で、九州の資料が圧倒的に多い。
 - 6) 例えば、群馬馬佐波郡東村の八寸大道上遺跡(坂井 1985)などがある。
 - 7) この場合も地域的な偏在は大きく、九州10例・関西4例・中部23例となっている。
 - 8) ウマ骨を中心とする動物考古学に多大な成果をもたらした気説の研究者久保和土は、この著書が刊行される直前の1999年5月に急逝した。
 - 9) 忍城の期では他に1580年代の層位から15歳前後のウマ右下顎骨が出土している。南方の資料共に行田市郷土博物館埋没田良直氏の好意で発見し、宮崎重雄氏が鑑定した。なお18世紀後半の馬埋葬跡である上栗須遺跡(藤岡市)の22個体平均年齢は、17.9歳だった(宮崎 1989)。この自然死年齢と忍城跡も含めた出土資材の年齢は大きく異なっている。
 - 10) 加工資源としての牛角の利用に関する考古学的検討は、松井2000に詳しい。
 - 11) 宮崎の報告では129号土坑と記されているが、本文の記載内容から192号土坑の誤植であったと思われる。
 - 12) 筆者は草創期の国府が前述2)の新田郡北東部の8世紀官衙遺跡集地域に存在した可能性を考えているが、現在まで新田部地域では西長岡道遺跡を除いて報告例がないのは、馬の飼育場(牧)の存在そのものが群馬部周辺に集中していたためかもしれない。
 - 13) 元総社寺田でも発見された八穂鏡が、東国では整穴住居で発見される例が多い(坂井 1983)。これもウマ・ウシ骨の整穴住居での出土と関係があるのではないかと。
- 参考文献** (群埋文＝群馬埋没文化財調査事業団)
池田悦男編 1996 『西谷御門外堀跡・御師塚遺跡・町屋跡』地下鉄7号線埋没文化財調査調査会。
石田英一郎 1994 『新版 河原野引一比較民族学的研究一』岩波文庫。
宇田川洋 1975 『青戸・葛西城址調査報告目録』葛西城址調査会。
窪田重昭 1988 『熊足地の成立』大神と石上』筑摩書房。
大江正直 1982 『日高遺跡出土の馬骨・馬骨』『日高遺跡』群埋文。
大江正直 1987 『下東西遺跡出土の獣骨・獣骨について』『下東西遺跡』群埋文。
大江正直 1988 『田端遺跡出土の獣骨・獣骨について』『田端遺跡』群埋文。
大江正直 1990A 『上野国分寺・尼寺中間地域出土の動物遺存体』『上野国分寺・尼寺中間地域4(本巻2)』群埋文。
大江正直 1990B 『国分境遺跡出土の馬骨・牛骨について』『国分境遺跡』群埋文。
大江正直 1991 『三ツ寺II遺跡出土の獣骨・獣骨について』『三ツ寺II遺跡 本文編』群埋文。
太田市 1984 『太田市史 通史編』。
金子尚昌 1993 『有馬条里遺跡出土の馬骨・牛骨』『有馬条里遺跡 沖田地区』第2分冊 茨川市教育委員会。
久保和土 1999 『動物と人間の考古学』。
久保和土・松井 章 1999 『家畜そのウマ・ウシ』『考古学と動物学』民成社。
黒田 晃 2000 『剣崎長壽西遺跡と渡来人』『高崎市史研究』12 高崎市史編さん専門委員会。
黒田 晃 2001 『剣崎長壽西遺跡1』高崎市教育委員会。
小島聖雄編 1991 『馬をめぐる民俗自然誌 人・他界・馬』東京美術。
坂井 隆 1985 『八寸大道上遺跡』群埋文。
坂井 隆 1993 『元総社寺田遺跡・下高瀬上之原遺跡出土の八穂鏡』『元総社寺田遺跡1』群埋文。
前・中期旧石器問題調査研究特別委員会 2003 『前・中期旧石器問題の検証』日本考古学協会。
高倉重夫 1982 『埋没の習俗の研究』法政大学出版会。
塚田良直 1989 『行田市郷土博物館研究報告1 忍城跡の発掘調査』行田市郷土博物館。
寺木伸明 1999 『雨を乞う「かわた」』『被差別史の再発見』解放出版社。
千賀久雄 2003 『古墳時代の馬との出会い—馬と馬具の考古学—』福原考古学研究所博物館。
鶴崎修一郎 2001A 『7号土坑出土馬骨について』『一ノ宮古墳・藤土遺跡II・一ノ宮古墳群』富岡市教育委員会。
鶴崎修一郎 2001B 『元総社西川遺跡出土人骨・馬骨』『元総社西川遺跡』群埋文。
鶴崎修一郎 2001C 『宿横手三波川遺跡及び宿横手遺跡群出土獣骨』『宿横手三波川遺跡』群埋文。
鶴崎修一郎 2002 『鶴光路橋遺跡出土獣骨』『鶴光路橋遺跡』群埋文。
鶴崎修一郎 2003A 『宮谷石塚遺跡出土馬骨』『宮谷石塚遺跡発掘調査報告書』群埋文。
鶴崎修一郎 2003B 『福留深道遺跡出土馬骨・馬骨』『福留深道遺跡発掘調査報告書』群埋文。
都九十九一編 1974 『上野の伝説』第一法規出版。
文化庁編 2003 『2003発掘された日本列島』。
松井 章 1995 『古代・中世の村高における動物祭祀』『国立歴史民俗博物館研究報告』61。
松井 章 2000 『養牛馬利用の動物考古学的考察 特に牛角の利用について』『動物考古学』14。
松井 章・神谷正弘 1994 『古代の朝鮮半島および日本列島における馬の殉葬について』『考古学雑誌』80-12。
宮崎重雄 1985 『久保和土田出土のブタの骨と馬骨』『保久保遺跡群1』前橋市埋没文化財発掘調査。宮崎重雄 1986 『吉岡村大久保A遺跡出土の馬骨・馬骨』『大久保A遺跡II区』吉岡村教育委員会。
宮崎重雄 1988 『三ツ寺I遺跡出土の獣骨類について』『三ツ寺I遺跡』群埋文。
宮崎重雄 1989 『上栗須遺跡の馬骨』『上栗須遺跡・下栗須遺跡・中大塚遺跡』群埋文。
宮崎重雄 1990 『元総社明神遺跡第8次調査出土の獣骨類について』『元総社明神遺跡第8次調査出土の獣骨類について』前橋市埋没文化財発掘調査。宮崎重雄 1991 『熊野堂遺跡II地区出土の馬骨について』『熊野堂遺跡(2)』群埋文。
宮崎重雄 1993 『元総社寺田遺跡出土の獣骨類』『元総社寺田遺跡1』群埋文。
宮崎重雄 1994 『白井仁位屋遺跡の獣骨類』『白井遺跡群集編1』群埋文。
宮崎重雄 1995 『城北遺跡の獣骨類』『城北遺跡』埼玉県埋没文化財調査事業団。
宮崎重雄 2001 『人骨・獣骨について』『小八木志忠氏戸遺跡群2』群埋文。
村石真澄 1998 『甲斐の馬生産の起源—堀部遺跡SY3方形周溝墓出

研究紀要22

土のウマ歯から一」『動物考古学』10。

橋崎祐輔 1993 「古墳に伴う牛馬供犠の検討—日本列島・朝鮮半島・中国東北地方の事例を比較して—」『古文化談叢』31 九州古文化研究会。

山川守男 1995 『城北遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団。

山川守男 2003 「北武蔵における古墳時代馬の痕跡」『東アジアの歴史と文化懇話会例会資料』。

船岡悦次郎 1995 「山名土合遺跡」『平成6年度高崎市内小規模埋蔵文化財緊急発掘調査概要』高崎市教育委員会。

古代上野における富豪層について

神谷 佳明

はじめに

研究史

富豪層の諸相

1. 掘立柱建物群からみる

2. 出土遺物から窺える遺跡

3. 集落遺跡から見る

富豪層の実証

おわりに

— 論文要旨 —

群馬県内では「三ッ寺」遺跡に代表される古墳時代の豪族についての研究は活発なものがあるが、古墳時代に続く奈良平安時代の豪族や富豪層の研究は数少ない。近年こうした奈良平安時代の豪族・富豪層の研究については全国的に見ると掘立柱建物群や墨書土器などの遺構・遺物の両面から検討が盛んに行われている。

県内でも今まで実施された奈良平安時代の集落遺跡発掘調査では規則性が見られる掘立柱建物群や区画施設などから豪族層・富豪層の居宅と指摘されている遺跡も存在する。今回は居宅に付随する掘立柱建物群だけでなく堂宇と想定される掘立柱建物や仏具などの仏教的遺構・遺物、奢侈的な遺物、集落の立地・変遷などの面からも検討を行ってみた。また、掘立柱建物群を検出している遺跡では掘立柱建物からの出土遺物が見られなかったり小片のため時期を明確にできないものも見られるが、こうした掘立柱建物では重複関係にある竪穴住居などから時期の検討を行った。その結果、郷越中道遺跡、波志江西屋敷遺跡、小角田前遺跡での富豪層居宅の存在を確認した。遺物の面からは清里陣馬遺跡、三ッ寺大下IV遺跡で多量に出土している緑釉陶器や灰釉陶器などから文献資料に見ることができる「鼠馬の党」の可能性が指摘できた。集落遺跡では前時代には空地であった地域に集落が形成されている下芝五反田遺跡や沼田北部遺跡群からその背景に見られる富豪層の存在を抽出した。

今回の検討では対象を群馬県内に設定したが、実際には発掘調査資料の状況などから全域まで及ばなかった。しかし、古代群馬郡や利根郡域では古代群馬郡有馬郷のように近接した距離での富豪層の存在や古代利根郡滑田郷のように郷全域に及ぶ富豪層の存在を確認することができた。こうした今回明確にできた視点は律令崩壊期後の地域社会を語る上では重要な要素であると考えられる。

キーワード

対象時代 平安時代

対象地域 群馬県内、古代上野国

研究対象 古代豪族・富豪層、富豪の輩

はじめに

筆者は、2001年に脱稿した「緑釉陶器にみる古代上野国」¹⁾のなかで緑釉陶器を出土した遺跡の分析をととしてその出土量や立地などから古代、平安時代の富豪層の存在を指摘した。しかし、拙稿のなかでは富豪層の実態について明らかにするまで至らなかった。近年の富豪層・豪族層の研究は豪族居宅などの発掘成果の増加により格段の進展を見ることができている。群馬県内の発掘調査においても富豪層・豪族の居宅や富豪層・豪族層の存在を想定される遺跡を見ることが可能である。

県内では今までのところ豪族層についての研究は、古墳時代の豪族について古墳や三ツ寺遺跡に代表される豪族居館の発掘成果をもとに活発な研究が行われている。しかし、律令期の富豪層・豪族層については豪族居宅の発見こそ前橋市下東西遺跡、今井道上・道下遺跡などいくつかの類例を見ることができるとは全体像に迫るものは少なく、個々の遺跡についての検討が行われている程度である。こうした遺跡の検討の中には、木津博明氏によって山王虎寺跡の発掘成果から山王虎寺創建前に上毛野氏の居宅が存在したことが指摘²⁾されている。その他では今井道上・道下遺跡で検出された方形区画をもとに周辺地域の成果を取り入れた考察³⁾がある程度である。

その後1998年に奈良国立文化財研究所で開催された研究会「古代豪族居宅の構造と類型」で田中広明氏によって「古代東国と豪族の家」と題して7世紀から11世紀にかけての東国での豪族居宅が網羅され分析された。この成果は同タイトルで「研究紀要」に発表され、東日本での古代における豪族研究に格段の発展が見られた⁴⁾。2003年には坂久純氏によって十三宝塚遺跡における寺院建立の背景について検討が行われ、そこには国分寺造営に貢献した豪族層の存在を指摘⁵⁾している。こうした地方豪族がいかにある局面での貢献により寺院を建立することが許可された事例としては美濃国武義郡の豪族身毛君広が壬申の乱での貢献に対して寺院「弥勒寺跡」⁶⁾を建立したことが知られている。また、埼玉県川本町の百済木遺跡でも豪族居宅と伽藍を有する寺院が近接しており郡司クラスの豪族の存在が指摘⁷⁾されている。

このように群馬県内では郡司クラスの豪族層や区画施設を巡らす居宅を有する豪族・富豪層の研究は存在するが、拙稿「緑釉陶器にみる古代上野国」のなかで指摘した富豪層については個々の遺跡での発掘調査などで指摘されることはあるが総合的な研究は皆無に近い。

そして古代の富豪層・富豪層の研究は、それを支えた一般農民層について語ることなくしてさらなる進展を見ることはできない。特に、奈良時代後半から平安時代前半の時代を概観するとそこには朝廷の施策を利用して勢力を拡大していく在地豪族や今まで共同体の一員としての存在していたであろう「富民」⁸⁾層においても私出奉

や墾田など新たな富を生み出すことによって共同体内の公民とは格差が見られる富豪層へ発展していくことは今までの文献史料研究からも明確である。古墳時代の豪族から律令制における郡司層へ転化した豪族層だけでなく在地の共同体から発生した富豪層の存在をめぐっては地域史を語ることはできない。このような視点からも県内の古代、特に平安時代前期を中心とした富豪層の実態を考古資料をととして検証することを試みてみた。

なお、ここで取り扱う「富豪層」とは森公章氏の概念規定⁹⁾で「郡司(古墳時代より地域に存在する豪族層)より下位の存在と見なされ、8世紀初頭の史料によると、郡司とともに挙開されたり、その行為を遊離される「百姓」が散見しており彼らの行動は以下に整理すると富豪と相通する面があるので、これらを富豪の一つの実態と見ることができるとしている。①膨大な稲穀保有とそれを支える魚酒賣店などによる農業経営、②単に稲穀を保有するだけでなく、出挙による致富活動の展開、③出挙活動に関連しては返済不可能者の宅地を質として取り上げ、上田の集積を行った、④農業経営面以外の活動としては膨大な銭貨の貯蓄、⑤馬の購入などによる交易活動として流通面での幅広い範囲に活動、⑥武力保持、⑦山野占有の活動などがある。」とあるが、森氏の研究は文献史料をもとに行われていることから対象とされる範囲が畿内を中心に地方での看取が難しい点がある。しかし、こうした概念規定は富豪層を考える上では非常に有益な点であり、こうした富豪層の文献史料研究による概念規定を考古資料でいかに検証するかが課題である。

研究史

古代の豪族・富豪層についての研究は文献史学を中心に昭和30年から40年代にかけて戸田芳実氏¹⁰⁾、門脇清二氏¹¹⁾、原秀三郎氏¹²⁾、坂口勉氏¹³⁾等によって行われた。これらの研究の対象は主に畿内を中心とした地域である。また、内容については武井勝氏¹⁴⁾の論考に要旨が記載されているのでは省略する。この論考の中には1990年に青木和夫氏¹⁵⁾によってより理解しやすい一般書として成果が出されている。東国の豪族についての研究は文献史料も少ないためあまり多くないが、そうした少ない史料のなかで考古資料との融合を目的に発表されたのが武井氏の論考である。最近では富豪層の概念規定で参考にした森公章氏の平安時代の郡司研究の中で分析が行われている。

考古学的成果をもとにした研究は大規模開発や公共事業に伴う発掘調査が増加し、調査体制の整う昭和50年代に集落研究の基礎となる土器編年研究が盛んに行われる。土器編年の成果は、集落遺跡での堅穴住居のより詳細な変遷を行うことを可能にし、集落遺跡のさらなる研究が行われるようになる。こうした集落遺跡の研究では

集落内の掘立柱建物群を分析することで富豪層を抽出したものが南関東を中心に見られる。

特に千葉県下では大規模な発掘調査が多く実施され集落研究に不可欠な土器編年研究も盛んに行われた。そうした中で松村恵司氏等による山田水呑遺跡の分析¹⁹⁾はその後の集落研究の指標とされたものであった。

千葉県と同様に神奈川県下でも広範囲に及ぶ発掘調査が進み上浜田遺跡や高尾遺跡の集落を分析していく中で住居と倉の関係を論じた国平健三氏²⁰⁾、原口・向原遺跡の集落を分析していく中で建物構成から階層性を指摘した大上周三氏²¹⁾等の論考を見ることが出来る。

埼玉県下では鳥羽政之氏²²⁾による白樹原・楡下遺跡の集落を分析し、ここで見られる大型建物群の居住者についてその出現時期などを考慮し新興有力者及び富豪層と位置付けている。また、福島県正直川遺跡の分析をおこなった菅原祥夫氏²³⁾も同様な指摘を行っている。

群馬県内では個々の遺跡や市町村史で概観的な記載は見られるが、全域を対象としたものには新井仁氏による集落遺跡での掘立柱建物の分析で階層差が指摘されている程度に過ぎない。

こうした各地域や遺跡ごとの分析研究が進むなかで全国を網羅した研究会が奈良国立文化財研究所で開催された。この研究会は考古・文献の両面から課題について討議が行われ、両者の研究を結びつける上でも非常に有益なものである。その中で豪族層や富豪層を取り上げた内容があるものとしては下記のものが見られる。

1996年「律令国家の地方末端支配機構をめぐって」

1998年「古代豪族居宅の構造と類型」

1998年「古代の稲倉と村落・郷里の支配」

2002年「古代官衙・集落と墨書土器」

この研究会での東国を対象とした研究には1996年の藤岡孝司の「下総国印旛郡村神郷の構造」氏²⁴⁾、津野仁氏の「郷長とその性格」²⁵⁾、1998年の田中広明氏「古代東国と豪族の家」²⁶⁾、1998年の高島英之氏「古代集落と稲倉」²⁷⁾、山中敏史・石毛彩子氏「豪族居宅と倉」²⁸⁾、菅原祥夫氏「陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群」²⁹⁾、2003年の三上喜季「文献史料からみた墨書土器の機能と役割」³⁰⁾など多くの研究が見られる。これらの研究は、古代の豪族層・富豪層を考える上でそれぞれ現在では最も進んだ研究内容が提示され、いろいろと示唆に富む事例が多く見られる。

そして2001年には考古学的面から荘園研究を行った宇野隆夫氏の論考が刊行された。氏は古代荘園の発生について分析を行うとともにそこに見られる居宅の分析、生産、流通、宗教など多岐わたって種々な点を明らかにしており、荘園研究だけでなく古代時に平安時代の集落研究には多くの点で示唆を富む論考³¹⁾である。

富豪層の諸相

1. 掘立柱建物群から見る

居宅遺構については田中広明氏の論考³²⁾を参考に掘立柱建物を中心とした建物群を抽出し、その配置や建物群に付随する施設の有無、堅穴住居との関係などを検討した。また、掘立柱建物では遺物の出土が少ないため時期の比定が難しいが出土遺物が見られるものはそれをもとにし、遺物の出土していないものについては重複する遺構等をもとにして時期的な把握にも努めた。

八木原沖田・有馬条遺跡³³⁾

八木原沖田・有馬条遺跡は渋川市沖田に所在する。遺跡地は榛名山東麓と利根川右岸の間に開ける小河川による扇状地に立地する。また、遺跡地は榛名山を起源とする火山堆積層が存在している。

遺跡地は隣接する「有馬」の地名から律令期には古代群馬郡有馬郷³⁴⁾に所在していたと推定され、遺跡は有馬郷の一村落として位置付けられる。遺跡の南側には瓦の散布地が存在し、「有馬厩寺」³⁵⁾の存在が想定されている。また、その東南に位置する半田南原では溝で区画された空間に建物などの施設が確認されていないことから「有馬島牧」³⁶⁾の地に比定されている。

遺跡地は古墳時代前期には水田耕作地として開墾され、その後6世紀前半には火山災害を受け2m近い火山堆積層で覆われている。火山災害後は比較的早い時期に集落が形成されている。集落は7世紀第4四半期に1軒しか確認されていないが6世紀後半から7世紀第3四半期と8世紀第1四半期から11世紀初頭まで多少の盛衰はあるが継続的に営まれている。

富豪層の居宅と想定される遺構群は八木原沖田I・II・IV遺跡や八木原沖田III遺跡2区・4区、有馬条遺跡北西部で見ることが出来る。I・II・IV遺跡では南と西を溝と柵で区画（北側は現在の道路などにより不明）された内部に2×3間の掘立柱建物群が集中するが最も規模の大きい建物は区画の外側に位置する。III遺跡2区・4区は南と西を溝や柵で囲まれた内部に2×3間を中心の一部庇付の掘立柱建物群や茂沢川の浸食を受けた付近では倉庫と見られる総柱建物群からなる。掘立柱建物群は重複する堅穴住居などから類推すると概ね9世紀代に存在したと比定される。有馬条遺跡では調査区の北西部で2×3間、1×1間の掘立柱建物群が抽出されている。これらの掘立柱建物群については遺物の出土が見られず、堅穴住居との重複も明確でないため時期を確定するのは困難な点があるが、堅穴住居の分布から見ると概ね10世紀代に比定できる。建物群は重複が確認されることから2から3回の立て替えが行われているようである。そして4号、7号、10号掘立柱建物などの比較的規模の大きな建物が居住用、11号、14号、15号掘立柱

八木原沖田遺跡・有馬条理遺跡

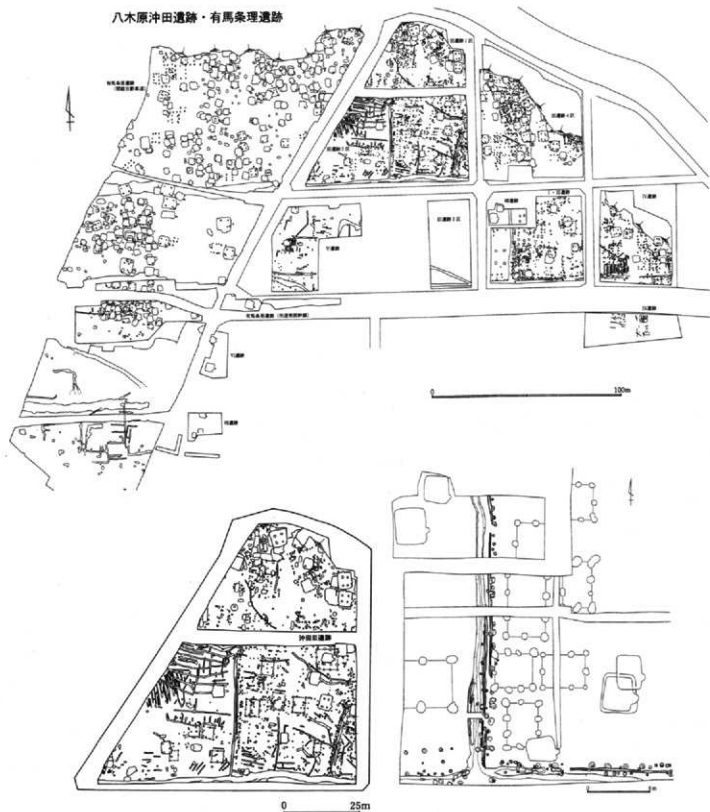


図1 八木原沖田遺跡・有馬条理遺跡全体図と八木原沖田遺跡の居宅図

建物など1×1間の建物が倉庫、このほか5号、6号など梁行き1間の建物が「厩」的な倉庫ではないかと思われる。そして有馬条理遺跡からは9世紀中葉の竪穴住居

から「有馬公□」の紡錘車の出土が見られる。遺跡地は前述のように有馬郷に比定され、この地域には豪族「有馬君」の存在が知られている。また、土坑と溝からであ

有馬条里遺跡北西部

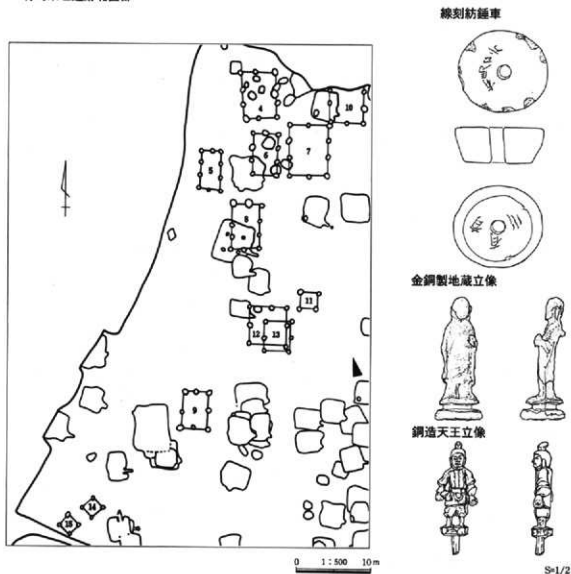


図2 有馬条里遺跡の居宅図・遺物図

るが金銅地菩薩立像、銅造天王立像が出土している。これらの像は11世紀代のものと考えられている。仏教の導入については12号・13号掘立柱建物のような方形建物が存在し、こうした建物は堂宇の可能性も見られることから10世紀代には既に導入が行われていたのではないだろうか。

こうして八木原沖田遺跡、有馬条里遺跡を見ると古墳時代から編成された集落内部において長期間の間に富の蓄積がなされ、その結果富豪層が生じ彼らが建てた居宅と考えられる。

なお、田中広明氏は八木原沖田遺跡について溝や柵で囲まれ、内部の掘立柱建物群が貧弱であることから沖田型と類型している。そしてその性格については豪族層の居宅ではなく一時避難的な防御施設と想定²⁴⁾している。

しかし、八木原沖田遺跡では防御施設とされている溝や柵は全周しておらず、溝は幅も狭く浅いもので集落との区画を表す程度のものでしかない²⁵⁾と考える。

上栗須寺前遺跡群塚塚狐穴遺跡²⁶⁾

遺跡は藤岡市塚塚・下大塚に所在する。遺跡地は銅川と支流の鮎川が合流する付近の右岸で藤岡台地の縁辺に位置する。遺跡地は古代緑葉郡小野郷、升茂郷、林原郷などに比定されるが確証を得るには至っていない。遺跡の発掘調査は高速道路に伴うもので対象とされた範囲は全長1400mに及ぶ。そのため調査区内では微高地と低地が見られる。そのため発掘調査も竪穴住居などが確認される微高地を中心に行われている。そしてこの微高地からは飛鳥時代から平安時代にかけての竪穴住居を見る

ことができるが、各微高地において継続的に集落が営まれていたわけではない。例えば、最も集落規模が大きいた4 A 1区の篠塚塚穴地区では9世紀後半に最も多くの竪穴住居が存在しているが、6区の下大塚北原地区では8世紀後半が最も多く見られるなど各微高地において差が見られる。しかし、この地域全体としては9世紀後半に最も多くの竪穴住居が存在している。こうした状況は周辺の上栗須遺跡、下大塚遺跡、中大塚遺跡¹⁰、上栗須寺前遺跡群III¹¹などで最も盛期に若干の前後は見られるが同様の傾向である。

富豪層の居宅と想定される遺構は4 A 1区篠塚塚穴地区で検出された30棟の掘立柱建物群と柵列群である。ここでは掘立柱建物を約50m四方の中央に空間を設けるように配置している。その配置は東側に2×3間、3×4間のやや規模の大きな建物を配置し、北側に2×2間等の倉庫と想定される建物を配置している。東側の建物は重複するような形で立て替えが行われているのに対して北側の建物は重複は見られない。柵列は建重複する竪穴住居などから類推すると概ね9世紀代に存在したと比定される。

田中広明氏は上栗須寺前遺跡群篠塚塚穴遺跡について溝や櫓で囲まれ、内部の掘立柱建物群が貧弱であることから八木原沖田遺跡と同様に沖田型と類型している。そしてその性格については豪族層の居宅ではなく一時避難的な防御施設と想定¹²している。しかし、上栗須寺前遺跡群篠塚塚穴遺跡では防御施設とされている柵は全周しておらず、東西はほとんど解放状態であることから集落とこの区画を表す程度のものでしかない。こうした状況から上栗須寺前遺跡群篠塚塚穴遺跡群令成立期に計画村落として発生した集落の内部において生まれた貧富格差が富豪を発生させた結果建てられた居宅と考えられる。

堀越中道遺跡¹³

遺跡は勢多郡大胡町堀越に所在する。遺跡地は赤城山南麓に立地している。赤城山南麓は火砕流堆積物と火山泥流状堆積物で構成され、そこを荒砥川や寺沢川、神沢川等が開析谷をつくりながら南流している。

遺跡地は古代勢多郡に所在したと想定されるが、勢多郡での郷の比定は現在に残る地名や二之宮洗橋遺跡で出土した「芳郷」墨書¹⁴などから真壁、時沢、藤沢、桂置、芳賀郷については地域がほぼ想定されるが、深田、深栗、田邑郷については解明されていない。堀越中道遺跡が所在する大胡町も天神風呂遺跡¹⁵、諏訪東遺跡等古代の集落を見ることができるが古代のどの郷に比定されるかは不明である。

堀越中道遺跡では古墳時代前期の竪穴住居は確認されているがその後は断絶が見られる。再び竪穴住居が構築され、集落が形成されるのは8世紀中葉以降である。集

落における竪穴住居の推移は8世紀後半に集落が形成され、その規模は9世紀に最盛期を迎え、10世紀になると縮小傾向になる。この他に掘立柱建物が37棟、区画溝、10世紀後半以降の道路などが検出されている。

富豪層の居宅と想定される遺構群は出土建物、柱穴の規模、側柱列、竪穴住居との重複等を検討したところ2×3間で底を有する31号掘立柱建物を中心に柱穴規模が同様で側柱列の揃う14号掘立柱建物、16号掘立柱建物、18号掘立柱建物が該当すると考えられる。これらの掘立柱建物群の出土遺物は14号掘立柱建物でやや時期幅が見られるが9世紀後半の土器を出土していることから同一時期に存在していたと考えられる。これらの掘立柱建物は西側の建物が居住用、東側の建物が倉庫と想定される。また、掘立柱建物群は「ロ」の字状に配置されているがその中心にはこの時期としては大型で礎石をもつ竪穴住居18号住居が併存している。そしてこの竪穴住居からは黒笹14号室式期の灰陶器碗・皿をふくむ多くの食器類や多くの鉄器・鉄製品、紡錘車、櫛羽口が出土している。出土した食器類黒色土器碗には「立」と墨書されたものが見られる。この「立」墨書は18号住居以外でも9世紀代の竪穴住居からの出土が見られる。また、同じく9世紀第4四半期に比定される3号住居からは「立」の印文をもつ焼印が出土している。こうした文字資料について報告の中で分析が行われ、所有・所属・識別に「立」の文字が使用され、3号住居に居住した人物は焼印を管理しながら祭祀を司っていたと想定している。また、8世紀後半の土師器環の「下殿」墨書から下級官人の存在も想定している。堀越中道遺跡では今回抽出した居宅の他にも柱穴規模が同様で側柱列が揃う8世紀後半の掘立柱建物として7号、11号～13号、15号掘立柱建物が見られる。

こうした建物群や出土遺物から堀越中道遺跡では8世紀後半に下級官人であった富豪層が継続的に居宅を構えた遺跡と想定される。

波志江西屋敷遺跡¹⁶

遺跡は伊勢崎市北西部の波志江町に所在する。遺跡地は赤城山南麓の末端に立地しており、周辺には波志江沼に見られるような谷地が随所に存在する。

遺跡地は所在する「波志江」の地名から古代佐位郡反治郷に所在したと推定される。赤城山南麓は縄文時代より谷地を中心とした集落が形成され、弥生時代以降はその谷地を利用した水田耕作が盛んに行われている地域である。そのため集落も谷地に隣接する微高地に多く見ることができ、遺跡地の周囲でも隣接する波志江中野田遺跡では縄文時代、古墳時代、奈良・平安時代などの集落が確認されている。

遺跡は古墳時代以前は縄文埋土1基、古墳時代7世紀

上栗須寺前遺跡群篠塚狐穴遺跡



図3 上栗須寺前遺跡群篠塚狐穴遺跡全体図と掘立柱建物群抽出図

堀越中道遺跡

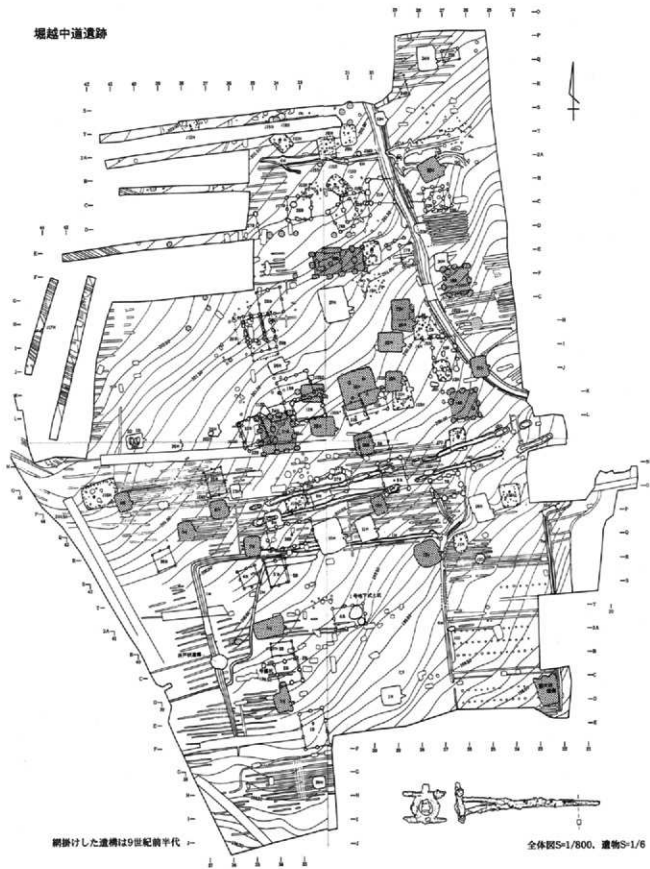


図4 堀越中道遺跡全体図と焼印図

波志江西屋敷遺跡

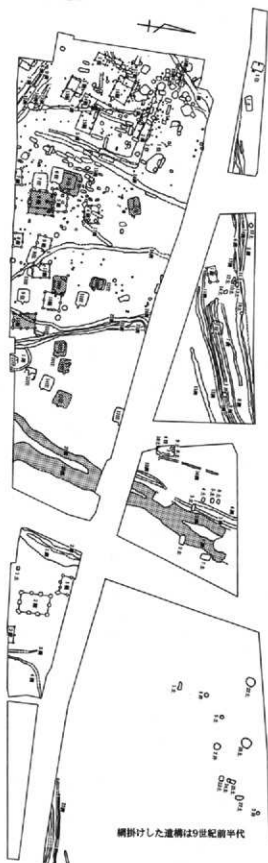
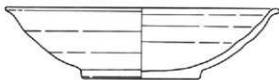


図5 波志江西屋敷全体図 (S=1/1,000)

緑釉陶器



灰釉陶器



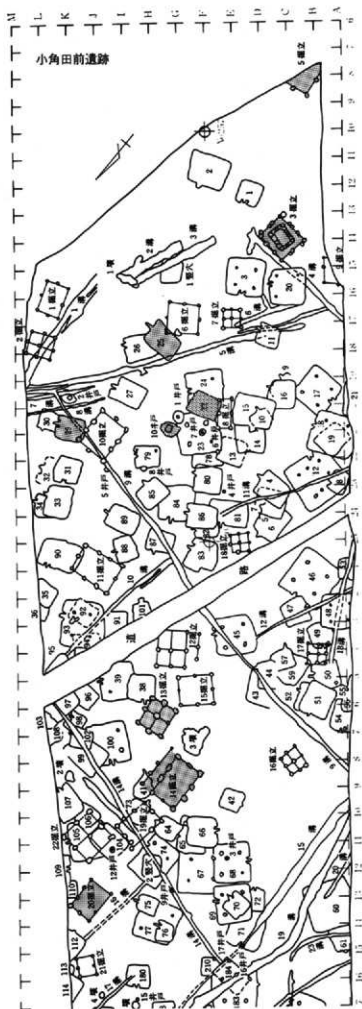
S=1/3

図6 波志江西屋敷出土の9世紀前半代施釉陶器

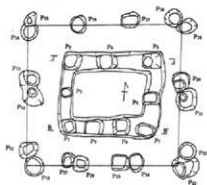
前半代の竪穴住居1軒が検出されているだけである。遺構が多く検出されるのは奈良・平安時代以降である。奈良・平安時代でも奈良時代は8世紀第3四半期・第4四半期に竪穴住居が各1軒ずつ検出されているだけで本格的な集落が営まれるのは9世紀代になってからである。9世紀代は各四半期とも竪穴住居が3～7軒検出されているが10世紀代に入ると全く検出されていない。また、遺跡の調査区A区・B区の東隅には9世紀代前半代に開削されたと見られる溝が存在している。

富豪層の居宅と想定される遺構群はA区・D区で検出された掘立柱建物群である。特にA区の掘立柱建物群のうち6号掘立柱建物と11号掘立柱建物は梁行きを揃えた建物である。この他周囲に存在する掘立柱建物の中にも柱筋が揃ったものが見られる。これらの掘立柱建物群は出土している遺物や重複する竪穴住居などから9世紀第2四半期～第3四半期に比定される。また、本遺跡の竪穴住居からは口径20cmを測る大型の9世紀前半代の京都産緑釉陶器や黒笹14号窯式期～光ヶ丘1号窯式期の灰釉陶器が出土している。

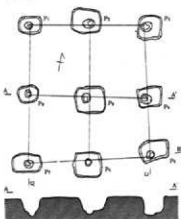
こうした状況から波志江西屋敷では、平安時代初頭に富豪層によって空閑地の墾田を目的に形成された集落と想定される。



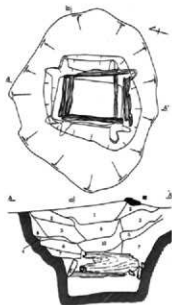
堂宇建物



倉建物



井戸枠をもつ井戸



網掛けした遺跡は9世紀中葉

0 2m

図7 小角田前遺跡全体図と遺構図

小角田前遺跡⁴¹⁾

遺跡は新田郡尾島町世良田に所在する。遺跡地は大間々原状地の末端、早川と石田川に挟まれた低台地上に立地している。小角田前遺跡の周辺には歌舞伎遺跡⁴²⁾や三ツ木遺跡⁴³⁾、三ツ木皿沼遺跡⁴⁴⁾、西今井遺跡⁴⁵⁾、中江田遺跡⁴⁶⁾など古墳時代から平安時代にかけての集落が多く見られる。遺跡地は周辺の集落遺跡とともに古代新田郡淡甘郷に比定されている。

小角田前遺跡でも6世紀代から11世紀代にかけての竪穴住居が225軒検出され、半世紀ごとの変遷を見てみると1時期の集落は小規模であるが継続的に営まれている。

小角田前では8世紀以後倉庫と見られる2×2間の掘立柱建物⁴⁷⁾が散在した状態で分布しており富の蓄積が早い段階から行われた様子が見られる。そうした中でも9世紀前半代には2×3間の庇付き建物(14号掘立柱建物)と庇無し建物(20号掘立柱建物)、2×2間であるが総柱のやや規模の大きな建物(13号掘立柱建物)、身舎は2×3間の布堀で四面庇の建物(3号掘立柱建物)、径5mで一辺1m弱の方形の井戸枠をもつ井戸(10号井戸)が検出されている。14号掘立柱建物や20号掘立柱建物、13号掘立柱建物による家は周辺遺跡の西今井遺跡⁴⁸⁾や三ツ木遺跡⁴⁹⁾でも確認されており一般百姓のなかでも若干富裕な階層と見られるが、3号掘立柱建物はその建物構造から仏堂の可能性が高い。そして遺跡内からは瓦塔片も出土しており、仏堂と考えても問題はないと見られる。こうした仏堂を保有する階層は後述の沼田北東遺跡群の例からも富裕な百姓と考えられるよう富豪層と考えたい。

この他、田中広明氏の論考で取り上げられている前橋市芳賀東部団遺跡、藤岡市上栗須遺跡などで富豪層の居宅と想定される遺構を見ることが可能である。この両遺跡では古墳時代から継続的に集落が営まれ、律令期も竪穴住居に若干の増減は見られるが継続性を見ることが可能である。芳賀東部団遺跡・上栗須遺跡とも集落内に幾つかの地点で掘立柱建物群を有する集団が看取される。これらの集団は規模が小さく奢侈的な物の出土を伴っていないため集落内の階層格差の萌芽としてとらえた。こうした点からも富豪層の居宅と判断するためには遺構だけでなく田中氏が指摘するように遺物からも検討することが必須である。

2. 出土遺物から窺える遺跡

出土遺物ではこの時代にも最も奢侈的なものとして施釉陶器を上げることができる。施釉陶器は過去においては出土量も少なくその出土は限られた遺跡とされてきたが、今日、灰釉陶器は平安時代の遺構が検出できる遺跡では量の多少は見られるが数点の出土を見ることが可能である。こうした中で施釉陶器を多量に出土する遺跡を2ヶ所について検討を行った。また、施釉陶器や墨書土

器を多くする遺跡について紹介を行った。

清里陣馬遺跡⁵¹⁾

遺跡は前橋市池端町と北群馬郡吉岡町陣馬に所在する。遺跡地は榛名山東南麓に存在する相馬ヶ原扇状地上に立地する。また、遺跡は両側に扇状地を開析した午王頭川と八幡川に挟まれた台地上である。この付近では扇状地を解析した河川が台地上との比高差が3~4mと高いためか台地上は高燥化した土地で現在でも桑畑等に利用され水田耕作には不向きな地域である。遺跡地は隣接する榛東村が合併以前の旧村に「桃井村」の地名があり藤原京より出土した木簡に「上毛野国車群桃井里大贖帖」⁵²⁾があることなどから古代群馬郡桃井郷に比定される見解もあるが、南に所在すると想定される群馬郷との関係を見ると再考の余地がある。群馬郷は山王院寺をはじめ宝塔山古墳、蛇穴山古墳など群馬郡を代表する豪族層が存在したと郷である。そして宝塔山古墳や蛇穴山古墳などが存在する地域は清里陣馬遺跡の南東であるが午王頭川と八幡川に挟まれた台地上であることから群馬郷と桃井郷を分ける境は午王頭川と見るのが妥当と考えられる。

遺跡は圃場整備に伴う発掘調査のため道路・水路に限定されたものであったが64軒の竪穴住居が検出される。この竪穴住居は8世紀前半代から11世紀代にかけてのものである。この他には水路と見られる溝群を小鍛冶跡が検出されている。遺跡は部分的な発掘調査のため詳細は不明であるが、立地など竪穴住居の推移を考えると平安時代初期より墾田が行われた集落と想定される。検出された遺構からは富豪層の存在を窺い知ることができないが、調査区北東部の溝群からは多量の施釉陶器、61号住居からは海老錠の一部、金銅製・石製丸硯等も出土している。施釉陶器は灰釉陶器1703片、緑釉陶器168片を数え、緑釉陶器は小破片が主であるが出土量としては県内最大量である。また、隣接する清里長久保遺跡では緑釉陶器を副葬した土坑墓が検出されている。この土坑墓については拙稿「緑釉陶器にみる古代上野国」で検討した

清里陣馬遺跡

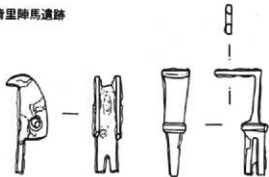


図8 清里陣馬遺跡出土の鏡図

ように副葬品に差は見られるが平安京右京三条三坊⁴⁴⁾で検出された貴族墓、長野県塩尻市吉田川西遺跡⁴⁵⁾で検出された富豪層の土坑墓と同様に木棺に埋葬されている点や副葬品などから富豪層の墓と考えられる。

こうした施軸陶器などの奢侈的遺物や倉庫の存在を想定させる遺物の出土は田中広明氏の指摘する要素の一つであるが掘立柱建物群や区画施設が検出されていないことを考慮すると豪族の存在ではなく墾田地の管理を任せられた富豪層の存在が窺える。

三ツ寺大下IV遺跡⁴⁶⁾

遺跡は群馬町三ツ寺に所在する。遺跡地は榛名山東麓に存在する相馬ヶ原扇状地上に立地する。また、遺跡は十側に扇状地を開削した唐沢川と猿狩川に挟まれた幅百数十メートルの狭い台地上である。周辺の遺跡としては北西200mに古墳時代の豪族居館である三ツ寺I遺跡⁴⁷⁾、北100mには居館に付随する集落である中林遺跡

(平安時代の竪穴住居も検出されている)が存在する。遺跡地は隣接する「井出」地名から古代群馬郡井出郷に所在したと推定される。この地域では北側に位置する三ツ寺II遺跡⁴⁸⁾、保渡田・三ツ寺III遺跡⁴⁹⁾、保渡田東遺跡⁵⁰⁾で古墳時代から律令期にかけて及び律令成立期に編成された計画村落などが存在している。

遺跡は5世紀から10世紀にかけての竪穴住居が検出された集落であるが、竪穴住居の変遷を分析した清水豊氏によると7世紀代の竪穴住居は検出されなかったことから一時的な断絶が見られるようである。また、律令期以降でも竪穴住居は9世紀以降に増加の傾向が見られる。

検出された遺構からは富豪層の存在について存在を窺い知る要素はみられないが、出土した遺物のなかには初期貿易陶磁器や多量の施軸陶器が見られる。初期貿易陶磁器は青磁の香炉蓋片や白磁碗片がある。施軸陶器は9世紀後半から10世紀代にかけての緑軸陶器や灰軸陶器が見られる。特に緑軸陶器は小片ではあるが116点の出土が見られ、これは清里陣馬遺跡に次ぐ出土量である。こうした奢侈的遺物を多量に保有することが可能であることは清里陣馬遺跡と同様に富豪層の存在が窺える。三ツ寺大下IV遺跡における富豪層はこの集落での竪穴住居の推移や出土している施軸陶器が9世紀後半以降のものが主であることなどから律令成立期の富民から発展したものと考えられる。また、三ツ寺大下IV遺跡では調査区の南側で方形の区画が想定されている。この区画は各辺100mほどを測り、東西を河川で区画されている。現状は畑地と利用されているため詳細は今後の発掘調査を持たないことと不明であるが平安時代の集落と同時期である可能性が高いとのことである。こうした方形区画が富豪層を想定する時期の施設であるとする富豪層よりより巨大な豪族層の存在を考慮する必要性が見られる。

清里陣馬遺跡や三ツ寺大下IV遺跡で見られるような奢侈的遺物が多く出土し、これらの遺物の多くが小破片であることはこの遺跡地が奢侈的遺物の流通拠点で運搬途中で破損したものを拠点で廃棄した可能性も類推される。もし、両遺跡が流通拠点であったならば昌泰2年(899)九月十九日の太政官符⁵¹⁾に見られる「就馬の党」の拠点集落の可能性もある。就馬の党はその背景に「富豪の輩」と呼称される在地新興富豪層であることから流通拠点集落であったならば富豪層の存在が窺える。

石原東遺跡⁵²⁾

遺跡は渋川市石原に所在する。遺跡地は榛名山東麓の末端に位置している。この付近は榛名山の火山噴火の際に起きた土石流などが厚く堆積し、そこを小河川が深い開析谷を形成している。

遺跡地は八木原中田遺跡・有馬条遺跡の北西1.5kmで古代では両遺跡と同様に群馬郡有馬郷に所在していたと推定される。遺跡は現在整理中のため詳細は報告書を持たなければならないが、現地説明会資料等によると「芪」を中心とした墨書土器が200点近くと多くの施軸陶器、皿・曲物等の木製品等の食器が多量に出土しているとのことである。調査地点の立地から出土地点の西側台地上にこれらの食器類を使用したと想定される居宅の存在が窺える。こうした墨書された多量の食器類や施軸陶器の所有は山形県米沢市古志田東遺跡に見られる富豪層の状況に近いものがある。特に平安時代における多量の食器類所有は広大な耕作地を所有する富豪層にとっては耕作を行う労働力集約のための魚置費のために欠かせないものである。そして墨書された文字の大多数が「芪」であることから集団の所有・所属・識別が行われていたと見られる。

3. 集落遺跡から見る

群馬県内で発掘調査された律令期の集落を概観すると古墳時代から継続的に営まれる集落と律令成立期に集落が形成される高橋一夫氏などによって提唱された「計画村落」⁵³⁾、律令崩壊期より形成される「墾田を目的とした開発集落」を見ることできる。特に計画村落や開発集落は群馬県内に甚大な被害をもたらした火山災害地で見ることが可能である。こうした火山災害地を墾田した集落は榛名山の噴火による大規模な被災を受けた現箕郷町から高崎市北部にかけて存在する白川扇状地上で見ることが可能である。また、大規模な空地開発としては沼田市の戸神山南麓における開発を上げることができる。

下芝五反田遺跡⁵⁴⁾

下芝五反田遺跡は群馬郡箕郷町の南端部に所在している。遺跡の立地する榛名白川と井野川に挟まれた白川扇

状地は6世紀前半代、榛名山の二度の大噴火の際に起きた土石流が厚く堆積している。この地域は5世紀代には三ツ寺1遺跡に見られるような居館を有する豪族の経済的基盤であった農業生産地と農耕民の集落域であったが噴火による土石流で荒地地となった。この地域の利用は7世紀代に一部で古墳が造られるなど墓域としての利用が確認されるだけで生産域としては利用されていない様であった。その後、8世紀中葉より単独または小規模な竪穴住居群によって集落が形成される。その後9世紀中葉頃から飛躍的に竪穴住居が増加し、10世紀前半には30軒ほどが確認されている。しかし、10世紀末には集落規模が激減し、11世紀前半代には消滅している。しかし、集落そのものが消滅したのではなく強制的な移住が行われたことが、集落消滅後の地が水田化していることから窺える。これは11世紀代には用水路開削の技術進歩や墾田による富の蓄積による労働力の大量動員が可能になったことで遺跡東端で検出された溝が閉塞され集落域も大規模な水田地帯となっている。この水田が浅間B軽石で埋没した水田である。こうした労働力集約は出土遺物からも窺える。また、出土した遺物の中には多数の灰軸陶器を見ることができる。灰軸陶器はすべての破片も含めると5459点に及び、これは集落遺跡における出土量としては飛び抜けた数量である。こうした灰軸陶器は椀・皿等の食器であり、この食器類は農繁期における労働力集約のための魚酒費応のために使用されたと想定される。

こうした様相は図9のように白川扇状地に立地している高崎市榛名社遺跡、道場遺跡群、浜川北遺跡、舞台I・II・III遺跡、石神遺跡などでも平安時代の集落遺跡が下芝五反田遺跡と同様に変化している。これらの遺跡の発掘調査は圃場整備や区画整理等に伴うため道路部分が対象のため部分的な調査に止まることから全貌は不明であるが、下芝五反田遺跡と同様に奈良時代中葉から平安時代に墾田のために形成された集落と想定される。

そして下芝五反田遺跡では「犬甘」と読める印が出土している。この印は土石流面での奈良・平安時代の遺構を検出するため浅間B軽石層下水田耕作土を削平している時に出土している。出土は86区A-3グリッドであることからこのグリッドで確認された竪穴住居に伴う可能性もあり得る。この印については高島英之氏によって「印の形態は古代の私印の類別に通な形状を呈している。印文の「犬甘」は「犬養」と同義語で印文が氏族名であることから私印と考えられる。そして遺跡からは他に「犬」の墨書土器が出土しているため、付近一帯には犬甘=犬養氏の居住が推定される⁶⁴⁾ことが明らかにされている。そして印章は自己を表現し、自己の権利・権限・所有を表現する手段の一つとして用いられるものであることから墾田地の管理・運営を行った者が使用したと考

えられる。

犬養氏が下芝五反田遺跡周囲だけか荒地地全体の墾田地管理者かは不明であるが印を所有していることからこの地域は王臣家の庇護を受けるために寄進され犬養の姓をもった者が墾田地の管理・運営を行うための被官に任命されていたと推定される。こうした被官については畿内より派遣された者ではなく荒地地を墾田した在地の者を任命したと考えるのが妥当である。

また、舞台遺跡⁶⁵⁾では緑軸陶器椀・皿・長頸壺を副葬した土坑墓が検出され、抽稿「緑軸陶器」にみる古代上野国⁶⁶⁾でもこの土坑墓の被葬者を富豪層と想定した。下芝五反田遺跡や舞台遺跡の成果から見るとこの地域では墾田後個々の集落に差はあるが富豪層の存在が窺える。

なお、墾田地は周辺の遺跡の状態から見ると長野郷、八木郷の富豪層が主体となって行ったと考えられる。この地域は地理的には長野郷の範囲に入る可能性が最も高いが、南東1.5kmに位置する大八木屋敷遺跡⁶⁷⁾や臨通寺遺跡⁶⁸⁾、熊野堂遺跡⁶⁹⁾では八木郷における豪族層・富豪層の存在を窺える資料を見ることが可能である。こうした状況を考慮すると八木郷の豪族層・富豪層が主導した墾田と考えられる。

沼田北部遺跡群⁷⁰⁾

沼田北部遺跡群は、群馬県北部の沼田市町田及びその周辺に所在する遺跡群である。沼田北部遺跡群には戸神諏訪遺跡、土塔原遺跡、町田十二原遺跡、町田上原遺跡等が含まれる。これらの遺跡群は利根川の支流である薄根川右岸の河岸段丘上に立地し、西側を薄根川に注ぐ小河川である小沢川、東を谷地に挟まれた幅約800m程の間に存在する。遺跡は発掘調査の都度個別の名称が付けられているため複数に及んでいるが立地等を考慮すると同一の遺跡と考えられる。その中でも戸神諏訪遺跡は開越自動車道、圃場整備、工業団地造成などで5次に渡り比較的広範囲に渡って発掘調査されている。

発掘調査の結果、戸神諏訪遺跡では弥生時代後期から古墳時代前期、奈良時代から平安時代にかけての集落が検出された。奈良時代から平安時代にかけての集落には村落内寺院と想定される寺院跡も検出されている。

町田十二原遺跡は戸神諏訪遺跡の南側、小沢川沿いに位置する。発掘調査は圃場整備に伴う道路部分を中心に行われ、縄文時代、古墳時代、平安時代の集落が検出されている。平安時代の集落のうち16号住居は火災によって焼失したためか遺物の残存状況が比較的良好であった。遺物には虎漢山1号墓式期に比定される灰軸陶器椀・皿・段皿・小瓶などが多数出土している。

町田上原遺跡は戸神諏訪遺跡と町田十二原遺跡の間に位置する。発掘調査は圃場整備に伴う道路部分を中心

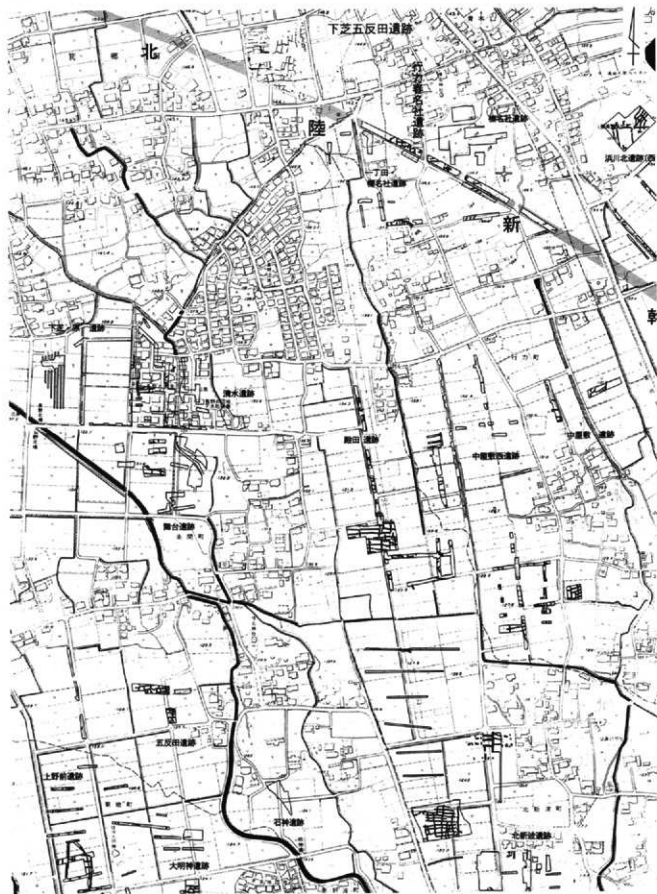
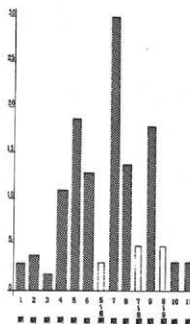


図9 白川扇状地の浅間B型石層下水田遺跡 (S=1/6,000) (行方権名社付図を加筆)

下芝五反田遺跡竪穴住居推移図



1期	8世紀第3四半期	7期	10世紀第1四半期
2期	8世紀第4四半期	8期	10世紀第2四半期
3期	9世紀第1四半期	9期	10世紀第3四半期
4期	9世紀第2四半期	10期	10世紀第4四半期
5期	9世紀第3四半期	11期	11世紀第1四半期
6期	9世紀第4四半期		

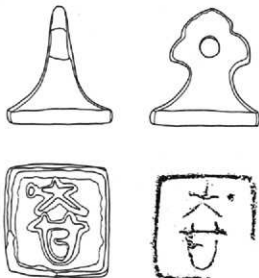


図10 下芝五反田遺跡出土銅印

S-1/1

行われ、8世紀後半代から11世紀初頭にかけての竪穴住居と小規模な獨立柱建物からなる集落が検出されている。10世紀代の竪穴住居からは9世紀後半代の京都産緑釉陶器や「兎」・「加」等の墨書された須恵器碗が出土している。

また、小沢川右岸には石墨遺跡⁷⁹⁾、町田小沢遺跡⁷⁷⁾等が存在し、発掘調査が行われている。石墨遺跡は弥生時代後期から古墳時代前期、古墳時代後期、奈良時代から平安時代の集落と6世紀前半代の水田が検出されている。集落規模は竪穴住居が散在して様子を呈しているが時期的な盛衰は戸神諏訪遺跡と同様に9世紀代に最も最大になる。

沼田北部遺跡群は、古代においては利根郡涸田郷に所在したと想定される。利根郡は上野国の北部に位置し、和名類聚抄によると涸田、男信、男信、具桃の四郷を有する下郡である。それぞれの郷地の比定地は現存する地名や終末期古墳、古代集落遺跡などから男信郷は利根郡川場村生品から沼田市秋塚、奈良にかけての地域、笠科郷は昭和村森下から糸井にかけての地域、具桃郷は月夜野町上津、下津から月夜野にかけての利根川右岸を中心とする地域などが想定される。涸田郷はその比定地を地名研究では和名類聚抄で「奴末太」と読まれていることから現在の下沼田を中心とする地域と想定されているが、終末期古墳や古墳時代から平安時代の集落遺跡の分布から範囲を想定すると郷地は月夜野町後閑付近まで広がっていたことが解る。終末期古墳は三峰山西麓の沼田市薄根地区から月夜野町師・後閑にかけて散発的に存在する。古墳群の規模は、笠科郷の軍原古墳群、男信郷の奈良・秋塚古墳群、具桃郷の塚原古墳群に比較すると小規模である。

集落遺跡は発掘調査が行われ現在報告されている遺跡として大釜遺跡⁷²⁾や稲荷遺跡⁷³⁾等が存在し、さらに整理中のものに月夜野町沢口遺跡⁷⁴⁾等がある。こうした遺跡で発掘調査された竪穴住居についてその存続時期について見ると表1の通りとなる。

沼田北部遺跡群の竪穴住居は7世紀末から8世紀初頭にかけて小規模な集落が形成されるが継続する様相は見られない。集落が本格的に形成されるのは8世紀末から9世紀になってからである。そして11世紀前半代には終焉を向かえる。これは東国で多く見られる傾向である。

また、沼田北部遺跡群では、村落内寺院と想定されている寺院跡が検出されている。この寺院は遺跡の東側、集落期の東よりに位置する。寺域は東を谷地、南北と西側を溝で区画されている。その規模は南北約80m、東西100mほどである。寺域の内側はやや南よりの中央部に約24m×20mの方形を呈する溝が2から3条巡っている。この溝の内側には小ピット列が確認された程度で支柱穴と見られる柱穴は確認されていない。そして建物周囲や

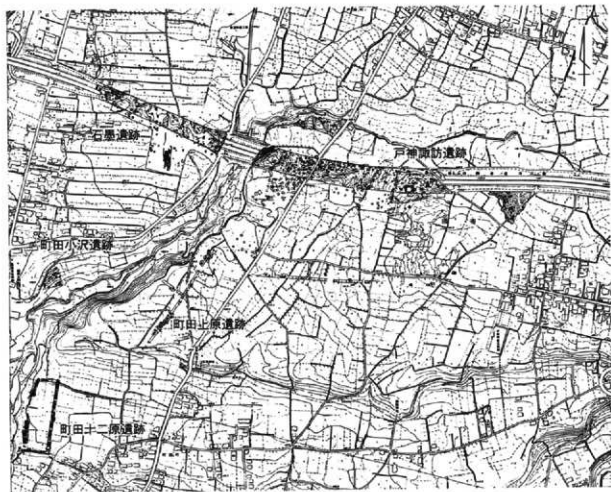


図11 沼田北部遺跡群とその周辺遺跡 (S=1/16,000)

沼田北部遺跡群戸神諏訪遺跡の堂宇遺構

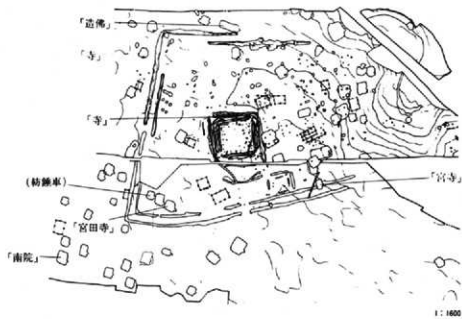


図12 沼田北部遺跡群戸神諏訪遺跡堂宇遺構

表1 古代沼田郷での調査遺跡での時期別竪穴住居軒数

遺跡名/時期	4C.前	4C.後	5C.前	5C.後	6C.前	6C.後	7C.前	7C.後	8C.前	8C.後	9C.前	9C.後	10C.前	10C.後	11C.前	11C.後
戸神諏訪	48							2		28	116	104	164	32	6	
町田十二原	1					←	11	→		2						
町田吉田	1									4	6	8			3	1
町田上原									2	1	2	2	1	1		
岡谷手吉又									2	1	10	6	8	9		
岡谷毛勝										2	4	3				
石 墨	14	1				10	7		1	3	14	27	25			
町田小沢										3	4	2				
稲 荷							1	2		1		1				
大 壺										4	3	9	8	2		
後 田				16	32	43	26	7	16	18	10	7	7	2	2	2
跡 B			13	21	16	8	4	2	1	1	1		3	1		

溝内から瓦などの出土が見られないことから葺き、板葺きの堂宇であったと想定される。

寺域の中心的な建物の溝から「寺」、寺域内竪穴住居や隣接する竪穴住居からも「造佛」、「寺」、「宮田寺」、「南院」といった墨書土器と堂宇建物を線刻した紡錘車が出土している。線刻のある紡錘車の堂宇は瓦葺きで軒端部に鵝尾、軒下隅に風鐸が吊り下げられている建物が描かれ、側面に「酒麻呂」の文字が刻まれている。寺域を示す区画溝内部には寺院が存在しており、律令政府が求める寺院とは様相が異なるためこの壺田を目的とした集落の祭祀を司った寺院と考えられる。

村落における寺院創建は義江彰氏が言われているように「今までの村落首長が神を祭る者としての立場を最大限利用して私富の蓄積を行ってきたが、急速に富の蓄積は進行した。その結果、神と村人とのために仕えるという本来の目的は形骸化し罪の意識に苛まれることとなり、新たな教済手段として仏教への帰依が行われたと考えられる。こうした行為の表れとして多くの神が仏へ帰依する「神仏習合」という形になった⁷⁵⁾」という郷では古代沼田郷でも当てはまる点がある。

また、紡錘車に描かれた建物は沼田北部遺跡群で見つかった寺院とは様相が異なっている点や「南院」墨書の存在から整理を担当した三浦京子氏は「本院」が存在し、そこから9世紀中葉に分院いた可能性を指摘⁷⁶⁾している。本院は、紡錘車に描かれた瓦葺きの建物と想定すると利根郡域で瓦が出土しているのは昭和村森下と月夜野町後田遺跡⁷⁷⁾が知られている。月夜野町後田遺跡は沼田北部遺跡群の北西約1kmに位置し、沼田北部遺跡群とは同一の沼田郷域である。後田遺跡の発掘調査では高速道路インター・チェンジ部分を対象としているため広範囲に調査された部分と弓なりの線状の部分が存在する。調査の結果は古墳時代6世紀代から平安時代10世紀にかけて竪穴住居が検出され、集落規模の盛衰は見られるが継続的に集落が営まれたことが窺える。瓦の出土は線状の調査部分である南斜面の遺跡端部から出土しており、この調査区北側には瓦葺き建物の存在が想定されている。

出土している瓦は8世紀後半代からのものであるから、100年程後のこの後田遺跡に存在した寺院が新たに聖田された土塔原の地に分院・創建されたかと類推される。8世紀中葉は神が仏へ帰依する神仏習合の論理が現れ始めた時期でもあり、後田遺跡における寺院も神社から寺院への変化の結果によって建立された可能性が高い。

後田遺跡の西側に所在する沢口遺跡では弥生時代から中世にかけての各種遺構が検出されている。特に平安時代から中世にかけては館を想定させる堀や掘立柱建物の他に11世紀前半代の製鉄炉が検出されている。そして後田遺跡や沢口遺跡が所在する月夜野町師の西側には「政所」地名が残っており、この地域が中世には荘園化したと想定される。文献では「安楽寺院古文書」に13世紀初頭の荘園状況を示す資料が残されており、その中に当時安楽寺院領であった土井出笠科荘の様子が書かれている。土井出笠科荘は「(前略)老妣 字土井出笠科荘 在上野国利根郡内 四至 東限練山 西限隅田庄界 南限長江坂北 北限越後園境山中 (後略)」とあり、その範囲は笠科郷から現在の片品村土井出に及ぶ範囲と推定される。そして西側には隅田庄が存在しておりこの荘園が沢口遺跡を中心とする沼田郷全域及び興桃郷に及ぶ地域と考えられている⁷⁸⁾。こうした文献資料から沼田郷の在地富豪層は聖田した土地や既に私有化した公田に対する国司の介入を避けるため中央の権門へ寄進したと見られる。

富豪層の実証

上野における富豪層の存在を概観してきたが、これを森公草氏の富豪の概念規定に当てはめると次のようになる。

①膨大な稲穀保有とそれを支える魚酒賣店などによる農業経営

・上野国域での膨大な稲穀保有については小規模な倉庫群しか確認されていないため実証できないが、高島英之氏の論考⁷⁹⁾によると関東地方では集落における稲の貯蔵が・収納形態が稲倉が主であったため、側柱も「屋

様式の掘立柱建物でも充分に貯蔵可能であり、その結果として、集落内でそれほどの数の総柱の「倉」をあえて設ける必要がなかったと指摘している。この指摘は今回見てきた富豪層の居宅遺構でも総柱の「倉」と見られる建物は少なく倒柱と見られる建物が多く存在し馬系理遺跡で見られる居住用とは考えられない梁行き1間の建物が存在することから相当数の「厩」の存在が考えられる。そして「倉」や「厩」など貯蔵施設が確認されていないが鏡前が出土している清里陣馬遺跡では貯蔵施設が存在が窺える遺跡も見られた。

・魚酒賣応については清里陣馬遺跡や三ツ寺大下IV遺跡石原東遺跡、下芝五反田遺跡で見られる多量の施釉陶器をはじめとする食器類保有が大量の労働力集約を行う際に行われた賣応に対応するための食器類と考えられる。特にこれらの遺跡では下芝五反田遺跡では最も規模が大きくなる時期と灰釉陶器の年代が一致しておりこの時期の労働力の集約が最も盛んであったと見られる。

②単に稲穀を保有するだけでなく、出挙による致富活動の展開、

③出挙活動に関連しては返済不可能者の宅地を質として取り上げ、上田の集積を行った、

④農業経営面以外の活動としては膨大な銭貨の貯蓄、
⑤～④の項目については考古資料の面から実証するのは困難な点があるが、出挙には稲穀を測るための器が必要である。これは考古資料では須恵器の中に升と見られる容器が存在しており、この升と考えられる須恵器についての検討を行って行く中で明らかにされると考える。また、三ツ寺大下IV遺跡では権衡のみと見られる分銅型石製品が出土している。こうした測る道具は物の売買や貸し借りには欠かせない道具である。こうした道具は売る・貸す行為を行う側が所有する道具であることからこうした道具の保有者が富豪層の可能性を見ることが可能である。

⑥馬の購入などによる交易活動として流通面での幅広い範囲に活動、

・馬の購入についての施設は牧や厩舎の遺構が確認されている。県内では牧については官牧を中心とした研究¹⁹⁾が進められているが、現在牧と想定される遺構は溝などで区画され内部に建物などの施設を保有しない施設とされているため地名から官牧と想定するに止まっている。こうした内部に空地をもつ区画施設には私有の牧の存在も考えられるのではないだろうか。厩舎については平城宮で厩舎遺構が検出されており、それをもつに桁方向が長く間仕切りがある建物とされている。現在、三和工業団地でこうした建物が検出されているが中世の厩舎と見られている。今後、牧・厩舎の研究が進む中で明らかにされると考える。そうした中で今回検討した越中道遺跡

では「焼印」が出土している。焼印は牛馬を所有する際の必要不可欠なものであり、牛馬所有を実証するものの一つと考える。

・流通面については清里陣馬遺跡、三ツ寺大下IV遺跡を検討する中で緑釉陶器の細片出土から流通拠点ではないかと想定したが確認を得るまでには至っていない。しかし、9世紀中葉以降、奢侈的な遺物である施釉陶器の出土量が非常に多くなる。これは単に生産地域にでの生産量増加という面だけでなく流通行為が盛んになったことが要因と考える。また、群馬県と長野県の出土施釉陶器を比較すると長野県下では大型品が多く見られる。これは生産地との距離によると考えられ、それぞれの地域で大型品を必要とするならば搬入される量はそれほど違いが無いと考えられるが実際には差が見られる。この背景には大型品にはそれなりの輸送コストに係るため輸送業を営む者としてもコストのあまり係らないうちに売却しようとする意識が働いたのではないだろうか。この問題についても今後検討することができなかったが、今後検討を行う予定である。

⑤武力保持、

・武力を保持するためには多量の武器を保有する必要がある。こうした武器は鉄器であるため再利用のため鋳つぶされたり、地下では腐食してしまうためなかなか残存しない。近年、武器・武具については津野仁氏の精力的な研究²⁰⁾があり解明されつつある。

⑦山野占有の活動などがある。

・山野の占有は下芝五反田遺跡の聖田前は火山災害による荒地であり、沼田北部遺跡群は古墳時代前期以降空地として律令期当初においては一般農民の入会地的要素が強かったと見られる。こうした荒地や空地を大量の労働力で聖田する行為こそ山野占有といえる。

おわりに

上野国で富豪層について検討を行ってきたが集落遺跡のなかで多岐にわたり富豪層の要素を抽出できた。そして八木原沖田遺跡や石原東遺跡、小角田前遺跡周辺などで見られるように比較的至近距離において富の差はありと見られるが富豪層の存在が確認された。これは律令期当初では共同体の中で許容される程度の富の蓄積であったが、律令制の矛盾が露呈するとともにこれに対応する為の施策を利用していった階層がより富の蓄積を行い「富める者」と「貧しき者」との二極化を進めたと見られる。また、こうした富の蓄積を正当化するためだけではなくであろうが豪族層だけでなく富豪層においても仏教への帰依が盛んに行われたことが確認された。村落における仏教の導入については最近活発な研究が行われているが神から仏への祭祀転換は考古資料の面ではまだ不十分な点認められるが、仏教が豪族層や富豪層に

取り入れられ、自らの取寄論理に利用した点は文献資料の面から指摘されているとおりである。こうした富豪層の活動は多くの研究者が言われているように律令制崩壊を進め中世への歩みを早めたと見られる。

今回の検討では、確認できた点と今後課題を残した点がそれぞれ明確になった。今後課題については検討を行っていききたい。本稿をまとめるにあたっては多くの方々よりご助言、ご指導をいただいたことに感謝の意を表したい。

なお、本稿は平成14年度群馬県埋蔵文化財調査事業団研究助成金の成果の一部である。

註

- 1) 堀橋 2001『緑陶器にみる古代上野国』中の「4出土遺跡について(3)集落」で指摘した。
- 2) 本津博明 1995『上野国の古代官衙とその周辺』シンポジウム地方官衙とその周辺 日本考古学協会編『山王寺の建物群の前面で方位が大きく異なる一群を上野毛氏の居宅と位置付けている』
- 3) 堀橋 1994『「今井道下遺跡」・「今井道中遺跡」群群馬県埋蔵文化財調査事業団で今井道下遺跡の方形区画をもつ施設について類別とともに検討を行っている』
- 4) 田中広明 1998『古代東国と豪族の家』『古代豪族居宅の構造と類型』奈良国立文化財研究所、田中広明 2002『古代東国と豪族の家』『研究紀要』群馬県埋蔵文化財調査事業団で区画施設・独立柱建物群などの遺構を中心に出土遺物をふまえて検討を行っている』
- 5) 飯爪久純 2003『史跡十三塚塚遺跡における戦国時代の背景(寛書)』群馬歴史学第181号
- 6) 田中弘志 1999『「勢助寺」と武蔵郡南』『茨城県武蔵郡南 勢助寺東遺跡1～5次発掘調査概要』開市教育委員会
- 7) 埼玉県川本町百済本道遺跡では8世紀初頭の郡司でも大領クラスの居宅が検出されている。百済本道遺跡の南東に隣接する寺内聖王寺時期はやや下の位階を有していたと見られる。
- 8) 富民については「続日本紀」靈龜元年(715)の項に相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野の富民1000戸を惣集に移すとの記事があることから相当数の富民が存在していたことが分かる。この富民については考古資料の中で明確でないが古墳時代の豪族層から転化した律令期の豪族層(郡司層)を区画をもつ埼玉県川本町百済本道遺跡で指摘されているように居宅を有していたならば富民層はそれより簡便な居宅・家となる。こうした事例は豪族層居宅以上に抽出が難しいが地名町高沢宮遺跡から検出される惣穴住居、穴付き独立柱建物、総柱倉庫型独立柱建物からなる家が検出されているこうした建物群が富民の「家」と考えられる。
- 9) 森 公孝 2000『九世紀の郡司とその動向』『古代郡司制度の研究』吉川弘文館
- 10) 戸田芳美 1959『平安初期の国衙と富豪層』『史料』4巻2号、『日本領土制成立史の研究』岩波書店に収録
- 11) 戸田芳美 1960『中世成立期の所有と経営について』『日本史研究』47号、『日本領土制成立史の研究』岩波書店に収録
- 12) 門脇慎二 1970『日本古代共同体の研究』東京大学出版会
- 13) 原秀三郎 1973『八・九世紀における農民の動向』『日本史研究』65
- 14) 坂口 勉 1973『「富豪層」について』『歴史学研究』276
- 15) 武井 勝 1988『東国における富豪層の標榜』『古代』85号早稲田大学考古学會
- 16) 青木和夫 1990『古代豪族』『日本の社会集団』1 小学館
- 17) 松村喜博 1977『山田水谷』山田遺跡調査会
- 18) 国平健三 1984『相模国の奈良・平安時代の集落構造(下)』『神奈川考古』19号
- 19) 大上周三 1989『奈良・平安時代の歴史建物について』『青山考古』7号、1991『古代集落の建物群類型について』『神奈川考古』27

- 号、1992『律令期集落解体と土地利用転換』『神奈川考古』28号、大上周三 2001『相模律令期集落の一考察—原口・向原集落を通して—』『青山考古』18号
- 19) 島田政之 1997『北武蔵における律令期集落の検討』『埼玉考古』33号
- 20) 宮原祥夫 1998『熊本県南部における富豪層居宅の倉庫群』『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
- 21) 藤岡孝志 1998『「下総国印旛郡村神郡の構造—千葉県八千代市寛田地区道路群の調査成果から—』『律令国家の地方末端支配機構をめぐって—研究集会の記録—』奈良国立文化財研究所に収録
- 22) 津野 仁 1998『郷長とその性格』『律令国家の地方末端支配機構をめぐって—研究集会の記録—』奈良国立文化財研究所に収録
- 23) 1998に開催された研究会「古代豪族居宅の構造と類型」資料に収録、その後、2002『古代東国と豪族の家』『研究紀要』群馬県埋蔵文化財調査事業団に加盟収録している
- 24) 高島美之 1998『集落と稲倉』『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所に収録
- 25) 山中敏史・石毛彰子 1998『豪族居宅と倉』『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所に収録
- 26) 20)と同じ
- 27) 三上善孝 2003『文獻史料からみた集落土器の機能と役割』『古代官衙・集落と集落土器—集落土器の機能と性格をめぐって—』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所に収録
- 28) 宇野隆夫 2001『荘園の考古学』シリーズの本誌のなかの考古学』青木書店
- 29) 23)と同じ
- 30) 八木原沖田遺跡と有馬系埋蔵文化財調査事業団で立り立とも同一遺跡である。発掘調査は有馬系埋蔵文化財調査事業団のほうで古く、当時遺跡地周辺では兼制の名残が見られる赤田が用いられたこととこの名称が重なったと思われる。八木原沖田遺跡の名称は大字名と小字名からつけられている。
- 31) 茨川市教育委員会 1983『有馬系埋蔵文化財調査事業団 1991『有馬系埋蔵文化財調査事業団 1991『有馬系埋蔵文化財調査事業団 1993『八木原沖田遺跡Ⅲ』1993『八木原沖田遺跡Ⅳ』、1995『八木原沖田遺跡Ⅴ』、1996『八木原沖田遺跡Ⅵ』、1996『八木原沖田遺跡Ⅶ・Ⅷ』、1998『八木原沖田遺跡Ⅷ』
- 32) 茨川市教育委員会 1986『有馬系埋蔵文化財調査事業団 1994『八木原沖田遺跡Ⅷ』
- 33) 茨川市教育委員会 1994『八木原沖田遺跡Ⅷ』
- 34) 23)と同じ
- 35) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1993『上栗須寺前遺跡群Ⅰ』
- 36) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1989『上栗須寺前遺跡群・中大塚遺跡』
- 37) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1993『上栗須寺前遺跡群Ⅱ』
- 38) 23)と同じ
- 39) 大塚町教育委員会 1997『福越中道遺跡』
- 40) 芳賀郡の比定地は現在の前橋市芳賀付近に地名から想定されていたが二之宮洗機より多くの「芳賀」と集書された土器が出土したことから再考されている。群馬県埋蔵文化財調査事業団 1994『二之宮洗機遺跡』
- 41) 大塚町教育委員会 1981『天神風呂遺跡』
- 42) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2003『波志江西屋敷遺跡』
- 43) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985『小角田前遺跡』
- 44) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1981『歌舞佐遺跡』
- 45) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985『三ツ木遺跡』
- 46) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2000『三ツ木遺跡遺跡』
- 47) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986『西今井遺跡』
- 48) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1996『中江田八幡遺跡群』、新田町教育委員会 1997『中江田遺跡群』
- 49) 47)と同じ
- 50) 45)と同じ
- 51) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1981『清里馬場遺跡』、群馬県埋蔵文化財調査事業団 1991『清里馬場遺跡』、群馬県埋蔵文化財調査事業団 1991『清里馬場遺跡』

- 埋蔵文化財調査事業団 1986 「清里長久保遺跡」
- 52) 藤原宮北辺の大溝 SD145から出土、「桃井」の地名は現在の榊東村の合併前の旧村に「桃井村」を見ることが出来る。出典は奈良県教育委員会 1969 「藤原宮跡」奈良県史跡名勝天然記念物調査報告書 第25冊による
- 53) 神奈川県埋蔵文化財研究所 1990 「平安京右京三条三坊」
- 54) 奈良県埋蔵文化財調査事業団 1989 「古田川西遺跡」
- 55) 群馬県教育委員会 2001 「保護田徳昌寺遺跡・三ッ寺大下IV遺跡」
- 56) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988 「三ッ寺I遺跡」
- 57) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1991 「三ッ寺II遺跡」
- 58) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985 「保護田・三ッ寺田遺跡」
- 59) 群馬県教育委員会 1986 「保護田東遺跡」
- 60) 原繁三代格
- 61) 2002年に制群馬県埋蔵文化財調査事業団が実施した「中村上郷公園遺跡」現地説明会資料等による
- 62) 高橋一夫 1979 「計画村落について」『東国東落遺跡の検討』古代を考える会
- 63) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999 「下芝五反田遺跡—奈良平安時代以降編—」
- 64) 高島英之 1999 「下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印」『下芝五反田遺跡—奈良平安時代以降編—』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 65) 高崎市教育委員会 1984 「舞台（II）、清水（II）」
- 66) 大八木屋敷遺跡は八脚門をもつ櫓と溝で区画された内部に掘立柱建物が見られることから「上野段文替史跡群」に見られる古代群馬郡の正倉別院「八木院」と想定されている。群馬県埋蔵文化財調査事業団 1995 「大八木屋敷遺跡」
- 67) 織造寺遺跡は大八木屋敷遺跡と隣接した遺跡で7世紀後半から平安時代にかけての集落が検出されている。出土遺物には瓦葺、銅鏡、白磁地蔵など寺院の存在をうかがわせるものがある。群馬県埋蔵文化財調査事業団 1991 「織造寺遺跡」
- 68) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1990 「熊野堂遺跡(2)」
- 69) 沼田北部遺跡群は戸神諏訪遺跡、土塔原遺跡、町田上原遺跡、町田十二原遺跡などの総称である。これらの遺跡は本文中でも記したように立地から同一遺跡と考えられる。沼田北部遺跡群に含まれる遺跡の報告書としては下記のものがある。
- 沼田市教育委員会 1988 「町田古田遺跡」
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1990 「戸神諏訪遺跡」
- 沼田市教育委員会 1992 「沼田北部遺跡群I（戸神諏訪遺跡II）」
- 沼田市教育委員会 「沼田北部遺跡群II（町田十二原遺跡）」
- 沼田市教育委員会 1993 「戸神諏訪遺跡」
- 沼田市教育委員会 1994 「沼田北部遺跡群III 戸神諏訪遺跡IV」
- 沼田市教育委員会 1996 「沼田北部遺跡群IV 町田上原遺跡・岡谷十二遺跡・岡谷西原遺跡」
- 70) 沼田市教育委員会 1985 「石巻遺跡」、群馬県埋蔵文化財調査事業団 2001 「石巻遺跡（沼田チェーンベース地点1）」
- 71) 沼田市教育委員会 1990 「町田小沢遺跡」
- 72) 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1983 「大釜遺跡」
- 73) 沼田市教育委員会 1993 「稲荷遺跡」
- 74) 三宅教気 「はじまった岡田氏の発掘」『よみがえる中世 浅間山灰と中世の東国』5 平凡社
- 75) 義江彰夫 1996 「神仏習合」岩波新書の「第2 章藤原から大業密教へ 村の構造的変容」による
- 76) 三浦京子 「宮田寺」について「戸神諏訪遺跡」沼田市教育委員会
- 77) 大江正之 1988 「特殊遺物について 瓦類」『後田遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 78) 飯塚 聡 2000 「律令体制の崩壊と荘園」『沼田市史通史編1』沼田市史編さん委員会
- 79) 24) と同じ
- 80) 牧の研究には山口英男 1992 「農耕生活と馬の飼育」『新版日本の古代 関東』角川書店。高島英之 1996 「牧と古代の開発」『特集：古代の土地開発』帝京大学山梨文化財研究所研究集報7が見られる。
- 81) 津野 仁 2002 「古代族族からみた武器所有と武器政策」『新木史学』16号 国学院大学術本短期大学史学会

参考文献（注で記したものは除く）

- 合田方正 1998 「古代の藤」『考古学ライブラリー』66 ニュー・サイエンス社
- 大町 健 1991 「村首長と民衆」『政治1 原始・古代・中世』日本村史学講座4 雄山閣
- かながわ考古財団 1999 「公開セミナー古代の大聖建物跡 記録集—役所か邸宅か—」
- 川尻秋生 1995 「神仏習合の担い手」『新視点日本の歴史古代編II』3
- 鬼頭清明 1985 「古代の村」『古代日本を発掘する』6 岩波書店
- 鬼頭清明 1989 「郷・村・集落」『国立歴史民俗博物館研究報告』第22集 国立歴史民俗博物館
- 木村茂光 1995 「古代の村の姿はどのように変わったか」『新視点日本の歴史古代編II』3
- 群馬県史編纂委員会 1991 「群馬県史通史編2 原始古代2」群馬県群馬県史編纂委員会 1985 「群馬県史資料編4 原始古代4 文獻」群馬県考古学からみた古代を考える会 2000 「古代仏教系遺物集・関東一考古学の新たな開拓をめぐって—」
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1997 「中塚遺跡」
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2002 「北島遺跡V」
- 須田 勉 1985 「平安初期における村落内寺院の存在形態」『古代探求叢書』II 早稲田大学考古学協会創立35周年考古学論集 早稲田大学出版部
- 高崎市観音塚考古資料館 2002 「かみさま ほとけさま 第15回企画展—古代群馬の仏教文化と風習—」
- 帝京大学山梨文化財研究所・山梨県考古学協会 2003 「遺跡の中のカミ・ホトケ」『古代考古フォーラム古代の社会と環境』
- 帝京大学山梨文化財研究所・山梨県考古学協会 2003 「考古学からみた古代の環境問題—天災は人災か—」『古代考古フォーラム古代の社会と環境』
- 沼田市史編さん委員会 2000 「沼田市史通史編1 原始古代・中世」沼田市
- 広瀬和雄 1990 「畿内とその周辺部の村落」『景観1 原始・古代・中世』日本村史学講座2 雄山閣
- 宮武文 2000 「日本古代の民衆と村」『村の中の古代史』岩田書店
- 森 隆 1996 「古代の居宅建物に関する変遷—近江国の事例—」『土曜考古』20号
- 森田 勇 1986 「日本古代の耕地と農民」『第一書房』
- 森田 勇 1988 「古代の武蔵」『古川弘文館』
- 若林正人 1989 「平安時代前期上野国の一様相—観馬の党」と昌孝二年九月十九日付太政官符について—」『東国史論』4号 群馬県考古学研究会

上野国における一本造り軒丸瓦の導入と展開

高井佳弘

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. はじめに | 6. 有紋りから無紋りへ |
| 2. 「一本造り」の概要 | 7. 無紋り一本造りに関するいくつかの問題 |
| 3. 上植木庵寺への導入 | 8. 無紋り一本造りの展開 |
| 4. 有紋り一本造りの導入と影響 | 9. 無紋り一本造りの国外への伝播 |
| 5. 横置き型一本造りの導入 | 10. おわりに |

— 論文要旨 —

古代の瓦製作技法の中に軒丸瓦一本造りというものがあることは、すでに広く知られている。上野国では8世紀前半から11世紀まで、その技法による瓦が数多く作られ、造瓦技法の主流となった。その初現は上植木庵寺の軒丸瓦である。そこでは創建期の一群に続いて縦置き型一本造り（瓦当裏面に紋目のある布目痕が残る）によるものが用いられ、以後その技法による瓦が作られることになる。この技法は武蔵北部にも伝わり、さらに武蔵国分寺所用瓦にも用いられている。上野国内では8世紀中頃まで用いられるが、国分寺創建時に横置き型一本造りが導入されて、国内の瓦製作技法は大きな影響を受け、瓦当裏面に紋目のない縦置き型一本造りが考案され、以後その技法が上野国の主流となる。終末は明確ではないが、少なくとも11世紀までは用いられ続けると思われる。この技法はやはり武蔵北部にも伝わっている。このように軒丸瓦一本造りは、この地域の造瓦技法を考える上で重要な技法であり、上野国内にとどまらず、武蔵国の歴史を考える上でも重要な資料となるものである。

上野国を中心とした地域の本一本造りについては、これまでに多くの研究が発表されており、すでに大枠は判明していると言っても過言ではない状況である。しかし、上植木庵寺の資料など、これまで詳細が明らかではなかったものも存在するし、技法の復元案についてもいくつか疑問点がある。さらに瓦研究の深化に伴って、その他の資料の再検討も行う必要性が高まってきている。本稿はそれらの点を中心に、一本造りの導入から展開、終末までの様相の整理を行うものである。

キーワード

対象時代 奈良・平安時代
対象地域 上野国、武蔵国
研究対象 軒丸瓦、製作技法

1. はじめに

古代の瓦製作技法のなかに、軒丸瓦一本造りというものが広く知られている。この技法による瓦は日本各地にみられるが、上野国は関東地方で最も早くこの技法を取り入れた地域である。しかもその後いくつかわの変化を経ながら、多くの種類の瓦をこの技法で生産し続けた。東国諸国の中でこれほど一本造りが盛んに行われたのは、上野以外にはない。このような上野国の瓦生産の動向は周辺の国々にも影響を与え、特に地理的に近い武蔵国では、北部の寺院や武蔵国分寺でこの技法による瓦が使われている。そのためこの一本造りという技法は、この地域の瓦を研究する上で避けては通れない問題であり、以前から多くの研究者の注目を集めてきた。すでにその変遷や派生の様相などの大枠は、ほぼ判明しているといつてよい水準に達している。

しかしながら、その技法による瓦の詳細について、特に上植木寺出土瓦の詳細については、十分に明らかにされてきたとは言えない。その他の瓦についても、近年の瓦研究の深化、技法研究の精緻化に伴って、再検討の必要を感じているのは筆者だけではないであろう。また、これまで提示されてきた技法の復元案のなかには、訂正を要する点などが散見される。これらについても再検討が必要であろう。本稿はそういった動機から、上野国内における一本造り技法の様相の整理を行うものである。

ただし先述のように、一本造りは上野国のみにあるのではなく、周辺の国にも分布している。本来はそれらもすべて対象として検討を加えるべきであるし、その方が問題がより明確になるとは思われるが、すべての資料に詳細な検討を加えるのは時間的な制約からできなかった。今回は上野国内に限定することにし、武蔵地域については簡単に触れるにとどめた。

2. 「一本造り」の概要

「一本造り」という技法そのものについては、すでに多くの研究が蓄積されている。しかし、以前の論文にはかなり混乱が見られるものもあったし、研究者によって

用語や分類、記述の仕方がまちまちでもあった。そのため、研究史の整理と技法の復元を行えば、それだけでかなり長大な論文が必要になると思われる。本稿はこの技法自体を問題とするものではないので、その研究史の詳細に立ち入るつもりはないが、どのような用語を用いるのかを含め、上野国内の一本造りの概要を初めに触れておく必要があるであろう。

まず一本造りとはどのような技法であるのか、大まかに限定することから始めたい。

筆者は以前上野国分寺の報告書（前沢・高井 1989）で述べたように、軒丸瓦の製作技法は、瓦当部と丸瓦部とをいつどのように作り出すかという点に着目して分類するのが有効であると考えている。報告書では以下の3種類に大別した（図1）。

- A あらかじめ成形した丸瓦を別に作った瓦当部に接合する技法（「接着法」や「印刷付け」など、瓦当・丸瓦接合系の技法）
- B 丸瓦部と瓦当部を同時に作り出す技法
- C あらかじめ成形した丸瓦円筒の内側に円板形の粘土をはめ込んで瓦当部を作る技法（いわゆる「嵌め込み」技法）

このうちBが一本造りと呼ばれる技法である。この技法の特徴は、型を用いてそこに粘土を密着させ、一度に一本の軒丸瓦を成形してしまうことにある。型からはずすのは完成した時である。これがAの瓦当・丸瓦接合系技法やCの嵌め込み技法との大きな違いである。Aでは丸瓦部と瓦当部とは別々に造られたのち、接合される。つまり言い換えれば、Aでは部品をまず造り、それを接合するという工程を取るのである。Cでも丸瓦円筒をまず造るといえる工程を取る。それに対してB＝一本造りは部品の状態のまま型からはずされる時がなく、連続した工程で一本の軒丸瓦を造っていくのである。また、AやCでは丸瓦部と瓦当部との成形時期が異なることとなり、そのため両者の粘土は乾燥度と質の違いを生じ、接合部で割れやすくなる。割れていない個体でも、断面を見ると接合部分を観察できることが多い。しかし一本造りでは、将来丸瓦部になる部分も瓦当部になる部分

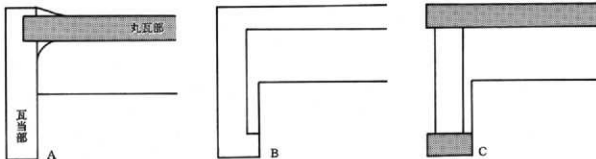


図1 軒丸瓦製作技法模式図

も粘土が同じ程度に柔らかい時に成形されるので、粘土同士がよく馴染むことになる。もちろん、粘土を複数回に分けて足す場合でも、一本の軒丸瓦を作るのに要する粘土は同じ粘土塊から取るであろうから、どの部分もほぼ同じ土質となり、接合の跡は見えにくくなるし、接合部から割れることも少なくなると思われる¹⁾。

この一本造り技法にはいくつかの種類があることが知られているが、型の形態から大きくふたつに分けるのがふつうである。それは図2にあげたような2種類であるが、それぞれの名称についてもこれまでにいくつかの名称が提唱されていた。ここでは、両者の対比を最もよく表していると思われる、「縦置き型」「横置き型」という名称を使用したい(上原 1997)。このような型を用いて、軒丸瓦が一本ずつ造られた。

上野国ではこのうち縦置き型を用いた一本造りが主流であるが、上野における変遷を考える場合には、これまでの研究と同様、瓦当裏面の布目痕の形態に注目するのが有効である。それには布を絞ったような布目痕と、そのような絞り目のない布目痕との2種類があり、本稿では前者を「有紋り」布目痕、後者を「無紋り」布目痕と呼ぶことにする。実際の出土品からこの両者を比べてみると、布目痕の違い以外には大きな違いは認められず、結局この両者は布を型=模骨にかぶせる方法が違うだけで、技法として本質的な違いはないものと考えられる。以後本稿ではこの両者について論じるが、有紋り布目痕

をもつ縦置き型一本造りを「有紋り一本造り」、無紋り布目痕をもつ縦置き型一本造りを「無紋り一本造り」と略して呼ぶことにしたい。実は上野国の横置き型一本造りも、瓦当裏面に布目痕が残っているとすれば無紋りではあるはずだが、この技法は「横置き型一本造り」とそのまま呼ぶことにする。

その製作工程については、紙数の関係もあり詳細は省略したい。しかし後述のように、上野国の縦置き型一本造りでは誤った技法が提唱されていることもあるので、ここでは簡単に筆者の復元案を示しておく。もちろん地域によって範種によって詳細は異なることが考えられるのはであるが、上野の場合、大枠は上野国分寺の報告書(前沢・高井 1989)で述べた通りで大過ないものと考えている。それは図3にあげたとおりである。

3. 上植木庵寺への導入

関東地方で最も早く一本造りが見られるのが伊勢崎市上植木庵寺であることは研究者間で異論がないようである。上植木庵寺は7世紀第4四半期前半=天武朝頃に造営が開始されたと考えられる、上野国を代表する白鳳寺院である²⁾。ここでは創建期の一群に続いて有紋りの縦置き型一本造りが導入され、それが以後の上野国の瓦生産に大きな影響を与えることになる。以下この出土瓦について、伊勢崎市教育委員会の発掘資料を中心にその詳細を紹介・検討したい。

上植木庵寺に見られる有紋りの一本造り技法の瓦は、以下の5範種である。これらの瓦の詳細については未だにその詳細が発表されていないので、ここではやや詳しく紹介することにする。

まず、Cと分類したのは単弁8葉のものである。C01a・b³⁾(図5-1・2、須田氏006型) この瓦には彫り直しがあり、生産期間の途中で蓮華文外側の圏線の上に壺錐状のもので小さな連珠文が彫り加えられている。このため、彫り直し前をa、彫り直し後をbと呼んで区別することにする。

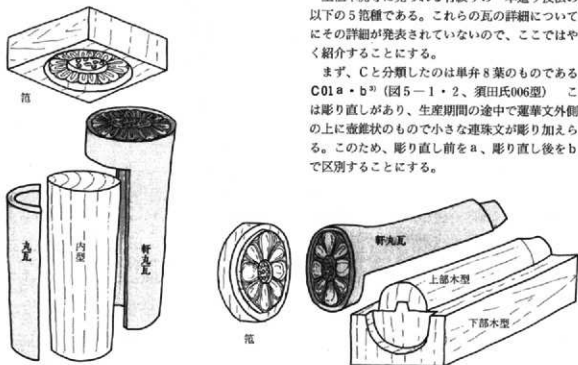


図2 縦置き型一本造り(左)と横置き型一本造り(右)の模式図(上原 1997による)
縦置き型は南宮賀野寺、横置き型は大山庵寺のものを復元している。上野別は範の形・文様などが異なる。なお、実際には型(模骨)・木型には布がかぶせられる。

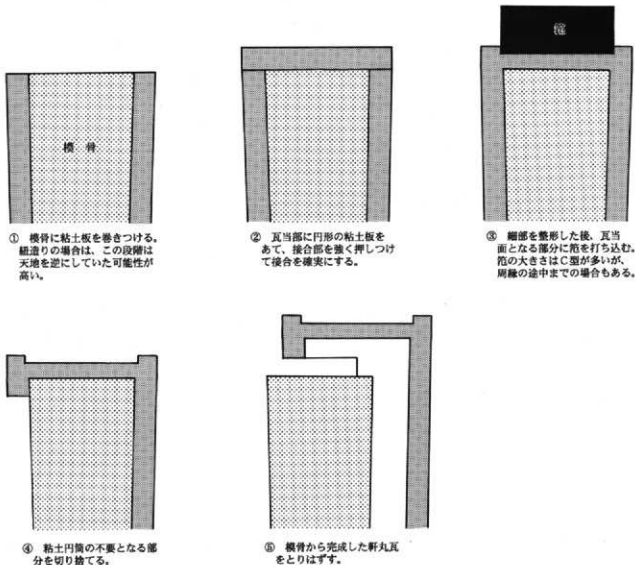


図3 縦置き型一本造りの製作工程模式図

中房は低いが円盤形に突出し、蓮子は1+6である。蓮弁は涙滴形で、范の状態がいい個体では小さく細い棒状の子葉があるが、消えてしまっている個体が多い。蓮華文の周りには1本の圈線が巡り、bではここに22個の珠文が彫り加えられる。周縁は無文の直立縁である。

丸瓦部は広端部まで密に叩きが施されるが、その叩き目は格子叩きと米字叩きの2種類がある。この2種類の叩きはa・bいずれにも見られることから、時間的な前後関係にあるわけではなく、ほぼ同時期に両方とも用いられていることがわかる。

伊勢崎市教育委員会の発掘調査では、C01aは19点、C01bは12点出土している。aは遺跡全体から出土していて、特に集中箇所はない。bは5点が西回廊から出土しており注目される。

同范品は吾妻町金井庵寺でaが表採されている⁹⁾。生産瓦窯は不明である。太田市萩原瓦窯跡から米字叩

きの瓦が表採されていることから、そこである可能性もあるが、その瓦窯の主たる供給先である寺井庵寺ではC01は確認されていない。おそらく萩原瓦窯で生産されていたのは後述のE01であろう。C01は佐位郡周辺のどこかに瓦窯があったのではなかろうか。

C02(図5-3、須田氏009型) 細い涙滴形の子葉をもつ二重蓮弁のものである。中房は円盤状に突出している。蓮子は竹管状のものを押しつけて施文したものであり、1+6、1+4などが知られる(須田 1985)ほか、国分寺の同范品には0+4もある。蓮華文の周りにはやはり竹管による連珠文をめぐらし、周縁は幅狭く無文である。上植木庵寺での出土数は少なく、伊勢崎市の調査では小破片1点しか出土していない。

同范品は国分寺(E001)、赤堀町間野谷遺跡にある。間野谷遺跡は詳細不明ながら、その立地から瓦窯である可能性が高いと考えられる。

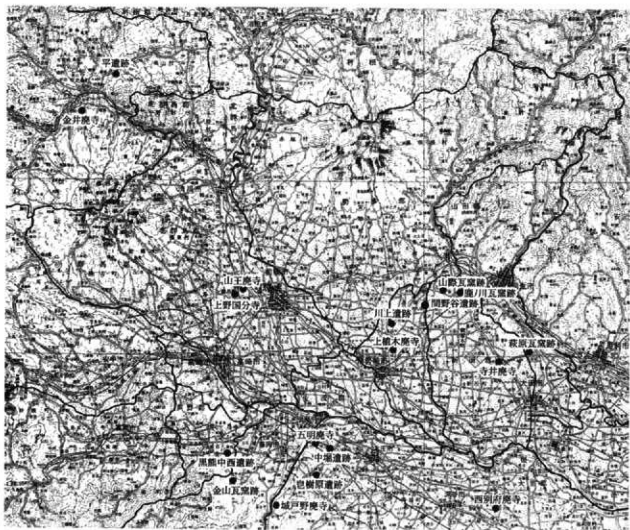


図4 関連遺跡位置図 (1/400,000 国土地理院20万分の1地形図「長野」宇都宮)を縮小
古代の郡域は未確定であり、境界線は推定である。

C03a・b (図5-4・5) C02から子葉を除いたような文様をもつが、実際に子葉がないもの(a)と、4葉の蓮弁にだけ子葉を彫り加えたもの(b)とがある。

蓮子や、蓮華文の周囲の連珠文、蓮弁先端の珠文など、珠文はすべて竹管によるものである。そのため、各珠文の数、蓮弁先端の珠文の有無が異なる個体がある。図にはaで蓮子が1+5、蓮弁先端の珠文がないものと、bで蓮子が0+4、蓮弁先端の珠文があるものとをあげたが、bには蓮子が1+4に見えるものもある。もちろん、他にも異なるものがある可能性がある。また、周囲の連珠文は、もともと同位置に筥による連珠文があったらしく、一部その痕跡が残っている。その筥による連珠文が明瞭でなかったか、あるいは数が少なすぎたため、のちに竹管で再施文したのであろう。

丸瓦凸面には格子叩き目が残るが、これは格子目を彫り込んだ円柱をローラー状に回転させて施したもので、重なりが1カ所しか見られない。

丸瓦凹面には明瞭ではないが長軸方向の凹凸が見られ、側板連結機構を用いている可能性が高い。

出土数は8点で、そのうち4点は塔・西回廊⁹⁾、2点は西回廊、1点は塔から出土している。少ない出土点数なので断定するには躊躇するが、塔・西回廊のかなり狭い範囲を中心として用いられた可能性が考えられる。

生産瓦窯は不明である。

D01 (図6-1、須田氏010型) Dとしたのは単弁15葉のもので、1範種だけ属する。これも蓮子は竹管で施すが、それ以外の文様は筥によっている。

蓮弁は小さく、撥形の間弁と交互に配される。中房は円盤状に突出し、蓮子は1+6。蓮華文の周りには、珠文と鼓形の文様とが交互にめぐっているが、これは圓線の上に竹管で連珠文が付けられた文様を意識しているのだろう。周縁は直立縁で無文である。

丸瓦部凸面には格子叩きが見られるが、これもローラー状のもので施されている。図示したものはそのロー

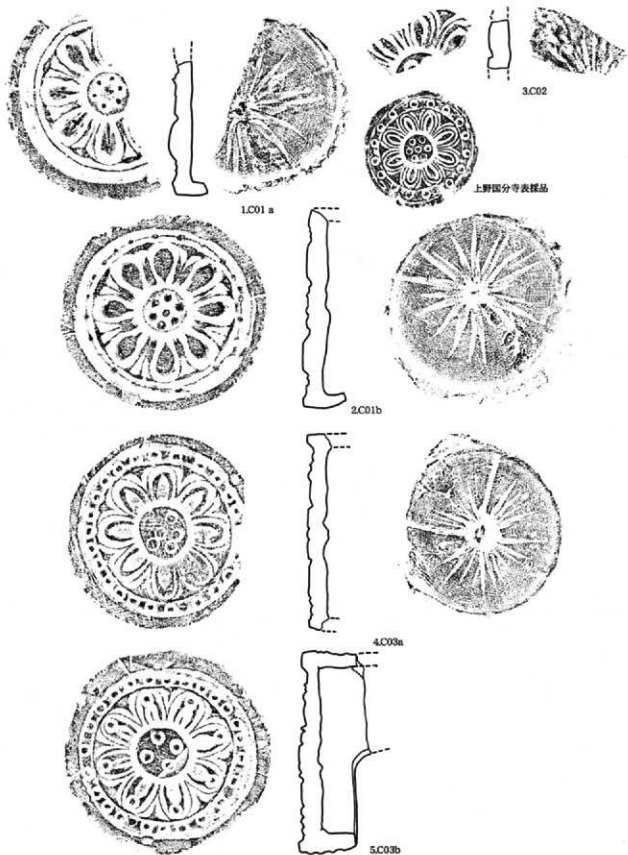


図5 上植木庵寺出土の「有紋り一本造り」軒丸瓦(1) (1/3)

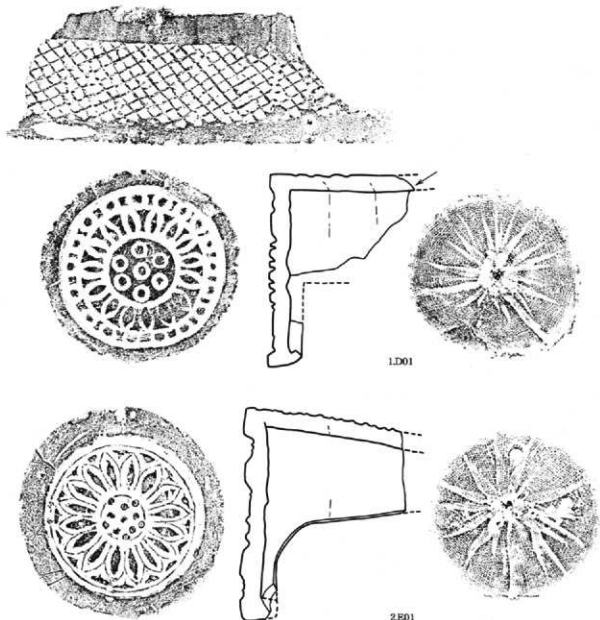


図6 上植木庵寺出土の「有紋り一本造り」軒丸瓦(2) (1/3)

ラーの幅が分かり、約6.5cmである。

丸瓦凹面には明瞭ではないが長軸方向の凹凸が見られ、側板連結横骨を用いている可能性が高い。また、これも痕跡は明瞭ではないが、丸瓦は組作りによるらしい。図にあげた個体では、ちょうど粘土紐の接合部分で割れており(矢印の部分)、その割れ口は図のように凹面側から凸面側に向かって斜めに傾いている。この傾きから見ると、丸瓦を作る時には広端部を下にしていたようである。その後瓦当部を作る時に天地を逆にしたのであろう。

出土数は24点で、塔8点、塔・西回廊4点、西回廊3点と、塔周辺に多い傾向がある。

生産瓦窯は不明で、同範品は園分寺(H001)にある。E01(図6-2、須田氏012型) Eは単弁16葉のもので、

1範種がある。蓮弁は高く盛り上がり、周囲を凸線で囲む。間弁は小さな三角形である。中房は低く、凸線のみで表され、蓮子は1+5+5である。蓮華文の周りには圏線が1本めぐれるが、その上にわずか2点だけ珠文が付けられている。この珠文は范によるものであり、C01bと同様、壺錐で彫ったような形状である。この珠文がない個体は確認できていないので、最初から范に彫られていたものと思われる。周縁は無文の直立縁である。

丸瓦凸面には密な叩きが施されるが、格子叩きと米字叩きの2種類がある。

丸瓦凹面には明瞭ではないが長軸方向の凹凸が見られ、側板連結横骨を用いている可能性が高い。また、これも組作りで作られているらしく、不明瞭ながら接合痕

が見える。

同范品は太田市寺井廃寺、埼玉県上里町五明廃寺にある⁹⁾。生産瓦窯は、米字印きの瓦が出土することから、太田市萩原瓦窯だと考えられる。しかし、五明廃寺のものも含め、すべてのものがそこで生産されていたかどうかは未確定である。

この萩原瓦窯は寺井廃寺の創建瓦を生産したことで知られるが、その創建期の軒丸瓦は川原寺式のもので、蓮子は1+5+8という、中心蓮子の周りに二重にめぐめるものである。さらに寺井廃寺には、その直後に位置付けられる瓦として山王廃寺と同范の複弁7葉のものがあるが、これも蓮子が1+4+8で、二重になっている。東毛地域では二重にめぐめる蓮子は珍しいもので、E01の二重にめぐめる蓮子はこれらに由来するのかもしれない。とすれば、この瓦はやはり寺井廃寺に関連する工房で創出されたと考えることができ、生産瓦窯も萩原瓦窯である可能性がより高まると考えられる。

上植木廃寺からは以上5範種が出土していて、これが上野国における有紋一本造りの主流をなしている。上野国内にはこのほか数範種が知られているが、そのうち主なものについては後述する。

以上の5範種の瓦の変遷は図7のように考えることができる。

まず、最古に位置付けられるのはC01であると考えられる⁷⁾。C01は創建期の文様の系譜を引いていると考えられるからである。上植木廃寺創建期の軒丸瓦は、図7上にあげたようなもので、いわゆる「山田寺系」単弁8葉蓮華文であり、現在5範種が知られている。これらについては、すでに紹介したことがあるので詳細はそれに譲る(高井・浦瀬 2001)。C01は圏線が歪んでいることや、無文で直立縁の周縁があること、蓮子が1+6であることが異なり、両者には無視しがたいほどの違いが認められるが、蓮弁には小さな棒状の子葉があり、創建期の文様の系譜を引いていることは確かであろう。

C01の直後に位置付けられるのは、E01であろう。この瓦は弁数が16葉と倍になり、かなり文様の印象が異なるが、次の3点が共通点としてあげられる。

- ①丸瓦凸面の叩き目に格子・米字の2種類があること。
- ②蓮華文の周囲の圏線に垂線状のもので珠文が彫られること。
- ③蓮弁・間弁の中央部を高く、基部と先端部とを低くして花卉の外反を表現していること。特に中房の周囲を彫り窪めている。

このため、両者に大きな時期差を認めるのは困難であり、その生産時期はかなり重なっていたと考えられるのが自然である。ただし②の特徴については、C01が最初には圏線のみで珠文がなく(C01a)、途中で蓮珠文を彫り加え

ている(C01b)のに対して、E01にはわずか2ヶ所だけが最初から珠文が彫られているという違いが認められる。これも、E01がやや後出すると考えられる証左となるであろう。

その次は③の特徴が共通するC02であろう。この瓦には、後述の範種と共通する次のような特徴がある。

④蓮子と蓮華文の周りの蓮珠文は竹管状のもので施文されること。

さらに次はC03とD01である。この両者では③の特徴がかなり弱くなり、文様面は一見平坦になる。ただし、中房の周囲を彫り窪める特徴はそのままである。蓮子は④の特徴を引き継ぐが、D01では蓮珠文は范に彫られており、その点で後出だと考えられる。なお、両者とも丸瓦凸面の格子印きは、ローラー状のもので施文している点も共通している。

これら5範種の時期であるが、創建期が7世紀第4四半期に取まると考えられるので、それに後続するとすれば、一応8世紀前半に押さえることができる。そしてその上で、C02、D01といった、より新しく位置付けられる範種が上野国分寺から出土していることが注目される。別稿(高井 2003)で述べたように、上野国分寺創建の最も早い時期には、その当時生産が継続中の瓦窯の製品が搬入されたらしい(II-1期)。つまり、少なくともC02とD01とは740年代までは生産が継続していたと考えられる。C01の生産開始時期がどこまで遡るかは確証がないが、創建期の文様とはかなり隔りがあるので、生産時期が直接つながるとは思えない。8世紀前半でも初頭までは遡らないうちではなかろうか。現状では8世紀第1四半期の中頃かそれ以降と理解するのが妥当であろう。

4. 有紋一本造りの導入と影響

それでは、この一本作り技法はどこから導入されたのだろうか。この技法が最も早く見られるのは檀木原遺跡・南滋賀廃寺など、南近江の地域であるとされる(林 1975など)が、上野地域とはかなりの時期差が認められるし、しかも、その軒丸瓦は川原寺式を中心としており、上植木廃寺とは文様が全く異なる。直接の関係を指摘することは困難であろう。また、前述のようにC01の文様は上植木廃寺創建期の瓦の系譜を引いており、外来のものとは思えない。したがって上野の一本作り技法は、別の地域の工人がやって来て独自に作り始めたのではなく、上野国内の工人たちがどこかの工房へ出向いたか、或いはごく少数の指導者を招いたかして新技術を導入し、あくまでも在地の伝統の中で生産を開始したのだと考えられる。その技術の源流がどこにあるのかは今後の課題である。

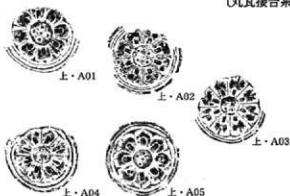
8世紀第1四半期に上野国に導入された一本作り技法

〔丸瓦接合系の技法〕

出土地

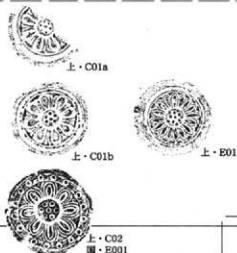
上：上植木庵寺
 国：上野国分寺
 中：黒鷲中西遺跡

七世紀第4四半期



八世紀前半

〔有紋り一本造り〕

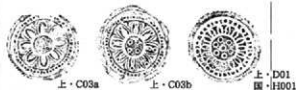


(武蔵五明庵寺)



741年

国分寺創建期
 (Ⅱ-1期)



〔横置き型一本造り〕

〔丸瓦接合系の技法〕

国分寺創建期
 (Ⅱ-2期)



国分寺創建期
 (Ⅱ-3期)

〔無紋り一本造り〕

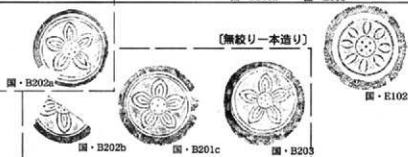


図7 上野国における主な一本造り軒丸瓦の変遷(1)

国分寺創建期(Ⅱ-3期)



国・B208

(丸互接合系の技法
「無紋り一本造り」)



国・B206



国・E105



国・B207b



国・E106



国・B207a



国・E107



国・B101



国・B103



国・E104

国分寺修造期(Ⅲ期)



国・A102



国・A101



国・B105



国・A105



国・A103

中・B類



国・F001



国・M004



国・M005



国・B003



国・B001



国・A302



国・A307



国・M001



国・A005



国・M003



中・D類



中・C類



国・M002

(川上遺跡)



中・E類

図8 上野園における主な一本造り軒丸瓦の変遷(2)

は、すぐに周辺地域に広がることになる。まずC01が上植木庵寺にしか見られない(例外的に金井庵寺に分布する)ことは前述した。この瓦は上植木庵寺に限定的に供給する瓦窯で作られていたのだろう。その直後のE01は生産地が太田市萩原瓦窯に移り(ここだけに限定できるかどうかは不明)、上植木庵寺、寺井庵寺、そして国境を越えて武蔵国五明庵寺に供給される。有紋り布目直の一本作り軒丸瓦のうち、同范品が上野・武蔵の両国に分布するのはこの一例だけであり、その後両国での同范例は見られないが、武蔵国でもその後いくつかの范種が生産されて、武蔵国北部の上野に近い地域の数遺跡に供給され、さらにそれが武蔵国分寺創建期の瓦にまで続く。武蔵国内の様相の詳細については酒井清治氏の研究(酒井1989)に詳しいのでここでは特に述べないが、蓮弁の周囲に蓮珠文が見られるなど、上野と同じ傾向の変遷を示すのは興味深い。酒井氏も述べられているように、武蔵国の一本作りの瓦の導入とその後の生産には、上野国東部の強い影響があったものと思われる。ただし、氏が、武蔵国分寺造営の初期段階に「上野国、特に上植木庵寺を造営した首長層に協力を要請した」とされるのはいかがであろうか。武蔵国分寺創建期の瓦の多くが上野系と呼ぶべき瓦であることは認められるが、明らかに上野国

内で生産されたものと断言できるものや上野との同范品はまだ見つかっておらず、上野国が直接関わっている証拠は確認できない。これらの瓦の生産に直接関与したのはあくまでも武蔵国最北部の地域であり、そこでの瓦生産が地域的に近い上野国の強い影響下にあったため、このような現象が生じたのだと考えるべきであろう。上野の影響は武蔵国分寺にとってはあくまでも間接的であったといえ、直接の協力関係にあったと考えるのはやや過大評価であると思われる。

なお、上野国内には、このほかに中之条町平遺跡に有紋り一本造りの軒丸瓦がある(図9-1 中沢1982)。この瓦は単弁8葉ではあるが、中層には蓮子の代わりに十の文様がある。単弁8葉という文様と、有紋り一本造りという技法から考えれば、上植木庵寺のC01の影響で創り出された軒丸瓦である可能性がある。中之条町と同じ吾妻郡にある吾妻町金井庵寺では、上植木庵寺創建期の軒丸瓦A02と、さらにC01の同范品が表採されているといひ(関東古瓦研究会1982)、吾妻郡と上植木庵寺とはかなり深い関係があると考えられるので、平遺跡の軒丸瓦が上植木庵寺の影響を受けて創り出された可能性は高いといえよう。また、これによく似た瓦が利根郡月夜野町後田遺跡(図9-2・3)から出土している(麻生・大江1988)。ここでは単弁11葉となっており、8世紀中頃まで下がるものであろう(無紋り一本造りの年代観は後述する)。このように国分寺創建期以前の有紋り一本造りは、上野国内では上植木庵寺と寺井庵寺を中心とした東部地域のほかは、吾妻郡・利根郡といった北部地域に限って分布しているのである。

5. 横置き型一本造りの導入

741年に国分寺の創建が開始されると、地方の瓦生産は大きく変化していくことになる。上野国の場合、創建の最初期に国分寺に瓦を搬入したのは、その時点で生産を続けていた瓦窯であったと考えられ(II-1期。この間の事情について詳しくは高井2003参照のこと)、前章で紹介した瓦のうち、より新しい時期のもの、すなわちC02とD01とがそれに該当する。ただし、この時期の瓦の出土数はかなり少なく、国分寺向けに増産したということはないらしい。おそらくまだ体制が整わず、それまでの供給先に国分寺が新たに加わったというだけなのであろう。国分寺向けの大量生産が始まるのは次のII-2期になってからであり、本稿の関連からいえば、笠懸町鹿ノ川瓦窯でB201の生産が始まってからである。そして、そのB201の大部分が横置き型一本造りという新技法を採用しているのである⁹⁾。

B201a(図11-1)が横置き型一本造りで作られていることは、既に藪塚本町台ノ原瓦寺の発掘調査報告書の

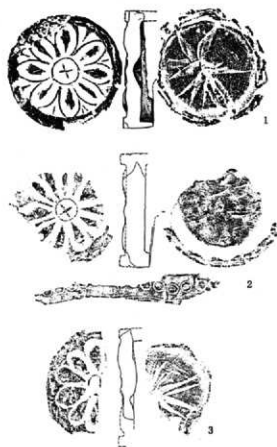


図9 平遺跡(1)・後田遺跡(2・3)出土瓦(1/4)

付編(須田・高井 1986)で報告し、その後折に触れて紹介してきたとおりである。この瓦は技法の痕跡をかなりきれいに消し去っているため、ほとんどの個体では技法を考える根拠に乏しいが、台ノ原庵寺の出土品には国分寺では数少ない完形品やそれに近い破片が5点ある。そしてそのうち4点で、ごくわずかなものではあるが丸瓦側面にまで布目痕が残るものがあり、それによって横置き型一本造りであると推定できた。もちろん、丸瓦を接合したような痕跡が一切見られないことや、丸瓦部の横断面が半円形をなさない(図10)ことも横置き型を用いていると推定した有力な根拠である。丸瓦横断面は中央部が厚く、側端部が薄い、いうなれば三日月形に近い形状である。この断面形を見れば、丸瓦部がふつうの丸瓦を接合したものであることは明らかであろう。

また、横置き型一本造りの場合、瓦当部の作り出し方には、折り曲げ式と積み上げ式があることが指摘されている(毛利光 1991)。筆者は前稿では瓦当部に横にヒビが入ることから、丸瓦部の粘土を上から折り曲げたと考えたが、現在では狭川正敏氏のご指摘も受け、積み上げ式の可能性が高く、ヒビは積み上げた粘土の接合部分だったのではないかと考えている。ただし、ちょうどヒビの部分で割ってしまった個体を観察しても、粘土を押さえた指の跡などはほとんど確認できず、どのようにして粘土を積み上げ、接合していったのかに疑問を残しており、筆者としては断定するまでには至っていない。

国分寺からはB201は合計333点出土しているが、分類が可能な破片は147点であり、そのうちaは103点を占める。後述するbが29点、cが15点なので、aが圧倒的多数を占めていることが分かる。おそらく分類不能とした小破片の大部分もaであると思われる、この瓦の大部分は横置き型一本造りで作られているものと思われる。

この瓦が生産されたのは笠懸町鹿ノ川瓦窯であることが判明しているが(須田 1986)、ここが属する中毛・東毛の地域は、前章で紹介した「有絞りの縦置き型一本造り」が行われていた地域である。そのような技術伝統があるところに、新しい製作技術が導入され国分寺向けの

大量生産が行われたのである。この点は、その後の展開を考える上で重要なことである。

B201は新技法、大量生産ということ以外に、直前の瓦とはかなり異なった特徴があり、まさに画期的な瓦である。それは、

- ①文様が前代のどの瓦とも似ておらず、細い隆線のみで表す単弁5葉という特異なものであること。
- ②伴う軒平瓦も偏行唐草文という従来この地域に見られない文様をもち、その製作技法も一枚作りという新しいものであること。
- ③生産が笠懸瓦窯群という新しい場所で行われたこと。

つまり、この瓦はこれまでの文様、技術とは大きなギャップがある瓦なのである。古くはこの瓦があまりに稚拙な印象を与える文様をもっていただけ、上野国内で創作された地方的な瓦と評価されていたように思う。しかし、これほどのギャップがあることを踏まえれば、ことはそれほど単純ではないことは明らかである。

この横置き型一本造りが8世紀中頃という限られた時期に、国分寺創建の瓦生産用に日本各地に伝播した技法であることはすでに広く知られていることである。そして多くの国で創建期の限られた時期にのみ採用され、その後廃れてしまう。上野国でもこの技法が見られるのはB201aのみであり、しかも後述のように、同じB201でも末期のb・cは違う技法になってしまう。B201の単弁5葉という文様はその後受け継がれ、長く上野独自のモチーフとして用いられるのに対し、技法は一過性だったのである。つまりこの技法は、新しく導入されたものの、地域に根付くことはなかったのである。

以上のことから考えると、この技法は国分寺創建期の大量生産にあたってどこからか導入されたことは確実だが、多人数の瓦工人が渡来・定着して製作にあたったということではないと考えられる。とすれば、先の有絞り一本造りの導入時と同様、少人数の瓦工人が指導者としてやってきたか、或いは在地の瓦工人がどこから学んできたか、いずれかの可能性が考えられよう。技術が一

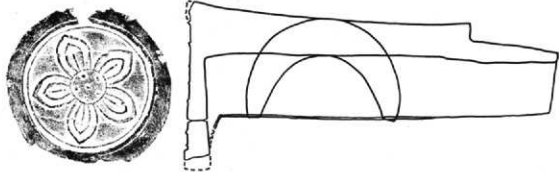


図10 台ノ原庵寺出土のB201a (1/4)

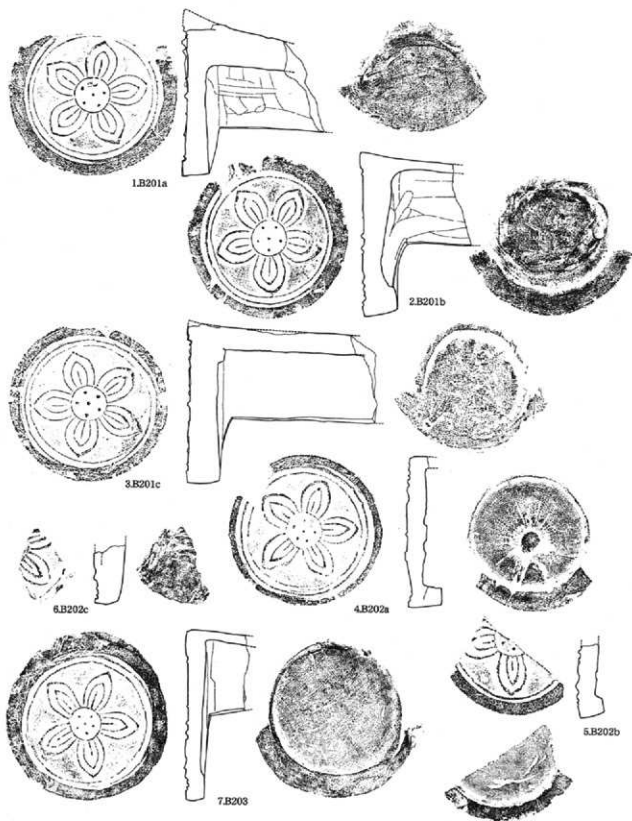


図11 上野国分寺の一本造り軒丸瓦 (1/4)

過性の割には瓦に新しい要素が多いことから考えれば、前者の可能性の方が強いのではないが、断定する根拠はほとんどない。いずれにしろ、国分寺造営という難事業にあたって、国家的な技術援助があったことを示す好事例だと思われる。

6. 有紋りから無紋りへ

国分寺創建期に導入された横置き型一本造りが、上野国の瓦生産に大きな影響を与え、縦置き型一本造りにも無紋りから有紋りへの変化が起きたことも既に指摘したことがある。国分寺創建期以降の瓦にも多くの種類の瓦が縦置き型一本造りで作られるが、それはたった1範種を除いて互当裏面の布目痕が無紋りになっている。

その例外の1範種は、B202（図11-4～6）である。この瓦は前章のB201の直後に位置付けられる瓦で、互当裏の形態で3種類に分けることができる。aは有紋りの布目痕をもつもの、bは無紋りの布目痕をもつもの、cはケズリないナデを加えて布目痕が見えないものである。このうちbには一部にケズリやナデを加えるものがあるので、cはその部分の小破片である可能性が高い。それが正しければbとcは同一の技法となるので、結局B202は有紋り・無紋りの一本造りで作られていることになる。その新旧関係は、范傷や彫り直しなどが無いために瓦自体から判断することは困難であるが、その後の一本造り瓦がすべて無紋りの布目痕をもつことから考えて、a→b・cと考えるのが自然である。とすればこの瓦は、従来この地域にいた工人たち、すなわち前述したような有紋り一本造りを保持していた工人たちが、国分寺創建にあたってその国分寺用の瓦生産に動員されたことを示すものだと考えられる。当初文様は新来の国分寺用のものを採用したものの、技術は従来の有紋り一本造りを用いたのであろう。ところがその生産の最中に無紋り一本造りが考案され、そのため技術も変化したのではなからうか。

この有紋りから無紋りへの変化はどのように考えた方がいいのだろうか。実は8世紀中頃から後半の縦置き型一本造りで無紋りのものは全国的に見ても珍しい。後述のように関東地方にはこの時期以降のものが分布しているが、それはおそらく上野国から技術伝播したものであろう。今のところ、無紋りの布目痕をもつ縦置き型一本造りは上野国で工夫されたものと思われる。

有紋りと無紋りとを比べてみると、結局互当裏面の布目痕が違うのと、丸瓦凸面の叩きの有無が違うだけである。有紋りのものには丸瓦凸面に密な叩き目、あるいはローラーによる叩き目が残るのがふつうだが、無紋りのものにはそれがなく、全面ナデられているのがふつうである。しかし叩き目の残りの有無は技法上の大きな違いにはならないと考えられるので、結局この両者の違いは

布の紋りの有無、つまり丸瓦製作用の機件にどのように布を巻くのかという違いだけになる。製作工程も大枠は図3で示したとおりで、特に変更する点はない。有紋りから無紋りへの変化は、目で見てははっきり分かるほど明瞭なものではあるが、技術的にはさほど大きな変化ではなく、いわば一工夫を加えた程度のものであったと言うことができよう。ただし上野国内ではその変化ははっきりと確実に起きており、この変化する一時点を除いて両者が共存することはない。国分寺創建期を境に有紋りから無紋りへの変化が起き、以後無紋りのものしか作られなくなるのである。その一時点とは、B201とB202の生産の途中である。

B201は先述のように大部分が横置き型一本造りで作られている（a）が、末期になると無紋りの縦置き型一本造り（b・c）が作られるようになる。B202の有紋りから無紋りへの変化も前述したとおりである。B202の文様はB201のものに比べればやや退化傾向にあるので、B201→B202の順に生産が開始されたものと思われるが、B201は生産量が桁違いに多いと考えられるので、生産時期はかなり長かったものと思われる。とすれば両者は、一時的には同時期に生産されていたこともあり得るので、両者の技法の変化もほとんど同時期であった可能性もある。またB202とほぼ同時期と考えられるB203（図11-7）は、すべて無紋りの縦置き型一本造りで作られている。つまりB201とB202の生産の途中で、なおかつB203の生産の直前にその変化が訪れているといえるのである。これら3範種が最古の無紋り一本造りの候補であるが、いったいどの範種で最初に用いられたのかは確定できない。これらの範種の瓦は、焼成・色調や細部の調整などの特徴がそれぞれ微妙に異なっており、同一の工人が同時期に作っていたとは思えないものである。したがってそれら3種の軒丸瓦を作っていた工人たちのいずれかが、無紋りにする工夫を考案したのだと思われる。これらの産瓦窯はB201が笠懸瓦窯跡群の鹿ノ川瓦窯跡（一部山原瓦窯跡）、B203は山原瓦窯跡である。B202は不明であるが、おそらくこの両者のどちらかか、ごく近傍に所在する瓦窯であると思われる。とすればこの工夫は、笠懸瓦窯跡群の工人によって考案されたものであると考えられよう。その後のこの地域の瓦生産は、ほとんど山原瓦窯に集約されていくので、特にこの瓦窯が大きな役割を果たしたものと考えられ、そこからこの技法が広がっていったものと思われる。

7. 無紋り一本造りに関するいくつかの問題

有紋りを無紋りにするメリットが何なのかはこれもまたよく分からない。ただひとつ思いつくのは、有紋りの場合、互当裏面に大きな凹凸ができてしまい、ともすればそれがひ割れの原因になったりするのではないかと

いうことである。厚さを均一にするためには布の織り目などない方がいいはずである。その際同じ一本造りである横置き型一本造りによる瓦が、瓦当裏面が平坦であることも影響したのではなからうか。前章で述べたように、横置き型一本造りは有紋りから無紋りへと変化するであろうその間に位置している。その変化に何らかの影響があったと考えるのが自然であろう（高井 2002）。

なおこの無紋りの縦置き型一本造りの軒丸瓦の一部については、かつてふたつの製作技術が推定されたことがある。それは大江正行氏の「布包み円筒状工具」（図12左、大江 1975・1986）の使用と、佐々木和博氏の「鐙状突起付丸瓦型木」（図12右、佐々木 1980）の使用である。このうち前者については、それが確実に用いられたものを確認することはできないことは既に述べたことがある（前沢・高井 1989）ので、ここでの再論は避ける。後者は以下に述べるように完全な事実誤認であり、そのような型木の存在を想定することはできない。

佐々木氏が特殊な型木を想定する根拠にされたのは、筆者が上野園分寺で「B203」に分類した軒丸瓦のある1個体である。佐々木氏はその瓦を観察された結果、瓦当裏面に丸瓦部のはがれたような跡があってそこに布目痕が残り、しかもそれが瓦当裏面に広く見られるネガの布目痕ではなくポジの布目痕であること根拠に、「瓦当背面と接合面の布は同一時に使用されたものではないことが分かる。瓦当部の接合面のポジ布目痕は丸瓦部の凹面のネガ布目痕によるものとすることができよう（74ページ）」とされ、「すなわち瓦当と丸瓦は別々に成形し、丸瓦は型木から取り外して瓦当と接合した（75ページ）」とされたのである。つまり、この瓦は一本造りではないと評価されたのである。そしてさらに、その丸瓦と瓦当との接合面の形態が、「瓦当背面から表面端部に向かって薄くなっている。つまり瓦当接合面は丸瓦に対して斜めになっている」ので、「丸瓦も瓦当の傾斜に対応する形状—すなわち丸瓦広端部の凹面が斜めになる楔状を呈していた（75ページ）」とされ、図12右のような特殊な型木を想定されたのである。

氏の観察された個体は、現在群馬県立歴史博物館に所蔵されているものである。筆者もこの個体を観察したことがあるが、諸特徴は県教育委員会の発掘調査によって上野園分寺から出土したB203と変わることはなく、この個体も上野に一般的な無紋り布目痕をもつ縦置き型一本造りによるものと判断できる。そもそも氏の想定にはいくつかの疑問がある。最も大きいのは、丸瓦接合系の技法であるならば、瓦当裏面の布目

痕はどのように付いたのかということである。さらにこの瓦の瓦当裏面の下半部には、氏も「周縁背面が高く造ってある」と述べられているように、不要な丸瓦部を切り取った名残と考えられる凸帯が残っており、これもどのようにできたのかということである。しかもその凸帯の凹面側を観察すると、瓦当裏面に続く布目痕が残っていて、この部分が瓦当部と同時に造られていることは確実なのである。加えて丸瓦部の凸面にも凹面にも接合用の補足粘土は全く貼付されておらず、これでは丸瓦部の接合は不可能である。以上の疑問からして氏は全く触れておられないが、これらが縦置き型一本造りを想定すればすべて解けることはいうまでもない。ただひとつ、丸瓦が剝離した跡に残る布目痕の存在は問題である。たしかにこの個体を観察すると、ポジかネガかはあまり明瞭ではない（筆者にはネガであると思われる部分も多い）ものの、丸瓦部が剝離した跡にわずかな布目痕が残っている。残念ながらその布目痕と瓦当裏面の布目痕とはごく幅の狭いナデで分断されているため、両者が本来続いていたものかどうかはわからない。しかし、両者は布目の細かさや方向などがほとんど同じであり、同時に同一の布から付いた可能性が高いものと思われる。おそらく、図3で示したような工程のうち、②の時、すなわち丸瓦部となる粘土と瓦当部となる粘土とを接合する際に、型木に巻いていた布が少しだぶついていて、両者の接合面に布が入り込んでしまったために、丸瓦が剝がれた部分に布目痕が残っているのではないかと思われる。このように布が食い込んでしまう現象が起こる可能性は、既に林博通氏によって指摘されていることである（林 1975）。

以上、「布包み円筒状工具」や「鐙状突起付丸瓦型木」は、現在までに知られている資料を見る限り、存在しないものと思われる。それらはみな縦置き型一本造りで造られている。ただし、誤解のないように付け加えておくと、瓦当裏面に布目痕があるからといって、単純にすべて一本造りだと断言するつもりはない。布押圧技法など、丸瓦接合系の技法でも瓦当裏面に布目痕を残す技法は存在する。今後もひとつひとつ現品にそって、詳細な観察

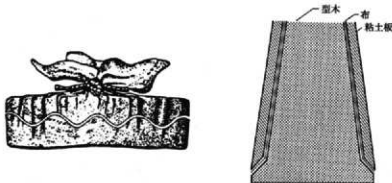


図12 布包み円筒状工具（左・大江 1975）と鐙状突起付丸瓦型木（右・佐々木 1980）

に基づいて結論を出していかなければならないことは言うまでもないことである。

前述したようにこの無紋り一本造りは、山際瓦窯を中心とした笠懸瓦窯跡群で考案され、その後多くの瓦が生産されることになったが、ここではその中心となった瓦窯らしく、いくつかの試行錯誤の跡が見られる。特に注目されるのは、特殊な布の使用と、布と模骨の接着である。これについて詳細は拙稿(高井 2002)を参照していただきたいが、模骨に布を、シワが寄らないようにしてかぶせるために、特殊な布を用いたり、布を模骨に接着したりしている。そこには、無紋り一本造りの欠点を克服しようという工人たちの努力が見て取れる。

また周知のように、上野国分寺の創建期には、この技法を用いて、単弁五葉という一見よく似た文様の瓦が何種類も作られている。このように短期間に多くの種類の瓦が用いられることについては、鈴木久男氏の意見がある。氏は上野国分寺やその他の遺跡で同型式(同文様)のものが多く出土する理由として、「第1次成形から仕上げまで瓦当が瓦当面に付いたままになっていること、通常の軒丸瓦を完成させるよりも、時間がかかったものと思われる。特に、丸瓦部の不必要な各所を切り取るまでに、ある程度丸瓦を乾燥させていたのではないだろうか。このため、複数の瓦当が必要になったのである¹⁰⁾」と述べられている(鈴木 1990 191ページ)。つまり、氏によると、瓦を付けたまま乾燥するという工程が想定され、そのため一つだけの瓦では作業効率が悪く、複数の瓦が必要になるということである。とすると同時に、複数の瓦の製品が作られることであるから、当然瓦当文が違うだけで、その他の特徴はみな同一の瓦が数多く作られるはずである。ところが上野国分寺出土の瓦を観察すると、瓦が違う瓦は、各部の大きさや調整方法、胎土・焼成・色調の特徴などが微妙に違い、とても同時に作られたものとは思えない。もちろん山際瓦窯の長い操業期間の中では複数の瓦が用いられていたのだから、そのうちのいくつかが一時的重複して用いられていた可能性は否定できない。しかしそのような場合はかなり少なかったようであり、同時に作られていた瓦を抽出することはまだできていない。蛇足ながら付け加えると、現在では図3の③のように、瓦は上から打ち込んだと考える説が有力であり、瓦を付けたまま乾燥させる工程の必然性はないことになる。

8. 無紋り一本造りの展開

このように笠懸瓦窯跡付近で作られ始めた無紋り一本造りは、その後の上野の瓦生産に大きな影響を与えた。山際瓦窯ではその後作られるすべての軒丸瓦がこの技法によって作られようになる。有紋りの一本造りは上野国内ではあまり広がりを見せなかったが、この技法は上野

国内の生産地でもかなり広く受け入れられるようになり、利根川の西側、西毛地域でも生産が開始される。それらのうち、主な瓦の変遷案は図7・8の通りである。

その受け入れの状況をよく示しているのは、藤岡市の金山瓦窯付近の瓦生産である。この付近ではB207とB103が出土・表採されている。これらはB207→B103の順であると考えられるが、このうち、B207は無紋り一本造り(a)と印籠付け(b)、B103は無紋り一本造りで作られている。残念ながらB207自体の検討からは、印籠付け、無紋り一本造りのいずれが古いのかは分らないが、その後のB103が無紋り一本造りであるので、印籠付けから無紋り一本造りへ変化したと考えるのが自然であろう。つまり、この地域では、当初従来この地域に技術伝統があった印籠付けによって国分寺向けの瓦生産が開始されたが、途中で無紋り一本造りに変化したことになる。筆者はB206もこの付近で生産されていたと考えているが、それが正しければB206は印籠付けによって作られているものしかないので、印籠付けから一本造りへの変化が一層明瞭になる。この瓦窯を含む吉井・藤岡瓦窯跡群では、以後生産される瓦はみな無紋り一本造りになる。

また、E103を初めとした単弁八葉で、()形の蓮弁をもつ一群も興味深い変遷を示している。このE103は国分寺創建期のII-2期に属するもので、上野国分寺ではB201について出土数が多い。特に創建期の塔はこの2種類の瓦で葺かれていたと推定できるほどである。その生産地は吉井・藤岡瓦窯群の吉井町側だと思われるが、以後同系の瓦は高崎市栗原窯跡群など、西毛の地域のいくつかの瓦窯で作られていたらしい。ただ、B201の系譜を引く瓦が長く作られ続けるのに対して、E103の同系瓦は9種類ほどしか知られておらず、上野国内では主流になり得なかった瓦文様である。その技法を見るとE103を初め、それと近い時期の生産品と考えられるE102などはみな印籠付けで作られている。特にE103は、それと組み合うと考えられる軒平瓦NH301が桶巻き造りで作られており、軒丸・軒平ともに製作技術は従来から在地にあった技法で作られている。桶巻き造りは国分寺創建期に一枚造りに取って代われ、国分寺向けの本格的な瓦生産が開始されるII-2期以降、桶巻き造りで作られるのはこのNH301のみである。同系の軒丸瓦はその後も印籠付けを保持するが、文様の退化傾向がかなり強く、ほとんど最末期に位置付けられると思われるE107、E104では無紋り一本造りに変化する。この系統は文様の上でも技法の上でも東毛系のものに凌駕されているのである。

以上のように上野国内では無紋り一本造りが主流の技法となっていくが、それでも旧来の印籠付けなど、丸瓦接合系の技法も残っていく。上野国分寺の報告書ではIII期(修造期)の軒丸瓦として48種類を報告したが、そのうち明らかに丸瓦接合系の技法であるものは14種類であ

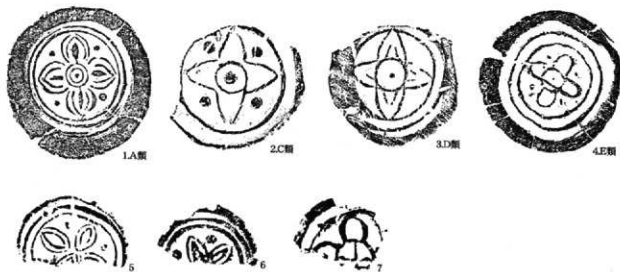


図13 黒熊中西遺跡(1~4)、川上遺跡(5~7)出土瓦(1/4)

る。そのなかで2 範種は下野国分寺と同范であり、下野国からの搬入品であると思われるので、上野国内産は12 範種となる。ちょうど4分の1の数である。この12 範種のすべての生産地を明らかにするのは困難だが、図8 右端に示した一群の瓦は興味深い。これら5 範種の瓦は文様の上からも一つの系譜にあるものと思われるが、これらはすべて丸瓦接合系の技法によって作られている。しかもこれらのうち、F001、M001、M002の3つまでが前橋市山王廃寺から採掘、ないし出土しているのである。残念ながら5 範種とも生産地が判明しないが、いずれも山王廃寺と関連が深いものと考えられ、とすれば、山王廃寺に関係する工人集団の間には、独自の製作技術を保持し続けたものがいたことになる。

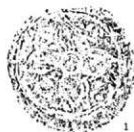
上野国内における一本造りがいつまで続いたかはよく分らない。国分寺出土瓦の中で最も新しいと考えられる一群の瓦にも一本造りのものが見られるので、国分寺存続期間中は生産されていたものと考えられる。また吉井町黒熊中西遺跡には、C類、D類、F類のような、国分寺に存在が知られていない、退化傾向の著しい瓦があり(図13-2~4)、それらはみな無紋り一本造りで作られている。ここではこれらの瓦が使用されていた基礎建物の存続年代が、「10世紀前半頃に造営され、11世紀(前半)頃に廃絶した」と考えられている(須田 1992 183 ページ)ので、これらの瓦はその期間の後半に考えられるであろう。さらに赤堀町川上遺跡から出土する軒丸瓦(図13-5~7)は、国分寺系の瓦でも最も退化傾向の著しいものと考えられるが、これらも瓦当裏面に無紋りの布目痕を残し、一本造りである。これらの瓦は黒熊中西のものよりも後出すると考えられるが、川上遺跡の概観(松村1970)によれば、瓦が出土する遺構の上には天仁元年(1108)に降下した浅間B級石が堆積していたと

いうので、12世紀まで下ることはない。とすれば現状では、少なくとも11世紀のどこかまでは、一本造りが続いていたということになる。

9. 無紋り一本造りの国外への伝播

無紋りの一本造りも上野国から周辺に伝播していく。上野国外で無紋り一本造りが見られる古い例は、武蔵国分寺の創建期の瓦であり、酒井氏が3期、あるいは4期のうちでも3期にきわめて近い重複する時期とされた時期の瓦であり、みな単弁8葉の文様をもっている(酒井 1989)。酒井氏はこれらの瓦も上野系と呼ばれている。確かにこれらの瓦の文様の源流は上野に求めることが可能であろう。おそらく、それは氏も指摘されるとおり、上植木廃寺のC01である。しかしC01のような単弁8葉は上野国では既に過去の瓦文様であり、無紋りに変わる頃、つまり国分寺創建期の頃にはそのような瓦は作られていない。武蔵国分寺の無紋り一本造りの瓦の文様は、この時点では上野の影響というよりは、武蔵国内で受け継がれてきた文様であるといえる。つまりこの時期には、技法だけが上野国の影響を受けて変わっているもの、文様は従来の系譜を受け継いだものが使われていたことになる。この点で有紋り布目の導入の時は全く異なるといえる。しかも武蔵国分寺では無紋り一本造りによる瓦はこの時期に限られ、氏の言葉を借りれば、「無紋りの一本造りを僅かに採用するものの、すぐに印籠付けに変え、文様は上野系ではあるものの上野の技術を排除し、非上野系の方角を取るようになる。」ということになる。その後平安時代には、武蔵国北部で無紋り一本造りが僅かに見られる。児玉郡美里町宮ヶ谷戸遺跡、大里郡岡部町石原山窯跡、行田市旧盛徳寺(昼間他 1986-1988)、上里町中郷遺跡(田中・末木 1997)などである(図14)。

宮ヶ谷戸遺跡



(黒熊中西遺跡A類)

石原山窯跡



(黒熊中西遺跡C類)

旧盛徳寺



(上植木庵寺G02)

中根遺跡



(上野国分寺A307)



図14 北武蔵の無紋り一本造り軒丸瓦 (1/4) (上野のものは1/6)

これらの遺跡の瓦には、明らかに上野国の影響が見て取れる。宮ヶ谷戸遺跡の5は黒熊中西遺跡のA類に類似し、同範の可能性が高い。この瓦は上野国分寺からも採られているという。石原山窯跡の7も黒熊中西遺跡のC類などに印象が似ている。さらに、旧盛徳寺の8は坂野氏が指摘されるとおり(坂野 1982)、上植木庵寺のG02¹¹⁾の系譜を引く文様であろう。中根遺跡の9は上野出土例に似ており、上野国分寺A307とほぼ同じ文様構成をもつ。実物照合をしていないので断言はできないが、同範の可能性は高い。A307は上野国内では上野国分寺でしか出土しておらず、しかも国分寺でも1点のみの出土である。

同遺跡の10は9からの型式変化であろう。また、各遺跡から出土した軒平瓦を見ると、まるで平瓦の叩き目のような格子文様を瓦当文とするものがある。同様なものは上野国分寺や川上遺跡などでも見ることができるので、これらも上野の影響を強く受けたものだと考えよう。この時期の瓦はいずれの遺跡でも出土数が多くないので、詳細は不明な部分が多いが、国境を越えての技術的な交流は前代に続いて行われていたことがわかる。そのような上野と武蔵北部との密接な関係は、古代を通じて維持され続けたのである。

10. おわりに

以上、上野国における一本造り技法の動向をまとめてみた。8世紀前半から11世紀にいたるまで、上野国では一本造り技法が用いられ、多くの種類の瓦が生産された。特に9世紀以降の国分寺修造期には、上野国における瓦製作技法の主流となり、数多くの瓦がそれによって作られた。

この一本造りの動向を整理してみると、画期は3回あったことに気づく。1回目は、もちろん最初の導入の時である。2回目は横置き型一本造りが導入された時、3回目は有紋りが無紋りに変わった時である。地方の国の場合、ある画期を境にして瓦の様相が一変してしまうようなことがよくある。まるで工人が全て入れ替わってしまったかのように、文様・技法の違いが作られるようになるのである。しかし、上野国はそれとは異なるようである。これらの画期の時を見てみると、いずれも在地の工人たちがその伝統を残しながら新しい技術を取り入れていることがよく分かる。1回目は、文様が従来の系譜から理解できるものであり、その中に縦置き型一本造りという新技術を取り入れている。2回目は大きな画期で、技法的にも文様的にも、そして生産量などの点でも異なる瓦が作られるが、それはすぐに消化され、従来の技法の延長線上に戻ってしまふ。そして3回目の画期を迎えることになる。この3回目の画期では、特に山際瓦窯で、特殊な布を用いたり、横骨に布を接着したりという試行錯誤が見られることが興味深い。またそれ以上に、「無紋り」という工夫を考案したことも、興味深い事実である。そこには工人たちの創意工夫が見て取れるからである。このように上野国では、在地の工人たちが新技術を主体的に受け入れ、それを自分たちの技術体系の中に消化していったのである。

古代の製作技術、特に地方における製作技術の研究においては、そのような工人たちの創意工夫、主体性をもった試みはあまり問題にされず、全体の中に埋没させられてしまっていると思う。しかしよりよいものを作ろうという工人たちの思いこそ、技術を進歩させる原動力であったはずであり、そのようなことを明らかにしていくことも、考古学の役割であると考えている。律令国家＝中央集権という固定的な見方のみで拘限した、中央からの文様・技術の伝播と、地方における受容という視点だけでは、地方の歴史は無味乾燥のものとなってしまうからである。

本稿を作成するにあたっては下記の方々・機関にお世話になりました。文末ながら記して、感謝の意を表したいと思います。

伊勢崎市教育委員会、出浦 崇、須田 茂、栗原和彦、群馬県教育委員会、前沢和之（敬称は略させていただきます）

ました）

註

- 1) 一本造り技法を初めて報告されたのは木村健三郎氏（木村 1969）である。氏によれば一本造りとは、「瓦当部と側部を同時に共に作り上げる方法」であり、「生瓦をつくる粘土板は（瓦当部と共に作り上げるため）上下に普通通りゆい広く、「膠木に粘土板を巻きつけ、上部を折りまげて膠木の上端をゆい、瓦当部をつくる」とされている。この定義からすれば、瓦当部の粘土をあとから加えたり、あるいは複数回に分けて粘土を足すような技法は、厳密には「一本造り」とは呼べないことになる。林博通氏が新宮御霊宮の軒丸瓦の技法について、「いわゆる一本造り」と、「いわゆる」を付して呼称されたのはそのためだ（林 1999）。しかし、その後の研究では、このようにあとから粘土を足すような技法も一本造りとして扱うのが一般的であり、筆者も本文に述べたような考えからこれらのものを合わせて「一本造り」と呼ぶことにしている。なお、この問題については坪井清直氏の論考（坪井 1988）も参照のこと。
- 2) 上野木造寺創建の年代については古代瓦研究会第5回シンポジウムで発言した通りである（このシンポジウムは、内容は「古代瓦研究II」として近刊の予定である）。この年代はこれまで発表されたどの研究よりも新しくなっていますが、尾張地域の影響によって上野木造寺創建瓦が作られたという前提に立てば、この年代にたがざるを得ないと思われる。
- 3) これは筆者らが独自に付けた上野木造寺出土瓦の分類番号である。上野木造寺出土瓦の分類番号はすでに須田茂氏のものがあつた（須田 1985）が、須田氏は当時知られていなかった出土瓦（発掘調査が始まったばかりの時期であったので、その大部分は発掘資料であった）を検討され、概ね古く編年できるものから順に、軒丸瓦は001から、軒平瓦は201から番号を付けられた。しかしこの方法では、新形態が出現した時に一番若い番号になってしまうという欠点がある。実際、発掘調査の進展の結果いつかの新形態が出現して、番号の付与に困難を感じている。そのため、上野木造寺出土瓦の再整理に着手した際、伊勢崎市教育委員会と協議の上、アルファベット1桁、数字2桁からなる6桁分類番号を付けることにしたものである。ただし、本稿では対照のため、須田氏の分類番号も併記することにした。
- 4) 同題の分布については、各遺跡の報告書などのほか、関東古瓦研究会「第3回関東古瓦研究会研究発表No.3」（1982）を参考にした。
- 5) 塔と西回廊の間はずいぶん離れておらず、昭和60年に調査が行われたS003-W008トレンチでは、両方の基礎が掛かっている。そのため、ここからの出土品はどちらの建物のもとも断定できないので、「塔・西回廊」と表記することにした。
- 6) E01が上野国分寺から出土したとの情報もある（前沢・高井 1989 311ページ註13）が、報告書作成の際の整理作業時には確認できなかった。表標にも知られていない。ただし、筆者自身国分寺で米字印の平瓦を表標したことがあるので、E01が少量搬入された可能性は否定できない。国分寺では長期におわたった調査の間、出土品の保管に少なからぬ混乱があつたようであり、そのために行方不明になっている可能性もあろう。
- 7) C01が一本造りの最初のものであるという年代観は、シンポジウム「北武蔵の古代寺院と瓦」で坂野和信氏が明確に述べられている（高橋ほか 1983 58ページ）ほか、研究者間で特に異論はないものと思われる。
- 8) 上野国分寺B206が武蔵国分寺関連遺跡から出土しているが、これは単行5葉で製作技法が印刷付けによるものであり、創建期でもやや時期が新しいものである。したがってここでの議論からは除かれる。また、このような同電品が出土するとはいつても、その数はごくわずかであり、これだけで上野国が適宜に直接関係があったということではできない。
- 9) B201には瓦当裏面の形態に3種類があり、a・b・cと呼び分けている。他の専任状態から、a→b・cと変化していることが分かっている。横置き型一本造りを採用しているのはaであり、これが最も数が多い。b・cは生産の末期のもので、後述するように無紋りの縦置き型一本造りで製作されている。

- 10) 文章のつながりにやや疑問があるが、そのまま引用させていただいた。
- 11) この「G02」も、筆者が付けた上植木庵寺における分類番号である。上植木庵寺出土の軒先瓦については既にすべての種類に分類番号を付けているが、創建期（高井・出浦 2001）とその後の有段り一本造りのもの（本編）以外はまだまだ未発表である。近いうちにその全容を発表する予定である。なお、同類品が上野園分寺から表採されている（関東古瓦研 1982）が、県教育委員会の発掘調査では出土しておらず、園分寺における分類番号は決まっていない。

参考文献

- 麻生敏隆・大江正行 1988 『後田遺跡II』群馬県埋蔵文化財調査事業団
伊勢崎市 1984 『上植木庵寺発掘調査概報 I』
伊勢崎市 1985 『上植木庵寺発掘調査概報 II』
伊勢崎市教育委員会 1985 『上植木庵寺昭和59年度発掘調査概報』
伊勢崎市教育委員会 1986 『上植木庵寺昭和60年度発掘調査概報』
伊勢崎市教育委員会 1987 『上植木庵寺昭和61年度発掘調査概報』
伊勢崎市教育委員会 1988 『上植木庵寺昭和62年度発掘調査概報』
伊勢崎市教育委員会 1992 『上植木庵寺平成2・3年度発掘調査概報』
伊勢崎市教育委員会 1994 『上植木庵寺平成4・5年度発掘調査概報』
上原真人 1997 『歴史発見11 瓦を語る』講談社
大江正行 1975 『瓦当部背面の製作技術について』『上野園分寺寺域縁辺部の調査』群馬県教育委員会
大江正行・川原嘉久治 1982 『天代瓦窯跡存在の意義をめぐって』『天代瓦窯遺跡』中之条町教育委員会
大江正行 1986 『第11回関東古瓦研究会研究資料』
関東古瓦研究会 1982 『第3回関東古瓦研究会研究資料 No. 3』
木村健三郎 1969 『平安中期の瓦についての私見』古代学協会編『尾形天照時代の研究』吉川弘文館
酒井清治 1982 『瓦の製作技法について』『埼玉県古代寺院調査報告書』埼玉県歴史編さん室
酒井清治 1989 『武蔵園分寺創建期の瓦と須恵器』『埼玉考古』26（のち、岡氏『古代関東の須恵器と瓦』同社 2002所収）
酒井清治 1995 『熊谷市西野府奥寺出土の瓦について』『王朝の考古学』古山園（のち『鶴籠部の寺院跡』と改題して前掲書所収）
坂野孝一 1966 『上野・金山瓦窯跡』藤岡市教育委員会
佐々木和博 1980 『瓦当背面に布目痕を有する軒丸瓦』『史観』12
鈴木久男 1990 『一本造り軒丸瓦の再検討』『畿内と東国の瓦』京都国立博物館
須田 茂 1985 『上植木庵院跡の軒瓦の型式分類』『伊勢崎市史研究』3
須田 茂 1986 『鹿ノ川窯跡』『群馬県史・資料編2』群馬県
須田 茂・高井佳弘 1986 『台ノ原庵寺の瓦について』『台ノ原庵寺発掘調査報告書』II 蕨塚本町教育委員会
須田 茂 1992 『黒橋中西遺跡II』群馬県埋蔵文化財調査事業団
外尾倉人 1987 『五明庵寺発掘調査報告書』上野町教育委員会
高井佳弘・出浦 崇 2001 『上野の『山田寺式』軒瓦』『古代瓦研究会 第5回シンポジウム発表要旨 飛鳥白鳳の瓦づくりV』奈良文化財研究所
高井佳弘 1992 『園分寺創建期の軒丸瓦製作技法』『新編古代の日本8 関東』角川書店
高井佳弘 2002 『一本造り軒丸瓦における布と横骨』『研究紀要』20 群馬県埋蔵文化財調査事業団
高井佳弘 2003 『上野園分寺の創建』『日本律令制の展開』吉川弘文館
高橋一夫・大江正行・有吉重蔵・坂野和信・酒井清治 1984 『シンポジウム『北武蔵の古代寺院と瓦』』『埼玉考古』22
田中広明・末本啓介 1997 『中継遺跡II』群馬県埋蔵文化財調査事業団（このうち、『V 結論 1 中継遺跡出土の遺物について』06瓦は木戸春夫氏執筆）
坪井清足 1988 『一本造り軒丸瓦について』『歴史学と考古学 高井第三郎先生喜寿記念論集』
中沢 悟 1982 『天代瓦窯跡周辺の考古学的環境』『天代瓦窯遺跡』中之条町教育委員会
林 博通 1975 『第4章 1瓦類』『第5章 2軒丸瓦製作技法』『植木原遺跡発掘調査報告書』滋賀県教育委員会
林 博通 1999 『南近畿発掘式軒丸瓦製作技法』『瓦次千年 春藤夫先生追悼記念論文集』
坂野和信 1982 『北武蔵における古代瓦の変遷』『埼玉県古代寺院跡調査報告書』埼玉県歴史編さん室
益岡孝志・宮 昌之・藤原高志・木戸春夫・赤松浩一 1986 『北武蔵における瓦の基礎的研究I』『研究紀要』1986 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
益岡孝志・宮 昌之・木戸春夫・赤松浩一 1988 『北武蔵における古瓦の基礎的研究II』『研究紀要』第4号 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
益岡孝志 1997 『武蔵園』『シンポジウム関東の初期寺院資料集』関東古瓦研究会
前沢和之・高井佳弘 1989 『史跡上野園分寺跡発掘調査報告書』群馬県教育委員会
松村一昭 1970 『川上遺跡、女塚遺跡発掘調査概報』群馬県教育委員会
毛利俊彦等 1991 『平城宮・京出土軒瓦属年の再検討』『平城宮発掘調査報告書』III 奈良国立文化財研究所

群馬県多野郡吉井町大字神保字北高原 出土の刻書紡錘車について

高島英之

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1. はじめに | 5. 群馬県出土の古代の紡錘車 |
| 2. 本資料採集地の地理的・歴史的環境 | 6. 本資料の意義 |
| 3. 本資料の状況 | 7. おわりに |
| 4. 本県における古代の紡錘車及び刻書紡錘車の研究史 | |

— 論文要旨 —

2003年10月、群馬県多野郡吉井町大字神保字北高原地内において、同町在住の関口幸生氏が採集された古代のものと考えられる紡錘車には文字が刻書されていることが確認できた。

文字が記された古代の紡錘車は、現在までのところ、全国的に見てもほぼ関東地方からの出土に限られており、とりわけ群馬県南西部から埼玉県北西部にかけての地域を中心に集中して出土する局部的分布を呈する遺物である。それらは、集落遺跡出土の墨書・刻書土器と同様、古代村落におけるある種の祭祀・信仰・儀礼等の行為に伴うものと考えられるが、局部的分布であるが故に、それらを手がかりとして出土地域の特色や、その地域に特有な何らかの信仰形態や祭祀・儀礼等の行為の実相を明らかにすることが可能であり、そのことがひいては本県一帯地域の古代社会の諸様相の解明にも直接結びつくことになる。

本資料には、「真佛」という語と蓮弁が刻画されている。近年、本資料に見られるような仏教信仰に関わる文言や線刻画を有する古代の出土資料の類例は、関東地方を中心に増加しており、刻書・刻画紡錘車でもいくつか確認できるようになってきた。その背景として、古代東国の在地村落社会においても相応に仏教的信仰が浸透していたであろうことが想定できる。

紡錘車という本来、紡織に用られる用具に表現された祭祀・信仰に関わる文言や絵画などが、紡錘車の本来の用途や機能と直接結びつく祭祀・信仰儀礼に関わるのか否かについては、現在のところは明らかにしにくい部分もあるが、いずれにしても仏教的な信仰に関わる儀礼の中で使用されたことは相違ないところであろう。仏教的な文言や絵画が表現された紡錘車は、古代東国の民衆社会における仏教的な信仰の盛行の中で、地域における特徴的な祭祀・信仰の形態と結びついて形成されたものと考えることができ、本資料は、本県でもまだ数少ないその種の資料の一例として重要である。

キーワード

対象時代 奈良・平安時代
対象地域 日本 関東地方
研究対象 刻書紡錘車

1. はじめに

ここに紹介する刻書紡錘車(図1)は、2003年10月に群馬県多野郡吉井町大字神保在住の関口幸生氏が、同町大字神保北高原の畑地に表面採集された資料である。

採集後、直ちに紡錘車の表面に文字が刻書されていることに気づかれた関口氏は、氏の近隣に居住し、かねてより親交のある当事業団 神保偉史事業局長に鑑定を依頼され、さらに神保局長より筆者に照会されたものである。全国的にみて、刻書紡錘車の出土例が抜きさんで多い群馬県内出土の資料の中でも具体的記載内容がある程度明確な希有な資料であり、古代の在地民衆社会における祭祀・信仰の実態を示すものとして注目できる資料と考えられる。そこで、関口氏の承諾を得てここに紹介し、数少ない古代の当該資料の一つとして、江湖の論議の素材に供したいと考える。

遺物としての紡錘車自体は、繊維に撚りかける際に使用される弾み車であり、すでに弥生時代には使用が確認できるが(八幡 1967)、8世紀以降のものにしばしば文字が記されたものが確認できる。紡錘車に記された文字は、土製・石製のものの間わず圧倒的に刻書されたものが多い。

文字が記された古代の紡錘車は、現在までのところ、全国的に見ても出土範囲が非常に限定されており、京都府長岡京市長岡京跡右京6条2坊7坪出土の資料と岩手県水沢市伯濟寺遺跡出土の資料の計2点以外は、ほぼ関東地方のみに限られる。とりわけ群馬県南西部から埼玉県北部にかけての地域を中心に集中して出土する極めて局部分布を呈する遺物である(高島 2000、高島・宮瀧 2002)。

この極めて特徴的な出土文字資料である墨書・刻書紡錘車は、集落遺跡出土の墨書・刻書土器と同様、古代村落における種の祭祀・儀礼等の行為に伴うものと考えられるが、出土範囲がかなり限定されている遺物だけに、それを手がかりとして、出土地域の特色やその地域に特有な何らかの信仰形態や、祭祀や儀礼行為の実相を明らかにすることが可能であると考えられる。それら墨書・刻書紡錘車の出土範囲は、群馬県南西部周辺一帯の地域に特に濃密な分布状況を示しており、群馬県内出土の事例によって研究の先鞭がつけられていることからみれば、古代の墨書・刻書紡錘車を検討すると自体、本県を中心とする一帯の古代社会の解明に直接的に繋がってくるものと言うことができよう。

2. 本資料採集地の地理的・歴史的環境

本資料の採集場所は、先にも記したように、群馬県多野郡吉井町大字神保北高原地内の畑地である(図2)。吉井町中心部から南西に約2.5kmほどの位置に当たる。上

信国境に源を発し、いわゆる「甘菜の谷」を東西に貫流する鍋川は、現・吉井町域の中央部北よりを蛇行しながら東西に流れるが、採集地は鍋川からは南方へ約4kmの上位段丘面の南縁上、段丘から丘陵への変換点付近に立地する。東側には、南から北に鍋川に流れこむ小河川である大沢川があり、大沢川左岸の段丘上にも当たる。また、町域の南部に位置し、町のランドマークとして親しまれている牛伏山(標高490.5m)から北西に約3kmほどの位置にあたり、14世紀中葉に成立したと考えられている「神道集」に「多胡郡総領守辛科大明神」として、あるいは「上野国神名帳」の多胡郡項筆頭に載る辛科神社が付近に鎮座する。

採集地の小字は北高原であるが、近接して「折茂」の字名があり、折茂の地は古代の多胡郡織袋郷の故地の一つと考えられている。また折茂の地は、韓飯郷の故地の一角を占めると考えられる辛科神社現鎮座地一帯にも近いので、古代韓飯郷と織袋郷とは非常に近接して存在した可能性が高い。両郷が非常に近接して設定されたこと理由は、現段階では判然とせず、両郷の位置関係にも今一つ不明確な点も無いではないが、当該資料採集地は古代には多胡郡織袋郷の故地に入るものと想定できよう。

採集地の南方には上信越自動車道が東西に貫通しているが、この道路の建設に先だって採集地周辺では長根安坪遺跡(縄文~奈良・平安時代集落跡、菊池ほか 1997)、安坪古墳群(古墳時代後期、右島ほか 1992)、長根羽田倉遺跡(古墳時代後期祭祀遺構、古墳時代前期~平安時代集落跡、近世畑跡、鹿沼ほか 1990)、神保富士塚遺跡(旧石器、縄文時代集落跡、古墳時代前・後期~奈良・平安時代集落跡、小林ほか 1993)、神保植松遺跡・神保古墳群(縄文~奈良・平安時代集落跡、古墳、中世城郭跡、谷藤ほか1997・右島ほか 1990)などの遺跡が発掘調査されている。また、採集地の南側には下高原廃寺と言われる9~10世紀寺院跡と考えられている古瓦散布地があるが、発掘調査されている訳ではなく、遺構の状況は不明確である。

一帯は、古代甘菜・多胡両郡域でも有数の後期古墳集落地帯である。採集地も、1938年創刊の「上毛古墳綜覧」に「146基の古墳あり」と記されている神保古墳群、およびそれとほぼ重複する範囲に存在し、上信越自動車道建設に先だって縄文時代竪穴建物跡12、土坑跡81、弥生時代中期竪穴建物跡2、土坑跡77、弥生時代末期~古墳時代初頭の竪穴建物跡16、方形周溝墓9、古墳時代竪穴建物跡2、古墳3、平安時代の竪穴建物跡32、中世植松松跡などが検出・調査された神保植松遺跡の範囲に含まれる可能性が高い(谷藤ほか 1997)。

なお、本資料の発見・所有者の関口氏によると、この刻書紡錘車が採集された付近では、紡錘車の未製品や失

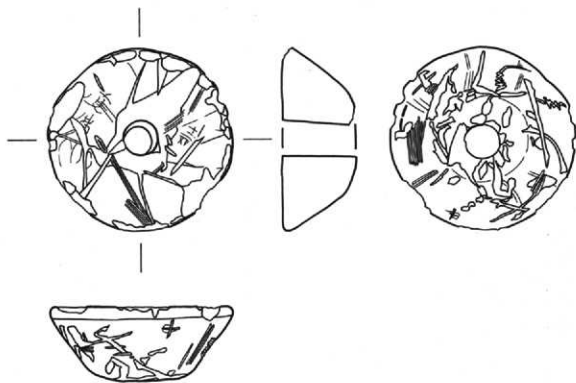
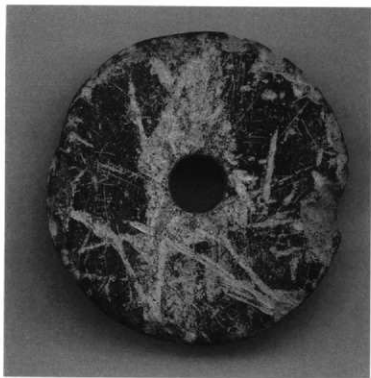


図1 群馬県多野郡吉井町大字神保字北高原出土刻書紡錘車（実測図は原寸）



図2 群馬県多野郡吉井町大字神保字北高原刻書紡錘車出土地点周辺の遺跡

敗作などが数点併せて採集できたとのことである。当該資料が出土した地点には、あるいは石製紡錘車の工房のような機能を有する施設が存在した可能性が存在する。

3. 本資料の状況

本資料は、上面径4.85cm、下面径2.35cm、厚さ2.0cm、孔径0.9cm、重さ60g、断面の形状は厚台形であり、完形である。材質は滑石と推定される。上面・側面・下面とも非常に傷が多く、文字の判読は困難であった。

文字は上面に2箇所記されているのが確認できた。孔を中心に文字を正位にみると、孔を挟んで左右に2文字ずつ記されている。孔の右側やや上位に記された2文字のうち、1文字目は傷との重複が甚だしく判読不能である。2文字目は「知」と判読できる。孔の左側に記された2文字は「真佛」と判読でき、その下に蓮弁様の紋様が線刻されている。すなわち釈文は以下ようになる。

「□知」

○(孔)

「真佛(蓮弁絵画)」

孔の右側に線刻された「□知」2文字の意味は現時点では不明であると言わざるを得ない。左側に線刻された「真佛」の2文字は、あたかも蓮弁の上に載るかのよう記されている。「真佛」の語の意味もそれだけではなかなか解釈しにくいところである。

その「真佛」の語が、あたかも蓮弁の上に載せられるかのように記されていることからみるならば、本来は、「阿彌陀如来」とか「觀世音菩薩」であるとかの具体的な仏尊名が記されるべきものとの見方が可能である。それで良いと仮定するならば、文字通り「真の佛」を意味しており、具体的な尊名ではないものの、信仰の対象としての仏菩薩を意味する語であり、当該資料も仏教的な信仰に関わるものと推定することも可能であろう。

なお、採集地点では併せて土器など遺物の年代を類推できる資料が採集されていないので、本資料の年代を明

確にすることはできないが、資料そのもの状況を各地出土の同種の類似資料と比較すれば、古代のものであることは間違いないところであろう。

4. 本県における古代の紡錘車及び刻書紡錘車の研究史

群馬県内出土の紡錘車については、吉井町矢田遺跡で、古墳時代の6世紀後半から平安時代の11世紀前半までの約450年間にわたり、95個もの大量の紡錘車が出土していることを受けて、研究が進捗していった(内木・中沢・鬼形 1987、中沢・春山・関口 1988、春山・関口・高田・中沢ほか 1990～97)。この矢田遺跡の調査において中心的な役割を担ってこられた中沢悟氏は、その後も引き続き群馬県内出土の紡錘車の研究について精力的に取り組まれておられ、1996年には、その時点で群馬県内出土の紡錘車1123点を対象に、紡錘車の年代、形状、材質、法量、生産地等の諸点について分析結果を発表しておられる(中沢 1996 a・b)。それによれば群馬県内の遺跡から出土する紡錘車には

- ①群馬県内では弥生時代中期段階から出現し、9世紀にピークを迎え、それ以降急速に減少、
- ②形態的には、弥生時代から古墳時代前期までが断面長方形形状が主流であり、その後、古墳時代中期以降断面台形状が主流となり、平安時代以降には鉄製・断面扁平状のものも増えてくるが、石製で断面台形状のものも併存する、
- ③材質的には、弥生時代から古墳時代前期までが土製のものが主流で、古墳時代中期以降には土・石・鉄と3種類に分かれ、古墳時代中期以降は石製のものが主流となり、平安時代になると鉄製のものも増えるが石製のものと共存する、
- ④古墳時代以降主流となる石製紡錘車については、蛇紋岩製のものが約8割近くを占める、
- ⑤重量では30～50gのものが最多、ついで50～70gのものが多く、30～70gのものが全体の約7割を占める、
- ⑥1棟の堅穴建物跡から1個出土することが多いが、2個以上出土している事例も1割強あり、複数出土の事例の中には法量の異なるものも組み合わせも含まれていることから、作られる糸の種類によって紡錘車を使い分けられていた可能性がある、
- ⑦古代の紡錘車の大部分を占める蛇紋岩製や滑石片岩製の紡錘車は、大部分が鍋川流域で生産され、県内各地に供給されていったと見られる、
- ⑧鍋川流域地域以外では平安時代以降、須恵器底部を転用したのが見られるようになると、

などの顕著な特色が見出せることが指摘されている(中沢 1997)。

刻書紡錘車について初めて触れた文献は、1983年に吉井町黒熊第4遺跡から出土した刻書紡錘車についての資料紹介である(大沢・茂木 1983)。出土した時期についてはこれを遡る事例もあるかもしれないが、管見の限り、報告された例としてはこれが初出である。墨書・刻書紡錘車は群馬県内、しかもここで紹介する資料と同じく多野郡吉井町において初めて確認された資料なのである。

1987年、井上唯雄氏は「線刻をもつ紡錘車—群馬県における事例を中心として—」を発表され、この時点における群馬県内出土の刻書紡錘車27点が集成され、検討を加えた(井上 1987)。文字が記された紡錘車について体系的に論じた研究としてははじめての業績であり、また、それまで群馬県外における出土例が非常に僅少であった文字が記載された紡錘車の存在が、この井上氏の研究の発表によって全国的に知られるようになり、その後の各地における出土例の発見や確認に繋がった契機となった点でもこの研究の意義は大きい。

その後、刻書紡錘車に記された文字の問題について積極的発言されたのは関和彦氏である(関 1991、1992)。関氏は、文字が記された紡錘車の量が紡錘車全体の出土量に比して圧倒的に僅少である点や、当該期の村落において想定される識字率から見れば、文字を記すことからの物品の管理統制が成立し得ないと考えられることから、井上氏が前掲論考で提示された調布作成に伴う統制に関わる管理・規制に伴うものとの考えを排され、文字は、糞蚕・紡錘・機織を含めての糞蚕事業における生産向上を顧っての祭祀に際して記されたものとの見解を発表しておられる。

宮瀧交二氏は、主に埼玉県内で出土している仏教信仰を物語る内容の文字や絵画が記された古代の刻書紡錘車、刻画紡錘車を集成し、当該期の民衆間の仏教信仰の実態の一端の解明に迫っている(宮瀧 2000)。本来的に糸に撚りかける道具である紡錘の部品にすぎない紡錘車に、仏教思想を反映した文字や絵画が記される理由については判然としないうちながらも、紡錘車本来の用途とは全く異なる用いられ方をした可能性も想定する。

また、最近、鈴木孝之・若松良一両氏は、呪文と考えられる文言が記されたり、宗教的な絵画が描かれている墨書・刻書紡錘車を探り上げ、検討を加えておられる(鈴木・若松 2001)。仏教関連の絵画や文言、あるいは呪文を刻書することで、仏や呪文の方で糸紡ぎの成就を願ったものと考えておられる。これらの紡錘車に刻書された文言が願文や呪文に類するものであり、また、刻まれた絵画も、仏堂や仏像・蓮華文など宗教的な意味を有するもので、これらが何らかの祭祀・信仰あるいは儀礼等の行為に際して使用されたと考えられる点については異議はない。ただし、呪文・願文と考えられる文言の解釈が恣意的に過ぎ、文字の読み方や釈文の立て方には容認できな

い部分が多い。ただ、これらの紡錘車の中には、紡錘車としての本来の用途を離れ、もっぱら呪具として使用されたものの存在を想定されている点は、重要な指摘であるといえよう。

なお、私も宮瀧交二氏とともに、これら先学の願文に付して、群馬県内出土の古代刻書紡錘車を集成し、それらの出土状況・記載内容・用途と機能など基本的な問題点について若干整理したことがあり（高島・宮瀧 2002）、小稿もその成果を元にしている。

このように、刻書紡錘車の研究は、主に群馬県出土の資料を元に、群馬県内の研究者によって研究の先鞭がつけられ、その後の研究が進展していったわけである。

5. 群馬県内出土の古代の刻書紡錘車

2003年12月末段階までに出土が把握できた群馬県内出土の墨書・刻書紡錘車の資料数は、管見の限り56点である。群馬県内で現在までに出土したところはいずれも刻書紡錘車であり、文字が墨書されたものは見られない。文字が記載された紡錘車の割合は、群馬県内出土の奈良・平安時代の全紡錘車の1割強にのぼる。同時代の土器全体に占める墨書・刻書土器の割合がおよそ数パーセントに過ぎない点からみれば、文字が記されたものの率は土器に比べて高いと言えるだろう（中沢 1996、高島・宮瀧 2002）。

出土遺跡の分布状況を見ると、一見、県東部と鍋川流域一帯の遺跡にまとまっていると言えそうだが、鍋川流域の遺跡からまとまって出土しているように見えるのは、吉井町の矢田遺跡から多数出土していることによるものであり、出土遺跡の分布状況は従来より言われているように、群馬県内では西南部一帯中心と言えることができるだろう。ちなみにこの矢田遺跡は、群馬県内では最も多くの紡錘車が出土した遺跡であり、出土数は95個を数える。そのうち、8～11世紀のものと考えられる事例は58点を数える。文字が記された事例は11例であり、同時代の紡錘車の約2割弱のものに文字が記されていることになる。出土した紡錘車の絶対数が多ければ、必然的に文字が記されたものの量も多くなるだろうが、群馬県全体の墨書・刻書紡錘車の様相から見れば、矢田遺跡では、当該資料の出土が多い群馬県内の平均よりも、さらにおよそ倍の率で文字が記されているということになり、遺跡の性格付けを考える上で重要な要素となるであろう。

出土状況を見ると、およそ9割以上の事例が、堅穴建物跡の埋土中からの出土であり、出土状況については特に顕著な特色を見いだすことはできなかった。また、8世紀後半から9世紀代にかけての資料が圧倒的多数であり、中心は9世紀代と考えられる（高島・宮瀧 2002）。

年代的あるいは形態的な特徴は、文字が記されていない他の一般的な紡錘車の全体的な傾向とはほぼ一致してい

る。このことは言い換えれば、特段、大型重量あるいはその逆で小型軽量のものや、特殊な材質のものなど、特徴的な紡錘車が選ばれて文字が記されたのではなく、ごく一般的な、日常使用されている紡錘車に、ある時点で何らかの必要があって文字が記されていたということになる。この点は、墨書・刻書土器でも、特別精巧な土器あるいは祭祀・儀礼用の土器が選ばれて文字が記されているわけではないという現象と全く同様である。

文字が記された面や部位・位置・方向などはまちまちで、書式として完備していたわけではないようである。この点も墨書・刻書土器にみえる文字の記載方法と共通する。しかしながら、記された文字については、1文字のみ記載のものは却って少なく、複数の文字が記されたものがほとんどであり、墨書・刻書土器の様相と非常に異なる特徴と言うことができる（高島・宮瀧 2002）。

記された文字のうち、内容が明らかなのをみると、人名が記されたものや地名が記されたものが目立つ。墨書・刻書土器の例と同じく、記載内容は多種多様であり、墨書・刻書紡錘車の機能自体も一概ではなく、多様であったと推察できる。墨書・刻書土器に比べて、出土点数が圧倒的に少ない分、墨書・刻書土器よりも類型化が容易な部分も存在するように思われる。従来から言われているように、墨書・刻書紡錘車が集落内における何らかの祭祀・儀礼等の行為に際して使用されたとみて良いのであれば、記された人名や地名は祭祀や儀礼の行為の主体者・願主に関わるものと考えられることができる。このような事例は墨書・刻書土器の事例でもまに見受けられることであり、墨書・刻書土器の場合でも人名が記される場合は、居住する国・郡・郷名などから記された事例より名前だけが記されたものの方が圧倒的に多い。墨書・刻書土器における記載方法の相違と同様、人名だけが記されたものは、居住する国・郡・郷名から記されたものの省略形と解釈することが可能であり、祭祀・儀礼等の行為を執り行った主体者、あるいはその集団の代表と解釈できよう（高島・宮瀧 2002）。

6. 本資料の意義

先に述べたように、本資料には「真佛」の語と蓮弁の絵画的表現が録刻されており、仏教的な信仰に関わるものであることは間違いないところであろう。この資料を、仏教的な信仰に関わる供養・儀礼など行事の中でどのように使用されたのかという点について具体的に解明することは、本資料や他の類似資料、あるいはそれらの共存遺物などの検討からも難しいところであり、また、このような刻書紡錘車の用途や機能・使用方法を解明する手助けを得られるような文献史料も皆無である。

しかしながら、最近、埼玉県を中心に、こうした古代の在地民衆社会における仏教信仰に関わるような録刻画

や文言を有するような刻書・刻画紡錘車の出土例が増えつあり、当該資料もそれらとの関連で注目できる(表1・図3)。

群馬県内出土の資料では、本資料以外としては、まず1. 沼田市戸神諏訪II遺跡出土資料がある、側面に「有馬酒麻呂」の人名と、仏堂と考えられる建築物の絵画が刻画されている。稚拙な表現ながら、寄棟造風の屋根に瓦葺きの様子が線刻で表現され、棟の両端には騎尾、軒先には風鐸、柱の上部には斗木共もそれぞれ表現されており、本格的な瓦葺建築の仏堂を描いたものと考えられる。もちろん単なる戯画ではなく、仏教的信仰の対象としての仏堂を意識して描いたものであり、この紡錘車が仏教的信仰に伴って使用されたものであることは間違いないであろう。出土した遺跡に隣接して平安時代の寺院跡が検出されており、村落内の寺院を中心とした仏教信仰の村落への浸透との関連が想定できる。

また、2. 前橋市芳賀東部団地II出土の資料には、側面に「卍」が刻書されている。「卍」は「万」「萬」の異体字としても使用されることがあるので、一概に仏教信仰に関わるものと決めつけることは出来ないが、その可能性を有するもの一つとして挙げておきたい。3. 佐波郡玉村町福島曲戸遺跡の古代遺物包含層から出土した蛇紋岩製紡錘車の下面に「虫尼」と刻書された資料がある。女性出家者の名前と考えられよう¹⁾。4. 太田市福荷宮遺跡の9世紀代竪穴建物跡出土の土製紡錘車の上面に「法師尼」と刻書された資料がある。意味を解釈することは難しいが、いずれにしても僧と尼僧の存在を示唆する文言である。

本県外の類例としては、6. 栃木県河内郡上三川町多功南原遺跡の9世紀第3四半期の竪穴建物跡S170からは「多心」「善」「善」「経」など、仏教的な文言が記された紡錘車が出土している。

7. 茨城県東町幸田台遺跡から出土した石製紡錘車や、9. 埼玉県熊谷市北島遺跡出土の石製紡錘車などのように蓮華文が刻画された資料や、8. 埼玉県本庄市大久保山遺跡出土の石製紡錘車や、10. 埼玉県北本市下宿遺跡出土の石製紡錘車7(8世紀末~9世紀前半頃の竪穴建物跡埋土中出土、上面に如来形仏像の上半身と印相が刻画)などように仏像が描かれた資料も存在している。

このような信仰に関わると思われる文言や絵画が記されたり描かれたりしている紡錘車の存在からも、墨書・刻書土器と同様、墨書・刻書紡錘車が何らかの祭祀・信仰・儀礼等の行為の中で使用されたことは明白である。ただし、最初にも述べたように、墨書・刻書紡錘車に記された文字の記載内容は実に多種多様であり、祭祀・信仰・儀礼それ自体の形態や、祭祀・信仰・儀礼の中で紡錘車の使用方法などはそれぞれの事例によってケース・バイ・ケース的に多様であったと見るのが妥当であ

らう。

紡錘車は糸紡ぎの道具であるが、具体的な祭祀・信仰・儀礼の内容については、紡織という紡錘車本来の用途に関わるものであるのか否か、明確にしがたいものがほとんどである。しかしながら宗像・沖の島の出土例に見られるように、紡錘車そのものが他の紡織具・織機具とならんで祭具として奉納されている事例もあり、また、「肥前国風土記」基肄郡条に引かれた伝承には、「臥機」「絡土菜」が女神に関わる祭具的存在として見えることや(其夜、夢見臥機絡線、舞遊出来、墜驚麗是古、於是、赤誦女神、即立、社祭之。)、神話等の記載に女神のシンボルとして紡織具が多く見られる点からみても(関1989)、紡錘車それ自体が祭祀と密接に結びつくものであったわけである。千葉県市川市下総国分寺跡出土の石製紡錘車(SI008竪穴建物跡出土、8世紀代)のよう、上面に文字と併せて紡錘車で糸を紡ぐ様子を表現した絵画が刻画された例も存在する(市川市川考古博物館 1994)。

以上のような点をもとめ、墨書・刻書紡錘車が紡織に関わる祭祀・儀礼等の行為に際して使用されたと考えられる日常的な紡織行為の中で、あるいはまた神衣を織るなど特別な繊維製品の紡織に伴う祭祀・儀礼の場での使用、など双方のケースを想定することが可能であろう。

また、その一方で、紡錘車本来の用途を離れた祭祀・儀礼の場で使用されるような場合も存在したと考えられる。鈴木孝之・若松良一両氏が指摘しておられるように(鈴木・若松 2001)、たとえ紡織という紡錘車本来の用途を離れても、回転という機能がある故に呪術的な意味と容易に結びつき、マニ車に類似するような呪具・法具的用途もまた、可能性の一つとしては考え得る用途と言えよう。

7. おわりに

以上、群馬県多野郡吉井町大字神保字北高原地内出土の古代刻書紡錘車の出土状況と文字記載内容について分析してきたが、それらが集落における仏教的な儀礼行為の中で使用されたものであることについては、明確に指摘することが出来たと思う。

墨書・刻書紡錘車が使用された祭祀・信仰に関わる儀礼等の行為は、紡錘車本来の用途・機能に関連する紡織に関わるものである場合と、紡錘車本来の用途・機能からは全くかけ離れたものである可能性の二通りが想定可能である。

文字が記された紡錘車が群馬県西南部から埼玉県北西部の地域一に特に集中して出土する理由については、現段階では明確にしがたいのであるが、墨書・刻書紡錘車の出土が集中する地域即ち紡錘車に文字を記す風習が盛行した地域は、近代まで運輸と続く一大養蚕地域とほぼオーバーラップしている。また、群馬県西南部一帯が古

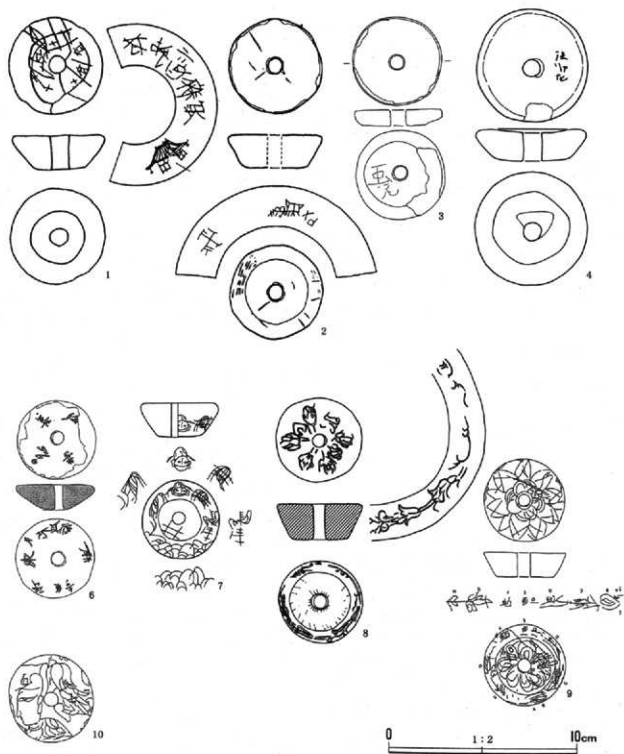


図3 仏教的信仰に関わる古代の刻書・刻面紡錘車

表1 仏教的信仰に関わる古代の刻書・刻面紡錘車

番号	遺跡名	出土遺物	材質	形状	上径cm	下径cm	厚みcm	孔径cm	重量g	形状	年代	遺跡・位置	参考文
1	群馬県沼田市	戸神塚古墳	石	厚台形	4.9	2.8	1.7	0.9	61.0	宛形	9世紀後半	群馬県佐田郡沼田町「行基菩薩像」	
2	群馬県沼田市	方原東原古墳	石	厚台形	4.7	3.1	1.6	0.7	—	宛形	8世紀後半	群馬県沼田町「行基菩薩像」	
3	群馬県佐田郡沼田市	福原古墳	硬質岩	厚台形	4.8	3.4	0.9	0.8	16.0	宛形	9世紀	群馬県沼田町「行基菩薩像」	
4	群馬県沼田市	福原古墳	土製	厚台形	5.7	4.1	1.4	0.9	—	宛形	9世紀後半	群馬県沼田町「行基菩薩像」	
5	群馬県多野郡吉井町	大字神保字北高原	磨石	厚台形	4.85	2.35	2.0	0.9	—	宛形	古代	群馬県沼田町「行基菩薩像」	
6	群馬県沼田市	多功原古墳	硬質岩	厚台形	4.2	1.0	1.3	0.7	—	宛形	9世紀後半	群馬県沼田町「行基菩薩像」	
7	群馬県沼田市	幸田古墳	硬質岩	厚台形	4.6	2.9	2.4	0.7	—	宛形	9世紀後半	群馬県沼田町「行基菩薩像」	
8	群馬県沼田市	大久保古墳	硬質岩	厚台形	4.1	2.5	1.8	0.7	42.2	宛形	8世紀後半	群馬県沼田町「行基菩薩像」	
9	群馬県沼田市	北高遺跡	磨石	厚台形	4.3	3.2	3.2	0.7	37.1	宛形	9世紀中葉	群馬県沼田町「行基菩薩像」	
10	群馬県沼田市	下冠遺跡	硬質岩	厚台形	4.51	3.14	1.49	0.7	47.6	宛形	9世紀後半	群馬県沼田町「行基菩薩像」	

文献 1. 群馬県沼田市教育委員会「戸神塚古墳」1992

2. 群馬県沼田市教育委員会「方原東原古墳」1998

3. 群馬県沼田市教育委員会「福原古墳」1998

4. 群馬県教育委員会「群馬県沼田市」1998

5. 群馬県教育委員会「群馬県沼田市」1998

6. 山口博一「多功原遺跡出土の文字資料について」『鶴とちまき生誕学芸文化財センター研究紀要』9(2001)

7. 茨城県歴史文化財教育委員会「茨城県沼田市出土遺跡・幸田古墳」1995

8. 沼田大学本学考古学資料館「本文集」198

9. 群馬県文化財保護委員会「北高遺跡」IV 1998

10. 京見四「仏像も写した紡錘車—北本町下冠遺跡の調査—」『群馬県立歴史博物館』1990

代において布生産の盛行した地域の一つであったことは従来から指摘されているとおりである。その背景を、養蚕と絹織物生産の盛行と結びつけることも可能性の一つとしては想定できるのではないだろうか。

近年、各地から出土が報じられている刻書紡錘車には、絵画が描かれた資料を含め、本資料のように仏教関係の内容を有するものが目立ってきており、本資料の発見によってまた一つ類例を増やすことが出来た。

これまで、古代の在地社会における信仰については、神祇祭祀的な面がクローズアップされてきたが、昨今の古代東国の集落遺跡からの仏教関係遺物の出土状況を勘案すれば、神祇信仰・道教的信仰とともに仏教信仰も想像以上に古代東国村落社会の人々に浸透していたことが判明する。従来、古代の民衆社会における仏教的信仰の浸透状況については、機内を中心とする西日本地域については『日本霊異記』所収の説話などによって明らかであったが、東国社会においても、相応に古代の民衆社会に仏教的信仰が根付いていた様子が、これらの出土文字資料から明らかになってきている。仏教的な文言や絵画などが記された紡錘車も、東国の民衆社会における仏教信仰盛行の中で、地域における特徴的な祭祀・信仰の形態と結びついて形成されたものと考えることができよう。

なお、本資料の紹介を快諾して下さい、発見・所有者の群馬県多野郡吉井町大字神保在住 関口幸生氏、ならびに資料紹介の契機と機会を与えられた当事業団 神保佑史事業局長、当該資料の写真撮影に当たられた当事業団管理部資料整理課 佐藤元彦主任、実測・トレース図を作成された同課 戸神晴美補助員に深甚なる謝意を捧げるものである。

註

- 1) 報告書では、この紡錘車刻書の釈文として、平川南氏の釈読によるとして「虫口」とする。2文字目の「厄」の字を敬えて読んでいないが、私が原資料を検討した限り、「虫厄」と読むことが可能であると判断できるので、私の責任において上記の通り釈文を変更したい。

引用文献

- 井上増雄 1987 「線刻をもつ紡錘車について」『古代学研究』115。
大沢東男・茂木山行 1983 「吉井町黒熊第4遺跡出土の刻字ある紡錘車について」『群馬文化』196。
奥野栄輔ほか 1990 『長根羽田遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
小林敏夫ほか 1993 『神保富士塚遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
鈴木孝之・若松良一 2001 『信仰資料としての紡錘車—呪文や宗教絵画を刻んだ石製紡錘車—』『財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』16
菊池 実ほか 1997 『長根安坪遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
関 和彦 1989 「『風土記』社会の諸様相—その3—」『風土記研究』8
関 和彦 1991 「『物部郷長』の世界」『矢田遺跡』II 群馬県埋蔵文化財調査事業団
関 和彦 1992 「矢田遺跡と養蚕」『矢田遺跡』III 群馬県埋蔵文化財調査事業団
高島英之 2000 『古代出土文字資料の研究』東京堂出版

- 高島英之・宮藤文二 2002 「群馬県出土の刻書紡錘車についての基礎的研究」『群馬県立歴史博物館紀要』23
谷藤保彦ほか 1997 『神保松尾遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
内本真寿・中沢 哲・鬼形芳夫 1987 「吉井町矢田遺跡出土の文字資料について」『群馬文化』209
中沢 哲・香山秀幸・関口功一 1988 「古代布生産と在地社会—矢田遺跡出土紡錘車の分析を通して—」(『群馬の考古学 創立十周年記念論集』)群馬県埋蔵文化財調査事業団
中沢 哲 1996a 「紡錘車の基礎研究」(1)『財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』13
中沢 哲 1996b 「紡錘車の基礎研究」(2)『専修考古学』6
中沢 哲 1997 「矢田遺跡における紡錘車の所有形態について」『矢田遺跡』VII 群馬県埋蔵文化財調査事業団
香山秀幸・関口功一・富田一仁・中沢 哲ほか 1990~97 『矢田遺跡』I~VII 群馬県埋蔵文化財調査事業団
宮藤文二 2000 『日本古代の民衆と「祠堂」』野田龍三編『村のなかの古代史』岩田書院
山路直光ほか 1994 「下総国分寺跡平成元〜5年度発掘調査報告書」市立市川考古博物館
八幡一郎 1967 『弥生時代紡錘車寛書』『末永先生古希記念古代学論叢』のち「八幡一郎著作集3弥生文化の研究」雄山閣出版1979に再録

「国生み神話」について

— 「大八洲」の島名比定を中心に —

齊藤和之

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 「大八洲」について | 3. 「大八洲」の比定をめぐって |
| 2. 国生み神話をめぐる諸問題 | 4. 「国生み」神話の意味と位置 |

— 論文要旨 —

イザナギ・イザナミ 2 神の活躍する「国生み」神話は、古事記、日本書紀の神話の中でもよく知られている部分である。この 2 神によって、国土である大八洲が生み成され、天照大神が誕生する。そうした意味において、この神話は記紀の神話群の中でも重要な位置を占めるものなのだが、同時に、一方においてはかなり特殊な性格を持つ神話でもある。

具体的には、この神話は記紀において置られるのみで、他にはほとんど認められないこと。また、創造神であるこの 2 神についても、宮廷における祭祀の対象とはなっていないことなどで、これらの事実は、少なくとも 8 世紀の段階においては、この国生み神話が必ずしも一般的なものではなかったことを示している。

こうした国生み神話の特殊性と、それによって生み成された大八洲とは何であったのか、そして、記紀の神話とは当時において、具体的にどのような意味を持っていたのかを検討することが本稿の課題である。とりわけ、国生みによって生まれた大八洲と呼ばれる島々が、具体的にどのようにして形成されていったのかを、検討の手掛かりにしたいと考えている。

キーワード

- 対象時代 古代（7～8世紀）
対象地域 日本
研究対象 国生み・大八洲・記紀神話

1. 「大八洲」について

公式令詔書式では、「以大事宣於蕃国使之辞」として「明神御宇日本天皇詔旨」（訓みは「アキツミカミトアメノシタシラスヤマトノスメラガミコト」）を用いることも、「用朝廷大事之辞」には「明神御大八洲天皇詔旨」（同じ訓みは「アキツミカミトオオヤシマシラススメラガミコト」）を使用する¹⁾と定めている。このことから明らかなように「大八洲」（オオヤシマ）という語は、「日本」が対外的に使用される名辞であるのに対し、国内において、天皇の統治する国土を示す、最も格式の高い公式の用語として位置づけられていたことがわかる。

この「大八洲」という語は、日本書紀孝徳天皇の大化2(646)年3月の、皇太子の入部屯倉返上の奏文²⁾中に「現為明神御八嶋国天皇」とあるのを初見として、白雉元(650)年2月の巨勢大臣の奉賀³⁾中に「淨治四方大八嶋」とも見え、さらに、天武12(683)年正月の詔⁴⁾中では「明神御大八洲使根子天皇勅命者」とほぼ公式令に同じ形で使われている。これらのことから、この語は「日本」と同様、律令国家(天皇)の統治領域を示す国号として、(孝徳朝での使用については、本来のものであるか疑問もあるが)7世紀後半に新たに成立した語であると推定できる。なお、この語について、古事記では「大八嶋」と表記し、日本書紀(以下、古事記、日本書紀、続日本紀については、記、紀、統紀と省略)では「大八洲」を用いる(上出の、大化2年条と白雉元年条の記事の表記は、その意味では異例)。後述するように、語の起こりから考えれば、記の「大八嶋」の方が本来的であると思われるが、書紀の「大八洲」は、より漢語的な表現に改めたものであろう。或いは、仏教的な世界観を表す「四大洲、四大部洲」や、道教的な世界観を示す「十洲」などの漢語の影響を受けている可能性もある。基本的に大宝令施行時点で、公式には「大八洲」の表記が用いられることになったものと思われる。ただし、実際にはこの「大八嶋」と「大八洲」は混用されることもあり、例えば統紀天平勝宝元(749)年4月の陸奥の黄金産出の際の宣命⁵⁾などでは、「近江大津宮ニ大八嶋国知ラス天皇ガ大命トシテ、奈良ノ宮ニ大八洲国知ラス我ガ皇天皇ト御世重ネテ⁶⁾」のように書かれているところを見ると、実際にはあまり厳密にはその相違を意識していなかったのかも知れない。本稿でも、一般的には公式令に従って「大八洲」を用いるが、必要に応じて「大八嶋」とも書き分けることとする。

このように「大八洲」が、天皇の支配する国土という意味での国号として、新しく形成されたことは明らかなのであるが、では、なぜ「大八洲」でなければならなかったのだろうか。国号といえるかどうかは別としても、「葦原中国」や「豊葦原水穂国」などの名称は、比較的古代からのものと考えられる。また、「大倭」という呼称も、

旧唐書や新唐書では倭の字をにくんで「日本」に改めた⁷⁾と見えるが、実際のところ「大倭」の語は奈良時代にもごく一般的に使われており、また明らかに国号としている場合もあるなど、特に忌避されていたとは考えられない。そもそも、天孫降臨段においても「この豊葦原水穂国は、汝知らさむ国ぞ⁸⁾」と述べられているように、記でも、紀でも、天孫の治める国は「葦原中国」もしくは「豊葦原水穂国」と明示されていて、「大八洲」については一言も触れられていないのである。結局のところ、「大倭」も含め、そうした名称があるにもかかわらず、あえて「大八洲」という語が必要とされたのは、律令制という、それまでの古い構造にかわる新たな国家体制の成立に伴って、それまでの概念では対応し得ないと考えられたからではないかと思われる。

このようにして創られた「大八洲」という語の、正当性、根拠を明示する役割を担うのが、記、紀の国生み神話ということになる。この点については、今集解で「古記」説が、「大八洲」の解説にあたって紀本文の大八洲誕生の段のはば全文を引用する⁹⁾という、かなり異例の方法をとっていることから明らかであろう。

いわゆる記紀の神話群の中でも、この国生みの段については、天の御柱を廻るイザナギ・イザナミ¹⁰⁾2神のやりとりや、おそろかな性表現などが、古代人の心情をあらわすものとして古来有名であるが、そうした点を別にしても、国土の創生と、皇祖神天照大神をはじめとする諸神の誕生を語るこの段が、記紀の神話体系の中でも重要な位置を占めていることは論を待たない。それゆえ、この「国生み神話」についての研究は、これまで膨大なものにはびり、ほぼ論じ尽くされた感もある。とはいえ、それらを通した上でなお、疑問となる部分が散見するように思われることも事実なのである。本稿では、以下この国生み神話について、とりわけ「大八洲」の成立にかかわって、特に大八洲に含まれる島々の比定を中心に、考えてみることにしたい。

2. 国生み神話をめぐる諸問題

一般に「国生み神話」と呼ばれる記、紀の国生みの段とは、よく知られているとおり、イザナギ・イザナミ2神の「ミトノマガアイ」による国土=大八洲の出生から、天照大神以下三貴神及び諸神の誕生を語る神話群である。ただ、書紀と異なり、記の場合は大八洲の出生と諸神の誕生の後、火神の産出によるイザナミの死去とイザナギの黄泉訪問の説話が入り、その後イザナギのミソギによる三貴神の誕生が語られるので、内容的にはかなり様相を異にしている。しかし、いずれにせよ、この国生みの段は、いわば記、紀の神代の中核である天孫降臨の前提をなす(つまり、この国生みがなければ、皇祖神も生まれる、また天孫の治める国土も出現しない)という

意味で、いずれの神話体系にとっても、根幹をなす重要な役割を担った部分であることにはかわりはない。

なお、国生み神話の具体的な検討に入る前に、8世紀初めに相次いで作られたこの「古事記」と「日本書紀」という、2つの歴史的文献の相違について触れておくこととした。これまでも、「古事記」が訓仮名を多用し、和文体で書かれているのに対し、「書紀」はほぼ純粋な漢文体をとり、対外的な（特に中国に対する）意識が強く働いている点などの違いが指摘されているが、その内容については、例えばその神話部分を一般に「記紀神話」と称するように、歴史叙述の部分も含め、ほぼ同一の資料を基礎に成立した、類似の歴史書であることとらえるのが通説であった。そのため、神話部分についても、記、紀（その異伝部分も含め）両者の内容や異同を比較検討しながら論じるというのが通例である。

しかし、近年こうした「古事記」、「日本書紀」観を批判し、この両者は異なった世界観、政治認識のもとに記述された、全く別個の作品として解するべきだという見解¹¹⁾が相次いでいる。とりわけ、その神話部分については、例えば「記・紀を基本的に一つの神話と見なし、記・紀を混淆し、これらを互いに補いあうことによって記、紀それぞれを解釈するという一般に見られる「記紀神話」論は、学問的には致命的な欠陥を抱えているのである。」（水林 2002 p15）とさえ指摘されている。確かに、記、紀それぞれの内容の違いを検討する時、こうした指摘がかなり重要な意味を持っていることは明らかである。少なくとも、梅沢氏も述べている（梅沢 1988）ように、和暦5（712）年、先に撰まれたとされる古事記¹²⁾についてはともかく、その8年後に成立した日本書紀¹³⁾が、あれほど綿密に各種の古書異伝の類を引用する態度を取りながら、古事記についてはついに一言半句も触れることをしない（この点については、統紀も同様である）という事実もあわせて考えてみる時、この両書の成立事情については、これまでの通説にかかわらず、再度検討する必要があると思われる。

いずれにせよ、こうしたことから、本稿でも記、紀それぞれの神話について、安易に併置して比較するというような方法には慎重であるべき¹⁴⁾と考えている。とはいえ、上述のような指摘にもかかわらず、一方において、後述するように、この2つの神話体系は、その内容が構想されたその当初の段階において、一定の、しかも相当に確固とした、共通の構成及び枠組みを前提としていたと考えない限り説明のつかないような、内容的な構造を有しているものとする。確かに、古事記と日本書紀は、それぞれの神話部分において、全く別個の世界観、政治認識を示しているという主張には充分共感し得るが、同時に、結果として別個の主張がなされているにもかかわらず、その内容的な構造（つまり神話としてどのように

語ろうとしているのかという点）では、到底別個に構想されたとは考えがたいほど強い共通性を有しているのである。こうした点を念頭に置きつつ、以下、具体的に国生み神話の内容に入っていく。

さて、改めて国生み神話を見る時、明らかに特異と思われる点にいくつか気付かされる。その第1は、そもそも国土創成神話としての「国生み神話」が、事実上記記のみにしか見られないということである。同時代の史料である風土記や万葉集、続紀等を見る時、そこには国生み神話とは異なる国土創成の語が散見する。例えば、出雲風土記の国引きの話や、まさに「所造天下大神」とされるオオナムチ等がそれであり、統紀も「嶋を造る神」としてイザナギではなく、オオナムチをあげている¹⁵⁾。また、紀も高皇産靈による「鍛造天地」という、他に見られない国造り¹⁶⁾に触れている。これらの国土創成神話については既に論じたことがある（齊藤 2001）ので、これ以上詳しくふれないが、こうした状況を見る時、イザナギ・イザナミ2神による国生みが、記紀のみに存在し、他にはほとんど認められないということは、かなり異例なのである。なお、国引きを含め、上述したオオナムチなどの国土創成が、山を引き、岡を築いたというように、広い大地の一部として含まれる国という認識であるのに対し、国生みは、海に浮かぶ島々からなる国土という、明らかに異なった国土観を示している点にも注意すべきで、これまでも指摘されているように、「国生み」には明らかに海洋的、海人的な性格が強く含まれていると考えが良い。

第2の特徴として、神が国土としての島を「生む」という行為の特異性がある。造るのならばともかく、まさに生殖行為として「生む」というのは、古くからかなり疑問視されていたようで、本居宣長の古事記伝（以下、記伝と略）にもそのことが触れている¹⁷⁾。これに対して、比較神話学の立場からは、ハワイの島生みのババの伝承など、ハワイ、ポリネシア地域に島生みの伝承が存在することから、それからの影響を説く説（松前 1972等）もある。しかし、日本やその周辺地域にはそうした伝承は知られておらず、記紀の国生みのみが孤立してその影響を受けていると考えるには無理がある。同様の説として、これは国内や東アジア全域に広く知られている、洪水型の兄妹相姦説話の変形とするものもある（大林編 1972等）。これは、洪水などにより島に流された男女（兄妹とすることが多い）が結婚して島人（人間）の祖となったとする伝承で、その過程でヒルコ同様、異物や不具異が生まれるという要素を含むことも多い。しかし、この説話については、服部氏の批判（服部 1975）もある¹⁸⁾ように、必ずしも結びつくとは言えないようである。何よりこの説話群の特徴は、人間を生んでその祖となることに主眼があり、神々ならばともかく、島を生むという例

はない。このように見る時、国生み神話における「鳥々を生む」というのはかなり特異な、ほとんど類例のない説話といわざるを得ず、本当にそれが当初からそのような形で存在していたのか疑わしい。この点については、後により詳しく検討するが、紀が大八洲以外の鳥々は、「管、潮の沫の凝りて成れる」と述べ、またオノゴロ嶋もそうであるように、本来「自ずと凝りて」成ったという伝承が先行していた可能性がある。

第1の点も第2の点も、いずれもこの「国生み」がかなり孤立した説話であることを示しているが、その主神であるイザナギ・イザナミ2神についても、同様のことがあてはまる。国土である大八洲と、最高神天照大神を生み出すという、記紀におけるこの2神の役割を考えれば、それなりの尊崇を受けている当然のはずなのであるが、実のところ、8世紀の段階においてこの2神が国家（朝廷）からそうした特別な扱いを受けていた形跡はないのである。それどころか、この2神の名さえほとんど触れられないことが多い。

少なくとも、8世紀の段階で、朝廷では天皇や宮城などにかかわる主要な神々を神祇官において常祀していた。いわゆる宮中36神¹⁹³であるが、もちろんその中にこの2神の名は見えない。また、常例及び臨時の祭祀を見ても、この2神を祭神とする祭祀もない。ただ、鎮火祭祀詞¹⁹⁴で火神（火結神）の誕生にかかわってこの2神の名をあげる。そこでは、イザナギ・イザナミ妹妹二柱が「国ノ八十国、嶋ノ八十嶋ヲ生ミ給ヒ、八百万神等ヲ生給ヒテ、愛子ニ火結神生給ヒテ、美保止焼カレテ石隠レ坐テ」と語られるように、記に類似した（記本文では火神出産によるイザナミの死は語られない）説話を掲げている。ただ、その後イザナギとのやりとりの後、「（イザナギハ）上津国ヲ知ラセ、我ハ下津国ヲ知ラス」と述べて、黄泉津收板まで来たところで、上津国に心悪き子（火神）を生み置いてきてしまったかと思返して、水神、鰻、川菜、埴山姫を生んで、これによって（火神を）鎮めよと教えさせたとしている点など、記とも異なり、（大八嶋ではなく、八十国、八十嶋を生んだという部分も含め）国生み神話についての一連の異伝となっている。ともかく、この鎮火祭自体は、その内容からして、2神を祭るものでないことは明らかである。もう一つ、その名をあげるのは出雲国造神賀詞¹⁹⁵で、そこには「伊射那伎ノ日真名子、加夫呂伎熊野大神」と見える。この熊野大神とはスサノヲのこととされるから、当然ながらイザナギの子という系譜上の関係から触れられているもので、イザナギ神そのものを語っているわけではない（なお、この神賀詞の表記法等から見て、この部分は古事記の記述に基づいているものと思われる）。

この2神は、古事記では国生みの後、イザナミは黄泉の国へ、イザナギは近江の多賀に鎮座したとして、その

後は登場することがない。一方、書紀では、イザナギは淡路洲に幽宮を構え、と伝える（本文では、イザナミについては触れていない）のであるが、その後、履中紀5年9月条に、天皇が淡路で狩りを行おうとしたところ、供を遊ばせた河内御部の鰻の傷が新しく、血臭がしたので、「嶋に居るイザナギ神」の怒りを持ったとの記事¹⁹⁶があり、さらに同じく允恭14年紀にも、同じく島で狩りをしようとしたところ鳥神が祟って、明石の海底の真珠を納めなければ獲物を捕らせぬと言った、との記事¹⁹⁷も載せる。允恭紀の場合、単に「嶋神」とのみ言ってその名をあげていないが、履中紀の記事から見ても、この淡路の鳥神がイザナギであることは明らかで、ここではイザナギは淡路島の地主神としての性格が強い。さらに紀では、天孫降臨段本文で、降臨した天孫を事勝国勝長狹という神¹⁹⁸が迎え、領土を献上したという記事が見え、さらにこの神について第4の一書は「事勝国勝神は是れイザナギ尊の子なり、亦の名は埴土の老翁¹⁹⁹」との註を入れる。確かに、国生みの段において2神は多くの神々を生むのであるから、その中にこの神も含まれるとの解釈も可能ではあるが、明らかにこの事勝国勝神は国つ神であり、紀では天神、地神の別についてはかなり厳密に書き分けていて、原則として混同することはない。履中、允恭紀や、この第4の一書の所伝のみを見れば、イザナギ神は、本来淡路の島神、地主神であり、国つ神として認識されていたと考えた方が理解しやすいのである。

2神については、それを祭る神社の分布からも検討できる。延喜式には、この2神（単独の場合も含め）を祭る神社として、以下の7国9社をあげている²⁰⁰。

大和国	添下郡	伊射奈岐神社	大、月次、新嘗、
	葛下郡	伊射奈岐神社	
	城上郡	伊射奈岐神社	
摂津国	嶋下郡	伊射奈岐神社二坐	並大、月次、新嘗
伊勢国	度会郡	伊佐奈岐宮二坐	伊佐奈彌命一坐、並大、月次、新嘗
若狭国	大飯郡	伊射奈岐神社	
出雲国	出雲郡	阿須伎神社	同社神伊佐那伎神社
淡路国	津名郡	淡路伊佐奈岐神社	名神大
阿波国	美馬郡	伊射奈岐神社	

これらは延喜式段階（10世紀前半）のもので、当然8世紀の状況をそのまま示すわけではない（8世紀段階には異なっていたことは後述）が、概略を知る手掛かりとなる。これを見る限り、イザナミ神を単独で祭るのは阿波のみで、他は伊紀する摂津と伊勢（伊勢内宮別宮）を含めイザナギ神が主体となっていることがわかる。また、その分布から、イザナギ神の信仰と海人集団との関係も指摘されている（岡田 1970 c）²⁰¹。これらは式内社で

あるから、当然官社としてその社格に応じた班幣を受けるが、中でも淡路伊佐奈伎神社は、名神大社として最も社格が高い。これは、上述したように、イザナギ神が本来淡路の島の神であると認識されていたことを反映しているものと思われる。とはいえ、8世紀段階でのこれらの伊射奈伎神社の扱いは、一般の官社と特に変わる点はなかったと考えられる。統紀を見れば、常例の奉幣の他にも、必要に応じてたびたび臨時の奉幣が行われていたことがわかる。伊勢神宮は別格としても、広瀬、竜田や住吉、鴨、遠くは鹿島、香取、宇佐の諸社などはその代表的なものだが、少なくとも、そこにイザナギ社が含まれた例はない。淡路伊佐奈伎社の名神大社という格付けも、一般に名神社制²⁹¹が広まるのが桓武朝以降のことであり、後述するように8世紀の状況を示しているとは考えられない。それどころか、統紀には宝龜3(772)年8月条に「幸難波内親王第。是日、異常風雨、拔樹斃屋。卜之。伊勢月説神為祟。於是。毎年九月准荒祭神、奉馬。又、荒御玉命、伊佐奈伎命、伊佐奈美命、入於官社」という記事²⁹²が見える。要するに、異常な嵐の原因が伊勢の月説神の祟りとわかり、それを鎮めるために月説神及びイザナギ・イザナミ2神を厚く遇するというのであるが、ここで2神が登場するのは、言うまでもなく月説神の親神だからであろう。「官社に入れる」ということは、上記の伊勢の伊佐奈伎宮二坐は、この時点まで官社として扱われていなかった²⁹³ことを意味する。延喜式巻四の伊勢太神宮の部分²⁹⁴には、伊勢内宮別宮として、荒祭宮、月説宮とともに、伊佐奈伎宮二坐と見えて、月説宮とともに内宮の北三里に祭られていることがわかるが、これは貞観9(867)年8月の「勅、伊勢国伊佐奈伎、伊佐奈美神、改社称宮。預月次祭」という記事²⁹⁵に対応している。実は、その前の貞観元(859)年にも「京畿七道諸神、進階及新叙。惣二百六十七社」という記事²⁹⁶の中で、「奉授淡路国无品敷八等伊佐奈伎命一品。大和国添、伊射奈岐神、……摂津国伊射奈岐神……並従五位上。」と見えている。無位無品の淡路伊佐奈伎命をいきなり一品というのは、この時代としても異例中の異例であるが、やはり本来淡路の神であるという認識によるものと思われる²⁹⁷。いずれにせよ、これらの神階叙位と延喜式の社格はほぼ対応しており、淡路伊佐奈伎社が名神大社とされるのもこの一品叙品にかかわったことと考えられ、それほど古からのことは思えない。このようなイザナギ神への評価は貞観年中に集中して見られるものだが、この時期朝廷において、イザナギ信仰の高まりのようなものが特にあったとは考えにくい。そうした祭祀や信仰上の問題ではなく、この前後の書紀の講談などによる、紀の再評価に伴う措置ではなかったか。こうした点から見ても、8世紀段階において、この2神が国家祭神として認識されていたとは到底思われない。

しかしながら、それとは別に、8世紀段階でも「大八洲」は国家(宮廷)祭祀の対象であった。具体的には、前述した神祇官に祭る36神の中に、生嶋御巫という巫女が専任で祭る「生嶋・足嶋神」の2神がある。この生嶋・足嶋神は、古語拾遺に「大八洲之霊」²⁹⁸とされており、また、それが8世紀段階で既に祭られていたことは、統紀天平9(737)年に生嶋御巫の受爵の記事²⁹⁹があることから確実である。この生嶋・足嶋神については、記紀等にも全く見えませんが、或いは摂津国東生部の難波坐生国咲国魂神社の祭神に当たるか³⁰⁰ともいわれており、また、祈年祭祀詞(月次祭も同じ)にも「生国足国ト御名ハ曰シテ……皇神ノ敷キ坐ス嶋ノ八十嶋ハ云々」と述べられるなど、八十嶋の神と考えられていたようである。さらに、これに関連するものとして延喜式が掲げる「八十嶋祭」がある。この祭は、一般に天皇即位の翌年、難波の海浜で執行されたという、即位に関連すると思われる祭儀³⁰¹で、史料上の初見が寛弘3(850)年9月³⁰²であることからその成立を平安以降とする説もあるが、八十嶋という名称や生嶋御巫がかかわっていることなどから、8世紀代には既に成立していたものと思われる。この祭の性格についても、諸説あって確定し難い。延喜式の次第や古語拾遺の「大八洲之霊」という表現などから、国土霊を天皇に付着させる儀式と説く説もある(岡田1970a)が、「魂」はともかく「霊」という概念が成立するのは比較的新しいと考えられ、かなり疑問であろう。ただ、いずれにせよ、海浜で(海に向かって)行われることや、「八十嶋」という名称などから海洋的な性格が強い³⁰³ことは明らかであり、また生嶋御巫が加わっていることから、生嶋・足嶋神との関係がうかがえる。こうしたことから見れば、この2神が、八十嶋の嶋神=国土神、或いは創造神として、一般に認識されていた³⁰⁴可能性は強いと思われる。その場合、当然イザナギ・イザナミ2神との関係が問題となるのであるが、既に述べた8世紀段階におけるイザナギ神の扱いなどから考えるならば、記紀の記述にもかかわらず、大八洲の神として認識されていたのは、この生嶋・足嶋神であった可能性が高い。以上見てきたことから明らかにあつたように、神話としての国生みは、かなり特異な性格と内容を示しているのである。そして、そのことは、これまでの国生み神話研究にも大きく影響している。具体的には、その成立時期をめぐっても、ほとんどの研究者が、基本的にはこの神話が「大八洲」の誕生を語ることを目的としていることから、最終的に現在のような形を取るのには7世紀後半頃のことであろうという点でほぼ一致している。また、そのことから、成立自体7世紀末の記紀編纂段階における机上の創作に近いとする見解もある。しかし一方で、例えば仁徳御製とされる「難波津に」の国見歌³⁰⁵の中に「オノプロ鳥」が見えること、出雲神話等にも大八洲以前の

表1 「大八洲」誕生の所伝比較一覧

	古事記	日本書紀本文	書紀第1の一書	書紀第6の一書	書紀第7の一書	書紀第8の一書	書紀第9の一書
造鳥	彦根 彦呂 嶋	鹿 取 處 嶋	鹿 取 處 嶋	淡路洲・淡洲			
島		淡 路 洲	淡 路 洲	淡 路 洲・淡 洲		鹿 取 處 嶋	淡 路 洲
大八洲・番号は生まれた順序	1	漢通之船之狹洲之嶋	大日本豊秋津洲	大日本豊秋津洲	淡 路 洲	淡 路 洲	大日本豊秋津洲
	2	伊豫之二名嶋	伊 豫 二 名 洲	淡 路 洲	伊 豫 洲	大日本豊秋津洲	大日本豊秋津洲
	3	瓊伎之三子洲	筑 紫 洲	伊 豫 二 名 洲	筑 紫 洲	伊 豫 二 名 洲	伊 豫 二 名 洲
	4	筑 紫 嶋	瓊 岐 洲	筑 紫 洲	瓊 岐 洲	瓊 岐 洲	筑 紫 洲
	5	伊 伎 嶋	佐 度 洲	瓊 伎 三 子 洲	佐 度 洲	佐 度 洲	吉 備 子 洲
	6	神 嶋	越 洲	佐 度 洲	越 洲	筑 紫 洲	瓊 岐 洲
	7	佐 度 嶋	大 洲	越 洲	大 洲	佐 度 洲	吉 備 子 洲
	8	大 倭 豊 秋 津 嶋	吉 備 子 洲	吉 備 子 洲	子 洲	對 馬 洲	越 洲
その他の島々	吉 備 児 嶋	對 馬 嶋					
	小 豆 嶋	磐 岐 嶋					
	大 嶋	船 起 之 小 嶋					
	女 嶋						
	知 河 嶋						
西 見 嶋							
備 考	水經子 淡嶋を生み更す	大八洲以外は潮の 沫(水の沫)の凝 りて成れる	短児を生み更す 淡洲を生むが 児の数に入れず				

語と思われる八嶋国や八十嶋の語のあること、また履中紀、尤恭紀に登場するように、イザナギ神が淡路の島神として古くから信仰されていた様子がうかがわれること、国生み神話自体海人集団の強い影響が認められることなどをあげて、「大八洲」の成立はともかく、神話としてはかなり古い段階から存在していたとする説も多い。これらの説は、その論拠とする個々の部分については、それぞれ強固な根拠を有していて、明らかに相対立するにもかわらず、その当否を判断することは困難である。要するに、国生み神話そのものが、明らかに古い要素と、非常に新しい要素がモザイク状に絡まり合っているために、こうした解釈の基本的な相違を生み出しているといえる。とりわけ、その焦点となるのが、いうまでもなく「大八洲」と呼ばれる島々についてなのであり、この部分でどのように理解するかによって、国生み神話全体の構造に対する理解も大きく変わってくるのである。そこで、以下では、具体的にこの「大八洲」の島々について考えてみることにしたい。

3. 「大八洲」の比定をめぐって

既に述べたように、「大八洲」の語の成立自体は7世紀後半以降、どのように考えても、現在の史料からは7世紀を遡ることはあり得ない。また、国生みの「大八洲」の範囲が、(東国を除いて)越、佐渡から九州西域の島嶼群を含んだ、当時の支配領域全体を示すと考えられていたことは明らかで、これらの点からも、今日の「国生み神話」の最終的な形は7世紀末頃に形成されたとするの

が通説となっている。

なお、記及び紀本文、並びに紀が引用する一書に出る「大八洲」が、所伝によって異同はあるものの、全て必ず具体的に8つの島名をあげていることから、この「八」という数は、あくまで実数としてなければならないと考えられていたようである。しかし、本来日本語で「八」は、一般に「多数」を意味するのが普通で、なぜこれほど実数としての八にこだわる必要、もしくは理由があるのか、という点については今のところ思い当たる節がない。「八」という数にかかわる話は他にもあるが、具体的にその8つを逐一に全てあげるという例はこの部分くらいしか見あたらない⁴³⁾。いずれにせよ大八洲として8つの島名をあげるのは、記、紀本文、及び紀の10の一書の計12の所伝⁴⁴⁾のうち、記、紀本文、及び第1、第6、第7、第8、第9、の一書、都合7つにのぼる(上掲表参照)。ここで、島名をあげていない第2、第3、第4、第5、及び第10の一書であるが、8島の名が見えないゆえに、当初からその部分を欠いた所伝と即断することは出来ない。というのも、これらでの研究でも、書紀の一書の引用の仕方は、本文と異同のある部分(もしくは先に他の所伝を引用している場合はその部分)についてのみ、別伝の内容を伝えるという形を取っているようであり、基本的に同一の部分については省略している可能性が高いからである(三宅 1984)。そのため、島名を伝えない所伝については、それが本来の形であるのか、島名部分については前に同じとして省略されているのかの判断は、両者の記述の比較を充分に行ってからでないと結論

付けられない。とはいえ、ここでは具体的な個々の島名を問題としており、省略であれ、元々欠いているのであれ、結果的には同じことなので、そこまでの分析は行わない。また、記紀及びその一書を安易に並置して比較、論じることの危険性については既に触れたところであり、充分留意する必要があるが、これも、神話、説話そのものの内容比較ではなく、そこに登場する個々の（しかも実在すると考えられる）島々について検討するのが主眼であるので、許容される範囲と考える。とはいえ、具体的にどの島をどのように取り上げて記述したかということ自体が、いわば神話としての構造にかかわるとも考えられるため、扱いは注意したい。

さて、これらの島々を通覧した時、多少の異同はあるものの、所伝間にそう大きな相違はないことは明らかである。この国土を構成する主要な、しかも8つと限定された島々をあげるのだから、本来そう大きく違いようがないとも言えよう。これらはいずれもよく知られた島々であり、ざっと目を通せば大方は容易に比定し得る類のものとも言える。事実、これらの島名の比定については、宣長が記伝に記したものが基本となっており、そのまま今日まで通説とされ、それと異なる見解は事実上存在しない。

しかしながら、先にも述べたように、どの島をどのような順序で取り上げるのかということ自体、既に記述者の一定の認識が反映されており、或いは神話としての内容にかかわる場合もあると考えられる。具体的に、なぜその島が取り上げられるのかという理由もまた存在したはずである。とりあえず8つあげておけばよい、といったことではないように思われるのである。これについては、例えば、その中に陸奥や越、佐渡が含まれることから、古代の日本海航路や渤海との交渉の関連を説いたり（例えば 米沢 1992）、蝦夷島があげられているのを遣唐使との関連で理解しようとする説（岡田 1970 f）があることなどからもうかがえる。こうしたことから、ほとんど疑問の余地がないように思われるこれらの島々の比定を もう一度検討し直してみることも、あながち無意味なこととは思われない。

さて、この「大八洲」が成立するに当たって、それ以前に類似した概念はなかったのであろうか。これについては、これまでも触れたが、「八嶋国」や「八十嶋」という語が散見することが注目される。「大八洲」同様これらの語も、海に浮かぶ島々よりなる国というニュアンスが強く感じられるが、「八嶋国」については、例えば記に「八千矛の神の命は 八嶋国 妻枕きかねて 遠達し高志の國に 賢き女を 有りと娶かせて」と歌われている⁴⁵ように、越を遠くしいと感じるような、一定の範囲を含むものとしてとらえられている。この歌に着目した上田正昭氏は、上記の大八洲の所伝に越を含むのと含

まないものがあることを指摘して、越を含まない方がより古い所伝であるとした（上田 1970）。しかしながら、この説は成り立ちがたい。「八嶋国」と「大八洲」はそもそも異なる意味概念であり、それ以上に、何よりも越を含めぬ所伝を含めた全ての所伝が、越よりさらに遠い佐度を含んでいる理由を説明できないからである。なお、この「八嶋国 妻枕きかねて」というフレーズは、継体紀の勾大兄の歌⁴⁶にも見え、或いは古い歌謡において一種の定型句として知られていた可能性も考えられる。この他にも、万葉集に「八千矛の 神の御世より 百船の泊つる泊と 八嶋国 百船人と 定めてし」とも見える⁴⁷など、古くから一般的に知られた語であった。「八十嶋」も同様で、前述の「八十嶋祭」の名称や、鎮火祭詞の「国ノ八十国、島ノ八十島」の表現、これも万葉集の防人歌に「百限の 道は来にしを また更に八十嶋過ぎて」と歌われる⁴⁸など、一般的に使われている。こうした「八嶋国」や「八十嶋」は、その内容や、それを伝える記事から見ても、「大八洲」より古くから広く伝えられていたと考えられるのであるが、それではこれらの語には、具体的な島々を想定していなかったのだろうか。これについては、これがそうだと具体的に明示するものはないが、淡路での仁徳天皇の、有名な国見歌「おしとるや 難波の崎よ 出で立ちて 我が国見れば 淡島自凝島 檳榔の島 放つ島見ゆ⁴⁹」や、こちらは応神御製とされる「淡路島 いや二並び 小豆島 いや二並び 寄ろしき 嶋々⁵⁰」といった歌などを見る時、これが実際に当時のものとは言えないにせよ、具体的な（島名を伴う）島々からなる国土という概念は、比較的早くから存在していたと思われるのである。しかも、この2つの歌がともに、「大八洲」にも含まれる島名をあげていることは注意すべきであろう。このように見れば、「大八洲」以前の「八嶋国」、「八十嶋」なども、ある程度具体的な島名を伴って伝承されていた可能性が考えられるのである。その場合、それらの島々は、「大八洲」があげる島名と共通するものであったのだろうか。このことは、実は大八洲の島名の成立時期の問題と、密接にかかわってくると思われるのである。

具体的に大八洲の島名の異同を各所伝で見た時、全てに共通するのは、「大日本豊秋津洲」、「淡路洲」（ただし8島に入れぬ場合もあり）、「伊豫洲」、「筑紫洲」、「佐度洲」、「倭岐洲」の6島であることがわかる。このうち「秋津洲」「淡路」「伊豫」「筑紫」についてはわかるとしても、例外なく「佐度」と「倭岐」を取り上げる理由は何なのだろうか。佐渡が倭王権の勢力圏に入るのは、早くとも7世紀代に入ってからとするのが通説で、これが大八洲の成立時期を決定する論拠の一つともなっているのである。それにしても、吉備の児島や老岐、対馬など、古くから知られ、朝廷にとっても有力な拠点であった島さえ、

所伝によって出入りがあるのである。あえてこの2島が「淡路」や「伊豫」、「筑紫」などととも必ず取り上げられるのはなぜか。その理由としては、2通りが考えられるよう。

1. この2島は、朝廷において非常に重要な地域だと認識されていた(政治的な要因に限らず、例えば特に重要な祭祀が行われたり、関連していたとか、或いは国生み神話成立に密接な関係があるなど)。
2. 国生み神話の佐渡、倭岐は、現在比定されている佐渡、隠岐とは本来別の島で、そちらの方が重視されていたのが、後に何らかの理由(例えば名称の類似など)により混同された。

可能性としては、第1の理由の方がありそうに思われるのだが、古代において佐渡、隠岐が何らかの形で、あまた重視されていたという形跡は認めたい。例えば、隠岐は、記紀ともに国生み以外では全く触れていないし、佐渡も、欽明紀に1回だけ登場³¹⁾はするが、これもその記事内容は異域の伝奇物語的なもので、到底重視されていたとすることは出来ない。渤海交易や日本海航路の要点としての重要性を説く見解もあるが、越はともかく佐渡がそうした拠点であったという事実も、史料上認められない。後に見るように、平安期に入っても、佐渡は異域と接する僻遠の地という一般的な認識であった。当然両島ともに、特に朝廷の祭祀とも関わりはなく、国生み神話との関係においても、確かに国生み神話は、海人集団との関連が指摘されており、その点で佐渡も隠岐も海人集団との関わりは認められるが、これは他の島々についても同様で、特にこの2島が重視されねばならないという積極的な理由は乏しい。このように考えるならば、記紀が言う佐渡、倭岐は、本当に現在の佐渡と隠岐を指しているのかという疑問が生じるのである。

この点については「伊豫」も同様で、これが四国を指すことは明らかにしても、なぜ四国全島を「伊豫」と呼ぶのだろうか。イザナギが本来淡路の島神であったろうと思われること、その淡路が大八洲の中でも特に重視されていること、また、先の仁徳の国見歌にもオノゴロ島が大坂湾にあると考えられていたこと、などから、国生み神話は淡路島や大坂湾を中心として形成されたのであろうというのが通説になっている。或いは、7世紀末に朝廷で創作された神話だとしても、いずれの場合も難波、畿内を中心として考えられたものが一般である。その場合、「淡路」の地名起源は「阿波路」、即ち阿波へ至るルートの意味だとされている³²⁾のであるから、当然のことながら畿内ないし難波から見て、淡路の先にあるのは「阿波洲」でなければならぬ道理なのである。確かに、7世紀末の史料³³⁾によって、後の太宰府の前身である筑紫総領とともに、吉備大宰や周芳総令、伊予総領が置かれていたことが知られ、この伊予総領が四国全体を

統括していたらしい³⁴⁾時期があったと考えられるから、ある時期伊予が重視されていたことは確かであろう。但し、これは、筑紫、周防、吉備、伊予、とあることを見ても、白村江以後の対唐新羅防衛のための緊急的配置であったと想定される。そのように考えれば、この配置による伊予の重視は臨時的なもので、古くからそうであったということにはならない。また、伊予自体は、その語源が出湯(イユ)=温泉に由来することが明らかで、これから考えても伊予の語が本来四国全体を指す名称として成立したとも考えにくい。伊予が四国の一部の地域を指す地名であるとすれば、四国を「伊豫洲」と呼ぶためには、通説のように畿内からではなく、逆に西方から見て呼称と考えねばならないのである。

このように、大八洲の島名については、従来説かれている説では、必ずしもすんなり理解し難い点があるのである。そこで、大八洲として取り上げられている島名について、記伝の説を中心として、改めて検討し直してみたい。なお、以下に取り上げる順序は、必ずしも記紀のいう誕生順とはなっていない。

1. 取置虚洲(記では遊能暮島)

この「オノゴロ」が固有名詞ではなく、「自ずと麗れる島」の意であろうということは平安時代以来の通説で、記伝も「自(オ)」と云う所以は、他の嶋国は皆二柱の神の生み成し賜るに、此の島のみならず、自然に成ればなり³⁵⁾と述べている。そして、その所在については、仁徳の淡路での国見歌を引いて、淡島の並び、淡路島の西北または西南の小島のいづれかか、としている。

この島の成り立ちについて、海水を「コゴロコゴロ」に掻き成して出来るという表現が、海浜での製塩のイメージからの連想ではないかということは、以前から指摘されている。さらに、記伝も触れているが、記下巻雄略天皇の段で、天皇に三重の采女が盡を差し出そうとしたところ、その中に木の葉が落ちた無礼を咎められ、殺されようとした時、歌を詠んで許されたという説話がある。その時の歌に「瑞玉邊に 浮きし脂 落ちなづさひ水こそろこそろ」と見えて、ここの「水こそろこそろに」も国生みの段の表現と共通する。「こそろこそろにかきなす」という韻律を伴う表現は、古い口承による伝承として伝えられてきたものであることを推測させる。さらに、この歌は「天語歌(あまかたりうた)」であると註されているのだが、この「天語歌」とは、「海部(あま)語歌」のことであり、海人集団(海部)の伝統的な歌謡群とされている。歌は、出雲神話の「八千矛の 神の命は 八輪国」の歌も同じ天語歌なのであって、これらは海人集団が宮廷神事で奉仕する際の歌謡群の一部を成している(石母田 1973年)ようである。万葉集に見える「八千矛の 神の御世より」の歌も、その系譜を引くものであるかも知れない。これらを考え合わせると、古くから

海人集団の間で、潮が凝って島となるという伝承が、例えば「こをろこをろ」というような表現をともなうて伝えられており、それが国生み神話にも反映されているのではないかと想像し得るのである。もちろん、それが直接に国生み神話の原型となったわけではないにせよ、八嶋国は、イザナギ・イザナミが生んだとする以前に、オノゴロ島も含め、潮の沫が凝って出来たという伝承が先行していたのではあるまいか。

この「オノゴロ島」の所在については、仁徳の国見歌からも、淡路の付近と考えられていたことはうかがえるし、伝説もその説を取っていることは既に見た通りである。一方で、神話学の立場からは、このオノゴロ島の「天之御柱」や「国中の柱」などの表現から、この島は世界軸、宇宙の中心をあらわすもので、実在の島ではない、想像上の聖地であろうとの見解（大林他 1972）も示されている。そうした意味からこのオノゴロ島は、具体的に実在するかどうか、実在するとすればどこにある島と考えられていたかを明らかにすることは難しく、淡路付近の小島とする説もある、程度にしか（現状では）述べる事が出来ない。ただ、水野祐氏も既に指摘している（水野 1996a）が、古事記では2神が大八嶋を生み終えた後、「然る後、還り坐す時に」吉備児島以下の6島を、概ね瀬戸内海の東から西に向かって生んでいくとしている。この場合、「還り坐す」とは、文脈上「オノゴロ島に還る」意味としか考えられないため、そのまま読むならば、記ではオノゴロ島を九州の西として認識していたことになる。これについては、伝説も気づいていて、「こは、上の八島を生み廻りて、もとのオノゴロ島の方へ帰り馴いにしを云うなり。」としながら、続けて「さて、次の吉備児島より次々は、みなオノゴロ島より西にありて、今還り給へる路にあらねば、其は既に還り坐して、又更に西の方へ生みついでますなり」と解釈した。これは、あくまで記本文によって考えるべしと言う宣長にしては不審な解釈で、「還り坐す時に」はあくまで「還り坐す時に」の意味しかなく、それを「既に還り坐して、又更にいでます」と読むのは、宣長流の表現で言えば、「ひがごと」であろう。仁徳の国見歌からオノゴロ島が淡路付近にあるという先入観が、こうした苦しい解釈となっていると見るべきで、古事記のみで言えば、記述者はオノゴロ島が九州西方にあったと認識していたと解する他ない（書記はこの点には触れず）。以上からすれば、この島は、その名の由来も含め、古くから知られていたが、具体的にどの島というのではなく、古代においても様々に考えられてきた特別な島、ということなのではないか。

2. 淡路洲

記伝が「淡路は南海道の淡路国なり。名義は阿波国へ渡る海道にある島なる由なり」としている通りであろう。この淡路島が国生みでは特別の存在として考えられてい

たことは、記本文などが、これを胞として大八洲を生むとしていることなどからも明らかである。或いは、このことから淡路島が上述したオノゴロ島とダブルイメージでとらえられていた可能性もある。また、イザナギ神自体本来この島の地主神、島神として信仰されていたものと思われる。王権にとっても、記伝にたびたび登場することく、淡路は御食津国の一つとして賞賛上の伝承が繰り返されるように重要な場所であり、海人集団の拠点でもあった。ただ、国生み神話が、淡路島を中心として形成されたとする通説には、後述する理由で使いがたい。なお、記伝がこの島の名について、「さて、この国生みの例によれば、「生子淡路嶋、亦名謂之狹別」とあるべきを、この島のみは古えより亦の名をも引連けてとなえしなるべし。」と指摘しているのはさすがに鋭い。確かに古事記は島にそれぞれ別に神名をつけるが、淡路島のみ島名と神名が一緒になっているのは、何らかの理由があると思われるが、今のところ思い当たらない。

3. 大日本豊秋津洲

国生み神話の構成上、これが本州を指すことは明らかである。しかし、現在我々が思い浮かべる「本州」という概念とは相当離れたものとする。というのも、以前別に述べた（斎藤 2003）ことだが、7世紀前半までの王権にあっては、大王のおおべきところは「内国（ナカツクニ、ウチツクニ）」であり、かかる大王に象徴される倭王権が、総体として地方（四方の国）を支配する。この場合、四方の国には、服属すべき対象ではあっても、ナカツクニとは異なる、異域として認識されていたと考えられるからである。こうした古い国親を打破しようとするのが、「大八洲」であり、「国生み神話」の役割であったろう。それゆえ、「葦原中国」や「葦原水徳国」などの語では応じしかなかったのであろう。ただ、「大日本豊」という語自体は、ある程度古くから存在していた可能性がある。これについては小西氏が、この語が登場するのが、書記では、神代を除けば、神武記と雄略記という、かなり特徴的な大王の部分であること、またそれと関連するが、万葉集が同じ雄略御製「そらみつ やまとの国は」を巻頭に掲え、それに続けて舒明の「うましし国 蛸蛤（あきつ）島 やまとの国」と続ける構成を取ることには単なる偶然とは思われず、その冒頭で天皇の支配する国土を存く意味を持たせる意図があったのではないかと指摘している（小西 1992）ことも注目される。さらに、これもまた「洲、嶋」と表記されている点から見れば、「中国」「水徳国」とは別系統の、或いは大八洲以前の八嶋国概念の中に登場していた名である可能性も考えられる。いずれにしてもこの名は本来、本州全体といった広い範囲を指すのではなく、せいぜい狭義のヤマト、もしくはその周辺のみを示すものであったろう。

4. 伊豫(二名)洲

既に述べたように、伊豫州が四国を指すとしても、国生み神話が大阪湾周辺で生まれたとする通説に従うなら、なぜ、四国を「伊豫」と呼ぶのが明らかにされねばならないのではないかと。少なくとも、淡路が「阿波路」の意であるなら、その先にあるのは当然「阿波洲」でなければならぬ。これについて、記伝は「四国を総べたる名なり。万葉集巻三に「白浪を 伊與にもとほし」とあるも、四国を総ていへりと聞こゆ。これもとは一国の名なるが、大名になれること筑紫のごとし」と述べるだけで、その理由は示していない。確かに、伊豫総領が置かれた事実はあるが、これは対唐・新羅防衛の随時的な措置と見るべきで、古くから伊豫が四国を代表していたとする根拠にはならないと思われる。単純に、四国を西方から見た呼称と考える方が、(通説にかかわらず)すつきりとするのではないかと。なお、伊豫に「二名」を付して呼ぶ所伝がほとんどであるので、或いはそれが古くからの呼称であるかとも思われる。これについて、記伝は「二名はもとより大名(おおな)なるべし。此の名の義は、名は借字にて二並なり」として、応神の御製「淡路島 いや二並び 小豆島 いや二並び」を引きながら、記で伊豫、讃岐、阿波、土佐の四国が、それぞれ男女2組の神名によって呼ばれ、相並んでいるところから二並と云うか、と解している。しかし、男女2組の神名を載せるのは記のみであり、それだけから他の所伝まで含めてそれが「二名」の意味だと論じるのは無理であろう¹⁹。二名の意味は別に考えるべきだと思われる。

5. 筑紫洲

これも伊豫と同じく九州を指すものとして扱われているが、記伝も「伊豫の如く、もと一国の名より出て四国(筑紫、豊、肥、熊曾)の総名にはなれる」と述べているように、元来九州島全体を指すような呼称が古く存在したとは考えにくい。あくまで「筑紫」は、後の筑前、筑後を中心とした九州北部を指す語であったと解すべきである。

6. 倭岐洲

これが、現在の隠岐の島を指すとは考えられぬことは既に述べた。記伝は「三子の島とは、国形を考えるに、この国四島に分れ、東北に大きなを俗に輪後と云い、西南に三輪ありて輪前と云うなり。三つ子とはまことにこれを以て云うなるべし」とした。倭岐=隠岐であるはずだという前提に立つからこのような苦しい解釈をしなければならなくなる。記伝自身、オキを「名の義は、海原の奥中にある輪を云うなり」として、オキ=沖のことで「沖の島」の意味の一般名称だと正しくとらえているのである。その通りに「沖の島」と考えれば、上記のように隠岐にこだわらねばならぬ理由はなくなる。その上で、どこの「沖の島」か。あえて「三子」と呼ぶこと、

古来重視されていた(隠岐が記記に全く見えぬことも既に述べた)であろうことを考え合わせれば、宗像3神の神域、玄界灘に浮かぶ沖の島が想定されるのではないかと。いうまでもなくこの宗像3神は、記記で天照大神とスサノヲの誓約(うけひ)によって誕生したとされる神で、その鎮座する沖の島は、古来聖域とされてきた。戦後の発掘調査により、大王級の古墳をはるかにしのぐ豪華な遺物を出し、「海の正倉院」とも呼ばれるが、5~7世紀にかけて大規模な国家的祭祀が、連続的に行われていたことが確認されている²⁰。これから見ても、この時期、この島は老岐や対馬以上に重視されていたことは間違いない。そのように見れば、「倭岐三子洲」を玄界灘に浮かぶ沖の島と考えることは妥当だと思われるし、三つ子の意味も納得できよう。

7. 佐渡洲

これも、現在の佐渡島とは考えがたい。記伝は「名の義は、狭門か。此の島へ舟入るる水門のせばきにや。なお国形をよく尋ねて定むべし」としているのみで、当然のこととして佐渡島であることを疑っていない。記が、この佐渡と倭岐を隻(ふたご)に生むとしている点についても、その事実に触れるだけで、理由には及んでいない。オキが隠岐であったとしても、これが佐渡と隻にならねばならない取っ合わせとは何であるのか、しかもオキが隠岐ではなく沖の島である可能性が高いとすれば、一層のこと佐渡との組み合わせは奇妙なものとなる。このように考えた時、この佐渡が、間違いなく佐渡島のことを指しているかと判断し得る根拠は、果たしてあるのだろうか。私自身は、その可能性は非常に低いと思う。とはいえ、それではどこの島か、という点については、明確な説を示しがたい。個人的には或いはここか、という案は持っているが、それを論証するだけの確実な論拠を提示し得ないでいる。これについては、さらに検討したい。

8. 伊伎・対馬

以下の諸島については、所伝により大八洲に入ったり入らなかったりとか、かなり異同が認められるのであるが、あわせて検討してみたい。この伊伎、対馬が、今日の老岐、対馬であるという通説については、私にも異論はない。大陸との交通の要衝として、この2島があげられるのは当然であろう。しかしながら、それほどよく知られもし、また重要でもあったこの2島ですら、所伝によって大八洲に数えたり、数えなかったりと揺れていることを考えれば、より一層佐渡が取り上げられる(これが佐渡島だとすればだが)不自然さが明らかとなるのではないかと。

9. 越

古事記には見えないため、記伝もこれについては触れるところはないが、北陸地方を指す古称と低い通説に従

う。この越は、八千矛神の妻枕さの歌にも見られるように八幡国の外との理解があったようだが、出雲風土記にもたびたび見えるなど、出雲との間に何らかの関連を想定される地域でもあったようである。さらに、紀が継体の出身地としていることも気になるところではあるが、これは、八幡国の伝承とは別個のもので、古くからその名があげられていたとは思われない。

10. 吉備子洲

これも、「吉備」と限定されている以上、現在の見島半島以外には考えがたい。言うまでもなく、ここは瀬戸内海交通の要衝であり、白猪の屯倉の一部として見島の屯倉が置かれる³⁹⁵など、大陸交渉、吉備経営の拠点として重視されていた場所であることは明らかである。

11. 大洲

記伝は「周防の国大島郡是か。」とし、また「筑前国宗像郡神護より今の道三里北の海中にも大島有り（現在の宗像の中津宮鎮座の地）是か。」とも言う。一般的には山口県（周防）の大島とするのが通説³⁹⁶である。ただ、前出の子洲との対応で大洲の名があげられた可能性も考えられる。一応ここでは記伝に従う。

12. 小豆嶋・女嶋

小豆嶋が現在の小豆島を指すのは記伝の説く通りである。女嶋については、記伝が唐津の東北二里ほどにある姫嶋として、豊後（大分）の国東半島の東の姫島ではないとするのに対し、こちらの姫島をあげる説³⁹⁷もあり、確定しがたい。先の大洲ともあわせ、瀬戸内西部（国東半島東）と北九州にそれぞれ対応する名があることは、記伝も指摘する通りで、注意が必要であると思われる。

13. 知阿嶋

記伝は「おもうに此の嶋は、今の五島平戸などの島々の総称なるべし」として、これが通説となっている。確かに、記伝も引くように、肥前国風土記には「此の嶋遠けれどお近きが如く見ゆ」との地名起源説話³⁹⁸を載せている。また、この島が遣唐使の出発地だったことに関連させて考える説も多い。しかしながら、この五島列島の値嘉島が出发地になるのは、遣唐使が南島島もしくは南路をとるようになる大宝年間以降のこと（東野 1999）で、それがこの島をあげる（古事記のみ）理由とは考え難い。私自身は、この「知阿嶋」を五島列島ではなく、あえて博多湾の志賀島であると考えたい。その根拠は、

- ① 肥前国風土記の地名起源説話はほぼ全く同じ内容を持つ地名起源説話が、この志賀島にもあったことが、筑前国風土記逸文³⁹⁹によって知られること。
- ② この2つの地名起源説話は非常に類似しているだけでなく、ともに安曇氏の活躍を伝える伝承であり、志賀島はその安曇氏の本貫であり、信仰の中心と考えられること。そして、大八洲の伝承が海人集団と深い関連があると考えれば、海人集団の卒³⁹⁹であっ

たという安曇氏の本貫である志賀島が登場することは自然であること。

- ③ これまで検討してきた島々の主なものが、全て5～6世紀以来朝廷に重視されていたことは明らかであるが、五島列島が重要となるのは、先に述べたように遣唐使が南路を取る8世紀以降であること。
- ④ これは間接的な根拠であるが、「延喜式」所載の「備祭詞」⁴⁰⁰に「竊悪き疫鬼」に「千里之外、四方之界」である「東方陸奥、西方遠値嘉、南方土佐、北方佐渡」より外に出て行け、と命ずる章句がある。この「備祭詞」が成立するのは平安朝に入ると思われ、当時の国土観を知る手掛かりともなる。この「値嘉」も「知阿」に同じで五島列島をさすと考えられている。ここで問題なのは、「遠値嘉」という表現で、なぜ「値嘉」にのみあえて「遠き」という形容詞を付けるのか。悪鬼に遠く国外に去れと命ずるのであるから、遠きと言ってもおかしくはないが、それならば値嘉のみそう呼ばれて、陸奥や土佐、佐渡が、遠き陸奥云々となっていないのはやや不自然ではないか。或いは語呂をあわせる意味もあるかも知れない。しかしながら、古代においては、同じ地名に遠近を付けて区別している例が見られる。例えば、近淡海→近江、遠淡海→遠江、近飛鳥→河内飛鳥、遠飛鳥→大和飛鳥などがそれで、これらを考え合わせれば、2つの値嘉を遠近で区別した可能性も考え得るのである。遠値嘉（五島列島）に対する近値嘉（語義的にはいさか奇妙だが）があったのではないか。私は、それが志賀島であったと思う。

14. 両児嶋

記伝も「此れより外に古書には見えたることなし。在処もさだかならず」と述べているように、これが何をさしているのか、不明と言う他ない。日本古典文学大系本の項注は、貝原益軒の扶桑紀勝を引いて五島列島の南にある男女群島のことであろうとしているが、確たる根拠があるとも思われない。記伝の通り「在処もさだかならず」の方が正直であろう。

以上、やや詳細にわたって国生みに登場する島々について考えてみた。もとより、根拠となる史料も少なく、その点でかなり曖昧な推測も多いし、誤りも少なくなかろう。しかしながら、記伝を含めた通説についても、そのまま成り立つかなり疑問の部分もあるということからは、ご理解頂けたと考える。いずれにせよ、私の検討の誤りを考慮に入れた上で、以下の諸点は確実に言えると思う。

- ① 国生みに登場する島々のうち、その位置を疑問なく比定し得るのは、秋津洲、淡路を含め、瀬戸内及び九州北部に限られること。
- ② それらの島々は、いずれも5～6世紀の段階で、既

に朝廷にとって重視されていたこと。

- ③ 同時に、それらの島々は(秋津洲はともかく)いづれも海人集団(海部)と密接な関係を有していること。
 ④ 伊豫の名称及び記のオノゴロ島に対する認識なども考え合わせると、或いは八嶋国というのは、畿内を中心とする国土観ではなく、北九州を中心とする国土観が反映されている可能性があること。

以上の4点である。これから見ても、「大八洲」の誕生は7世紀末頃と考えられるにせよ、個々の島名もまたその時初めて登場したとは考え難く、その多くはより古く、5、6世紀には知られていたとする方が自然であろう。さらに、それらの島々の名が「八嶋国」や「八十嶋」の概念と結びついて存在していた可能性はかなり高いのではあるまいか。ただ、既に見たように、それらがイザナギ・イザナミ2神によって生み成されたとする説話を伴っていたとすることは困難で、やはり紀のいう如く「潮の沫の凝れる」という伝承の方が本来だったのではなからうか。

4. 「国生み」神話の意味と位置

以上で、本稿で述べるべきことのほとんどは論じ尽くした。最後に、改めて「国生み」を含めた、記紀神話とは何であるのか、その機能の根本がどこにあるのかを考えておきたい。一言にまとめるならば、記紀神話の機能とは、天神による国土の創造と、天孫によるその支配の確認、保証ということに尽きるのではないかと。そこでは、王(天皇)たる資格は、唯一天孫にあるという、強固な血統意識が強調されている。「天津日経高御座」という語は、何よりもそれを明確にしていよう。「天津日経」であらねば「高御座」には就き得ないのである。そして、それは単なる一般的な理念として考えられていたのではない。即ち、8世紀においては、王権は、天武及び持統の血を受け継ぐもののみが正当に継承し得るのだという、現実的、政治的な主張なのであり、繰り返し強調される「不常典」ということの根拠なのである。そうした意味では、記紀神話は、7世紀末～8世紀初において、きわめて現実的な機能を担った文書であるといえる。

そして、「国生み」は、そうした記紀神話体系の中でも、国土の成立と皇祖神の誕生を明らかにすることに神話としての眼目がある。その意味では、始めにも述べたが、この部分は天孫降臨とともに、記紀体系の中核をなす。しかし、その一方で、新たな国土概念としての「大八洲」の成立と、「皇祖神」の出現という、神話としての要素自体は、本来別個のものとして存在するのであり、基本的にこの両者の間には関連性はない。即ち、一般的には、この両者を一体のものとして語る必然性は、必ずしも存在しないのである。そうした、本来無関係であるこの2つの要素を結びつけ、記紀の神話体系に組み込む機能

果たすのが、イザナギ・イザナミ2神なのである。さらにいえば、「大八洲」も「皇祖神」も、7世紀後半、具体的にいえばいわゆる律令国家体制の成立に伴って、初めて必要とされる概念なのであって、それ以前には通り得ない、また存在し得ない概念である。既に述べたように、それ以前の王権(朝廷)にとって、国土とは、王のいますナカツクニ、ウチツクニと、その外に存在する四方の国からなるものであり、大王は、記紀にもたびたび述べられるように、基本的には畿内豪族による合議と推戴によって登壇し、天神の委託=事依(ことよさし)を得て王権を発動するという構造を持つものであった。そこには、当然のこととして、ウチツクニ、四方の国をおしなべて直接に天皇が支配する国土=大八洲という国土観は生じ得ず、同様に、皇祖神の血を受け継ぐ天孫が、血統のみにより王権の継承が規定されるという概念も現れようがないのである。もちろん、その段階でも王権と天との結びつきや、様々な(王権祭祀を中心とする)祭祀の基礎となる神話体系が存在していたことはいうまでもないが、それはこうした古い体制=王権構造に対応、反映するものであり、当然の事ながら(その個々の要素は別として)そのままに記紀神話につながるといった系譜関係は想定し得ないのである。

このように見てくると、国生みに限らず、記紀の神話体系は、7世紀後半のその編纂開始段階において、両者に共通する、基本となる明確な全体構想と、内容についての枠組みが既に存在しており、それは記述者個人の恣意としては政治理念といったレベルでは、安易に変更できないような強固なものであったと考えざるを得ない。この点については、紀が引用する異伝である、各種の一書についても同様のことが言えるのであって、確かに本文が採用しなかった故に異伝ではあるにせよ、その大部分は、神話的枠組みとしての構造は、記紀と本質的に異なるものを持っていないといえる。このことは、こうした一書として示された異伝群についても、基本的に上述した枠組みに規制されて記述されたものと見て良い。古事記と日本書紀が、それぞれに別個の、時に相対立する世界観、政治認識を主張する、全く異なった作品である、とする近年の記紀研究からの指摘について基本的には賛同するが、そのこと自体は、上述したようなそのスタート時点における基本構想とそれに基づく内容的な枠組みの存在を否定するものとはならない。要するに、記紀いづれも、神話として何をどのように語る必要があるのかということを確認し、そのためにどのように素材を組み合わせるべきかを見通して記述されたということが出来るのである。

これまでの記紀研究は、津田左右吉氏以来、欽明朝頃に文字史料として成立したと考えられる原「帝紀」及び「旧群」を基礎に、推古朝の「天皇記」、「開記」を経て、

段階的に改編整備されながら、最終的に天武朝の編纂作業によって、8世紀初に成立したというのが通説となっている(津田 1946)。しかし、既に「即ち『古事記』は、いわゆる律令国家の形成とともに、それを意味づけるものとして成立した新思想であり」、「5、6世紀頃に記紀編纂の資料とされた文献類が記録されたとは思われるが、今日見られるような形でまとめられた8世紀の記紀神話は、その「潤色」などという生やさしいものではなくたであろう」(水林 1992 p1 p12)と指摘されているように、上述の如き記紀神話の構造を考えた場合、個々の説話としての要素や神名、地名等は流用し得ても、その構成や筋立ては「潤色改編」程度の作業では到底追いつかない内容的な相違を持っている。そもそも、それ以前の国家神話(そうよんでよければだが)が、その構造から考えても記紀の神話体系ほどに厳密な体系を持つ必要があったとは思われない。その意味では、記紀神話は、総体としてそれ以前の神話群に対して、ほとんど創作に近い体系を持っていると判断せざるを得ない。

この点を改めて国生み神話で見るとすれば、その基本的な要素は、

- a イザナギ・イザナミ 2 神の聖婚
- b 国土=大八洲の生成
- c 三貴神とりわけ皇祖神天照大神の誕生

の3つであることは明らかである。この3つの要素は、そのどの一つがかけても記紀の神話体系の中での国生み神話としては機能し得なくなる、という意味で本質的なものである(記の黄泉訪問が、そうした意味で国生み神話にとっては本質的な要素となっていないことは明らか)。そして、b及びcの要素が、aによって結合され展開するという形となっている。

aは、元々はたぶん淡路の島で語られていた島の祖神の伝承であろう。そして、bは、瀬戸内海もしくは九州北部の海人集団(海部)が有していた八十嶋、八嶋国の形成説話で、本来それらの島々は潮が凝る(オノコロ)事によって出来たと説かれていたものと考えられる。ただ、そこに登場する島々の多くは、少なくとも5～6世紀段階において、既に朝廷にとっても重視される島々として認識されていたと思われる。このことは、この時期の朝鮮半島を中心とする対外交渉の活性化と、それに海人集団が密接に関係していたと想定されていることからもうなずけよう。そして、cは、基本的には皇祖神を記紀に組み込む為の、新たな創作部分であったと考える。7世紀末から8世紀初における皇祖神出現(「皇祖神」という概念がそれ以前から存在していたとは考え難い)の意味と、それがなぜ高天原における別天神の中には組み込まれず、国生みの段において生まれる必要があったか等の点については、ここで具体的に述べるには大きすぎる内容であり、改めて別の機会に取り上げたい。

ここで注意すべきなのは、この3つの要素が、たまたま結びつくことによって「国生み」神話が形成されたなどという自然発生的な成立過程を取ったとは到底考え難いという点で、明らかに明白な構想と目的意識(これらを組み合わせることによって何をどのように語るのか)のもとに成り立っているという点である。要するに、今日記紀に見る国生み神話は、基本的には7世紀末における編纂段階において、イザナギ・イザナミ 2 神を中心として、b、c 2つの要素を組み込むことで構成された神話であったろうということになる。

このように考えるならば、これまでも指摘されているように、国生み神話において古い要素と新しい要素が混然として存在する理由も明らかになる。確かに島神としてのイザナギや、個々の島名等には、古くからの傳承の系譜が存在しているからである。その一方で、「大八洲」概念や皇祖神の誕生、そして島を生み出すことなどはそれは別のものなのであり、記紀「国生み」神話全体としては明らかに7世紀末にならねば成立し得ないものであった。これまでの国生み神話研究についていえば、これらの新旧の要素を一体のものとして理解しようとした為にかえってその全体像を明らかに出来ぬまま、混乱に陥ってしまっていると言えるのではない。

しかしながら、こうした国生み神話の成立過程は(基本的には記紀神話全体についても同じことが言えるのであるが)、現実の祭祀や信仰を反映したものではないことは明らかで、またそれ故そのまま当時の社会に受け入れられる性質のものもなかった。既に見てきたような、8世紀における国家祭祀におけるイザナギ・イザナミの扱いや、国生み神話自体の未定着、そして「大八洲」概念の空疎さ(この語は9世紀に入るとほとんど使われなくなる)などは、基本的にはそのことに由来している。9世紀後半の貞観年間にイザナギ神が見直されるのは、既に述べたように、たぶんこの時期書紀の再評価がすすむからで、この時期には既に7世紀末～8世紀初段階の祭祀の多くは、事実上その機能を失い、大きく変質しつつあった。

以上、国生み神話を中心に、記紀神話の構造について概観したのであるが、本来こうした論述は、国生み神話全体の分析を含む、記、紀それぞれの神話体系についてもっと総体的に検討した上で行うべきことである。本稿も、少なくとも国生み神話についてより全体的な分析を行う予定であった。しかしながら、時間的な制約と、何よりもその能力の不足故に、大八洲の島名比定を中心とした、部分的な分析に止まるざるを得ず、そのために、とりわけその結論部分について、充分な論証を行わないままに提示することになってしまった。お読みになって論旨の理解しがたい部分が数多くあるとすれば、何よりもそうした至らなきの故であり、その点については深く

反省もし、また、ご批判を仰ぎたいと考える。

最後ながら、国生みを含む、いわゆる記紀神話は、事實上7世紀末における創作になるという筆者の見解については、当然のことながら疑問及びご批判も多々あろうと思う。要するに、神話は創作し得るのかということである。しかしながら、本来、古事記にせよ日本書紀にせよ、信仰の書として書かれたものではない。記述者自身、そのような意図は毛頭なかったであろう。それは、あくまでも、7世紀末において国家及び王権はいかにあるべきかという理念を明らかにしようという、強烈な意志のもとに記述された、きわめて政治的な作品なのであり、少なくとも8世紀前半においては、充分有効に機能したのである。確かに、その内容は、当時の政治状況の中においてさかになり強烈な部分を含んでおり、それ故、とりわけ祭祀や信仰の面で、現実とは対応し得なかった。そのことが、そうした乖離を生じている理由となっている。しかし、それは、記述者が現実の祭祀や信仰について軽視したり、或いは無視していたということにはならないのであって、それどころか、記、紀は神々や実際に行われてきた祭祀すら、かくあるべきとして表現しようとしたのだとさえ言い得るのである。

註

- 1) 令集解巻第31、公式1、p773。なお、以下本論で引用、参照した史料の典拠については、特に断らない限り、下記の通りである。
古事記・祝詞、日本書紀(上・下)、風土記、万葉集(一―四)、以上 日本古典文学大系本(岩波書店)
続日本紀(前後)、日本後記、続日本後記、日本文皇実録、三代實録(前・後)、令義解、令集解(第一―第四)、延喜式(前・中・後編)、以上 新訂増補国史大系(普及版)本(吉川弘文館)
- 2) 紀書25 大化2年3月壬午(20日)条
- 3) 同上 白雉元年2月甲申(15日)条
- 4) 同巻29 天武12年正月丙午(18日)条
- 5) 続日本天皇御元元4月甲午朔条
- 6) 宣命及び祝詞については、本来宣命体と呼ばれる漢字表記をとるが、読みやすさも考え、本文に見るような仮名振じり文とした。ご理解願いたい。以下同じ。
- 7) 『旧唐書倭国日本伝』岩波文庫版(1956)
- 8) 記上巻、天降降臨段。なお、紀本文では「遂に皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊を立てて、重原中国の主とせむと詔す。」のように述べる。
- 9) 令集解巻第31、公式1 詔書文。なお、このことは、それ以外の方法ではこの「大八洲」という語の成立の理由を示し難いということもまた、意味しているのではない。
- 10) 記の神名、人名などについては、当然漢字表記であるが、難解な文字も多く、また煩雑でもあるので、以下、特に必要がない限りは、カタカナ表記とした。ご理解願いたい。
- 11) 具体的には、神野忠 1986、梅沢 1988、水林 1992等を参照のこと。
- 12) 古事記の太安萬侶の序文末尾の、和蘭5(712)年正月二十八日を、通説に従い古事記撰上の時期と考える。なお、これについて、古事記は安萬侶に仮託して後世につくられたとする説もあるが、筆者は、このいわゆる「古事記偽書説」はとらない。
- 13) 日本書紀の成立については、紀元後4(720)年5月癸酉(21日)条に、「先是、一品舍人親王神跡、修日本紀。至是、功成興上、紀三十卷、采国一卷。」と見える。
- 14) この点については、紀本文と、それが引用する一書等の各種の異伝との間についてもあてはまることで、基本的には、書紀自体はその本文によって解すべきで、参照として引かれているとしても、異伝はあくまでも異伝であり、何らかの理由により記述者が正確な説として取らなかつたものである。その意味では、本文と異伝を同等に取り扱うような方法もまた問題があるし、その引用について十分配慮が必要であろう。
- 15) 紀元後9(778)年12月甲申(12日)条に、「去神國中、大瀛國海中有神 逸嶋、其名曰大穴神神、至是處、為宮社。」と見える。なお、この宮社は、延喜式神祇10、神名下に見える大瀛國曾母國の大穴神神社のことであろう。
- 16) 紀書15、顯宗3年2月丁巳朔条
- 17) 記文では、「或る人問ひけらく、二柱の大神の、人の形を兼ねぬに、国土を生みたまふといふことと疑はし。此はその国々の神を生みたまふをいうか。又、実はその国々を巡りて経営したまふを、かく言ひせざるにもあるべし」との疑問をあげた上で、それに答えて、「此れ(神が国土を産むこと)を疑はる、例のなまきしかなる漢意にして、神の御所為の奇く置しくして、覆りのがたまきしかなるものなれば、論ふまでもあらす」と切捨て捨てしてしまっている(記伝1 p279)。
- 18) なお、この原野氏の論文(原野 1975)には、その末尾にこの説話に類似した国内外の説話、神話をほぼ集めた膨大な資料を付しており、直接典拠に当たりがたいものも多い中で、この問題を考えの上で非常に有益な資料を提供されている。
- 19) 延喜式巻9、神名上、宮中神三十六條、を参照。
- 20) 同上 巻8、祝詞、鎮火祭祀詞。
- 21) 同上 出雲國造神賀詞。
- 22) 紀書12 履中5年9月壬寅条
- 23) 同巻13 允恭14年9月甲子条
- 24) この事蹟即神神の娘がコノハナサクヤ姫で、その間に生まれるのがヒコホデト尊(山幸彦)ということになる。
- 25) この「瓊土の老翁」は、古典文学大系本の紀上巻第9段第4の一書の註文でも解説しているが、ここ以外にも、山幸彦の御神宮訪問の段でも道を教え、神式即位前記でも、神式の前に現れて同様の役割を果たすなど、海上交通を司る性格の神のようである。なお、記でも御神宮訪問の際に、同じく「瓊土神」として登場している。ただし、この神をイザナギの子とする系譜を伝えるのは、上述した第4の一書のみである。
- 26) 延喜式巻10 10 神名上下。
- 27) 瓊人皇祖との関係で考えた場合、出雲國の伊佐奈岐神社は、その例外的なものとなるが、これはむしろ出雲國造神賀詞との関係で考えるべきであろう。
- 28) 名神制については、たとえば歴史大辞典(吉川弘文館)第13「名神」の項(p523)等を参照のこと。
- 29) 紀元後3(772)年8月甲寅(6日)条
- 30) 先にあげた大瀛國の大穴神神でもそうだが、この場合のイザナギ・イザナミ神などは、統記では(特に奈良時代後半に)幾つかの神社を官社とする旨の記事が見られ、この時期官社の数が増えていることが確認できる。
- 31) 延喜式巻4 神祇4 伊勢大神宮
- 32) 三代実録巻14 貞觀9(867)年8月2日戊辰条
- 33) 同上 巻2 貞觀14(888)年27日庚申条
- 34) なお、イザナミ神については、貞觀11(869)年3月に阿波國伊佐奈岐神を正六位上から従五位下と降格させる記事も見える(三代実録巻16 貞觀11年3月12日庚午条)ので、それ以前から一定の神格を有していたらしい。
- 35) 古語拾遺(岩波文庫版 1985 p35)では「生嶋」に註して「是大八洲之望。今 生嶋巫所寄也」としている。
- 36) 統記12 天平9(737)年8月甲寅(13日)条に「詔曰、……始大宮主御孫、坐摩羅宮、生嶋宮及諸神祠等所」と見える。
- 37) 延喜式巻9 神名上に「摂津國東生部 難波坐生國國魂神社二座並名神大 月次、相賀、新嘗」と見え、官社の中でも高い格位で扱われている。なお、これに関連するものは、和泉國大鳥部に「生國神社」、また信濃國小県郡に「生嶋坐魂神社 名神大」が見える。
- 38) 延喜式巻3 臨時祭 八十輪神祭参照。
- 39) この「八十輪祭」については、天智天皇実録巻2 嘉祥3(850)年9

- 月壬午(8日)条に、「道 宮正六位下道祖遺直、神等正六位上菅原朝臣藤原、典侍正五位上藤原朝臣泉子、御巫无位根本道守等。向伊弉册祭八十嶋」と見えるのが引出とされる。ただ、本文にも述べたように、それ以前から行われていたと考えられる。
- 40) 海洋的な性格とはいっても、「八十嶋」や「生駒、足嶋」という名称からもうかがえるように、海に浮かぶ島々の神というイメージが強いものに対し、例えは古神が舟や舟にかかわって登場することが多いように、当然の事ながら、それぞれに性格の違いがある。
- 41) これもかつて述べた(斎藤 2001)ように、古代においては、一般にその土地の創造神が、同時に産土神であるという考え方が強くうかがえる。
- 42) 古事記下巻 仁徳天皇段
- 43) これについては、古事記下巻此神天皇段の末尾に伝える「天之日子」伝承において、天の日子が持参した宝物について、あわせて8種有ったとして、一々をあげている例はある。
- 44) 先にあげた黒火祭控の国生みの部分も異伝の一種として数えるならば、あわせて13となる。
- 45) 古事記上巻 ムナカフメ求婚の段
- 46) 巻17 藤原 7年9月条
- 47) 万葉集巻 6 1065
- 48) 同上 巻20 4349
- 49) 註42)と同じ
- 50) 巻10 応神22年4月条
- 51) 巻19 欽明5年12月条に「十二月越国言。於性嶋北郎名部之新岸、有熊嶺一人船也。而地無。春夏魚魚、充食。彼嶋之人、言非人也。亦言鬼嶺、不故近之。嶋東高武邑人、採拾稚子、為欲熟煮、着灰煮焼。云々」と見える。
- 52) 記伝巻 1 p296
- 53) 筑紫については、記述古17年4月条、同天智7年7月条、統記文武4年10月条等、吉備については、紀天武8年3月条、周防については、紀阿14年11月条、伊豫については、持統3年8月条に見える。
- 54) 上記持統3(688)年8月辛丑(21日)条に、伊予総領に対して、讃岐国で獲れた白鳥を放して養うよう命じているところから、この伊予総領が、伊予のみでなく、四国を統括していたものと考えられる。
- 55) 記伝の文体は、当然旧版の文語文だが、そのままだと読みにくいので、引用に当たって一部現代語訳記としている。必ずしも原文通りではないが、ご容赦願いたい。
- 56) これについて、例えば古典学大系本古事記注では「二名」の意味は未詳としている。
- 57) 宗像神社復興期成会「沖ノ島一宗像神社神神祭紀遺跡」(1958)及び同「純神ノ島」(1961)の各調査報告書参照。
- 58) 巻19 欽明17年7月己卯条に見島毛倉設置記事が見える。
- 59) 古典学大系本古事記の大鳥の頭注などで、この説を取っている。
- 60) 同上の女鳥の頭注を参照。
- 61) 肥前国風土記松浦郡葛原条
- 62) 古典学大系本風土記に、風土記逸文として引く釈日本紀の糟屋郡買回嶋条。
- 63) 巻10 応神3年11月条に、安曇連の祖大浜宿禰を海人の率としたとの記事がある。
- 64) 卷序巻16 陰陽寮、「備寮」条
- 引用・参考文献**
- * 以下の文献は、本論を執筆するにあたって、直接引用、もしくは参照した刊本によった。引出等が別にある文献もあるが、それらについては直接目にしておらず、また、一々表記するのは煩雑となるので、ここには掲載しなかった。ご了承願いたい。
- 石母田正 1971 『日本の古代国家』岩波書店
- 石母田正 1973 a 『古代文字成立の一過論』『日本古代国家論第二』所収 岩波書店
- 石母田正 1973 b 『日本神話と歴史』同上所収
- 石母田正 1973 c 『国作り物語についての夏書』同上所収
- 泉谷康夫 2003 『記伝神話伝承の研究』吉川弘文館
- 井上辰夫 1996 『地方豪族の神話と祭祀』『古代史と日本神話』所収 大和書房
- 井上光貞 1984 『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会
- 井上 互 1988 『日本古代の天皇と祭祀』吉川弘文館
- 伊野部重一郎 1986 『記伝と古代伝承』吉川弘文館
- 井本英一 1991 『即位の神聖』『日本神話と王権』所収 大和書房
- 上田賢治 2002 『記伝神話の神宇』大明堂
- 上田正昭 1970 『日本神話』岩波書店
- 上田正昭 1975 『古代の祭と儀礼』岩波講座日本歴史1 所収
- 上田正昭 1983 『王権と祭祀』日本民俗文化大系第3巻「種と鉄—種々女王権の基盤—」所収 小学館
- 上田正昭他 1985 『日本古代史と神々』学生社
- 駒沢伊勢三 1988 『古事記と日本書紀の成立』吉川弘文館
- 大島建彦他 2001 『日本の神仏の辞典』大修館書店
- 大林太良編 1972 『国生み神話』『シンポジウム日本の神話1』学生社
- 大林太良編 1973 『高天原神話』『シンポジウム日本の神話2』学生社
- 大林太良 1993 『神話論』岩波講座日本通史第1巻所収
- 岡田精司 1970 a 『即位儀礼としての八十嶋祭』『古代王権の祭祀と神話』所収 岩波書店
- 岡田精司 1970 b 『律令制の祭祀形態について』同上所収
- 岡田精司 1970 c 『国生み神話について』同上所収
- 岡田精司 1970 d 『天皇系始祖神話の研究』同上所収
- 岡田精司 1970 e 『河内大王の成立』同上所収
- 岡田精司 1970 f 『古代王権と太陽神—天照大神の成立—』同上所収
- 岡田精司 1975 『記伝神話の成立』岩波講座日本歴史巻2 所収
- 岡田精司 1986 『神々の古代史』大修館書店
- 岡田精司 1992 『古代祭祀の史的考察』筑書房
- 岡田正司 2002 『古代神祇祭祀と神皇正統—宇佐八幡』『王権と神祇』所収 思文閣
- 神森成也 2003 『日本語の誕生—古代の文字と表記—』岩波書店
- 小田富士雄編 1988 『古代を考ふる 神ノ島と古代祭祀』吉川弘文館
- 河内文化圏調査機関 1999 『古代地名大辞典』角川書店
- 角内春人 2001 『日本古代における「天子」』歴史学研究 No.745
- 川原秀夫 1987 『古代における祭祀統制とその変質』歴史学研究 No.57 3
- 熊谷公男 1988 『古代王権とタマ(魂) —天皇霊を中心として—』日本史研究 No.308
- 熊谷公男 2002 『神統の即位儀と「治天下大王」の即位儀礼』日本史研究 No.474
- 神野志路光 1986 『古事記の世界観』吉川弘文館
- 國史大辞典編集委員会編 1992 『國史大辞典』吉川弘文館
- 小宮正巳 1992 『枕詞の史的要素について—書紀の編纂と国号—』P.L.女子短期大学紀要第19号
- 青藤和之 2001 『多胡の祖』について—その神話的側面から—群馬県歴史文化財調査事業団研究紀要19
- 青藤和之 2003 『食国(おすくに)と養(にえ) —古代の国家(王権)祭祀における飲食儀礼の意味—』群馬県歴史文化財調査事業団研究紀要21
- 坂本 勝 2003 『古事記の読み方—八百万の神の物語—』岩波新書
- 志賀 剛 1991 『日本の神々と建國神話』雄山閣出版
- 新谷高記 2000 『神々の原像 祭祀の小宇宙』吉川弘文館
- 関 和彦 1984 『風土記と古代社会』筑書房
- 藤吉徳之 1996 『出雲国神宮祠祭と出雲国風土記』駒沢史学第50号
- 谷川健一 1959 『日本の神々』岩波新書
- 津田左右吉 1948 『日本古典の研究』岩波書店
- 東野治之 1999 『遷都史記』朝日新聞社(朝日選書)
- 中村生雄 2002 『即位儀礼—王の誕生と国家』『天皇と王権を考ふる』巻5 所収 岩波書店
- 中村英重 1999 『古代祭祀論』吉川弘文館
- 長山孝季 1992 『古代国家と王権』吉川弘文館
- 西宮秀紀 1986 『律令制国家の「祭祀」構造とその歴史的特質—宗教的イデオロギ—』『日本の神々』岩波新書 No.283
- 榎本利光 1991 『御幸山神神話と伝承集団』國學院大學国文学会 日本文学論究50号

- 坂部 且 1975 『岐美神話と洪水型兄妹相姦神話』日本書紀研究第8冊
 福岡市教育委員会 1982 『海の中道遺跡』福岡市埋蔵文化財調査報告書
 第87集
 福岡市教育委員会 1993 『能古島一能古島遺跡発掘事前総合調査報告
 書一』
 福岡市教育委員会 1995 『志賀島・玄海島一遺跡発掘事前総合調査報告
 書一』
 堀島秋穂 2002 『記紀の神話伝説研究』同成社
 古川のり子 1991 『国譲めと国土創成』学習院大学国語国文学会誌34号
 益田勝実 1976 『総儀の島—日本の神話的想像力』筑摩書房
 松前 健 1972 『神々の系譜—日本神話の謎—』PHP 研究所
 松前 健 1986 『大和国家と神話伝承』雄山閣出版
 水野 祐 1996 a 『日本神話を見直す』学生社
 水野 祐 1996 b 『風土記の神話』『古代史と日本神話』所収 大和書
 房
 水野正好 1999 『古墳時代の宗教構造とその空間』國學院大學日本文化
 研究所編『祭祀空間・儀礼空間』所収
 水林 彪 1991 『記紀神話と王権の祭り』岩波書店
 水林 彪 1992 『古事記—その虚像と実像—研究史の批判的検討—』
 奈良歴史通信第36・37号
 水林 彪 1994 『古事記における神々の誕生表現についての一考察
 —「次」「又」「亦」—』日本歴史550号
 水林 彪 1998 『律令天皇制の神話的コスモロジー—書紀宣命及び「古
 事記」の天皇像、「王権のコスモロジー」所収 弘文堂
 水林 彪 2002 『古代神話のイデオロギー構成—天皇と王権を考える』
 巻4 所収 岩波書店
 溝口睦子 1990 『神代令と即位儀礼』『古代王権と祭儀』所収 吉川弘
 文館
 溝口睦子 2000 『王権神話の二元構造—タカミムスヒとアマテラス—』
 吉川弘文館
 三宅和朗 1984 『記紀神話の成立』吉川弘文館
 三宅和朗 2001 『古代の神社と祭り』吉川弘文館
 宗像神社復興期成会編 1958 『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』吉川
 弘文館
 宗像神社復興期成会編 1961 『統沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』吉
 川弘文館
 本居宣長 1940 『古事記伝』岩波文庫（全4巻）
 守屋俊彦 1989 『記紀神話論考』雄山閣出版
 保田興重郎 2002 『校註祝詞』保田興重郎文庫27 新学社
 矢野龍一 1986 『律令国家の祭祀と天皇』歴史学研究 No.660
 山上伊豆母 1985 『古代祭祀伝承の研究』雄山閣出版
 吉田東伍 1970 『増補 大日本地名辞書』（全8巻）富山房
 吉野裕子 1990 『祭の原理』慶友社
 吉野裕子 2000 『天皇の祭り』講談社学術文庫
 米沢 康 1992 『沼河比売神婚伝承の史的背景』『日本古代の神話と歴
 史』所収 吉川弘文館
 着井敏明 2001 『八十島祭の再検討』日本宗教文化史研究第4巻第2号
 和田 萃 1995 『出雲大社の成立—古代の疆域と出雲』『日本古代の儀
 礼と祭祀・信仰』所収 瑞書房
 和田 萃 1999 『古代の祭祀空間』國學院大學日本文化研究所編『祭祀
 空間・儀礼空間』所収 雄山閣出版

鎌倉時代那波郡のとある屋敷

—— 中内村前遺跡3区屋敷遺構を中心に ——

石 守 晃

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 6. 3区屋敷の周辺の様相 |
| 2. 中内村前遺跡3区の屋敷遺構 | 7. 鎌倉時代の3区屋敷と善養寺地域 |
| 3. 3区屋敷内の掘立柱建物 | 8. 鎌倉時代の3区屋敷と復旧水田 |
| 4. 3区屋敷の時期 | 9. おわりに |
| 5. 鎌倉時代の3区屋敷 | |

—— 論文要旨 ——

北関東自動車道の発掘調査で発見された前橋市南部の中内村前遺跡3区の未周知の屋敷遺構は、出土遺物や炭化材の年代測定、掘立柱建物の分析を通して12世紀から15世紀にかけてのものであることが分かった。また、この屋敷遺構はその規模から推して下位の武士層の屋敷と認識されるもので、周囲に帯状の空白地帯を持ち、更にその東西両側には天仁元年(1108)の浅間山の火山災害後に復旧されたと思われる水田の痕跡が確認された。

この屋敷遺構は、当時、那波郡善養寺(地域)に属していた。善養寺は推定領域との比較から、前身と見られる律令期の那波郡田後郷より1/2~1/5程の狭くなっていたものと判断された。これは天仁元年の火山災害からの復旧、特に水田の復旧に当って、律令期田後郷をそっくり復旧できるだけの資産と特に要員が確保できなかったためと思われる。

3区の屋敷は12世紀の火山災害からの耕地復旧に当って屋敷そのものかその前身となる施設が建設されたもので、善養寺南部に於ける前哨基地の役割を担う施設であったものと推定される。その後、この屋敷の主は善養寺の一部を支配していたものと思われるが、15世紀の利根川変流に伴う洪水の影響で屋敷の機能はその幕を閉じたものと思われる。

キーワード

対象時代 中世前期

対象地域 群馬県(旧那波郡)

研究対象 屋敷遺構と善養寺地域

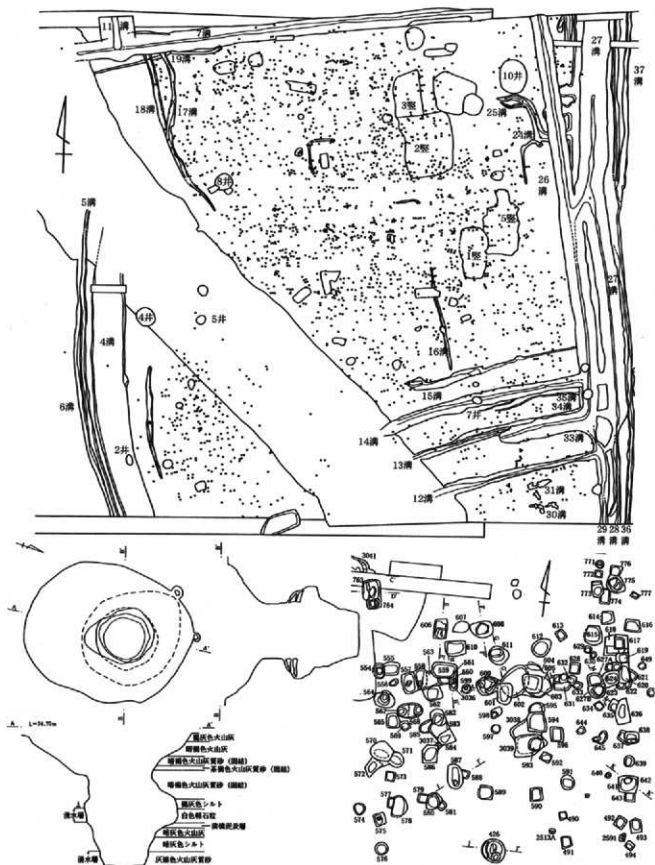


図2 3区屋敷遺構全体図 (S:1/400) 及び10号井戸と柱穴群 (S:1/80)

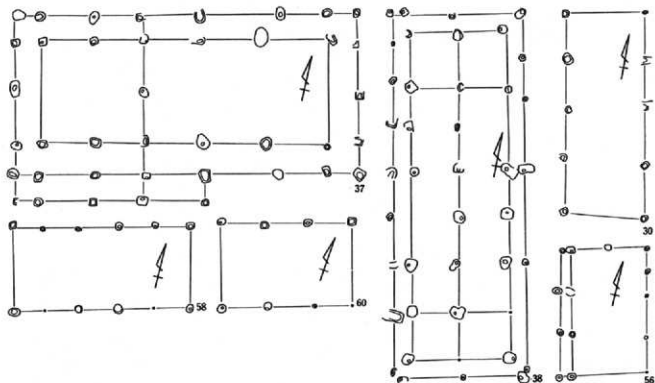


図3 3区屋敷の建物 (S:1/150)

3. 3区屋敷内の掘立柱建物

(1) 柱穴

調査した遺構のうち、最も処理に苦慮したのが柱穴であった。本来であれば丁寧に調査し、建物の抽出も行いたかったのはあるが、残念な調査期間との兼ね合いもあって殆どの柱穴を丸掘りせざるを得ず、調査当時の下拵には的確な柱穴調査の方法も、適密な分布を見せる柱穴から所謂「建物を建てる」作業を行うだけの知識も経験も持ち合わせていなかった。このため時期毎の遺構の抽出や、建物の想定には至らなかったのであるが、幸いなことに、東北芸術工科大学の宮本長二郎先生に解析作業をお願いすることができ、先生のお手を煩わせたことによって72棟の掘立柱建物と15の柱穴列を抽出して書くことができたのである⁹⁾。

ところで柱穴(調査時点ではPitと称した)は2,726基を数えたが、杭の打設痕と思われるものや一部の用途の考えられる土坑と呼ぶべき大型のものも含んでいた。これらPitの平面形態は概ね方形のものや円形のものに大別できたが、形状を明確にできたものでは前者は52.9%(1,415基)、後者は47.1%(1,260基)を数え、また縦・横方向に規模を測定でき、且つ杭の可能性が高い径3寸以下のものを除いた1973基について見ると、最大のもの直径65cmで、平均は25.86cm(標準偏差8.87)であった。また全体の7.3%を占める193基の柱穴の底面には径10~26cm、厚み15~16cm程を測る河床礫を用いた礎

石が据えられていた。礎石が据えられた柱穴の直径は平均34.04cmを測り、柱穴全体の直径の平均に対してやや大きい。また礎石に残された柱の当たった痕跡(図5-15)は殆どが角柱のもので、径7~9cm、即ち2.5~3寸角のもの痕跡と読み取れた。

(2) 掘立柱建物建物

さて一連の解析作業を通して宮本長二郎(2002)は3区屋敷遺構の掘立柱建物について「73棟のうち梁行1間は54棟で、全体の約74%を占め、梁行2間12棟16.4%、梁行3間6棟8.2%、梁行5間1棟である。梁行1間の型に下屋付が多いことは梁間1間型の特徴を示し、当屋敷跡は梁間1間型が主流であるといえる」という評価を与えている⁹⁾。そして梁行1間型は鎌倉時代に生まれる建物の型式で、梁行2・3間型は室町時代に多く、梁行5間は室町時代後期の型式と評価されている。

これらの建物の中で主屋として想定される建物には主郭中央付近に在る東西に棟方向を持つ梁間1間型で4面下屋付の桁行5間の建物群、その直ぐ北側に並行に在る同じく桁行6間の建物群があり、これらの東には梁間2間、桁行7間で4面下屋付のものと同桁行6間で梁間2間の総柱のものと同梁間1間型の何れも棟方向を南北に持つ、合わせて3棟の建物がある。但し南北に棟方向を持つ建物群は東西に棟方向を持つ前2者より柱間が数十cm狭い。以上の建物は鎌倉時代の特徴を示すことが指摘さ

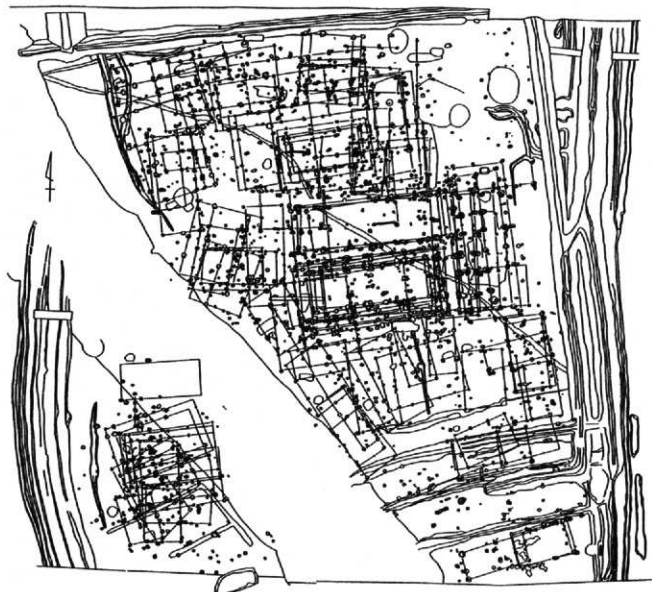


図4 3区屋敷の建物配置図 (S:1/300)

れているが、一方、主郭北寄りには建坪は前者に似るものの狭柱間の多梁型で南面に庇を伴うものと、方5間の総柱建物があり、何れも室町期の所産と判断されている。尚、宮本(2002)の所見と併せ、前2者で時間経過と共に建物規模の拡大があったとするならば、主殿が前者から後者へ順次移っていったものと考えられるのである。

また主郭北寄りには梁間1間型で桁行3間の建物で3面下屋付と4面下屋付の2棟があるが、宮本(2002)は建物規模が小さいことなどから郭中部の主屋に対する副屋の機能を考えている。更に南西部にも梁間1間型で桁行3間の4面下屋付の建物があるが、この建物にもある時期の主屋ではなかったかという指摘がなされている。一方、付属屋は桁行は様々であったが、全体としては中世的な梁間1間型の建物が多く、北東隅部と中央南端近く

を除いて郭全体に分布していた。

主屋、付属屋を含め殆どの建物が(南北に棟を持つ建物では)北、或いは(東西に棟を持つ建物では)東に対して0°~20°の中に棟方向を持つものであった。しかし北或いは東に対して5°を超えるものが4棟、-25°を超えるものは8棟あり、後者については近世~近現代の溝群、即ち後世の水路沿いに建てられている。中心郭北西部には後世の水路と同様の流下の方向を示し、これらの水路の起源となったと想定される2条の溝が確認されているが、利根川変流の経過⁷⁾の中で、例えば東寄りの6区で確認された15世紀後半頃の土層が示すように、少なくとも2回以上の洪水が中内村前遺跡附近を襲っており、これらの溝はそうした洪水の発生、或いは水流の侵入に対処したものと考えられるので、-25°以上に棟方向

を持つ建物群は3区屋敷建物群の最末期に建てられた住居群と判断しているのである。

以上の点から3区屋敷の建物群は解析の結果、高本先生が指摘されたように、鎌倉時代を中心とした時期を中心に、室町時代後期、恐らくは15世紀後半頃まで使用されていたものと判断されるのである。

4. 3区屋敷の時期

(1) 出土遺物

3区屋敷の出土遺物は、総じて遺構に対して量は少なかった。また土器・陶磁器類の殆どは小さい破片であり、ある程度の遺存状況を見せたのは堅穴建物出土の内耳鍋1点に過ぎなかった。

陶磁器類は溝・堀を中心に井戸や堅穴建物、柱穴などから龍泉窯系の青磁碗(図5-1~3)の他、瀬美半島産(図5-6)や知多半島産(図5-7~10)の焼締陶器の鉢や鉢、在地のものでは焼締陶器や軟質陶器の鉢の出土が見られ、中央郭北東寄りの堅穴建物の1軒からは内耳鍋(図5-11)が出土した。特に青磁碗の破片は遺構外出土のものを含めると24片と比較的多いという印象を持ったが、軟質陶器や土器類の出土は少なかった。その他、量は多くなかったが井戸からは漆碗(図5-5)や曲物(図5-12)、下駄(図5-13)といった木製品、ピットや堅穴建物から鉄製の器(図5-4)や鑿状工具(図5-14)、銅製の飾金具(図5-15)、釘といった金属製品、また磁石や墨書のあるもの(以下「墨書磁石」とする、図6)を含む磁石、或いは馬骨や炭化材など自然遺物の出土も見られた。

これらの出土遺物のうち青磁碗は13世紀中葉~14世紀、瀬美半島産の焼締陶器は12世紀、知多産の焼締陶器からは13~14世紀という年代感を示し、在地の焼締陶器や軟質陶器からは14世紀後葉~15世紀前半、一部16世紀に至る可能性を持つという所見が得られた。これら出土陶磁器類の破片の数を比較すると12世紀、或いは13世紀後半~14世紀前半のものが多かった。また、中央部南寄りの主殿建物(図3 37号建物)の身舎性の柱穴から出土した鉄製器は、鎌倉時代以降に見られる鍛造りの技法によるものであった。

ところで堀底近くから出土し、橋脚の基礎の可能性が考えられる墨書磁石に書かれた文字について神奈川県立金沢文庫の西岡芳文先生に鑑定を依頼したところ、墨書は地鎮祭に使われる「金光明最勝王経」中の「地神品」等の「経典を取り込んで独自の解釈が取り込まれた文章」であるとの所見が得られた(西岡 2002)⁹。また類例として高野山の参道に1町毎に建てられた町石の礎石が示された¹⁰が、その基礎に一字一切経と複数の文言の書かれた礎石が取られており、後者のものには「金光明最勝王経」が数行づつ書かれていた¹¹。町石を勘進した

主要人物が上野守護安達泰盛であり、泰盛の重臣に中内村前遺跡の南に広がる玉村御厨を本拠としていた玉村氏があった。墨書された文言が経文か、それを基にした願文かという違いはあるにせよ、行末のものは近似しており、中内村前遺跡の墨書礎石も安達氏の影響下に書かれたものと認識される。従って、その時期は13世紀中葉~後葉頃の所産と想定されるのである。

さて例えば溝遺構¹⁰では30条中14条で出土遺物を確認したが、その中心を成すのは12~13世紀所産の遺物で、東西の周堀のうち11号溝と・26・27号堀からは14世紀、32号溝と4号堀からは15世紀、南東部の33号堀からは14~15世紀、東側の北東の排水溝と解釈する25号溝からは15~16世紀の遺物の出土が得られた。しかし、このうち堀底近くから知多産の焼締陶器製のやや大きな破片を出土した33号堀と墨書礎石を出土した26号堀は13世紀中葉から14世紀前半頃の所産と想定しても良さそうだが、出土陶磁器の殆どは小さい破片で数量も少なく、例えば東の堀や溝の断面観察等から得られていた26号溝(+33号溝)→27号溝北半+26号溝南半+29号溝→27号溝+28号溝→37号溝へという掘り直しや接続の変更に対して阻害が生じるなど、単純に遺物の年代を以て遺構の時期に当ててみることは少しく躊躇を覚えるのである¹²。

(2) 出土炭化物による年代測定

ところで3区屋敷の柱穴は上述のように殆どを丸掘りしてしまつたため細かい出土位置は特定できなかったが、11基の柱穴から炭化材の破片が出土している。このうち8基の柱穴から出土した炭化材について樹種同定を行ったところ、2基から2点づつが確認され、合わせてタケ亜科3点、カツラ、トネリコ属、ケヤキ、コナラ節、ヒノキ科、クヌギ節、クリ各1点の樹種が特定¹³された。このうちタケ科は細かい種は不明だが肉厚の竹の破片であった。柱穴出土の炭化材については柱の残欠の可能性を考慮したが、タケについては「墓縁給詞」の寛如が勝林院境内に構えた竹杖庵の柱材として描かれている例もある¹⁴が特異な例であるため、3区屋敷のものとは地鎮に伴うもの可能性を考えている。また、中世には建物の処分方法として焼却処分も多かった¹⁵ことから、その時の炭化した材の残欠が柱穴(特に柱痕)に残されたものもあつたのではないかと考えている。

さて上述の炭化材のうち4点について加速器を用いた放射性炭素年代測定(AMS法)を実施した。その結果、4点中1点は古代のものであつたが、表1に示したように他の3点は暦年代較正值で13世紀前半、という年代が与えられた。このうちクリ材の出土した主郭北東部の柱穴2025Pitに対しては建物を想定することはできなかったものの、タケ亜科の出土した605Pitと924Pitは何れも東西に棟方向を持つ主郭中部南側の主屋建物の身舎柱か

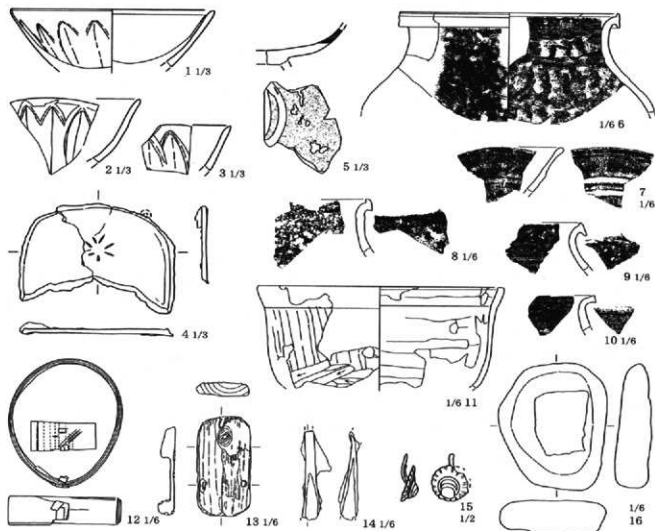


図5 3区層敷出土遺物 (1: 9号井戸 2: 5号溝 3: 4号溝 4: Ph948 5: 4号井戸 6: 14号溝 7: Ph1595 8: 26号堀
9: 26号堀 10: 3号型穴建物 11: 9号井戸 12: 9号井戸 13: 1号井戸 14: Ph2081 15: 1号型穴建物
16: 29号溝)

表1 放射性炭素年代測定及び暦年代較正の結果

測定番号 (測定方法)	試料データ	$\delta^{13}CPDB$ (‰)	14C年代 ($yrBP \pm 1\sigma$)	14C年代を暦年代に較正した年代		
				暦年代較正值	1 σ 暦年代範囲(Probability)	2 σ 暦年代範囲(Probability)
PLD-1049 (AMS)	炭化材 (タケ葉科) A5-14 3-1-0615Pit 柱材	-27.1	820 \pm 25	cal AD 1220	cal AD 1210 - 1260 (98.7%)	cal AD 1185-1275(97.4%)
PLD-1050 (AMS)	炭化材 (ヒノキ科) A5-15 3-1-0924Pit 柱材	-23.5	1140 \pm 25	cal AD 895 cal AD 925 cal AD 935	cal AD 885 - 905 (23.2%) cal AD 915 - 965 (71.8%)	cal AD 860-980(90.9%)
PLD-1051 (AMS)	炭化材 (タケ葉科) A5-16 3-1-0952Pit 柱材	-27.7	810 \pm 25	cal AD 1225 cal AD 1230 cal AD 1240	cal AD 1220 - 1260 (100%)	cal AD 1190-1280(100%)
PLD-1052 (AMS)	炭化材 (クリ) A5-17 3-1-2025Pit 柱材	-25.9	850 \pm 25	cal AD 1215	cal AD 1165 - 1225 (97.7%)	cal AD 1155-1265(95.3%)

ら出土したものであった。

このように出土炭化材4点中、3点が建物の分析や出土遺物から得られた年代感を補強する(平安時代末期か

ら)鎌倉時代前期という年代を示した。また、初期の主屋と考えられる建物のうち2群の時期が13世紀前半頃建設が廃絶の可能性のあることを確認できた。

(3) 出土遺物等から見た3区屋敷遺構の時期

前項の建物の分析や本項に述べた出土遺物の検討、出土炭化材の年代測定を通して得られた所見をまとめると、3区屋敷遺構は鎌倉時代を中心とした屋敷遺構であり、平安時代末期から室町時代にかけて存続したものと解釈できる。しかし上述のように遺物の出土量は少なく、個々の遺構の明確な時期は特定するには至らなかったのである。

5. 鎌倉時代の3区屋敷

(1) 鎌倉時代の3区屋敷遺構—把握の方法—

先に述べたように柱穴などの調査レベルが低かったこともあって、3区屋敷の遺構群はそもそもその新旧関係を特定できない遺構が殆どであった。加えて出土遺物が少ないこともあって、個々の遺構の明確な時期の特定はできなかったため、主屋では12内至17期以上の変遷、周溝(堀)では8期以上の変遷を想定し乍も、全体としては時期別の遺構の抽出は適わなかったのである。

こうした中、本稿で取り扱おうとしている鎌倉時代の遺構を検討するに際しては、上述のように時期別の遺構の選り分けが適わなかったために、鎌倉時代頃といふかなり大雑把な範囲で当該の時代の屋敷を把握せざるを得なかったのである。尤もそれとて完全に鎌倉時代より後の遺構と分離できる訳ではなかったのであるが、僅かに得られた遺構に対する所見から、最初に南北朝時代・室町時代に属すると判断される遺構を探り、これを除いた上で残された遺構を以て検討を進めたいと思う。

(2) 南北朝・室町時代の遺構

南北朝・室町時代の遺構としては掘立柱建物のうち棟方向が北或いは東に対して-25°以上になるものと、これと同程度の溝と判断している主郭北西の17・18号溝、そして主郭北寄りの主屋建物2棟が挙げられる。2棟の建物はその規模が鎌倉期の主屋と同じだが庇を持つ、狭柱間の多梁間型の18号建物と、5間柱型で屋内柱の省略が進んだ10号建物の2棟の主屋建物で、何れも室町時代の所産と判断されているものである。これらの主屋建物は主郭北辺の7号堀までの距離が18号建物で8m、10号建物で2mとかなり寄った位置に在る。屋敷が単郭であることこれらの建物、特に10号建物は斜出しの状態になるので、その時期には北側の郭の存在が必要になるものと判断される。北側の郭は、主郭北辺の7号堀の西寄りに、北から突き当たるように掘削される11号堀の存在から確認できたものである。北側側道部を発掘した前橋市埋蔵文化財調査団による調査を見ていないし、その成果も公開されていないので実のところは不明だが、恐らくは東側の27号堀と37号溝が北側郭の東辺を画する溝・

堀であったであろう。従って27号堀は室町時代に下るものと思慮され、更に堀幅の近似から西側の4号堀も同時期と認識される。また27号溝の内側に並走する26号堀は南端で西に折れて33号堀に接続していた時期と27号溝—26号溝—29号溝と接続していた時期(以下「後期26号溝」とする)があるが、後期26号溝は室町時代に下るものと判断される。一方、27号堀の外側には37・32号溝、4号堀の外側には5・6号溝がそれぞれ在る。一般に郭の規模が広げられる例は見られるが狭められる例は見られないため、5・6・37・32号溝は4・27号堀より下の時期のものとして判断される。

また後期26号溝と27号溝はそれぞれ29・28号溝に接続していて、南面の防御機能が完結していないが、堀が途切れる位置の南面の防御については2.4~4m程度の間隔で畝状に掘削される12~15・34・35号溝が担っていたのではないかと考えている。何れも後世の水路や削平で壊されているので西側がどのように完結するのかわからないが、12・13・14号溝は27堀・38溝と連動し、13・14号と走向を一にして重複する34・35溝と北側の15号溝は、34号溝が33号堀を切るため、後期26号堀に接続していたものと思慮される。従ってこれらの溝群は26号堀、或いは27号堀と時期を同じくするものと思われるのである。

さて堀について荒川正夫(2003)は、上野に隣接する北武蔵の13世紀中葉~14世紀前期の館について「周囲を堀で区画する」と言う特徴があり「規模も160m前後と同一性・斉一性」がある¹³⁾と分析している。更に堀掘削の原因として「免信源は、鎌倉得宗政権にあっただろう」という宇野隆夫の見解¹⁴⁾に注目している。屋敷の圍繞を堀で行うようになるのが13世紀中葉~14世紀前半であるという所見が、3区屋敷のような小規模の屋敷に適應できるものなのか否かについては検討の余地があるが、果内が発掘された館・屋敷遺構では溝→渠研堀→箱堀、或いは幅狭の溝から幅広の溝への変遷する傾向が窺われるため、鎌倉幕府の中核に在った安達氏の領国であり、霜月騒動(弘安8年(1285))で安達氏が失脚した後には得宗家の支配下に入る点について2掘とは同じ頃、松田直則氏の掘削が始まった可能性はあるものと思われる。しかし一方で3区屋敷のように堀と溝が同時に存在していないと郭を圍繞できない例や、溝と堀の時期が逆転するらしい事例もある。この点について2掘とは同じ頃、松田直則氏より高知県南国市の田村館址群では館の周溝(堀)が溝→堀→溝の順に変化しており、溝は平時に、堀は戦時に用いられたもので、この変化は守護細川氏の館が田村に在った時代、細川氏の土佐退去後の騒乱期、長曾我部氏による地域の安定に対応するというご指示を頂戴したことがあり、幾つかの事例を通して上野でも田村館址群に現れたような状況が見られた可能性を考えている。こ

うした考え方は、先に荒川正夫(2003)の見解を肯定したこととの間で矛盾を生じるものではあるが、鎌倉時代後期に起こったであろう堀による囲繞が“発信源”である宗家への帰属を意味するものとするならば、それは政治的な欲求に基づく動きとして抽らえられ、一方、溝と堀との使い分けは戦乱の勃発の有無という軍事的な判断に基づくものであるということが言えよう。即ち屋敷に於ける周溝とするか周堀とするかの選択は両者の要求や判断が時間経過の中で選択されたものと思慮されるのである。こうした点と想定される主屋建物形態と併せて鑑みるに、前期26号溝は室町時代前期に、4号堀と27号堀、後期26号溝は南北朝の動乱期に、5・6・32・37号溝は室町時代前期の安定期の所産として比定できるのではないかと思慮されるのである。

この他、出土した内耳鍋から室町時代初頭と考えられる2号竪穴建物を含む主郭北東寄りの5軒の竪穴建物、北東の25号溝などが南北朝・室町時代の所産と考えられる。尚、西側の4号堀東に在る9号溝は土塁の内側の側溝と想定してきたが、或いは鎌倉時代に遡る可能性もあるのではないかと今は考えている。

(3) 鎌倉時代の3区屋敷の概要

冗長になったが、以上述べたように南北朝・室町時代の所産と成り得る遺構を抽出した。次にこれらを除く遺構群を通して鎌倉時代(以前)の屋敷を覗いてみたいと思う。但し井戸や土坑、多くの梁間一間型の小型建物に対しては鎌倉時代のものかそれより下る時代のものなのかの判断がつかなかったため、これらについては南北朝時代以降のものを含んでいることを念頭に置きつつ考察してみたいと思う。

残された遺構を概観すると、鎌倉時代の3区屋敷は主郭のみが使用されていたと考えられる。郭の南限は33号堀附近であったものと推定されるが、西半部についても柱穴の分布状況に鑑みて、33号溝の延長線上附近を南限としたものと思慮される。その範囲は凡そ35m四方、一辺1/3町程である。

そして屋敷を囲繞する遺構として挙げられるのは東の前期26号堀、その南に接続する33号堀と北に接続すると判断される7号堀である。33堀以西の南面と西面の堀は明確ではないが西面は4号堀の位置に7・26号堀と同規模の堀が在ったものと推定している。これらの堀は先に述べたように出土遺物と荒川(2003)の所見とを併せ、13世紀中葉~14世紀前半頃の遺構として把握できるものと考えている。

一方、荒川(2003)の見解を援用すれば鎌倉時代前期の囲郭遺構は溝であり、恐らくは4・7・26・33号溝位置附近に掘削されていた余り深くない溝であったものと想定され、南西に在る南北走向の9号溝や北西の東西走

向の19号溝がその残欠である可能性が考えられる。高、屋敷の北西部は後世の水路に壊されて詳らかでないが、4号堀と5・6号溝の走向のラインから推して西縁の溝は緩やかなS字状に蛇行していたものと思慮される。これは旧地形の制約や水路等の存在による既成によるものかと思われる。



図6 26号堀出土土層礎石(1/3)

内郭についてみると、主屋は主郭中央付近に建てられ、梁間一間型で4面下屋を持つものを基本とした建物であった。これらは東西に棟方向を持ち郭中央に在るものとその北寄りに位置するもの、及びこれらの東に位置する棟方向を南北に持つもの3グループが在り、前者が4時期以上、中物が3時期以上、後者が3時期以上に亘って主屋の建設位置として使用されている。即ち11時期以上に亘るのであるが、概ね郭中央南側の東西に棟方向を持つ主屋建物は鎌倉時代前期以前、その東に在る南北に棟方向を持つ主屋建物が鎌倉時代後期頃のものであったろうと思慮される。その配置や建物規模は明確にはできなかったが、こうした主屋を中心として、北東部と南側を除く主郭区域の外周部に梁間一間型の副屋や付属屋が建てられていたものと思慮される。

さて主屋の南側には建物の建てられた時期もあった可能性はあるが、その分布は薄く、概ね鎌倉時代を通じて広場のような空間として使用されていたものと判断される。北東部も12、13世紀の遺物を僅かに出土した2基の井戸と排水溝かと思われる溝2条が目立つものの他の遺構は非常に薄い。この区画は主郭にとつての鬼門に当たるため建物の建築を忌み空閑区域としたものか、或いは井戸の存在から水場の区域として使用したのではないかと推定している。

こうした点を勘案して作成したのが図8(上)の想像図である。建物は極力遺構の中から選び、後世の水路で壊された北西部(左奥側)手前には任意に付属屋を設定した。また、中央主屋の東側(右側)には建物の表示のため、敢えて3期グループの南北に棟方向を持つ主屋建物を副屋として描いて置いている。また北東部は水場と



図7 3区屋敷と鋤先痕(上, S:1/500), 及び4区鋤先痕分布状況と畦畔の復元(S:1/500)

して描写し、井戸はここに在るものを採用した。土坑は描かなかった。また、周溝は溝として上記に想定した位置に描いている。周溝の内側には絵巻物を参考に低い柵を描いたが、実際の遺構としては柵に伴う柱穴や杭の打

設痕は確認できていないので、恐らくは両面に描いたような逆茂木の機能を担うような生垣が施されていたのではないかと推測している。

6. 3区屋敷の周辺の様相

(1) 水田址(鋤先痕)

ここまで3区屋敷の概要を述べてきたが、中内村前遺跡では屋敷遺構周囲の状況も確認できたので、次にその概要を述べたいと思う。

3区に於いては屋敷東の隣接地域で鋤による掘削の痕跡が面的に確認された。鋤先痕は3区東半部と4区南西部に確認され(図7)、5区及び6区西部にかけても(充分な記録化は行えなかったが)確認できている。これらの鋤先痕は三角形か台形のプランを呈し、4区のもでは幅20cm、奥行き10cm、深さ5cmが標準的な大きであった。鋤先痕は平安時代末期の天仁元年(1108)に浅間山が噴出したAs-Bテフラに被覆された水田(所謂As-B下水田)面に掘り込まれているのが確認されたもので、As-Bを多く含む、或いは純層ではないが、As-B主体の土壌を充填するという特徴を持つものであった。

3区東部の鋤先痕は近・現代の耕作溝に壊され、5・6区の鋤先痕も詳細な記録として残せなかったのであるが、調査区の一画に確認できただけで、且つ後世の溝による掘削は受けてはいたものの4区のものも比較的残りがよく(図7左下)、鋤先の濃淡によって畦畔を復元することができた(図7右下)。復元された水田区画には大小があり、規模は一定していないが、測定できた個々の区画の東西方向と南北方向の最大長の平均はそれぞれ2.75cm、1.17cmであり、単純計算で面積は3.22㎡、凡そ一坪程度の広さとなる。当該箇所のAs-B下水田も条理方眼には依拠しておらず、その規模も大小があったが、東西・南北方向の長さの平均値から得られる面積は復元した水田面の2倍の広さを測るものであり、位置的にも畦畔が重なるものではなかった。

復元された水田は上述のように鋤先痕にAs-Bを含むため、As-B降下後から洪水層の堆積が見られる中世後期(凡そ15世紀後半頃まで)の所産と認識されるが、中内村前遺跡の一般的なAs-B混土層に対してAs-Bの量が多いため、As-B降下後あまり時間の経過しない中で掘削によるものと判断される。また鋤先痕が残るということは運状の水田耕作ではなく開墾を意味するものと思われるので、3区屋敷の東側に残された鋤先痕はAs-B降下後の耕地復旧に伴うものであると考えられるのである。

このように屋敷の東側には水田が造られていたことが確認されたのであるが、屋敷の西側では直近の2区に於いて鋤先痕の分布が確認されている。これらの鋤先痕は覆土の記録化に失敗したため、浅間山テフラの降下した天仁元年(1108)から天明3年(1783)の間、即ち概ね中世から近世中期の所産として把握されるに過ぎなかったが、As-B下水田の調査或いは同遺構の有無の確認に伴って一括掘削されているため、3区屋敷東部の遺構群

と同様、As-B降下後の耕地復旧に伴うものである可能性が少なくないものと考えている。

(2) 屋敷周囲の緩衝地帯

上述のように3区屋敷の東には鋤先の痕跡群、即ち水田址の広がりか確認されたが、この水田址は屋敷跡に直に接していたものではなく、水田址と屋敷遺構の間には遺構の殆ど存在しない、両者の間の緩衝地帯のような区域(以下「緩衝地帯」と呼ぶ)が存在している。調査区内に於いて緩衝地帯は南北に延びる幅広の道路のような形態にあり、その幅は屋敷寄りの29号溝と水田との距離は5.0m(3間弱)程、最も外側の32号溝と水田との距離は2.4m(1間半弱)程を測るものであった。

一方、屋敷遺構西部は鋤先痕の遺存箇所から距離があるが、想定したようにAs-B水田の範囲に復旧水田が耕作されたとするならば、やはり3区屋敷との間に緩衝地帯と認識できる区域が認められる。西側の緩衝地帯には若干の柱穴も見られたが、水田との境と思いきり入りにはAs-B降下前後と判断される南北走行の溝(2-1-1号溝)とその南に在るAs-B降下後早い段階の所産と考えられる鉤形の溝(2-1-3号溝)の南北走行部分が在り、これを境とするその幅は屋敷寄りの4号溝との距離は17.8m(10間弱)程、水田寄りの6号溝との距離は13.8m(7間半強)程であった。このように緩衝地帯の幅員は東西で大きな差があったが、これは前述したような3区屋敷西側の地形的制約、或いは後述する水田の東西長の違いや谷地形の深さの違いによる流入する水量の違いといった影響があったためとも考えられる。

こうした緩衝地帯については、前橋市東部の今井道土・道下遺跡の幅員3m程の道路遺構¹⁷⁾や藤岡市の中大塚遺跡の幅員4~5m程道路遺構¹⁸⁾といった大型の中世道路遺構との比較から道路の可能性も考えられるのであるが、通路としての使用の可否は別として、設置の目的としては側溝が明瞭でない点と屋敷の東西両側に在る点、及び3区屋敷附近に主要道路の敷設が考え難い点や屋敷に道路を直接面して敷設するとは考え難い点から、道路ではなかったと判断される。3区屋敷そのもの、特に鎌倉時代(以前)の屋敷の周囲溝は狭く、前述のように3区屋敷では柵や塀の設置された可能性は高くなく、逆茂木と同様の効果はあったものの生垣を超える程度のもではなかったと考えられる遺構の状態であった。先に溝は平時の遺構であると述べたが、それにしては防壁に効果的対応し得る構造ではない。しかし緩衝地帯の存在は屋敷側としては外郭の機能を有するものであり、水田が防壁機能を認めるならば、外堀を持たない回字状城館であったと解釈できるのではないかと。また屋敷外から見れば緩衝地帯は「屋敷エリア」であることを視覚的に認識する効果を持つものであり、物理的にではなく心理



緩衝地帯を挟んで左(西)に屋敷、右に水田
 址が広がる。主屋は屋敷中央の東西建物。主
 屋右の大型建物は後代の主屋だが本図では副
 屋として表示。屋敷右奥は水場。水田では田
 菜に合わせて田植えを行っている。
 (原案：石守 晃 助作：宮本長二郎 原作
 画：新井和恵)

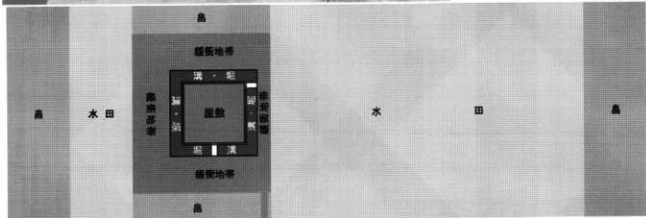


図8 鎌倉時代前期の3区屋敷の復元想像図(上)と3区屋敷及び周辺地域概念図(下)

的な障壁としての機能を持っていたものと考えられる。

遺構の状態を確認することのできない調査区の南北両側は微高地であり、水田のような防御機能を求めることはできないのであるが、下掘は屋敷エリアであるという認識を持たせる効果から、この方向も含め、少なくとも屋敷建設当時は3間(5.4m)程度以上の幅を持つ緩衝地帯が造られていたものと考えられるものである。この想定が正しければ、緩衝地帯は回字形の郭配置の萌芽である可能性も想定されるのではないかとと思われる。

7. 鎌倉時代の3区屋敷と善養寺地域

(1) 3区屋敷と周辺地域

ここで、これまで述べて来た屋敷、緩衝地帯、水田(鑪先痕)の検討を通して想定した3区屋敷、及びその周辺地域の景観についてまとめてみたいと思う。

3区屋敷からは帯など仏事に関する遺物の出土も見られたが、復元した建物の検討では主屋建物に寺院的な要素は見られず、一方、青磁碗片の出土量を考えると農民の居宅とも考え難い。寧ろその建物は武士の屋敷の建物と認識されるものであり、3区屋敷は武士層の屋敷と認識されるものであった。しかしそれは方1町、2町という御家人クラスの所謂“武士の館”とは異なるもので、下位層の武士の屋敷として認識されるものであった。

屋敷及びその近接した周辺地域の景観を模式化したものが図8下の模式図である。3区屋敷は東西両側を浅い

谷地形に挟まれた南北に延びる東西75m程の微高地上のやや東寄りに(堀ではない)溝を掘削して35m四方の郭を作る。郭は中央に主屋を持ち、生垣等簡便なもので郭を囲み、その周囲には殆ど何もしていない空間(緩衝地帯)を廻らせている。緩衝地帯は一部通路として使われたものとも思われるが、心理的に屋敷があると認識させる効果を持っていたものと思慮される。この緩衝地帯を含む屋敷のエリアは屋敷の乗る微高地を塞く形で設置されている。この屋敷エリアの周囲は低地部には水田が造られ、微高地上では畠作が行われ、或いは農民の住居が散在していたものと想定される。

(2) 善養寺という地域(図9参照)

次に、このような景観を見せる3区屋敷周辺をもう少し広い範囲の中で見てみたいと思う。

中内村前遺跡の在る前橋市中内町を東西に囲む同市東善町、西善町は、近世、東善養寺村と西善養寺村と称していた。「善養寺」は、13世紀中葉の新田郡長楽寺の有徳人、大谷道海の子孫による一連の長楽寺への土地寄進文書¹⁹⁾に見える地名である。善養寺は鎌倉期の那波郡田後郷をベースとした地域と考えられるが、その範囲は明治8年(1871)の郡村誌の記載²⁰⁾に基づけば、現在の前橋市の東善・西善・中内・山王町の町域で、東を旧利根川、西を藤川に限り、南は現在の佐波郡玉村町の飯塚と藤川、北は前橋市広瀬町に控する地域で、東西1.5km、南北2.2km程の地域である。

善養寺北東部の山王の中央西寄りに田後郷の名残である「田尻」があり、そこには貞観2年(860)或いは嘉応元年(1169)創建と伝えられる天台宗の寺院「神養寺」²³¹が在る。また善養寺の北端には近世、両家村が在ったが、尾崎善左衛門(1976)は「両家」を「領家」と解釈して荘園があったと想定し、所在地不詳の上野国に於ける興福寺の荘園をここに推定している²³²。また明治8年の東善養寺村の記録によると「善養治村」から東善養寺村、西善養寺村への分村は長寛2年(1162)とある²³³。東善養寺村、西善養寺村から他の村々への分村時期が近世前期であるため²³⁴善養寺の東西分村が近世初めであった可能性も考えられるが、玉村御厨では鎌倉時代後期に玉村が南玉と北玉に分村する例²³⁵があるため、善養寺の東西分村が鎌倉時代以前に遡る可能性も否定できない。何れにせよ中世前期には善養寺の政治的中心は領家や田後郷比定地との関係から北部地域と想定される。また善養寺はその北側で近世の後開村に接するが、後開地名から推して、中世にはそこが空閑地であったことが窺われる²³⁶。一方、南西は玉村御厨を構成する「北玉村」推定地²³⁷(或いは神人村)に近接し、南東には鎌倉時代に大江姓那波氏の所領のあった中世「飯塚郷」²³⁸に接している。

さて鎌倉時代の善養寺には少なくとも一箇所の屋敷地推定地(領家)と一箇所の屋敷遺構(3区屋敷)の存在が認識されるのであるが、善養寺の中心は前述のように北寄りと想定されるため、南寄りに在る3区屋敷は善養寺全域を支配するような人物の屋敷ではなかったと思われる。また3区屋敷は主屋建物の検討から寺院や農民層の垣内ではなく、武士層の屋敷として認識されるものであるが、屋敷の規模から推して御家人など上位の武士の居宅ではありえない。従って3区屋敷は国衙支配に於ける在地司や荘園に於ける下司のような役割を担った層の屋敷ではないかと想定されるのである。

尚、善養寺という地名について下拙は、中内村前遺跡の調査報告書(2002)の中で善養寺²³⁹であったと述べたが、本稿執筆の調査の中では善養寺が善養寺(神養寺)の領地であった証拠は得られなかった。しかし神養寺(善養寺)は田後郷の中核と思しき辺りに位置し、地域地名が「田後」ではなく「善養寺」として残ることからも、寺院としての善養寺(神養寺)が善養寺地域にあって重きをなしていたことは窺われる。

(3) 律令期の那波郡田後郷(図9参照)

一方、出土遺物の観察所見から3区屋敷は12世紀に遡るものと判断されるため、次に田後郷にも触れておきたいと思う。12世紀という時代は群馬県の平野部においては後述する浅間山の火山災害とその復興期に当り、一方で律令期の行政機構の急速な衰退期でもあった。善養寺の地域でも律令期の田後郷から善養寺への転換期に当ると

考えられる。

善養寺の前身である田後郷は律令期那波郡の一郷であり、前述の字名「田尻」を以て位置が比定された郷で、北と西に朝倉郷、南に委文(しどり)郷が接し、南西に朝田(さやた)郷・佐味(さみ)郷が近接していたと想定されている²⁴⁰。田後郷の範囲は不明であるが、東は変流前の利根川(広瀬川)に限られ、北は先に述べた中世の空閑地の中に田後郷・朝倉郷の郷境があったものと考えている。また西側も朝倉郷が現在の朝倉町の南方、或いは西方に延びていたと想定されている²⁴¹ので、藤川が西側の郷境であったろうと考えている。これに対し南側は上述の中世飯塚郷があり、善養寺と飯塚郷との境が田後郷と委文郷との境であった可能性もあるのであるが、下拙は里・郷の境界を考えるに自然地形、特に平野部では河川や、一般の通行の禁止されていた駅路の存在を無視すべきでないのではないかと考えているため、その境は中世の玉村御厨の北寄りを東西に横切る奈良時代の東山駅路ではなかったかと想定している²⁴²。中世の飯塚郷やその南西に位置する北玉村がこの境界線を越えたのは、東山駅路が平安時代に入って国府の近くに移った後、物理的・精神的障壁であった土木構造物としての道路の縮小や消滅、或いは12世紀初頭の浅間山の火山災害で誕生した空閑地を対象とした玉村御厨の膨張や那波郡南部に拠点を持つ藤姓那波氏の北進によるものではなかったかと考えている。

それでは、この時期3区屋敷はどのような状態であったのだろうか。3区屋敷の両側には水田址(As-B下水田)が広がり、3区屋敷の西側100数mと東側300m付近には9世紀の、東側500m付近には10世紀から11世紀の集落が確認されている。しかし3区屋敷地点に於いて律令期の集落の痕跡は確認されていない。遺物の出土状態に鑑みても集落の遺存を認識することはできなかった。僅か40m幅のトレンチ(北関東自動車道の建設予定地)調査の結果ではあるが、3区屋敷の建設される地域は12世紀に入るまで居住地域ではなかったと認識されるのである。

8. 鎌倉時代の3区屋敷と復旧水田

(1) 平安時代末期の火山災害

さて11世紀、関東は「亡弊の国」と言われた。峠岸純夫(1989)は「自然災害による不作」「戦乱」「国家権力の過酷な収奪」が「農民の生活基盤を破壊し、浮浪・逃亡を引き起こし」たことを原因と想定²⁴³しているが、上野も例外ではなかった。しかしその荒廃を決定的にしたのが天仁元年(1108)の浅間山の噴火に伴うテフラの堆積であった。As-Bと呼ぶこのテフラは広い範囲で耕作地を覆い、上野国の特に穀倉地帯に深刻な打撃を与えた²⁴⁴。群馬県内ではこの時に壊滅した水田址が広域で確

うに中世の善養寺は律令期の田後郷の1/2程の規模、少なくとも2割程縮小していたものと思われるが、耕作地の減少は耕作者のそれに比例するものと思われるので、耕作者も天仁元年の浅間山噴火以前の2～5割程度に減じたものと思慮される。従って田尻郷の完全な復旧を行うには人員が不足しており、復旧可能な人員、資金に見合った耕作可能な範囲が、即ち中世の善養寺の範囲ではなかったかと思われるのである。

(3) 3区屋敷周辺地域での復旧

3区屋敷周辺では、3区屋敷に居住したのは、先に述べたように善養寺全域を治めるような人物ではなかったと思われるため、善養寺復旧の事業推進者の下で、3区屋敷附近の復旧事業を担当した者ではなかったかと思慮される。片や作業従事者は災害地に「踏み止まった」農民たちを想定しているが、上述の理由からその人数は郷全体に不足しているため、事業の計画推進者から再配分された人数で実施したものと推定している。

また3区屋敷は前述のように12世紀に入らなければ、屋敷そのもの、或いはその前段階となる集落遺構もなかったと判断されるので、天仁元年の火山災害に対する復旧事業に伴う前哨基地として設置されたのではないかと思慮されるものである。当初から屋敷としての構造を持ったものが建設されたのか否かは別として、3区屋敷を核として復旧事業が実施され、その一貫として水田も復旧されたのではないかと思慮されるのである。

(4) 善養寺と土公神

最後に寺院である善養寺と土公神のタブーについて触れておきたいと思う。下拙は過年、西岡芳文先生より土木事業と寺院の関係について御教示を戴いたことがあり、そのおり伺った地神、即ち陰陽道に於ける地の神、土公神のことが以来気になっている。今日でも地鎮祭が行われるが、かつては土公神を恐れて、特に年4回の土用の時期（その期間は年73日にも及んだ）には土を動かす行為全般が忌みごととなっていた⁴¹⁾。こうした観念が平安時代末期や鎌倉時代の善養寺地域でどの程度一般化していたかは不明だが、3区屋敷の墨書礎石や柱穴への磬の埋納からもその規制が窺われる。

天仁元年（1108）の浅間山噴火という天変地異に伴う復旧作業では、尚のこと土公神に対する恐れが増していたと想像される。仮に土用を避けたとしても、地鎮めへの対応は念入りに行われたものと思慮される。土公神に対する祭りは神職や陰陽師、僧侶⁴²⁾らが行ったが、仏教ではそれを密教が担っていた。その地名から推して、復旧作業、即ち土木工事について廻る災厄を避け得たのは僧侶の法力と認識されたのであり、その貢献故に厄除けに寄与した寺院の名が地名となり、或いは善養寺の建立

に繋がったのではないかとと思われるのである。

尚、下拙はこうした土木工事の禁忌という視点を今まで軽視していたのであるが、城館の建設を考える上でも留意すべき点として考えるようになって来ている。

9. おわりに

中世前期の那波郡北部の善養寺に関しては、長楽寺への寄進に関する同じ内容の文書3通があるだけで、その様相は明らかになっていない。また明治8年の上野国郡村誌には長寛2年（1162）東西善養寺分村という郡村誌中異例の古さの伝承が記されている。長寛年中（1163～1165）には南西に近接する地域で玉村御厨が誕生しており、玉村の国府支配から伊勢神宮領への転換期と時を同じくして善養寺でも何らかの動き（或いは尾崎喜左衛門の想定した興福寺の荘園誕生だったかも知れない）があったのかも知れないが、その起源も明らかではない。

今回、鎌倉時代の善養寺を探るもう一つの資料となった中内村前道跡で発見、調査された3区屋敷の分析を通して、中世前期の善養寺に於ける屋敷や周辺の景観、或いは12世紀初めの浅間山の噴火に伴う災害復旧について考えてみた。その内容は繰り返さないが、結果として屋上屋を重ねる考察となってしまったものの、僅か中世前期の善養寺の様相に触れることができたのではないかと考えている。

最後に、本稿執筆のきっかけとなる示唆を与えて下さった宮本長二郎先生、西岡芳文先生、松田直則氏、高嶋英之氏、またご教示等を賜った秋本太郎、飯塚 聡、飯森康弘、金井仁史、久保順一、須藤敏、廣津英一、中島直樹、松島久仁治、宮田毅、茂木渉の各氏に感謝申し上げます。そしてその指揮の元、3区屋敷の発掘調査を共にし、昨年逝去された故下城正氏に本稿を捧げ稿を閉じたいと思う。

註

- 1) ① 群馬県埋蔵文化財調査事業団「中内村前道跡1」2002
② 群馬県埋蔵文化財調査事業団「中内村前道跡2」2003
- 2) 前掲書1) ① 199～282頁
- 3) 前掲書1) ① 324～347頁
- 4) 堀と溝の区分は明確ではなく、主観的に分けることが多いが、下拙は土層が概ね1m以下のものは溝、1.5m以上のものを堀と呼んでいる。
- 5) 宮本長二郎による建物の解析所見は前掲書1) ①の350～353頁、宮本長二郎「第3節 中内村前道跡の建築」
- 6) 宮本長二郎は、下層は「上層と下層を一体にして屋根を葺き降ろす形式」と定義して「身舎性筋からの出を0.7～1.1mと狭いのが特徴」とされ、一方、庇は「上層とは別に垂木を覆って庇を造る」もので、鎌倉期に普及し、「南北朝以後に律令期の影響を受けて（身舎性筋からの出が）1.5m以上の庇が出現する」と定義されている。
- 7) 利根川の氾濫について下拙は「応永34年（1427）秋の洪水が最大の原因であり、以後洪水の度ごとにこの河流する流路が拡大していったとする近藤義典の見解（近藤義典「利根川の氾濫」『群馬県史』1991（1990）1～4頁）を指示している。中内村前道跡附近への洪水の列

- 道は15世紀後半前後〔文明14年(1482)秋か〕と認識される。
- 8) 前掲書2) 354～356頁
 - 9) 柴井昇寛『高野山石の研究』1973 密教文化研究所 112～119頁。石材は地元、紀の川に漂着する緑泥片岩と判断されている。尚、町石は高さ2m程の石塔で、五輪塔の地輪を棒状に延ばした形状をしている。
 - 10) 調査報告書では遺構番号に3区1区を示す「3-1-1」を付したが、本稿ではこれを省略する。また堀と溝は一括して扱ったが、溝と堀の区別を明確にするため、堀の段境を持つものは「～号堀」と表記する。
 - 11) 発掘調査でしばしば体験するように、後世の擾乱によって上位層から異なる時代の遺物が紛れ込むケースもあり、少量の遺物から時期の特定を行うのは危険である。また堀からの出土遺物は現存する城跡の特定にコウラなど現代の「遺物」が投入されるケースを見ることがあるように、掘底直直に、且つ完全に埋め戻さなければ、掘底に出土したものは以外は検封が必要である。
 - 12) 植田弥生氏(パレオ・ラゴ社)による報告が前掲書② 315～317頁に掲載されている。
 - 13) 『春樹絵図 第八巻 768 僧坊』論考編三『日本常民生活絵引 第五巻』1984 124・125頁 株式会社平凡社
 - 14) 『藤原良康城・東宮の原城一を中心に』東北中世考古学会『東北中世考古学会要書 2 掘立と堅穴 中世遺構論の課題』2001 130～148頁 高志書院
 - 15) 荒正久夫『第4章 中世前期の成立と地域性』浅野晴樹・齋藤慎一編『中世東国の世界1 北関東』2003 高志書院 89頁
 - 16) 平野謙夫『狂國の考古学』2001 青木書店 121頁
 - 17) 前野馬泉塚文化財調査事業団『今井道上 下道遺跡』1995 278～282, 371～372頁。中世の道路として6・3号道路が認識されている。
 - 18) 前野馬泉塚文化財調査事業団『上栗須遺跡 下大塚遺跡』1989 556頁。中大塚遺跡の道路遺構は鎌倉街道本道と、交差する支道の何れの推定にも乗らないが、その規模から幹線道路と考えられる。下道は吉井、富岡方面へ向かう鎌倉街道本道と上野に突っ込む直ぐの地点から高崎方面へ向かうバイパスと考えている。
 - 19) 群馬県史編さん委員会編『群馬県史料編5 中世1』1978 58・116・64頁。長楽寺文書14、元徳3年(1331)の関東下知状案。長楽寺文書71、長徳4年(1332)の由良孫三郎長長親氏寄進状案(所収)に116頁。長楽寺文書20、元徳4年(1332)の由良孫三郎長長親氏寄進状案、寛弘3年(1352)の足利尊氏安堵状に「善養寺」、「善養寺庄」の記載が見える。
 - 20) 萩原道隆監修、石川伸一発行『上野郡郡誌 誌』1986 群馬県文化事業振興会 244～254頁。善養寺が東善養寺村と西善養寺村に分かれ、東善養寺村から山王村、中内村に分けし、西善養寺村から岡家村、矢田村、横瀬村に分けたと伝えられている。
 - 21) 井野修二『善養寺』上毛文庫42 ぐまのお寺 天台宗1』1999 上毛新聞社 52～53頁
 - 22) 尾崎善左衛門『群馬の地名 上巻』1976 上毛新聞社 342頁。
 - 23) 前掲書20) 251頁。西善養寺村側の記載はない。調査報告書(前掲書2) 執筆時点で長寛2年は年代が古すぎると考え無視したが、現在は根拠が無いものとは考えていない。また少なくとも東側ではその中心が近世初頭には東善養寺の集落、即ち善養寺の中核に移っている。
 - 24) 前掲書20) 251頁。東善養寺村から山王村への分村が慶安2年(1648)、中内村への分村が慶安8年(1654)などである。
 - 25) 『北玉村』は調査文書目録(群馬県史編さん委員会編『群馬県史料編6 中世1』1984 335頁。文書番号420)、「南玉村」は15世紀前葉の文書だが北丘亮祐・思明通善書状(同『群馬県史料編7 中世2』1986 135頁。文書番号1417)に見られる。
 - 26) 前掲書22) 341～344頁。この空間論の存在故に、朝倉は那波郡から群馬県に帰属を移したと思われる。
 - 27) ① 玉村町誌編纂委員会『玉村町誌 通史編 上巻』1993 127頁の図2。
 - ② 有限会社平凡社資料センター編『日本歴史地名大系第10巻 群馬の地名』1987 平凡社 617頁。下道は北玉村は地元伝承の神人村が当るものと考えている。
 - 28) 前掲書19) 111頁。長楽寺文書66。寛弘3年(1328)の那波元宗寄進状に、那波郡飯塚郷に關して「宗元重代私領」の記載がある。飯塚郷は現在の佐波郡玉村町飯塚に比定されているが、下道は飯塚に属する岡町川も含まれていたのではないかと考えている。
 - 29) 群馬県史編さん委員会編『前橋市史 第一巻』1971 719頁を参考に記載した。
 - 30) 前掲書27)② 68～69頁。
 - 31) 前掲書①に同じ。朝倉郷域には前橋市朝倉町と南の同後園、下佐高、宮地、芳丸、徳丸、力丸の各町と西側の同上佐島町を加えている。
 - 32) 勿論、多胡郡郡に及られるように、里・郷の編成は人口に連動するのではあるが、那波・群馬両郡の郷の範囲を検討する中で、復元家が多く利用や変換後の利用(里)の振立や家路という階層の存在を重視しているように感じていた。また集里制の規制も考慮すべきだが、群馬県内の水田址を概観するに糸里水田の発生は9世紀以降で、律令期の当初のものではない。下道は郷の位置を第9区のように想定しているが、設定以前の郷は飯塚郷の範囲を考慮すると全体に西に寄った位置にあり、東山駅跡の南に位置し官路跡とされる群馬町上島島の一方向遺跡は佐味郷の郷家ではないかと考えている。東山駅跡については群馬県歴史博物館「古代のみち たんけん/東山道駅路」(2001)を参考とした。
 - 33) 峰岸純夫『中世の東国 地域と権力』1989 師範大学出版会 71～72頁。考古学的に見ても11～12世紀の出土遺物の減少がある。当時は世界的には温暖期に入っているが、我国では大温暖期(中世温暖期)から中世冷期(小寒冷期)に入る時期に当たっている。
 - 34) 前掲書33) 14～28頁
 - 35) 能登 健『群馬県下における埋没田調査の現状と課題—火山災害史への考古学アプローチ—』群馬県史研究 1983群馬県史編纂室 14～51頁(中特)35・39頁。氏は一定期間後の復旧の論議に「黒土(腐植土)の生成過程を中心とした考え方が多い」とし、考古学的に「人間の移動(遊道)は(中略)推定されていない」とし、また黒土生成は「強引な水田化によって短期間」に生じたものとしている。
 - 36) 高崎市教育委員会社会教育文化財保護課『まとも』『大八水田遺跡』(高崎市文化財調査報告第12巻、概観) 1979 52～54頁。
 - 37) 前掲書33) 29～30頁
 - 38) 前掲書27)① 128頁
 - 39) 前掲書27)① 128頁
 - 40) 群馬県史編さん委員会編『群馬県史料編5 中世1』1978頁。元徳4年(1332)の由良孫三郎長長親氏寄進状案(所収)に高山弥三郎重朝の名が見える。
 - 41) 阿久根水忠『実用贈注事典』曆の会編『曆の百科事典』1986 新人物往来社 337・338頁
 - 42) 伊藤 聰・道藤 善・松尾恒一・森 瑞枝『日本史小事典 神道』2002 株式会社京堂。97頁
- 参考文献(上記記載以外)
- 鎌倉佐佐木 浅田代増元と中世荘園の成立 浅野晴樹・齋藤慎一編『中世東国の世界1 北関東』2003 高志書院 33～64頁
- 久保田順一『中世日本の政治構造と地域』群馬県に於ける地域性の実 1994 群馬地域文化研究協議会 37～48頁
- 群馬県史編さん委員会編『群馬県通史編3 中世』1989
- 広橋用史編さん委員会編『広橋用史文』1994 広橋桃木用土水田改良区
- 小北木輝之『中世の寺院と関東武士』2002 青史出版
- 中島直樹『失われた埋没谷を求めて(序)一佐波郡玉村町を中心に—』『群馬文化27』2002 群馬地域文化研究協議会 5～19頁
- 能登 健・小島純一『見つかったカスリン台風の爪痕』『群馬文化25』2000 群馬地域文化研究協議会 62～66頁
- 宮本長二『日本中世住居の形成と発展』『建築史の空間 関口也先生退官記念論文集』1999 関口也先生退官記念論文集刊行会編 3～23頁

尻高左京亮についての覚書

—— 関東管領上杉顯定と越後国上田荘との関わりをめぐって ——

森 田 真 一

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. はじめに | 3. 尻高左京亮について |
| 2. 尻高左京亮以前について | 4. おわりに |

—— 論文要旨 ——

関東管領上杉顯定の家臣であった尻高左京亮は、これまでの上杉氏研究によって検出された島田氏、力石氏、紀五氏らと同様に、主家である上杉氏の盛衰とともに十六世紀初頭までを広く範囲に活躍した人物であったと評価される。名字の地である尻高を領有していたと推測されつつも、上野国守護所である板鼻や武蔵国有数の港湾都市である六浦、そして、菩提寺を建立して深い結び付きを有していたと考えられる越後国上田荘内の木六郷等において、その活動が確認される。左京亮の実名は景清であったと考えられ、景清は上田荘内の菩提寺である長慶庵や禪宗寺院である雲洞庵と上杉顯定との間を取り次ぐ役割を果たしていた。その際、顯定は上田荘内の寺院の経済活動や住職の任命と深く結び付いていたことが確認され、十六世紀初頭の段階における関東管領家（山内家）と越後国魚沼郡との関係は依然として維持されていた。当該期、越後上杉氏の分国内において確認される景清の軌跡に類似する氏族として、平子氏や石川氏が上げられる。両氏の活動内容から景清の存在形態は特殊なものではなく、十六世紀前半までの上杉氏一門の近臣一般にみられるものではなかろうか、という見通しを得た。

キーワード

- 対象時代 室町・戦国期
対象地域 群馬県（上野国）・新潟県（越後国）
研究対象 尻高氏

1. はじめに

本稿は、関東管領上杉顕定の家臣である尻高左京亮の動向を考察することによって、当該期における関東管領家（山内家）と越後国上田荘との関わりを若干検討しようとするものである。

佐藤博信氏の一連の研究によって、関東管領上杉氏の家臣団の実態が解明されつつある¹⁾。佐藤氏により検出された氏族は、島田・力石・紀五・判門田・木部・木曾・奥津・菊地・会田・大喜・菅野ら各氏の多数に上っている。これらの氏族の族的性格として共通しているのは、①上杉氏分国内の各地に広範に活躍したということ、②上杉氏権力の中枢に位置していたために主家である上杉氏の没落とともにその勢力を大きく衰退させたということ、である。越後上杉氏の分国内において関東管領上杉氏の家臣と階層的に概ね一致する氏族は、「上杉方被官、長尾、石川、齋藤、千坂、平子、此五人が古臣、飯沼等者非評定衆也²⁾と現れる諸氏なのではなからうか。これらの氏族と関東との結び付きは、意外に強い³⁾。そのため、越後上杉氏の分国・山内上杉氏の分国といった特権を所与の前提とすることなく、氏族の実態に即して考察を行う必要がある⁴⁾。

以下では、佐藤氏の論考に学びつつ、越後国との関わりから尻高左京亮の軌跡を追ってみたい。

2. 尻高左京亮以前について

これまでに尻高氏（尻高左京亮）に関するまとまった言及がみられるのは、佐藤博信氏の論考が唯一のもではなからうか（佐藤 1989）。佐藤氏が指摘をしたのは、以下の4点であると思われる。(1)尻高氏は上杉顕定の山内上杉氏入嗣にともなって随伴した越後武士ではないかと推察され、寛正年間（1460～1466）以降に越後関係史料に現れる。(2)尻高氏は、力石氏や屋代氏とともに上杉氏の六浦支配に関わる史料に現れる⁵⁾。(3)文亀二年（1502）に上野国守護所である板鼻において行われた関東管領上杉顕定による亡母十三回忌法要の記録によって、尻高左京亮が布施奉行に任命されていることを確認できる。(4)尻高氏は上杉顕定の権力構造において、極めて重要な位置を占めたのではないかと推測される。

以上の点は、尻高氏に関する貴重かつ重要な指摘である。特に尻高氏が越後武士であると推測されるにも関わらず板鼻と六浦においても活動が認められるという、活動範囲の広さは注目されよう。

ここではまず、左京亮についてみていく前に左京亮以前の尻高氏について確認しておきたい。その出自については、上記1)にあるように、佐藤氏は尻高氏が越後武士ではないかと推察している。尻高氏の系図や系譜類に関しては、「大神姓尻高家系⁶⁾」や「高山村誌」に掲載されている尻高氏の系譜、尻高氏過去帳がある⁷⁾。いずれの史料

も記載内容からその系統を明することは困難であるが、史料中に「沼田」などが散見されることから尻高氏の本貫地はやはり名字の地である尻高（群馬県高山村）に比定するのが適切なものではなからうか。それは、十六世紀後半と推測される正月二十一日付、尻高源次郎に宛てた某判物写に「本領尻高」と記されている点からも首肯されると思われる⁸⁾。尻高氏は名字の地である尻高を拠点としながらも、関東管領家が上田荘を領有していたことから⁹⁾、上田荘においても所領を得たのではなからうか。そして、寛正年間以降に尻高氏は拠点の比重を上田荘内に移していったようである。次の史料を確認しよう。

〔史料ア〕

奉寄進

越後国上田庄早河郷北方之内并大窪名之内御恩之地、合参拾貫文之所¹⁰⁾養父新三郎為菩提、彼長慶庵¹¹⁾致建立、為貫河庵之末庵、彼庵¹²⁾奉寄進所実也、若彼庵等¹³⁾於違乱之子孫者、可為不孝候、別紙¹⁴⁾坪付¹⁵⁾認渡中所也、仍為後日寄進状、如件、

尻高

寛正四年¹⁶⁾の八月廿二日 平亀丸

代開田

越後国上田庄木六郷 平 実綱（花押）

長慶庵之寄進状¹⁷⁾

史料アは、寛正四年（1463）に尻高亀丸と名代の開田実綱が「養父新三郎」の菩提を弔うために、上田荘の三十貫文の地を長慶庵の建立のために寄進したものである。史料アの発給される3年前の寛正元年（1460）、「尻高新三郎」が前年の長禄三年（1459）に上野国で行われた羽籠原合戦において、父が討死したことを将軍義政から賞されている¹⁸⁾。

さて、史料アから、尻高家では菩提寺である長慶庵を上田荘内に建立していたことが分かる。また、長享二年（1488）に関東から上田荘内の「安楽精舎（安楽寺）」「大義寺」まで、万里集九の案内役として尻高源次郎が付き従っている¹⁹⁾。史料アの「亀丸」と「源次郎」との関係は不明ながら、「安楽精舎」の住職である「瑞玉溪」は、尻高源次郎の家弟であるという（市木 1993）。よって、尻高氏は上田荘内に菩提寺として長慶庵を建立し、また、一族から安楽寺の住職を輩出していたことになる。この時期における尻高氏と本貫地の尻高との関わりは全く不明ながら、長慶庵や安楽寺などの寺院との密接なつながりから、尻高氏は拠点の比重を越後国上田荘内に移していったと推測されよう²⁰⁾。

以上、2)では、尻高氏の本貫地は名字の地である上野国尻高であると考えられること、尻高氏は菩提寺を越後国上田荘内に建立していることから、おそらく十五世紀半ば以降に拠点の比重を上田荘内に移していったと推測されること、などを改めて確認した。

3. 尻高左京亮について

佐藤氏も指摘するように、尻高左京亮は上杉頼定との関係で史料中に確認される。長享二年(1488)と考えられる十一月二十三日付、頼定から揚河北の中条彈正左衛門尉(定資)宛ての書状に「巨細尻高左京亮可伝語候」¹⁹⁾とみえ、永正六年(1509)七月以降の頼定の越後介入に関わる七月二十六日付、可諱(頼定)から発智六郎右衛門尉に宛てた書状に「度々尻高左京亮方へ被申越旨候哉」²⁰⁾とあるように、左京亮は頼定の側近として活動している。

とはいえ、これまで左京亮の実名や花押などは全く不明であり、左京亮と在地社会との関わりをうかがうことはできなかった。しかしながら、万里集九の『梅花無尽蔵』において、2で言及した長享二年(1488)十月に集九を関東から上田荘へと案内した「尻高孫次郎」の他に、集九から詩を送られている人物として「尻高左京亮景清」を確認できる²¹⁾。「左京亮」とは左京大夫の唐名に限定されるのではなく広く左京職の唐名ともされ²²⁾、また、当該期に官途「左京」を称する尻高一族は左京亮以外に確認されないことから、『梅花無尽蔵』に記されている「尻高左京亮景清」をこれまでみてきた「尻高左京亮」と同一人物とみてよからう²³⁾。

さらに、左京亮の実名が景清に確定されることにより、次の史料が目目される。

〔史料イ〕

当庵之御事、善実へ御与奉之由、披露仕候、雖然今日迄者是非不被申候、次長慶庵事、善隆書記可有掃治由尊意、尤心得申候、此段可被得尊意候、恐々敬白、

六月十四日 尻高左京亮景清(花押)
雲洞庵

拝復 侍者御中²⁴⁾

史料イは、雲洞庵の住職が「善実」に譲られたことを左京亮景清が以前に某に「披露」をしたが、未だに返答が得られていないこと等を雲洞庵に対して申し送ったものである。宛所に「拝復」とあることから、史料イは雲洞庵からの某への「披露」の要請を受けての左京亮景清の返信ということになろう。雲洞庵は応永二十七年(1420)に関東管領の上杉憲実によって再興された由緒をもつ禪宗寺院であり、関東管領家と深いつながりがあった²⁵⁾。史料後半の「長慶庵」は2においてみたように、尻高亀丸が養父新三郎の菩提を弔うために寛正四年(1463)に建立した寺院である。したがって、史料イの年次はそれ以降ということになる。史料中の「長慶庵」の記載が年代的に整合し、また、署判に「左京亮景清」とあることから、この左京亮景清をこれまでみてきた尻高左京亮景清としてよからう。よって、この史料から景清の花押形も確認することができる²⁶⁾。史料イは、現在確

認できる、景清の発給した唯一の文書ということになるのではなからうか。

さて、この書状において注目されるのは、文中に「披露」とある点であろう。すなわち、景清は雲洞庵の意向を景清の主人に対して「披露」する取次役の役割を果たしていると考えられよう。では、景清が取り次ぎを行った人物とは一体誰であろうか。景清が側近として活動した関東管領上杉頼定、もしくは越後守護家の当主(十五世紀後半では房定か房能)が考えられよう。この点については、景清と頼定のつながりや上田荘が関東管領家の所領であったということ、また、長慶庵址の所在地である大木六に位置している木六神社の創建に関する所伝に、「関東管領上杉ノ将校尻高平ノ亀丸ノ殿居致シ」とあることから²⁷⁾、景清が「披露」を行った人物を上杉頼定とみてよからう。さらに、「披露」の文言に着目すると、次の史料が目目される。

〔史料ウ〕

当方丈御建立之御費用之員数之事承候、番匠等仁相尋候立者、五万疋御座候者、可被為造畢候由申候、雖然於関東御静謐之上者、必可有御建立歟、只今者御無為之儀無之候間、及同年方丈之形無現出候、且者先残之遺場之事候、愚僧も老期与申、病者与申、一則も早速ニ致立度願望候儘、庄中各々へ働加之儀申度候、但シ御屋形様之御意如何与存候、若又尤も被思召候者、奉加之儀可思立候、以此旨可然之様ニ御披露簡要候、恐々敬白、

三月廿一日 猷映

進上 尻高左京亮殿²⁸⁾

史料ウは、長慶庵の「方丈御建立」のために多額の資金が必要であるため、「奉加」金を「庄中」において徴収してよいか「御屋形様」に「御披露」して欲しいと猷映が尻高景清に対して要請したものである。文化二年(1805)の「寺院取調」という史料に、雲洞庵六世の猷映が一時荒廃した長慶庵を再興したとあり、それが史料ウの署判者である猷映のようである²⁹⁾。猷映は永正五年(1508)八月に寂しているようなので³⁰⁾、史料ウはそれ以前のものである。宛所が景清であり、長慶庵に関する内容であること、「御屋形様」の前に關字のあることから、文中の「御屋形様」を史料イの「披露」相手である上杉頼定とみてよからう。

注目すべきは、「庄中各々へ働加之儀申度候、但シ御屋形様之御意如何与存候、若又尤も被思召候者、奉加之儀可思立候」とある点であろう。この「庄中」とは、長慶庵を含む荘園、すなわち上田荘のことであろう。上田荘内において「奉加之儀」(奉加金)を徴収するためには、「御屋形様之御意」、すなわち頼定の承認が必要であったことがうかがえる。文龜二年(1502)に頼定が行った法要において景清が「布施奉行」を務めていることか

ら²⁷⁾、景清と寺院との特別な関係も想定される。しかしながら、やはり、上田荘内における経済活動の権益と顕定とは深く結び付いていたのではないだろうか。

というのは、顕定と上田荘との関わりを示す史料として、顕定が雲洞庵に対して「頭城郡苅田」と「福光」の寺領を「上田庄馬場郷内阿沢分」と交換して、その所領を保障した六月二十八日付の史料が存在するのである²⁸⁾。「越佐史料」によって、この史料は顕定の越後介入に関わらせて永正六年(1509)に比定されてきた。しかしながら、顕定の花押は三種頭認められ(花押I、花押II、花押IIIとする)、花押の改判時期からこの史料を永正六年に比定するのは適切ではない。概略を述べると、この史料において顕定は花押IIを用いており、年次の推測される花押II使用の最下限は文亀二年(1502)に三田弾正忠に充てた三月晦日付の書状である²⁹⁾。また、顕定が花押IIIを用いている確実な初見史料は、永正元年(1504)と推測されている九月二十五日付の大森寺部大輔宛書状である³⁰⁾。したがって、雲洞庵に対して寺領安堵を行った史料は、少なくとも永正元年以前のものということになる。永正六年の越後介入に際して顕定は雲洞庵に対して寺領安堵を行ったのではなく、永正元年以前から顕定と雲洞庵との間には所領安堵の関係があったのである。

史料イ・ウをあわせて考えると、少なくとも上田荘内の雲洞庵や長慶庵などの住職の任命や寺院の経済活動の承認に、関東管領家が深く関わっていたことは間違いないであろう。その際、両者の取次役として活躍していたのが尻高景清であった。

「御屋形様」である顕定との密接な関係によって活躍をした景清も、永正七年(1510)六月の顕定降没によって力石氏などと同じように大きく勢力を後退させたようである。長尾為景の活動した時期に作成されたと推測されている³¹⁾信濃高梨氏の所領注文において、「上田内尻高左京亮知行分」が「替地」として為景から高梨氏に対して「相渡」されていることが確認できる³²⁾。「上田」とは上田荘のことであろうから、この「尻高左京亮」を景清とみてよからう。景清の所領が取り上げられる契機となったのは顕定の死去以外には考え難いことから、この史料の作成年代は永正七年六月以降であろう。これによって、尻高氏の³³⁾上田荘内における所領が喪失したと考えられる。後年の永祿四年(1561)作成と推測される「関東幕注文」³⁴⁾において「尻高左馬助」を「沼田衆」の中に確認できることから、尻高氏の活動拠点が本貫地の「尻高」に移ったと推測されよう。

尻高氏は、十五世紀後半から十六世紀初頭を通じて、菩提寺を建立した越後国上田荘や上野国守護所である板鼻、江戸湾の有数の濃津である六浦などで広く活動していた。そして、その後に尻高氏は本貫地の尻高の地に移

住して、十六世紀後半の局面に対処していったと推測されよう。

4. おわりに

以上、本稿では、①尻高氏は尻高の地を本貫地としつつも、菩提寺を上田荘内に建立するなど上田荘を拠点にしていたことがうかがわれる、②尻高左京亮の実名は、景清であると考えられる、③景清は、雲洞庵や長慶庵などの上田荘内の寺院と関東管領上杉顕定との間を取り次ぐ役割を果たしていた、④関東管領家と上田荘との間には経済的に密接な関係が推測される、⑤尻高氏は顕定の死去とともに上田荘内の所領を喪失し、拠点を本貫地の尻高に移っていたと推測される、といった点を確認した。

これまでみてきた尻高氏の動向に類似する氏族として、平子氏や石川氏が上げられる。平子氏は本貫地である平子郷(武蔵国)を十六世紀前半まで領有しながら、越後守護上杉房定や上杉房能の近臣として活躍していた³⁵⁾。石川氏は平子氏と出自を同じくし、十四世紀後半に犬懸上杉家の近臣としての活動が認められる³⁶⁾。十五世紀後半から十六世紀初頭にかけては「石川駿河守」が越後を拠点にしつつもしばしば関東へ越山しており、越後守護の上杉房定や上杉房能、関東管領上杉顕定・上杉憲房、八条上杉家などの上杉氏一門との多様で密接な関わりが確認できる³⁷⁾。上杉氏の近臣であった氏族の存在形態は、上杉氏の政治動向に大きく規定されたものであった。

散在的な所領を有していた彼らが本拠を中心に集住し、本格的な領域支配を展開するのは、次の段階であろう。このことは、要害や館と町場が一体化する戦国期城下町の本格的な形成が十六世紀初頭(前半)以降である、という指摘とも緊密に結び付いてくると思われる³⁸⁾。

註

- 1) 佐藤氏の³⁹⁾上杉氏に関する研究は(佐藤 1989、2000)などを参照。
- 2) 『藤原朝日録』長享二年(1488)七月十日条。該箇所は、『鎌倉御家人 平子氏の西遷・北遷』(横浜市歴史博物館、2003、108頁)に写真が掲載されている。
- 3) 周知の通り、長尾氏は関東において総社・白井・足利等に分流して活躍している。石川、平子両氏についても、後述するように関東とのつながりが深い。千坂氏も、石川氏と同様に大懸上杉家の家臣として現れている(山田 2003)。
- 4) 関東管領家・越後守護家・上・桑家などの上位権力における血縁関係を媒介とした権力行使の実態については、(森田 2001)参照。
- 5) 『古文書文庫』『神奈川県史 資料編3 古代・中世(3下)』6454号、6456号。力石氏に関しては(佐藤 1989)、厩代氏に関しては(井原 1995)参照。なお、十五世紀後半の段階において、越後国内においても力石氏、厩代氏の活動が確認できる。力石氏に関しては、「蒲原郡白河庄寺段銭帳」の金津保において「力石万」とあり(斎藤実秀氏所蔵文書)『新撰西史 資料編 中世補遺』4450号)、厩代氏に関しては、明応六年(1497)四月に中条氏に宛てて発給されたと考えられる段銭請取状の通寄者の一人に「厩代近江守頼国」を確認できる(山形大学

- 所蔵 中条家文書〔新潟県史 資料編4 中世2〕1855号)。両者とも詳細は不明ながら、信濃国と上杉氏の関わりが深かったという佐藤氏の指摘は、越後国に関しても当てはまるのではなからうか(佐藤 1989など)。なお、上杉氏の六浦支配に関しては、(佐藤 2000) 参照。
- 6) 『談柄』〔群馬県史 資料編7 中世3〕1859号)
- 7) 『御願国庫大徳性尻高家系』(マイクロフィルム版「上杉文書目録」リール番号3、整理番号40)に所収。
- 8) 『高山村誌編纂委員会 1972』参照。
- 9) 『歴代古案』(『戦国建文 後北条氏編』第三巻、248号)では、本史料の写本を(北条)氏邦として、年次を天正十一年(1583)と推測する。羽下彦彦校訂『歴代古案 第四』(1160号、統群書類定完成会)では、写本を民部と読み、年次も未詳であるとする。
- 10) 文安元年(1444)八月に関東管領の上杉憲実が、「越州上田庄」等を「次男龍春(房嗣)」に対して譲与している(『上杉家文書』〔新潟県史 資料編3 中世1〕815号など)。
- 11) 『龍泉院文書』〔新潟県史 資料編5 中世3〕2549号)
- 12) 『新内書家・御内書引付』〔群馬県史 資料編7 中世3〕1659号)
- 13) 『梅花無尽蔵』(『五山文庫新編』第六巻)
- 14) 史料7に「上田庄木六郎」とあるように、長慶庵は現在の塩沢町大木六に比定されるようである。大木六には、尻高家朝が居住していたとされる「殿証数」という地名があるという(かみくひむしの会 1972)。また、大木六には「宿屋千軒」と呼称される繁栄した地があったとされ、その他に長慶庵があるという(金子 2002)。尻高氏と木六郎との密接なつながりや木六郎の繁栄した証とならうか。
- 15) 『東京大学史料編纂所所蔵 中条家文書』〔新潟県史 史料編4 中世2〕1742号)
- 16) 『反町英作氏所蔵 勇賢氏文書』〔新潟県史 史料編4 中世2〕1640号)
- 17) 『梅花無尽蔵』については、(市本 1993)参照。また、『梅花無尽蔵』における「尻高左京亮景清」については、(中川 1997)が言及している。
- 18) 『左京亮』の源起については、(市本 1993)参照。
- 19) 『梅花無尽蔵』において集九が景清を「有平源之親」(わずかな知り合いであった(市本 1993))と述べているように、それまでに両者の間にはわずかながら交流のあったことを示唆している。また、『梅花無尽蔵』によって集九と交流のあったと認められるのは、越後関係では守護上杉定実、長尾輔成(存胤)、宇佐美孝忠、千坂実高など政治的・文化的に高い水準にあったと思われる人物である。このことから、景清の社会的地位の高さがかがることができよう。
- 20) 『雲洞庵文書』〔新潟県史 資料編5 中世3〕2529号)
- 21) 憲実と雲洞庵との関わりについては、(田辺 1999)参照。現在でも雲洞庵には、憲実の木像や憲実が愛用したと伝える天目茶台があるという。
- 22) 史料イの景清書状(雲洞庵文書)については、新潟県立文書館架蔵の写真版によって確認をした。なお、雲洞庵文書や龍泉院文書に関しては、(鶴久 1989)に多数の写真が掲載されている。
- 23) 『明治十六年南魚沼郡神社明細帳』〔塩沢町史 資料編』上巻、第二編中世、65号)
- 24) 『龍泉院文書』〔新潟県史 資料編5 中世3〕2550号)
- 25) 長慶庵の建立に関しては、(山上 2002)参照。
- 26) 『塩沢町史 資料編』上巻、第二編中世、49号の注による。
- 27) 前掲『談柄』
- 28) 『雲洞庵文書』〔新編 新潟県史 資料編5 中世3〕2530号)
- 29) 『武州文書』〔新編 埼玉県史 資料編6 中世2〕64号)。本史料については、(湯山 1977)参照。また、額定の花押形については、東京大学史料編纂所架蔵の影写本によって確認をした。
- 30) 『相州文書』〔北区史 資料編 古代中世1〕254号)。本史料の額定の花押形についても、東京大学史料編纂所架蔵の影写本によって確認をした。
- 31) (湯本 1981)参照。
- 32) 『高野文書』〔新潟県史 史料編5 中世3〕3502号)
- 33) 『上杉家文書』〔群馬県史 資料編7 中世3〕2122号)

- 34) 平子氏については、(矢田 2003)参照。
- 35) 石川氏と大懸上杉氏に関しては、(山田 2003)参照。
- 36) 十五世紀末から十六世紀前半にかけての八条家の越後での動向に関しては、(藤田 2004)参照。『石川義河守』については、「守護上杉定実と守護代長尾為景」(『越州市史 通史編2 中世』第三編第二章、上巻、2004年末刊行予定)において述べる予定である。
- 37) (斎藤 2002)参照。越後国における十五世紀末の権力の移動や、十六世紀前半における領主権力の本拠の形成については(矢田 2001)参照。

参考文献

- 市本武雄 1993 『梅花無尽蔵』第二巻、第三巻、統群書類定完成会并願今朝男 1995 『文書からみた歴代氏の動向』『歴代城跡範囲確認調査報告書』東海市教育委員会
- 金子 達 2002 『中世の交通と産業』『塩沢町史 通史編』上巻、中世第五巻、塩沢町
- かみくひむしの会 1972 『越後国上田庄と上田家—第三次調査報告—』「かみくひむしの会」8号
- 齋藤慎一 2002 『終章』『中世東国の領域と城館』吉川弘文館
- 佐藤博信 1989 『上杉氏奉行人石氏について』『中世東国の支配構造』思文閣出版、初出1988
- 佐藤博信 2000 『新潟六浦における大書氏と山口氏の位置』『江戸橋をめぐる中世』思文閣出版、初出1998
- 高山村誌編纂委員会 1972 『高山村誌』
- 田辺久子 1999 『上杉憲実』吉川弘文館
- 中川健之助 1997 『方里集九』吉川弘文館
- 細矢菊治 1989 『塩沢町の文化財』カクコウ印刷
- 森田真一 2001 『上条上杉定憲と享保・天文の乱』〔新潟県史』46号
- 森田真一 2004 『戦国の動乱』〔笹村村史 通史編』中世第四巻、新潟県書神村
- 矢田俊文 2001 『上杉謙信とその時代』『よみがえる上杉文化—上杉謙信とその時代—』新潟県立歴史博物館
- 矢田俊文 2003 『中世平子文書の伝来と越後平子氏』〔鎌倉御家人 平子氏の西遷・北遷』横浜市歴史博物館
- 山上卓夫 2002 『内乱と守護の時代』『塩沢町史 通史編』上巻、中世第三巻、塩沢町
- 山田邦明 2003 『大懸上杉氏の政治的位置』『千葉県史研究 第11号別冊 中世特集号 中世の房総、そして関東』千葉県湯本第一 1981 『高野氏の全盛』〔中野市誌 歴史編(前編)』第三編第二章第三節、中野市誌編纂委員会
- 湯山 宇 1977 『大江姓長弁氏の最後』『多摩のあゆみ』7号

江戸時代天明三年の浅間山泥流に埋没した建物の調査から

— 群馬県佐波郡玉村町上福島中町遺跡で見えられた建物について —

小野 和之

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. はじめに | 4. 泥流により埋没した建物跡 |
| 2. 遺跡の概要 | 5. VII区1号建物跡の調査 |
| 3. 天明三年浅間山大噴火と泥流 | 6. おわりに |

— 論文要旨 —

関東山地の北西、長野・群馬両県境に屹立する標高2,568mの浅間山は、日本における有数の活火山として知られている。有史以来噴火を繰り返し、多くの被害をもたらした山である。この浅間山が江戸時代後期に大噴火を起こし、この際発生した泥流は吾妻川から利根川に流れ込み、兩岸の村々に多大の被害をもたらした。この噴火と泥流による犠牲者は記録によれば1,400人を越したとされている。

群馬県佐波郡玉村町に所在する上福島中町遺跡はこうした村の一つで、河川改修に伴う発掘調査の結果、泥流に埋まった建物や畑、道などが当時の様子をそのままに現した遺跡として注目された。

この時の被害の様子は多くの古文書等に記され、そうしたものの研究から被害の様子はかなり詳細になって来ているものの、具体的な資料提示としての発掘調査は、これまでは主として畑跡が中心で、建物しかも一般の民家の調査例は極めて乏しく、今回の調査が多くの新しい所見を提供するものとして注目される所以でもある。

小稿では上福島中町遺跡において調査された建物跡の内、壁や床などの建物の構造を、具体的に窺い知ることのできる調査例となった建物跡（VII区1号建物跡）を取り上げ、その調査結果から建物構造に迫り、さらには泥流埋没時の状況を考えて行きたい。

キーワード

対象時代 江戸時代
対象地域 群馬県
研究対象 天明泥流 民家構造

1. はじめに

上福島中町遺跡は佐波郡玉村町上福島中町に所在している。利根川の河川改修工事に伴い、平成13年6月から平成14年11月（平成14年8・9月を除く）まで発掘調査が行われた。

調査の結果、古墳時代～江戸時代にかけての遺構、遺物が検出された。それぞれの遺構面はシルト質、あるいは微砂質土で覆われていた。特に中世以降（利根川変流以後）については利根川の影響を幾度となく受けてきたことが堆積土層の様子から窺える。

今回取り上げる江戸時代に関しては、洪水で覆われた面と天明泥流で覆われた2面が明瞭に確認されている。小鍋では極めて遺存状況が良好であった天明泥流に埋没した建物跡に関して、観察結果から導き出された、いくつかの所見を述べることにしたい。

2. 遺跡の概要

上福島中町遺跡は天明三（1783）年の浅間山大噴火に伴う軽石（As-A）、およびこれに伴って発生した大規模な泥流によって埋没した遺跡である。

利根川の左岸に位置し、標高は現地表面で約69mである。調査区は現在の堤防下を含む幅約50m、長さ約300mにわたっている。

検出された天明三年の遺構面は、厚さ5～10cm程の軽石と、その上に0.5mから1.5mもの厚さに堆積した泥流によって覆われていた。

調査の結果、建物跡と、これに付随する井戸や便所さらには屋敷を取り巻くように造られた畑、道、溝などが発見されたのである。また、建物内からは当時の生活具が数多く出土しており、埋没した日時が抑えられることから、資料としても注目される。

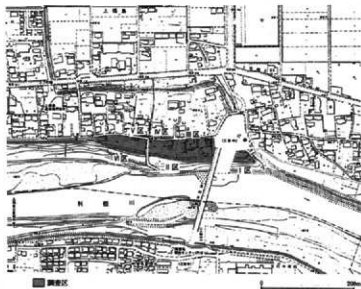


図1 上福島中町遺跡調査範囲

3. 天明三年の浅間山噴火と泥流

群馬、長野県境に位置する浅間山が、未曾有の大噴火を起こしたのは、天明三（1783）年8月5日のことであった。数ヶ月前より噴煙、軽石などを度々噴出し、群馬、長野両県に被害をおよぼしていたが、ついにこの日を迎えたのであった。この大災害の様子は県内はもとより県外においても様々な文書、絵図に記され今日に伝えられている。

利根川を流れ下った泥流が上福島村に到達したのは8月5日（新暦）午後2時前後であった。

地元の言い伝えによればこの日昼過ぎ、利根川の様子もいつもと違い、不安に思った人々がいぶかしく見ていたところ、突然今まで流れていた川の水が急激に減少し枯れ川になってしまった。そしてしばらくすると速く上流の方からカラカラと石がぶつかり合うような音が聞こえ、その音が次第に大きくなって来たと同時に、真っ黒な泥水が津波のように利根川を流れ下り、堤を乗り越え兩岸に溢れ、家や畑を呑み込んでしまったということである。この話の真偽はともかくとしても、そのときの様子はこれに近いものであったろうと察せられる。

古記録によればこの泥流により上福島村では、家101軒の内49軒が流出、あるいは泥入りの被害を受けたと考へる²⁾。今回検出された建物は後者の被害を受けた家と考えられる。

4. 泥流により埋没した建物跡

上福島中町遺跡において検出された遺構としては、建物10棟、便所6棟、井戸が2基、畑、溝、道等である。建物はいずれも川原石を用いた礎石を長方形に配している。建物の建つ場所は周囲から約20cm程高くなっている。遺跡内はほぼ全面軽石に覆われた状態であったが、建物内には軽石が見られなかったことから、軽石降下時には屋根があり、建っていたことが分かる。建物は泥流に直接覆われた状態で、残された遺物に関しても同様であった。当初は建物の柱や壁などの構造物が残っていないと見られたが、調査を進めて行く中で柱の痕跡、壁、さらには床材の存在が明らかになった。

各家の中には電や囲炉裏が作られており、当時使われていた陶磁器類、銭、煙管さらには石臼などが出土している。囲炉裏はいずれの家にも見られ、土間と座敷の間に作られているものが主体を占める。大きさは約1m四方（やや長方形のものもある）で、板材などは残ってはいなかったが、焼土がほぼ正方形に回り、中には炭化物、灰が検出されている。また北東隅部分に電状に作られた施設を持つものも見られる。

出土物は当時使われていた生活用具である陶

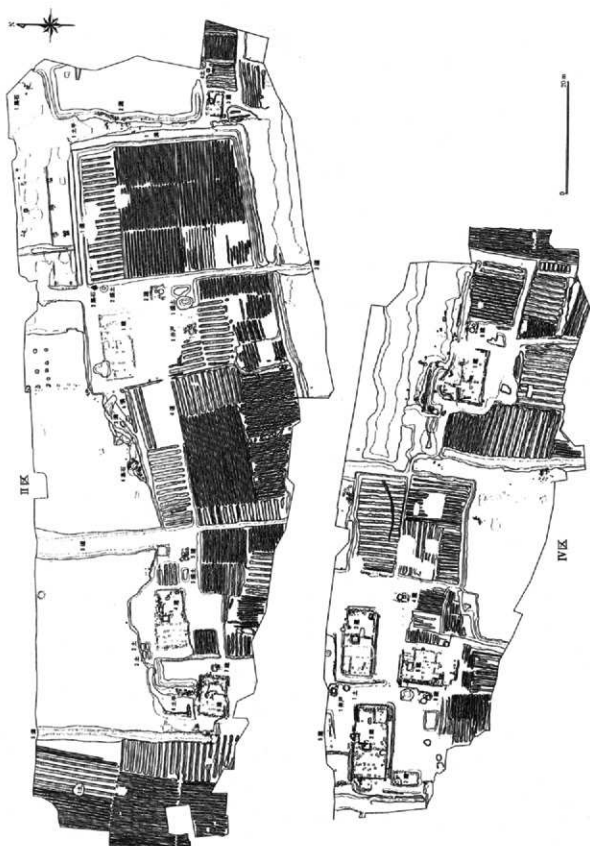


図2 上福島中町遺跡全体図

磁器類、鉄器類、煙管などの銅製品、銭、石白などである。また、屋根や柱材などはほとんど残っていないが、木材が腐食して空洞になったところに砂が入り込んでおり、外壁を支える柱に関してはその構造が明瞭に観察できる。

井戸は深さは4m以上である。内部は川原石が円形に丁寧に積まれ、周りにも敷かれたように比較的平らな石が置かれていた。便所は4棟が検出されている、礎石が長方形に配され、おそらく西側が開いた上屋があったと考えられる。木桶が埋め込まれた円い大小の土坑が南北に2カ所並んで検出されている。

畑は庭の面より一段高くなっており、畝は南北および東西方向のものが見られる。やや畝幅の狭いものと広いものがあり、作られていた作物の違いと思われる。屋敷の北側には東西、および南北に走る一段低くなった道状の遺構が検出されている。遺構面は平坦で硬く締まっており、赤茶色で明瞭に認識される。これらの遺構の埋没状況については直接覆う軽石(As-A)の厚さは約5cm(土圧等で圧縮されていることも考えられる)で、遺跡全面を覆っていた。この軽石については除去したり集めたりした様子は認められなかった。また建物内には見られず、雨落ち溝の部分で切れ、厚みが増している。これは屋根に降下した軽石が下に落ち、厚くなったものと考えられる。このことから、建物の四方の雨落ち溝および軽石の厚さを見ることで、屋根構造が寄せ棟か切妻であったかの傍証にもなり得る。

調査区内で確認された泥流の厚さは1.5m前後で、かなりの火山成の礫も多く含んでいた。かなりの勢いで流下してきたはずであるが、直前に堆積した軽石を巻き込んだり、押し流したりした状況は見られなかった。また、現状で確認される泥流の厚さが堆積当時とあまり変わってはいないと考えられることなどから、埋没時には建物の上部分は出ていたものと思われる。

泥流は床下部分も含み、建物の隅々にまで流れ込んでいる。内部に置かれていた遺物についても総て直接泥流に覆われているという状況であった。また、建物内部に流れ込んだものと、外側にある泥流を観察してみると、明らかに内部に流れ込んだものの方が混入する礫は小さく、全体に細粒化している。

泥流中には大小さまざまな礫(多くは火山成の石であるがいわゆる丸みを持った川原石なども含まれる)が入り込んでいた。中には径が50cmにも達するものもある。土質は砂礫質であるが微細な砂の他、やや粘性を持った土も含んでおり、予想以上に支持度は高い。今回の調査所見では建物の壁の遺存状態や、遺物の出土状況などから、ここ上福島中町遺跡における泥流の勢いは文献から想像されているよりも弱かったものと考えられる。また流れの方向も必ずしも西側上流方向からに限られるの

ではないようで、建物によっては逆に西に向かって倒れこんでいる壁も確認されていることから、泥流は川の蛇行の状況や、溢れ出した場所の地形などによって渦を巻いたり逆流したりと様々な方向に流れたものと考えられる。

5. VI区1号建物跡の調査

本建物はVI区の東寄り、利根川岸からはおよそ30mの場所に建てられている。南と東側に若干の畑が作られており、北側は約1m程高くなった土手状になっている。この建物については極めて残りの良い状態で壁および柱跡などが確認されたことで特筆されるものであり、調査中観察された所見を改めて検討し、泥流の流れの方向や強さ、建物の埋没状況、建物の構造、遺物の置かれた位置などから埋没時の様子を考えたい。建物は北西部分にヘヤを持つ曲り屋で、この形状のものは調査された建物の中では唯一である。北東隅部分は後世の掘乱坑により壊されている。

建物の規模は東西の開口9.58m、奥行6.72(3.84)mである。

本建物はVI区の調査開始後最初に検出された建物であったが、南側部分が堤防の下に掛かっていたために、北側と南側の2回に分けての調査となった。

掘り下げを行ってゆく過程で壁の存在が確認されたため、その状態を残す形で調査を進めた。その結果、西側の壁および北側の壁が良好な状態で検出された。西壁は礎石から立ち上がり、厚さ約4m、高さ約1mが残っていた。また柱に関しては、材そのものは失われてしまっていたものの、柱部分に細かい砂質土が入り込んでいたために形状が明瞭に残っていた。柱および壁の形状を保持するために、壁とともに泥流部分についても残して掘り下げを行った。壁部分の断面の厚さは3~4cmで、柱部分は一辺約9cmである。

壁の状況は西壁は上流から押されたように東側にやや倒れ掛かり、中位で折れて建物の内側に倒れこんでいた。また北側のヘヤの壁については泥流の勢いに押しされ、柱ごと大きく折れ曲がり、建物の外側に押し出された状況が観察された。

結果的に建物は、西側の壁は倒壊を免れたものの、全体としては北東方向にややねじれるように倒れこんだものと思像される。

また建物内部を仕切っていた壁も明瞭に残っていた。さらに建物内部には泥流中に板の間の痕跡を残す有機質の層が地面から約25cmの高さで水平に残っていた。

建物内の施設については、中央やや北寄りに囲炉裏が設けられている。やや南北に長い長方形であるが、北東部分に小さなかまど状の作りを持つ張り出し部分が付設されていた。囲炉裏の規模は張り出し部分を含め1.4×

1.0mで現状での高さは約20cmである。構造は周囲に30cm前後のやや大きな石を並べて押さえとし、長方形に粘土を廻して構築している。内部は泥流で直接覆われ、その直下に灰、炭化物が互層に堆積し、最下層に焼土が見られた。

また置き竈が入り口の左手に検出された。竈90cm、横60cm、高さ約30cmの大きさで、鍋を置く部分は60cmの方形で、四隅に竈を作る際の芯材の跡と見られる3から4cmの穴が縦に空いている。上部には、かなり壊れた状態ではあるが鉄鍋が掛かった状態で出土している。鍋は破損が著しく、原状は留めてはいなかったが、良く見ると鍋の西側部分が内側に折れ込んでおり、この方向からかなり強い力で押された状況が観察された。この竈は検出時、焚口を東にして土間の南西の位置に置かれていた。内部には泥流が入り込んでいたが、火床面には灰層が残っており、内面は赤く焼けていた。

他の施設としては、土間の北側屋外に径50cm、深さ40cmの排水坑が検出された。内部には底から半分以上の高さまでAs-A軽石の堆積が見られた。ほぼ直立に掘り込まれており内面の壁に木桶の痕跡が見られた。

出土遺物は板や徳利などの陶磁器類をはじめ鉢や焙烙、磁石、石白などの石製品さらには鉄・銅製品が多く出土している。

陶磁器類は囲炉裏周辺部に集中する傾向が見られた。この他、コザ、ナンドの床下において蒔かれたように多量の銭（銅・鉄銭）が出土しており、小判を模した銅製模銭なども見られ注目される。



写真1 検出された壁および柱痕

建物北側部分を南から見る。高さ1mほど残された柱、壁である。壁の保持のために傾いた側の泥流を残してある。上端断面に白くつながって見える部分が壁。内側縦に幅9cm程に壁が溝状に切れた部分が柱痕、検出時には壁の土に比べ軟質で締まりの弱い砂質土が詰まっていた。

手前の西壁部分はやや東に傾いたものの良く残っている。この壁と直角に残る壁は部屋の仕切りである。この

角と東端には柱が確認されている。北側のナンド部分の西壁は折れ曲がり、北側・東側の壁は大きく外方向に押し出されている様子がわかる。この壁の一部分が切れているが、これは試掘時のトレンチによる。



写真2 検出された壁および柱痕

写真1をやや東側から見たものである。北側に押し出された壁の内側に90cm程の間隔で柱痕3本が見られる。手前左側の高い部分は現在の堤防である。

建物の北側は一段高くなっているのがわかる。建物との間はかなり狭くなっており、面は硬く締まっていたことから日常頻繁に人が通っていたものと考えられる。



写真3 ヘヤの仕切り壁内側の状況

下から30cm程の高さの位置に土質の違いが観察され、横一列に半截された竹の並びが痕跡として残る（竹スノコカ）。この部分が床の高さと考えられる。その上には横方向にやはり竹材の痕跡が残る。ただし、この竹材痕は並びがやや乱雑で壁との間には泥流層が挟まっており（トレンチから掘ってある部分の奥に見えるのが壁面である）、壁に付随したものではなく、天井などに利用されていたものが下に落ちた可能性も考えられる。

ヘヤの仕切り壁をはずしたところ、西側の壁との隅に、押し付けられて二つに割れた状態で鉢が出土した。泥流により押されたのか、西側の壁が傾いた圧力に拠ったものかは明らかでないが、部屋の隅に立て掛けられていた



写真4 ヘヤの隅から出土した鉢

ものであろうか、地面から約30cm程の高さ（床面）で出土。大形の在地産捏ね鉢である。

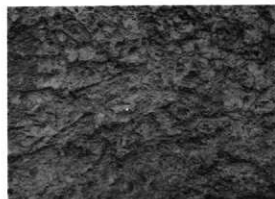


写真5 壁面の近接写真

コザとナンドの仕切り壁の表面を平らにやや削った状態。淡黄褐色の砂質土中に長さ3～5cmの茶褐色の禾本科植物の茎状痕跡が認められた。壁土に混ぜ込んだスサと思われる。



写真6 壁の竹小舞痕

北側に大きく押し出された壁の表面を少しずつ削っていったところ、部分的ではあるが一辺数cmの格子状に土質が異なっていた、壁下地の竹小舞痕と思われる。巻

きつけた縄などの痕跡は認められなかった。竹の部分は黒い砂壤土である。他の壁についても同様に確認を試みたが明瞭には認められなかった。

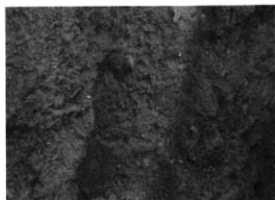


写真7 柱に打ち込まれた釘

ナンド北側に押し出された柱材部分の砂質土を取り除くと中央部やや左に先端部分が現れた、先端部に欠損は見られなかったが先端部分はかなりヤセタ状態であった。太さは最大7mm程で残存の長さは5cm以内である。家の外側から打たれている。地面から釘までの高さは約45cm程であった。柱部分に釘が残っていたのはこの一ヶ所のみである。



写真8 建物を埋めた泥流の断面

北側の壁部分を除去した建物の東西断面である。右側泥流下に白く堆積しているのがAs-A軽石である。建物内には全く見られず、雨落ち溝部分でやや厚くなっているのがわかる。

断面には内側に倒れこんだ壁の様子が明瞭に残っている。またヘヤの内部には床面と思われる高さで上下に土質の違いが見られる。

掘り上がった囲炉裏を上から見た状況である。上の石の並びは北側外壁の位置である。

囲炉裏は一辺約90cmで粘土で方形に作られている。東側を除いた周囲に石が廻る。囲炉裏の東側は粘土壁が見られず、板で仕切られていた可能性もある。右側は土間



写真9 検出された囲炉裏

である。また囲炉裏の北東部分が馬蹄形に作り出されている。



写真10 建物南側部分の壁の検出状況

建物の南西部分の状況である。上流から押し寄せた泥流の力によって内側に倒れこんでいる。西壁も上下三つに割れて内側に倒れこんでいる。切れた部分は貫板が渡されていたものと思われ、縦方向にも見られる。壁は南側にも50cm程の高さに残っている。



写真11 泥流除去後の建物南側部分の状況

検出した建物を東から見た状況である、北側はすでに調査が終了している。南側および東側の礎石上には根太

の存在が確認されている。建物手前側が土間で硬く踏みしめられていた。この土間部分では、壁や柱痕は明確な状況では確認できなかった。入り口付近には石臼(下臼)が置かれ、その西側には置き竈が見える。

南側は平坦な庭になっており、建物の礎石に沿って雨だれ部分が浅く溝状になっているのがわかる。西側には畑が見える。



写真12 出土した置き竈(へっつい)

長方形で東側に四角の焚口が見える、焚口手前は舌状に延びている。上には鉄鍋が掛かった状態で出土している。四隅に作る際の芯材の穴が見られる。内部には泥流が入り込んでおり、火床面には灰、炭化物が堆積し、内壁面は赤く焼土化していた。移動するためおそらく板の上に置かれていたものと思われるが確認はできなかった。



写真13 建物南側の根太痕と倒れこんだ壁

南側の礎石上に渡された根太の痕跡(壁の左側礎石上の直線部分)と土間部分に倒れこんだ壁の一部。上が利根川方向で、壁は北東に向かって倒れている。壁の中央に貫板の痕跡が見られる。置いてあるボールの長さは2mで先端部分から右は板床の痕跡が見られる。写真下には囲炉裏の一部も見える。また、置き竈はボールの下の位置で検出されている。

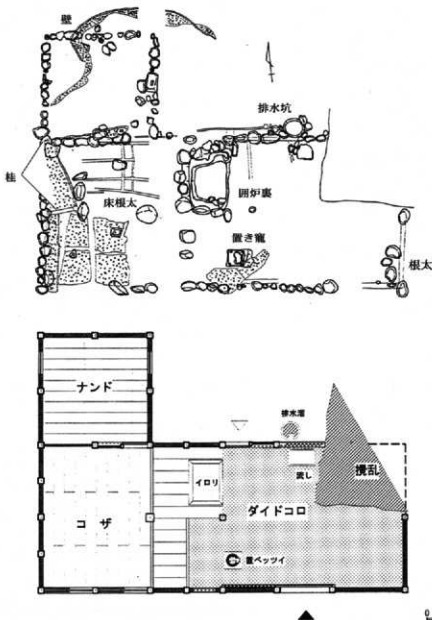


図3 W1区1号建物跡壁・柱痕検出状況および間取り推定図

6. おわりに

天明三年の浅間山大噴火とこれに伴って発生した泥流による被害は想像を絶するものであった。これまで文書に記された内容の検討などから、8月5日前後の人々の混乱の様子、人や馬などの被害数、さらには田や畑の面積などは知られているところではある。

発掘調査は泥流によって被害を受けた地域の範囲特定、被害後の復旧の状況などを明らかにすることの他、埋没した天明三年8月5日以前の村の様子(景観)、や出土遺物の検討から江戸時代後期の生活に関して多くの情報を得ることができるのである。

火山や地震による災害は人間の力では未だどうすることもできないものであるが、過去の被害の様子を知って

おくことは、今後必ずやってくる災害に対する備えとして欠くことのできないものであると考える。

同時に、天明泥流は江戸時代後期の地方の村の様相をつぶさに後世に伝えてくれているという皮肉な面を持っていた。上福島中町遺跡では江戸時代に関しては大きく2面の調査が行われ、遡ること41年前の寛保二(1742)年8月1日の洪水で埋没したと考えられる建物、道、畑が確認されており、天明三年の面で検出された建物、道、畑はその洪水層の上に作られていた³⁾。さらに、地元に残る文政四(1821)年(天明泥流災害の38年後)に描かれた絵図には泥流により埋まってしまった建物の上にほぼ地割りを同じくした屋敷敷図が描かれている。

利根川という大河川に近接して生活する人々の宿命と

はいえ、今日のように治水の整っていない状況の中で、その土地に対する愛着心と、繰り返す自然災害にも臆しない人間の力強さを感じずにはられない。

註

- 1) 平成12年、本遺跡に隣接した場所で玉村町教育委員会により下水道管敷設工事に伴う発掘調査を実施。泥流下で建物跡を検出し、土が裏を調査、周辺で陶磁器類や銅製のヤカンなどが出土している。南側にあたる上福島中町遺跡においても同様な遺構の存在が予想された。
- 2) 萩原 遼 1986 『浅間山天明噴火資料集成』II
- 3) この洪水層に埋没した建物、畑、道は約40cm下で検出されている。天明3年の面で確認された建物についても殆どが、洪水層の上に新たに建てられたことがわかっているが、VII区2号建物については罹災前の礎石を用いて再建していることが判明。

使用した図版および写真は群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第318集「上福島中町遺跡」2003より加筆転載。

引用・参考文献

- ・「玉村町の遺跡」1992 玉村町教育委員会
- ・群馬県立文書館 1983 浅間焼けの古文書展「かきのこされた被害の実相」群馬県立文書館特別展
- ・歴史公論 1983 「江戸時代の村」通巻95号第9巻10号
- ・歴史公論 1984 「近世の考古学」通巻99号第10巻2号
- ・玉村町誌発行委員会 1991 「玉村町の建造物」玉村町誌別巻田
- ・玉村町誌発行委員会 1992 「玉村町史」通史編 上巻
- ・渡川市教育委員会 1993 「中村遺跡」関越自動車道（新潟線埋蔵文化財発掘調査報告書）
- ・嬭志村教育委員会 1994 「埋没村落 嬭志村発掘調査概報」一よみがえる継命寺一
- ・「天明の浅間焼け」1995 群馬県立歴史博物館
- ・井上公夫 1995 「浅間山天明噴火時の鎌原大砂流から泥流に変化した土砂移動の実態」こういふフォーラムNo.4
- ・古澤勝幸 1997 「天明三年浅間山噴火による吾妻川・利根川流域の被害状況」群馬県立歴史博物館紀要 第18号
- ・井野修二 1999 「利根川の支流と民俗」群馬文化第257号
- ・群馬県埋蔵文化財調査事業団 2000 「遺跡は今」発掘された天明三年畑の特集 第16号
- ・小川町教育委員会 2000 「重要文化財 吉田家住宅その修理と調査の記録」
- ・原 真・中島直樹 2001 「埋没河川の景観復元」研究紀要19 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- ・中里正雄・中島直樹 2002 「江戸時代後期の埋没建物」群馬考古学手帳12
- ・群馬県埋蔵文化財調査事業団 2003 「遺跡は今」—上郷原遺跡の調査—
- ・群馬県埋蔵文化財調査事業団 2003 「上福島中町遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書 第318集
- ・群馬県埋蔵文化財調査事業団 2003 「久々戸遺跡・中郷日遺跡・横塚遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書 第319集

群馬県内出土の三田青磁

黒澤 照弘

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1. はじめに | 4. 三田青磁の特徴と出土三田青磁 |
| 2. 三田焼と三田青磁 | 5. おわりに |
| 3. 三田青磁出土遺跡 | |

— 論文要旨 —

群馬県内の遺跡より出土する近世陶磁器は、在地系のみならず多くの陶磁器生産地より搬入している。国内陶磁器生産地を考えても、肥前や瀬戸・美濃、京・信楽など、多様な地域で生産された陶磁器が県内に搬入していることが確認されている。しかし、現在の兵庫県三田市で生産されていた三田焼についての確認例は無く、前橋城北曲輪遺跡で出土するまで県内へは流通していないと考えられていた。

本稿では、前橋城と高崎城の城郭址より出土した三田青磁2点の資料を考察する。出土した三田青磁を観察、三田青磁に共通してみられる特徴とともに併記し、今後、出土例増加が予想される近世陶磁器の比定にも資したいと考える。

キーワード

- 対象時代 近世
対象地域 群馬県
研究対象 三田青磁